

会 議 録

会 議 の 名 称		第2回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会			
開 催 日 時		令和2年8月6日 開会 13時30分 閉会 16時50分			
開 催 場 所		つくば市役所 職員研修室			
事務局（担当課）		教育局教育総務課			
出席者	委 員	宮寺 晃夫	委員	根津 朋実	委員
		上田 孝典	委員	長橋 進也	委員
		和田 雅彦	委員	額賀 敏行	委員
		鈴木 孝至	委員	宮本 由美子	委員
	そ の 他				
	事 務 局	教育長	森田 充		
		教育局長	吉沼 正美		
		教育局次長	中山 隆		
		教育局次長	貝塚 厚		
		学び推進課長	江尻 佳之		
		教育総務課長	笹本 昌伸		
		教育局企画監	澤頭 由紀子		
		教育総務課長補佐	山岡 めぐみ		
		教育総務課係長	青木 孝之		
		教育総務課主任	谷沢 潤一郎		
		教育総務課主事	田崎 智也		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数	1 人
非公開の場合はその理由		—			
議 題		1 第3期つくば市教育振興基本計画策定の進捗と枠組について 2 今後のスケジュールについて 3 その他			
会議録署名人			確定年月日	年 月 日	
会 議 次 第	1 開会 2 教育長あいさつ 3 委員紹介 4 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり） 5 その他				

<議事録>	
笹本課長	それでは、定刻を過ぎましたのでただ今から始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます教育総務課長の笹本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは第2回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。本日委員全10名のうち8名の参加をいただいております。委員の委嘱状につきましては各委員のお手元にお配りさせていただいております。時間の都合上交付に代えさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは開会に当たり、森田教育長に御挨拶をお願い申し上げます。
森田教育長	皆さん本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第一回ときには教育局長という形で紹介させていただきましたが、12月25日に前門脇教育長の後を受けて教育長に就任いたしました。門脇先生の後任ですので大変プレッシャーも大きいのですが、精いっぱい頑張りたいと思っております。 自己紹介させていただきますと、私はもともと教員で、竹園東小学校で新規教員となったわけですが、その後に学校をいくつか回り、平成20年に大曾根小学校の校長を務めた後、9年間県の教育委員会に勤めて定職を終えたというところでございます。9年間のうち2年間は義務教育課長を務め、3年間学校教育部長を務めさせていただいて、自分でも思い出に残る仕事をさせていただいたというところでございます。その後、つくば市教育局長と、そして教育長として務めますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。 現在はコロナウイルスの感染拡大ということで、3月は休校、学校が休みになったわけですが、何とか力を合わせて進んできたわけですが、4月になって辛かったのは顔を合わせたことがない状況で、そのような中でたった一回だけ顔を合わせてその後休みの間子供達を指導しなければならないという、この大変さは非常に先生方にも御苦勞をかけたなと思っております。それについてはホームページでの課題発信やメールでのやりとり、電話と実際の家庭訪問と様々な手段を使って子供たちをフォローしてまいりましたけれども、約3%の家庭では家にPC環境とかインターネット環境がな

	いということが分かりまして、G I G Aスクール構想を前倒しして機器を調達して、そのような家庭に貸出をするということで進めてまいりました。7月末からZoomの接続テストを行って家庭での接続を確認しているところです。今後もオンラインの活用なども含めて考えていかなければいけないと、昨日は教務主任を集めて実際の運用はどうするかという研修を進めたところでございます。 そのようなことも含めまして、教育振興基本計画策定ということを考えなければいけないということで宮寺委員長からも御指導いただきながらこれまで調整を進めてまいりました。委員の皆様にはメーリングリストを活用しての意見交換なども行っていただきまして、対面での会議が開催できないなかで協議に御協力いただいて本当にありがとうございます。本日はこの計画の枠組の部分を中心に決めていければと思っております。教育大綱の主体的に対話的で深い学び、教えから学びへということを意識しながら、宮寺先生と事務局で打合せを行いながら今日の原案を整えたということになっております。 皆様から忌憚のない御意見をいただいて、より良いものにしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
笹本課長	ありがとうございました。それでは続きまして委員紹介に入りたいと思います。今回新任の委員がいらっしゃいますので、改めまして委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では委員長から。
宮寺委員長	それでは資料の2枚目、委員の名簿があります。これを上から順番にご自己紹介をお願いしたいと思います。私は宮寺晃夫であります。よろしくお願いいたします。
根津委員	名簿で見ますと2番になります、根津朋実と申します。3月まで筑波大学に勤めておりましたが4月から所属が変わり早稲田大学となっております。よろしくお願いいたします。
上田委員	筑波大学に勤めております上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

宮寺委員長	4 番の加藤委員と 5 番の小野村委員が都合で欠席であります。それでは 6 番長橋委員、お願いいたします。
長橋委員	つくば市 P T A 連絡協議会の会長を務めさせていただいております、長橋と申します。よろしくお願いいたします。
和田委員	名簿の 7 番、学校長会を代表しまして、和田雅彦です。桜南小学校に勤めております。よろしくお願いいたします。
額賀委員	名簿の 8 番、つくば市教頭会を代表しまして、手代木中学校教頭の額賀敏行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
鈴木委員	名簿の 9 番、つくば市の教務主任会代表を務めさせていただいております、谷田部南小学校の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
宮本委員	名簿の 10 番になります、つくば市の幼稚園園長会長を務めさせていただいております桜南幼稚園の宮本と申します。よろしくお願いいたします。
笹本課長	続きまして副委員長の選出になりますが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。副委員長につきましては昨年度の委員である土田委員が交代されまして、現在は副委員長が空席となっております。委員会の設置要項第 5 条に委員会に副委員長を置くとなっております、委員の互選によって定めることとなっております。新しい副委員長についてどのように選出するか、御意見を頂戴できればと思います。
宮寺委員長	事務局のほうから推薦していただけませんか。
笹本課長	事務局案ですが、副委員長につくば市学校長会長、桜南小学校の和田委員にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。 (拍手)

笹本課長	ありがとうございます。それでは協議のほうに入らせていただきます。委員会設置要綱第六条第一項の規定によりまして、これからの協議の進行につきましては委員長の宮寺先生にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それではこれから協議に入りたいと思います。とはいえ第1回目は昨年12月19日でありまして、それ以来半年以上経っての第2回目の対面式の会議であります。 この期間に委員の先生方にメールを通して御意見を伺ったり、それから私自身が何回となく事務局と意見調整などさせていただいております。そのような経緯があり、昨年12月以来つながっているのですが、しかし今回新たに委員になっていただいた方もおられますし、また引き続き委員をお願いしている方々にももう一回この策定委員会の役割を確認したいと思います。お手元の配布資料の中で今年の5月12日付の資料を取り出していただけませんか。第1回策定委員会の議事録から各委員の意見を私の読み取る範囲内で抜粋したのになります。第1回策定委員会の議事録は公開されており、誰でも見ることができます。 この資料は後ほど御覧いただくこととして、同じ資料の二枚目から確認をしておきたいと思います。この策定委員会がどのような趣旨で設けられているかということで、委員会の設置要項が定められております。要項の第2条によりますと、この委員会の所管事項は次のとおりだと示されております。1番が「第3期つくば市教育振興基本計画の策定に関すること」2番が「その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること」、要するに私たちの使命は第3期つくば市教育振興基本計画を策定すること、それが私たちの役割であり責任であります。それに付随して必要な事項についても意見を取りまとめるということが私たちの、この委員会の役割であります。 つくば市の教育振興基本計画は過去に第1期、第2期と作られており、今回が第3期目であります。教育振興基本計画は教育基本法に規定されていて、国としての教育振興基本計画を策定し、内閣によって承認されなければならない仕組みになっており、それに準じて都道府県、各自治体でも策定するという法的規定があるわけでありまして。

	国レベル、県レベル、市レベルのそれぞれの権限、それぞれの守備範囲のなかで策定されることになるわけですが、第1回の委員会で確認されましたように、できるだけつくば市独自の基本計画を策定したい、策定してほしいと当時の教育長から示されましたし、委員からもつくば市独自の基本計画を作りたいという意見が多く出たわけであります。 そのような作業に取り掛かろうとした矢先に、年が明けて以来今日まで至るような異常事態が発生してしまいました。会議を開くことができなくなりましたので、メーリングリストを作って各委員の方々に意見聴取と共有を図り、できれば共通認識、共通理解を得たいということで、メーリングリストから各委員に質問をしました。 各委員に対する質問のほかに、共通の質問としてこのように質問しました。資料の下部分3行ほどのところですが、「いわゆるコロナ禍は社会生活にどのような影響を及ぼしている、または今後及ぼしていくとお考えですか。基本計画の策定への影響を含めて述べてください」とお尋ねしております。 この質問の趣旨はこのようなことです。第3期の基本計画を策定するに当たり、第1期、第2期の延長線上、第1期、第2期からバージョンアップするかたちで第3期の基本計画を作るのでありますが、ただそれを引き継ぐだけでなくその時々々の教育現場の取組や社会的な側面を考慮して加えなければならないだろうと。早期に解決する問題であるならば、今の事態を考慮せず飛び越えて計画を策定することも可能ですが、どうしてもそのようなことにはならない、見通しが立たない状況ですので、今の事態を踏まえて第3期の基本計画を立てる必要があるのではないかと、もしそうであるならば、現在の事態をどのように計画に反映させていくかということでお尋ねしたわけであります。 これに対して、幸いと言っては語弊がありますが、各委員とも今回の事態を深刻に受け止めているようで、この問題を踏まえた上で基本計画を立てるべきだという共通認識が得られたように私は思いました。各委員から寄せられた御意見は逐次メーリングリストにアップされ、委員の間で共有してきた、ということです。 さて、それがこれまで第一回以降の経緯であります。私自身委員長として各委員の方々から意見を聴取し共通理解が得られたということに加えて、本日の会議に向けてそこに提出するための枠組

	作り、どのような枠組で御検討いただくのがよろしいのかということで、教育総務課の方々と何度となく協議してきました。今日これから会議で御検討いただくのは基本計画の基本的な枠組の事務局案、ある程度まとまりました案をこの委員会で御検討いただきたいと思います。先走るようなかたちで申し訳ないのですが、できればこの案について皆様に御検討いただき、修正点などを議論いただいた上で、枠組案については了承を得たいと考えております。提案のとおり認めてほしい、というわけではありません。この案について議論し、修正点なども挙げていただき、その修正についても委員会内で了承を得て、枠組をこの委員会のなかでまとめさせていただきたいと考えています。と申しますのも、枠組が整った上で、お手元に「第２期つくば市教育プラン」という立派な冊子がございますけれどもこれが第２期の冊子ですね、この冊子の第３期版を作らなくてはならないと。第三回の会議以降は冊子の原稿について検討する作業に移していきたいと、そのような所存であります。 また、話が戻ってしまって恐縮ですが、私たちがこの基本計画を考えるに当たっての大元になるもの、準拠するものとして、つくば市教育大綱があります。つくば市教育大綱は今年の３月に正式に認められて、効力を発揮しているものなのですが、これを作るために総合教育会議を設け、市長、教育長を含めた教育委員の方々と２年間に渡ってかなり細かい議論をした上で出来上がったものです。これを作るための総合教育会議の議事録も公開されておりますが、私たちが取り組んでいるつくば市教育振興基本計画は、つくば市教育大綱を具体化したもの、また具現化していくものです。私たちが作る基本計画の元はつくば市教育大綱であり、これをいかに具体化、具現化していくかということで、私たちは基本計画の策定という課題を仰せつかっているのであります。 以上、これまでの経緯について取り急ぎ説明しましたが何か質問などはありませんか。 よろしいでしょうか。それでは早速ではありますが、配布資料の中で別紙１、２というとても大きなプリントがありますので、それを見ながらこれから御検討いただきたいと思います。資料中、黒で印字されている文面は一番最初に教育局の方で作っていただいた、計画の枠組であります。この枠組については第１回の委員会で配布したもので、重ねて赤で記載されているのは宮寺の私案と書きまし

根津委員	たけれども、私の案という意味の私案というほどのものでもなく、私だったらこのような表現なんじゃないかなという試みの案、試案を書き出したものであります。ですので、別紙1は事務局の原案と宮寺の試案の2つの案だと御理解いただけたらと思います。さらに別の資料に、事務局の原案と宮寺の試案をすり合わせて事務局の最終案というかたちで示しているのですが、変更点については黄色で示しております。 以上の経緯で基本計画の枠組が出来上がったわけですが、教育局の最終案は第3案と呼びましょうか、これを御検討いただき、策定委員会としてどう修正して承認するか、今後次の作業に取り掛かるためにも、冒頭にも申し上げたように今日は枠組について確定したいと思います。以上が本日議論いただきたい中心点になります。 それでは、この計画の枠組について原案なども含めると3つの案が出ておりますが、特に事務局の最終案について質疑や意見交換をしていただきたいと思います。これについては私が答えたり、事務局、教育長もおられますので教育長に御意見を伺うことにしていきたいと思います。 どうぞどこからでも結構ですので、計画の枠組について意見交換したいのですがいかがでしょうか。お願いいたします。 すみません、失礼します。では事務局は最終のほうでいくつかちょっと言葉の確認をさせていただきたいのですけれども、この基本方針・基本目標の三つについては特にこれでよろしいかと思うのですが、基本方針3ですかね、学びの場の感染症対策を徹底すると。これは当然今の状況を踏まえてこのようなふうになっていると思うのですが、感染症以外にも例えば各種の災害や非常事態ということまで広げればもう少し別な言い方もあるだろうなという気がするのです。台風ですとか通常の登校ができないような事態ですね、それこそ大きな地震ですとか。そうするとそれが起こったときにまた新たな日常ということになると思いますので、ここで感染症というのに限定する理由は何なのかなというのが素朴に思ったところなんです。右側の主な取組を拝見しますと、ここも感染症のことがかなり中心なのですけれども、むしろそのひとつ上ですね、施策の2で言えば健やかな体の育成のところにある防災教育の推進というところも、実は今のような見方からすれば重なるところであり、非常

	事態というか、通常の登校ができない場合も想定した学習の場をどういうふうに提供するかという観点からすればそれは感染症であっても災害であっても同じかなと思ったので。 そうなるちょっと飛ぶのですが基本方針7ですね、ここに遠隔授業を実現するシステムを構築するとあるのですが、ここの結びつきがあってもいいのかなというふうに思うのですね。一連のものとして見たときにGIGAスクール構想やICT環境積極的な整備はここに出てくるのですけれども、重複しても私はいいと思っていますので、例えばこのGIGAスクール構想がその学びの場の感染症対策を徹底する中にも当然それは入ってくるだろうと思います。さっきご説明ありましたとおり実際そのように施策も動いているわけですから。あるいはすみません、行ったり来たりですが施策3家庭の学習環境の充実ですね。ここでは主な取組としてつくば未来塾チャレンジングスタディ授業、教育にかかる経済的な支援とありますけど、ここに先ほどお話いただいたICTのことが当然入ってくるわけですね。学べるための環境整備、家庭への学習環境の確保提供というところも入ってくると思いますので、あまり取組と一対一対応でなくてもいろいろなところに絡んでいるというのがひとつあるのかなということです。 次にですけれども、これは私の専門がカリキュラムというところですので基本目標2の基本方針5の施策1ですね、カリキュラムマネジメントとありますが、これは行政の言い方からすると必ず間に「・」を入れるというところでカリキュラム・マネジメントと表記するのが良いかと。文部科学省は非常に徹底していますので、これは「・」がないと全然違う意味が出てくるといいますか、2017年の学習指導要領では「・」を入れて使うというのが学習指導要領のひとつの形ですが、研究の世界ではもう20年以上この「・」なしで使っているというケースがありますのでこれは行政の言い方に合わせるのであれば・を入れた方がいいだろうなということです。カリキュラム・マネジメントといったときにこれは教職員の支援という側面ももちろんあるのですけれども、もうひとつ重要なのは教育の質の向上というところですので、それが取組として挙げられているものが教職員研修の充実人材育成うんぬんというところは、何となく学校の教育活動の質の向上進歩するための施策は他にもありそうだなあというふうに漠然と思った次第です。

	最後にですけれども、つくばスタイル科のことがここで出てこないのはどうなのかなってというのがちょっと今気がついたのですけれども。主な取組の中にそれがないのですね。この計画の枠組の中でつくばの名前がついているつくばスタイル科というものをどのように位置付けていいのか、また細かいところではすけれども基本目標 1 基本方針 1 施策 1、その右側に幼保小中高の連携とあるのですけれども、市立高校はないですね。そうなったときにその高校って具体的にどういうところをお考えになっているのか、大学は大学でまた下のほうに別に出てくるわけですね。大学・民間との連携の推進というところですね。この辺りの整合性も取っていただければというのが私からの意見です。雑駁ですが失礼しました。
宮寺委員長	ありがとうございました。雑駁どころか、専門家ならではの御意見をいただきました。どういたしましょうか。まず事務局側のほうで御意見があったらいただきたいですが。その結果も付随して他の委員の方々、今の根津委員の意見についてお考えがありましたらお聞かせ頂けませんか、はい、どうぞお願いします。
額賀委員	額賀と申します。全部自分で詳しく資料を読み込んでいるわけではないのでちょっと視点がずれていたら申し訳ないのですが、先ほどつくば市独自というお話があったかと思うのですが、これまでに、教育長が自己肯定感、自己有用感というものがやや低いのではないかという、これはつくば市だけではないと思うのですが、この課題というものがいくつかあるかと思うのですが、そういったところをどこに盛り込むのか、基本方針なのか、そういったところをちょっと検討してもいいのかなというのが思い当たりました。それともうひとつが不登校対策で、教育相談の充実とともに不登校対策の充実というのはあるのですが、その不登校対策については今、根津委員がおっしゃったようにひとつのところにリンクさせるのではなく、他のところにもリンクさせてもいいのかなという思いもありました。ただ具体的にじゃあそれがどこだということは今ここで私も判断できないものですから、そういった視点もおいていただければと思います。以上です。
宮寺委員長	どうぞ引き続き御意見をお願いいたします。

長橋委員	長橋です。まず先ほどあったように幼保小中と一番上の主な取組に書いてあるのですが、つくば市は持続可能な教育というので小さいころからその教育に取組む教育を充実させていこうという取組だと思うのですが、ここで話し合うのは市立の幼小、小中の話なのか、教育全体の話なのかというのがちょっと見えないと御指摘があったとおりでと思います。教育大綱の教育総合会議でも申し上げたのですが、県は中高一貫で舵を切ろうとしているところをつくば市は小中を充実していきましょうということでやっているのですが、この辺りの整合性がよくわからないので、つくば市は小中で行きます、というところで力を入れているところが見えるような何か欲しいなと思っています。また、幼と書いてあるのですが、実際には私立の幼稚園や保育園があるかと思うのですが、こちらとの間でも連携を行っていかなければいけないのじゃないかなと思います。 別なところですがＩＣＴの話があったのですが、つくば市は１人も取りこぼさないようにということだと思うのですが、動きが非常に遅いなと感じております。Zoomのテストを先月にやっていたのですが、近隣のところ、つくばみらい市では休校中にZoomを使ってホームルームをやっていたということを聞いています。全員がそこでつながらなくてもいいと思うのですよね。とりあえず繋がる御家庭だけZoomでホームルームをするので、繋がらなかったところは個別に電話するといったような対応でもいいと思うので、まずはそのフットワーク軽くやっていきたいと思います。何か他にも申し上げようと思ったのですが、ちょっと思い付かないので以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。引き続きお願いいたします。根津委員が最初口火を切っていただいて、各委員からそれぞれのお話しが出てきたと思いますが、この延長で関心のあるところで切り込んで頂きたいと思います。上田委員、お願いいたします。
上田委員	失礼します。メーリングリストの中で宮寺委員長を中心に委員の先生方の御意見を拝見させていただいたのですが、宮寺委員長のほうからその全体計画の目標にあたる部分、第２期であればこの教育日本一を目指してというこの鏡の部分はどうするのか、どういう言葉でまとめたらいいいのかという投げかけがありました。この基本理

	念にあたる部分なのかと思うのですが、夢に向かって世界のあしたを拓く人づくり、非常にきれいな言葉でまとめられているなど思うのですが、じゃあこの言葉が一体何を意味しているのかということとどこかで説明しておく必要はあるかと思うのですよね。第2期の教育日本一を目指して、という文言ですが、この教育日本一が何を意味しているのかということを見てもどこにも書いていないですよ。そういった意味ではきれいな言葉を並べるというよりは、そこからひとりひとりがイメージできるような教育を我々のほうで示していく必要があるのかなとも感じました。 それから枠組の作り方としてなのですけども、まず基本目標を三つの柱で建ててあります。この三つの柱でひとつ目が個の力を最大限伸ばすということで、これはつくば市の教育プラのですからつくば市の市民住民の方々が乳幼児～小学生、中学生、高校生、大学生、それから大人に至るまでそれぞれが個の力をどういうふうにしたら伸ばせるのか、あるいはその個の力とは何かということで、例えば政策のほうでは主体的、創造的な学びとか、あるいは乳幼児の教育の充実とか健やかな体とかですね、豊かな心とかそのような個の力に関したものを基本方針として分節化していく、そしてさらに具体的な政策に落とし込んでいく。2つ目としては学びの多様性ということなので、個の力を伸ばすための環境整備ですよ。じゃあそのような個の力を育てていく、伸ばしていくためにはどういう条件環境が必要なのかということで、おそらくICTであるとか学校の施設の問題であるとかあるいは地域におけるそのような子供の居場所であるとか、あるいは大人たちが集える場作りですとか、そのようなことが政策や具体的な方針として細分化されていくだろうと。目標の3はそのようなものを全体としてつくば市として考えていったときに、つくば市を構成する個人集団あるいは組織そういったものがそれぞれどんな役割を果たすべきなのか、あるいはそれぞれが連携協力しながらどのような取組を発展させていくことができるのかというようなことについて、具体的な方針として落とし込んでいくというようなかたちで三つの柱の基本目標を立てていくときにそこから具体化に向けてどのような方針立てが必要になってくるのか、どのようなコンテンツがその中に含まれてくるのかというようなかたちで議論していった方がいいのかと思います。具体的な取組や教育大綱との対応は先ほどから出ていますように、お

	そらく具体化していけばいくほど重複してくる部分もあるし重なってくる部分もあるので、その辺りは全然問題ないかと思うのですが、むしろその目標から方針、施策といったところがある程度コンセプトがきちんと示されてくるということのほうが重要なのかという感想を持ちました。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。引き続き御意見お願いいたします。委員の方に通り意見をいただこうと思います。和田先生、お願いいたします。
和田委員	はい、この枠組なのですけれど、これまでつくば市教育プラン第2期までは、学校というものがこれまでずっと続いてきた人と人、教師と子供、そして子供と子供、それから子供と保護者とそして地域全体というような、人と人とのつながりを大切にしながらやってきたものがベースだったのですけれど、今回宮寺委員長から提案もありましてこの新型コロナウイルス感染の影響を踏まえて考えると、今まで当たり前にグループ学習をしてきました。今まで組んずほぐれつというか、絡み合って体育の授業などをしてきました。そのようなことができないなか、それをどのようにベースとしてここに盛り込んでいくかというのを考えていました。 感染症対策に傾くことで、本来の子供が関わりながら学ぶところが抜けてしまっはいけないのではないだろうか。例えば今回つくば市では修学旅行や遠足など、大切な体験学習を中止にしている実情もあります。その代わりにどのようなものを子供たちに身に着けさせるのか、これまで当たり前だと思ってきたことを、視点を変えて、これまで同等かそれ以上の体験を積ませたい、子供たちに身につけさせたい、それを遠隔授業によってとか、ズームによってとかいろいろな言葉はあるのですけれど、先生方がこれを見たときに、あるいは保護者が見たときに、このようなふうやっていくんだというような、分かりやすいものを作れたらいいなと思っています。まだちょっと漠然としているのですけれど、このまま学びの場というものが対人関係が離れた状態だけで進んでいくことがないようにこの後令和3年からの5年間を見据えて、しっかりとここで何らかの言葉はどうしても組み入れられたな、と思っています。以上です。

宮寺委員長	ありがとうございました、それでは宮本委員お願いいたします。
宮本委員	幼稚園のほうでは幼児数の減少によって、ここに書いてある個と集団という形で個別と双方向の学びというふうに書いてあるのですけれども、人数が少なくなってくると学ぶ力が育たなくなってくる、集団でも協同性が少なくなってくるなという感じを受けています。そしてまたこの感染症によって子供たちが、距離を取りながら、どのような遊びに向かっていったらいいのかな、といったところを考えながら今保育をしているのですけれども、新たな日常というところでも、視覚的に入るところから幼稚園は進めていくけれども、どうしてもだめだよとかちょっと離れようねとか注意すると楽しくはなくなってしまうので、そこをどのようにしながら進めていったらいいのかというところも幼稚園での課題かなというところがあります。いろいろなところを総合的に教育していくというところで、幼稚園は小学校のように国語です、算数です、体育ですという科目がないので、全て日常の生活の中で遊びを通して学んでいくというところがありますので、その辺が難しいところだなと思っています。 そして先ほど教職員を支援するというところで、基本目標の2の基本方針5のところなのですが、幼稚園の教員もどんどん若い二十代の職員が多くなってきて若手だけで構成しているようなところもあるので、このカリキュラム・マネジメントや教職員の質の向上とかその辺が大きく、関わってくるのかなと。三十代になってきますと産休とか、四十代ぐらいの職員が育休とかでまた少なくなっているんで、カリキュラム・マネジメントを考えると若い先生をどう育成していくのかというところが出てきて、それが子供たちに反映されて、質の良い保育に関わってくるのかなと思っています。ちょっとまとまりませんが以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。ひと通り委員の方々からいろいろな御意見を出していただきまして、そうしますと……。
鈴木委員	少々よろしいでしょうか。私はまだ意見を述べていなかったのです。

宮寺委員長	すみません、失礼しました。どうぞ。
鈴木委員	ありがとうございます。自分は教務主任ということで、昨日コロナ対応という部分についていろいろお話を、各学校の対策であったりとか、保護者の方のアンケートを取りまとめた分析などをしたのですが、その関連ということですと、オンライン等での学習についての意見はおおむね良好、満足的な意見が多かったのですが、どの学校でもある程度親御さんの負担が多いんじゃないかと。子供だけでは課題として適切ではないんじゃないかという意見が結構見られてまして。その意見を受けて自分たちも自分の学校だったり、他のグループで協議したときに、少し言い方が失礼になってしまうかもしれないのですが、課題を出すことが目的みたいなかたちになってしまった部分があって。 本来の教育の目的、学習とはいったい何のためかというところが抜けて、教科書のこの部分をとか、このような動画を、というかたちになってしまったのですが、もう一度自分たちで見直した上で日ごろの教科と当たらなくてはいけないんじゃないかと。あと課題に対して、少し細かい話になってしまいましたが、保護者が面倒を見るとなったときにその部分に対しての手当というところまでは考えが及ばずに課題が出てしまったので、もし今後、昨日は第2波に備えてというお話だったのですが、その中でもし課題を出すのであれば、子供たちだけでなく保護者に対しても困ったことがあれば受ける体制を作ったり、どちらがやるということではなくて、保護者と学校の方で協力しながら子供の成長を促すようなものが必要ではないかという話になりました。 話がそれてしまったら申し訳ないのですが、自分はどちらかというと中学校での教務の経験が長かったので、保護者の方といろいろと接していくなかで、例えば不登校であったりとか、高校に入ったけれどもそのあと苦労した親御さんの話を聞いたときに、この教育大綱でもありますけども、幸せな人生とその定義、例えばその学歴だけではないでしょうし、生きる力というか、自分の思っている環境でなくても壁を乗り越えていけるような力であったりとか、そのようなものの育成というのを小さいうちから積み重ねていかないと。幸せの定義が難しいと思うのですが、その辺を親御さんと教員で共有できて、その中で例えば大人だけが先走るのではなく、子供

	と対話をしながら、子供にも問いかけたりしながら、その中で自分が何を選択していくかというの必要なのかなというのは、最近凄く感じております。 ですからこの枠組の中でどこどこに、といういろいろあると思うのですが、その辺の部分と、この一番最後の下のところですかね、教育基本目標3の基本方針10のところの家庭教育というところで、これも以前にある親御さんに言われたのですが、学校のときは子供のいろいろなトラブルがあったときに相談できる機関があると。大学を出て大きくなってからなかなか社会にうまく適応できなかったという話で親御さんに言われたのですが、その時はどこに相談したらいいんだろうと。結局、それは行政じゃないのですかと自分も伝えはしたのですが、ちょっと勉強不足で……。学生のうちであれば学校に相談したり、こうやって先生と話をして少しでも気持ちに余裕ができるし、子供にも対応してもらえると。ただ大人になってもし万が一そうなった場合の対応の機関とかそのようなものとはどうなのでしょうという話になって、私もちょっと分からないのですが、多分市や行政にもあると思うのですという話だけで終わってしまったのですが、そこでもその後にその子にとって幸せな人生とは、それは一体どういうものなのかという話も出たので。少し雑談になってしまうのですが。自分は以上です。よろしくお願いします。
宮寺委員長	鈴木先生ありがとうございました。一通り御意見いただいた上でしたので、長橋委員にはお待ちいただいてしまったのですが、追加の御意見をお願いいたします。
長橋委員	すみません、何を話していいのかわからなかったのですが、一回目の記録をいろいろ踏まえて言いたいことがあったのですが、5点ほどありまして、先ほどの意見に加えてつくばスタイル科という言葉が出てくるのですが、確か前回のところでは持続、さらに発展して継続するようなことが書かれていたのですが、保護者の印象としてはあまりうまくいっていないんじゃないかなという印象を持っています。先生が結構苦勞して課題を探している状況で、私自身は、芸能人の方がおっしゃったと思うのですが、自分が楽しいと思うことを教えるのは、その教えること自体を楽しんで教えることができる

	と。そのとおりだと思います。学校の先生にもいろいろ趣味があると思うのでそういったことを発展して教育に取り入れていったらどうかなと思って。自由にこのような課題をやるんだとか、例えば何かの方針に従ってやりなさいということではなくて、先生が本当に興味を持っていることを教えるという、そのような授業があってもいいのではないかなと思います。 それから不登校対策と書いてあるのですが、教育大綱も、この計画の策定したものも、うまくいった場合の目標みたいなものを定めているのですが、実際にはその手からこぼれてしまう子がいると思うのですね。自分自身が手からこぼれてしまった子だったのであまりいい表現ではないと思うのですが、手からこぼれてしまったのではなくて例えば個性があるとかそのような言い方をすると思うのですが、そういった子がうまく伸びていける場所、私はたまたまそのようなものが生かせる仕事に就いたので良かったのですが、そのようなところに就けないと、世間から見るとこぼれたことになってしまうので、そういった人を、子供をしっかり教育していくことが必要じゃないかなと思います。もう少しそのようなことを書いていいのかなと思います。その中で前回のところに自己肯定感の向上ということが書いてあったのですが、自己肯定感を向上することによって成功することは間違いないといろいろな方が仰っているのですけれども、肯定感を持ってない子に対してどうしたらいいのかということがあまり書いていない。自己認知によって失敗を認知するとか、誰でも必ず失敗しますよとか、失敗は成功につながりますよということを教えると書いてあるのですが、それでも自己肯定感を持ってない子というのはいっぱいいると思います。そのような子に対してはどういうふうに教育していこうという事が書かれていないので、その辺をしっかりやっていただきたいなと。私が聞いた話では、例えば、目標に向かって何かをやるときに僕は友達のようににはできないということで自己肯定感が低くなったのですけれども、そうじゃなくて友達のようににはできないけれども他の子と同じようにできる、それだけは、そこをしっかり自分としては充実していこうと思うことが自己肯定感になると、そのように聞いたことがあります。そういった教育ができれば、どうしても学校教育を今変えようとしているところで、その前の教育はみんな足並みを揃えてやっていきましょうということなので、そのようなものと違う、助ける

宮寺委員長	べき肯定感を踏まえましてですね、肯定感の低い子を助けるような指導というのがなかなかできなかったのかもしれないですが、その辺を少し充実していただきたいなと思います。 あとは科学の街の特性をいかした教育の推進と書いてあるのですが、市長がつくば市は科学の街であってその科学を生かして教育を推進していきたいと強く仰っていたのですが、非常に期待をしていたのですがあまりそれが実現できているように感じていません。私は研究所に勤めていますので、そのような側面からしか言えないのですけれども、例えばつくば市の小中学校の子供たちに見学に来てもらえれば、いろいろなことが教えられると思います。研究所で働いている人みんなが大学を出ているわけですが、必ずしも名だたる大学ではないといけないということはないのです。東大とか京大とかそのような大学ではない人がかなり、いやもうほとんどです。なので大学に行くというのは、研究所で働くに当たっては当たり前になってしまうのかもしれないですが、ただ、研究所に行こうという目標を持って勉強していけばここに来られるんだよ、そのようなことぐらいは教えられるのではないかなと思います。以上です。 ありがとうございます。私の協議の進行について、枠を設けなかったせいもあって、各委員から本当に自由な意見を出していただいて、正直申し上げて意見が分散しているかなという感じがいたしております。もう少し私のほうからまずこの点を、次にこのテーマというふうに進行しても良かったかなと反省しているところであります。 ただ第1ラウンドとして自由に思っていることを委員からお出しいただいたという意味で、いろんなアイデアがここで私たちのテーブルに乗せられたように思います。ただここで出た意見をどのようにこの枠組のなかに落とし込むかということになると、困難な仕事になるかなと思っております。 さてこれから、ひとつひとつ項目を設けて意見を伺いたいと思います。順番に従いまして、先ほど上田委員からも御指摘がありましたが、基本理念についてこれがどういうイメージでこのような形になったのかという、この言葉をもう少しイメージ豊かにした方がいいのかというような御意見かと思うのですが、事務局案の最終案として夢に向かって世界のあしたを拓く人づくりということが示さ

	れているのでありますが、まず順序として全体の基本理念をどういう言葉で言い表すかというところから、御意見を伺いたいと思うのですがどうでしょうか。事務局の案としてこのような理念を示していただいたのですが、事務局サイドでここにはこのようなイメージが込められているんだと説明がありましたら、特に教育長がおられますので教育長からこの基本理念について説明いただければありがたいと思います。
森田教育長	まず先ほど申し上げたように、教育大綱からまず基本がスタートしているというなかで、先ほども議論のなかにありました幸せな人生ということを考えてときに、どんな姿が幸せなのかと自問自答して、自分で夢をしっかりと持って、夢や目標をもって、それに向かって自分自身がどうしたらいいのか、どう計画したらいいのかということを考えながら、実現に向かって自分で努力したり友達と努力したりすることが基本だろうと思っているのです。ですからそれが夢に向かってということ、世界のあしたを拓くというのが最初は未来を拓く、だったのですけれどもこれについては市長のキーワードが「世界のあしたが見えるまち」という言葉がキーワードとしてあることから、未来というのを世界のあしたという言葉に変えてみまして、自分で努力をしながらしっかりと夢を実現する、そして自分自身の目標も達成しながら世界に貢献できるということです。世界中で活躍できるような人を育てたいというようなイメージを込めて作った言葉、文章でございます。 先ほど先生から御指摘いただいたように、何を意味しているのかということ、この言葉の意味というのは一番最初に書く必要はあるのかなということは御指摘いただきながら感じましたので、いま申し上げたことをもう少し文章として整えて書ければなと思っています。イメージとしてはこのようなイメージで作らせていただきました。
宮寺委員長	ありがとうございます。このことに問題提起をされた上田委員、いかがでしょうか。
上田委員	ありがとうございます。基本的には1人ひとりが自分自身の夢を持つということで、何かみんなが共有できるような夢があるわけで

	はなく、また世界のあしたといってもこの世界というのは自分自身の世界ということもあるだろうし、あるいはもう少しワールドワイドな意味での世界というのもあるのでしょうし、私は様々な解釈がありえるとは思いますが、イメージを最初に提示しておくことが必要なのかなというふうに思います。それから夢に向かってということを最初にすると、非常に穿った解釈かもしれませんが、夢がなきゃいけないのか、あるいは夢に向かっていかなきゃいけないのかというような、そのようなニュアンスも感じられないわけではないので、みんながおおいに夢を語りながら世界のあしたを考えていけるような、そのような人になって欲しいという意味でこのような基本理念をみんなの意見を寄せ集めながら検討していけば、非常にいい言葉になるのかなというふうに思いました。
宮寺委員長	ありがとうございました。他にはどうでしょうか。
根津委員	よろしいでしょうか。
宮寺委員長	どうぞ。
根津委員	第2期のほう、つくば市教育プランのところでは未来をひらくとひらがなになっていますね。今拝見しているものは、基本理念のところは手偏の拓くという字を使っていると。読みやすい方といいますか、義務教育段階で読めるのはどちらかなということを考えたのがひとつと、スペースが入っているのですよね、今回のこの基本理念は。拓くと人づくりの間にスペースが入っているのですが、第2期のものを見てもこのようなスペースというのは、何回も使うようなものだとなない方がすっきりするといいますか、あるのかないのかというところですね。どうこうということはないと思うのですが、表記ですとか見た目ですとかこれを子供にどういうふうに説明するのかなというところも少し頭に入れておいていただければと思います。以上です。ありがとうございました。
宮寺委員長	上田委員と根津委員から、基本理念の表現の仕方について御意見が出ました。上田委員は夢といっても、ひとりひとり抱く夢は違うはずで、ひとつの夢である必要はないだろうと、最初の上田委員の

	御意見でも個というものをもう少し重視したらどうか、という御意見を伺ったかと思います。例えばではありますが、この基本理念の表現の仕方について、ひとりひとりが夢を抱き世界の明日をひらく人づくりと、ひらくは根津委員の言うようにひらがなでひらくと。どうでしょうかね、ひとりひとりが夢を抱き世界の明日をひらく人づくり、どうでしょうか上田委員、このような表現で、納得するということおかしいのですが、腑に落ちますか。
上田委員	そうですね、委員の方々の意見をお聞きして、事務局で検討していただければ。
宮寺委員長	森田教育長いかがでしょうか、
森田教育長	そうですね、抱く、夢を持つというところで……。
宮寺委員長	夢を描きにしましょうか。ひとりひとりが夢を描き世界のあしたをひらく。どうでしょうか事務局サイドとしては。
根津委員	最後の人づくりの部分はいらないですか。
宮寺委員長	人づくりはいらない。
根津委員	言おうか言うまいか迷ったのですけども、人づくりというのは何というか、家づくりとかモノを作るイメージがあって、少し抵抗のある言葉だなと思ったのですけれども、前に一人ひとりという文言が入るのであれば、あえて人づくりと言わなくていいというのはひとつの考え方だと思います。
宮寺委員長	委員から意見を出していただだけませんか、ひとつの修正案として一人ひとりが夢を描き世界の明日をひらく、このような文言で基本理念としてはどうでしょうか。
額賀委員	最初と最後に人という文字が続かないほうがいいと思うのですが、どちらかというこのような理念は体言止めが今まで多かったものですから、消化するのに時間がかかっています。

宮寺委員長	事務局サイドとか森田教育長はいかがでしょうか。
森田教育長	子供の姿のようなものを、最終的にこのような子供の姿というのを、今言ったように体言止めで書けばいいのかなと思いながら、あまり言葉が思い浮かばずに人づくりとしてしまったのですが。そのようなことを教育の中で、そのような人となるよう実現していこうという意味で人づくりになったのですが、確かに作るということもそれほどいい言葉ではないなと思いながら考えていました。ですから、あくまでもこのようなことができる子供という表現に、このようなこと、このような姿の子供を、という表現ができればいいなと思っています。
宮寺委員長	ありがとうございます、私が一人ひとり、個ということにこだわるのは、つくば市教育大綱で一人ひとりが幸せな人生をとというふうに一人ひとりということを強調していますので、それを基本理念の方に、基本計画でもそれを反映させたいなという思いで、一人ひとりが夢を描き、世界のあしたをひらくということを提案していきたいと思うのですがどうでしょうか。和田委員いかがでしょうか。
和田委員	自分の考えとしては、つくば市教育大綱にある一人ひとりが幸せな人生を送るためにという言葉を使えたらいいのではないかなと思います。世界のあしたを、という文言がどこに取り込めるか、ということを考えていたんですけども、これとリンクするために、基本理念のところにつくば市教育大綱の一番最初に載っている一人ひとりが幸せな人生を送るためにという文言が載っていたら非常に分かりやすいのではないかと思います。
宮寺委員長	額賀委員、どうでしょうか。この基本理念について御意見があれば。
額賀委員	先ほどもいろいろと御意見があって、幸せになるためには大きな夢でもいいし、実現可能な夢でもいいんですけど、それを実現することが幸せにつながるということを仰っていたので、そのようなことを考えると、夢を描き世界のあしたをひらくという文言で終わってもいいのかなと思えてきているんですけど、〇〇な子供を育

	てるとか、そういった文言をずっと見てきたものですから、その部分がこの表現で落ち着けば、私はこれでもいいのかなと思います。
宮寺委員長	宮本委員、幼児教育についてもこの基本理念でカバーできますか。
宮本委員	大丈夫だと思います。
宮寺委員長	先ほど森田教育長から、夢という言葉を入れたのは教育大綱にある幸せな人生ということの言い換えである、そのような意味を含んでいるんだ、そのようなイメージであるという御説明がありましたが、それを汲み取りまして基本理念につきましては一人ひとりが夢を描き世界のあしたをひらく、ということでまとめたいと思いますがいかがでしょうか。 それではこういうことでまとめたいと思います。これ以降のことについては、いろいろな意見が出ました。どこから取り上げていいのか私はまとめきれないでいるのですが。 今回の第3期のデータについて現在の状況、感染症を背負っているかなければならないというこの状況ですね。 先日出ました文科省からの感染症の対策マニュアルで、その中の一番最初の方に書いてあったと思うのですが、これはここで終わるとか、この問題はここで終わるということはなくて、これからの社会はこれはといっしょに、このような感染症という、問題、一種の災害を背負って、暮らしていかななくてはならない時代になるんだというものがあったかと思います。ですので、ここで皆さんの御意見を伺いたいのですが、先ほど根津委員からも出ましたように、感染症対策という方針、これは事務局の最終案の基本方針3のところでも明記されているわけでありましたが、これをこういうところに位置付けるべきなのか、あるいはもう少し感染症対策を一般化して根津委員が仰ったように防災、災害に対する備えというかたちに一般化して言うべきなのか、あるいはさらにもっと展開すると健やかな体を育成すると、健康教育について、子供の健康を重視するというところまで普遍化する、言い換えれば抽象化することが必要なのか、コロナ対策について御意見いただきたいと思います。 私自身の個人的な意見、一委員としての意見なのですが、この感

	染症という表現を今回この基本方針3に、事務局案に入れていただいたことについて私に責任があるのです。これは一般化、抽象化しないで、基本方針3としてしっかりこの言葉を明記すべきじゃないかと、掲げるべきじゃないかということを私が事務局にお願いしてここに入れることになったわけです。このような形でどぎつく文言を入れてしまったことについてはどうでしょうか。
根津委員	基本方針3と施策の位置が逆かなと思ったのですね。むしろ基本方針として新たな日常への習慣形成をする、その新たな日常は状況によって変わるわけですが、施策として進めなければいけないのは学びの場の感染症対策であると。 より具体的に今回の喫緊の課題であり、私は対面で会議をするのも数カ月ぶりなのです。本当にこのようなかたちで会議をするんだなと思ったのですが、まさにそれは子供個人の問題ではなくて職場の問題でもあるわけです。つくば市でも色々と報道が出ています。今の御説明で感染症と言うどぎついと言えは確かにどぎついですが、現在の状況としてそれを入れるというのはああなるほどな、と思いました。ただそれをこのように入れてしまうと感染症の状況がある程度落ち着いたらどうするのかということを経期的には考えますので、そこは施策と方針との考えなのですかね、次元の違いということを少し気になったので先ほどはそれでお尋ねしたということでした。
宮寺委員長	確かに感染症は第3期の間のどこかしらで収まってくればこんなに取り立てることはないのですが、そうなったとしても次なる新型感染症は出てこないとは限らないので、子供に対して意識付けなくてはならないし、学校も備えなくてはならない。それから保護者とのつながりについても入れなくてはならないので、あえて私は感染症ということについて切り分けたい、かけ離したいと私の趣旨だったのですが、これは防災ということだと災害、地震対策などのなかで束ねると、感染症の問題がちょっと薄れてしまうので。感染症の問題はこう対人関係の問題も生じてくるので、先ほど宮本委員からも出ましたように子供たちと離れなさいということ指導せざるを得ない、こんなことをすると指導が成り立たないけれども、本当は成り立たないんだけどもそのようなことも言わざるを得

	ないこの状況で、感染症が収まったとしても次にあることへの対策は意識づけしておかなくてはならないので。はっきりとこの時期だからこそ打ち出せる方針として基本方針として入れたいと私は思ったのですが。
和田委員	入れる場所なのですけど、基本目標の1というのが社会全体で個の力を最大限に伸ばすとあります。基本目標の2は学びの多様性に対応する場と機会を整え質の高い教育を推進するとあるので、この学びの場の感染症対策を徹底するというのは目標を1ではなく2の方に入れてはどうかという。
宮寺委員長	もう少し説明を重ねてくれませんか。
和田委員	学びの場の感染症というのは、例えば基本方針6の下、6と7の間あたりの学びの多様性に対応することというようなところに移動してみてはどうかなと思ったのですが。宮寺委員長はこの感染症対策を徹底するというのをこの基本目標の1のなかに入れたいということですか。
宮寺委員長	これは私の意見、一委員としての意見なのですが、学びの多様性というときには教育機会の均等法ができて以来、いろいろな学びについて公的な支援をしなくてはいけないという時代になったので、このことを頭においてこの基本方針に学びの多様性などを入れてみたのです。感染症についての意識付けをすること、子供に対する意識付けをすることとは学びの多様性にどう結び付くのかということがまだ私は整理がつかないのですが、どうでしょうか。私の本音というとおかしいんですけども、感染症対策を徹底するというのを入れたことの真意を率直に申し上げますと、その基本方針3の右側を見ていただくと主な課題のところに教職員の感染症対策ということが出てくるのですが、私は感染症対策は教職員だけに課していい課題ではないように思うのです。教職員にそのようなことを、集中的にその仕事をさせるというのは少し過酷かなというので、教職員の、と入ることに私は問題を感じるのです。これは行政としてやらなくてはいけない余地があるし、つまりはお金をかけてやらなくてはならないことです。専門的な別の職員にお願いしてや

	ってもらおうというような、できればいくつかの学校でやっておりますように保護者がボランティアで学校に来て子供が帰った後に消毒をしているというケースもあるわけですが、そういうことが自発的に出てくることは本当にありがたいことですが、強制することはできない。ただ行政側がこのことについてお金を出す、アルコールを配布するというだけで後は教職員にしっかりさせるということだけで済まなくて、これについてはお金がかかると、お金をかけてでもやらなくてはいけないことだということを引き出したいために私は基本方針3のところに入れてみたのです。目立つところに置いてみたのです
額賀委員	私も最初和田校長先生と同じように、基本方針3は目標2のほうなのかなと思ったのですが、委員長が仰ったように感染症に対する意識付けと捉えるということであれば1のほうでもいいのかなと思いました。最初は1が知徳体の教育という流れで2が教育環境整備、条件の整備と捉えていましたから、その視点だと2のほうかと思ったんですが、子供たちに対する意識付けということであれば1がいいのかなと。
宮寺委員長	ありがとうございます。長橋委員お願いいたします。
長橋委員	コロナが流行ってからずっと疑問に思っていて関係各所に言っているのですが、直前に家族内でインフルエンザにかかりました。僕がかかったのが15年ぶりなのですが、感染症対策は学校だけではできなくて、家庭でもしなくてはいけないと凄く反省したところでコロナだったのですけれども、学校でその教育をしていただくのはもちろんのこと、家庭や地域でもしっかりとやっていかなくてはいけないことではあると思います。それからインフルエンザも怖い病気ですので、施策2の部分に入ってくると思うのですが、防ぐ方法としては同じですね。これはわざわざ分けるほどに今は社会的に問題になっているのですけれども、長い目で見るとここは一緒なのかなという気はしています。
宮寺委員長	ありがとうございました。この感染症は自分がうつされないようにという予防対策ということとだけではなく、自分がその感染元に

	なる可能性もあるんだと、自分がそうなるかどうか分からないと。このような新たな人間関係、人間関係の結び直したいなことが求められる。私は意識付けという言葉で言ってみたのですが、そのようなことは教育の問題だと思います。まさに感染症のことを子供たちで意識付けるということですので、大きく言うと上のほうの段、条件整備の教育そのものとして位置付けてみたのですが。上田委員、どうでしょうか。
上田委員	そのような意味ではそこにいじめも入ってくるのかなと気はします。感染した子を差別するとか、そういったことがもう社会的に起きているかと思っているのですが、学校で起きないようにという、いじめ対策のような教育も必要なんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。
宮寺委員長	ありがとうございます。私が言い落としたところを言っていました。この問題は人との関係をどのようにするかという問題を含んでいるわけですね。自分になるかも分からないし自分が感染させてしまうかもと考えているなかで、たまたまそうってしまった人に対して周囲がどんな関わり方をするかという、いじめということに結びついてしまうし、変なかたちで隔離、あの子とは遊んじゃだめだと、あの子に近づいちゃいけないということにもなりかねないので、そのようなことがないように、感染症をめぐって、新たな意識づけを子供たちにしていかなくてもいけないと思います。手を洗いましょうということだけで済まないのです。友達が感染してしまった時にどのように、自分たちが新たな関わりかたをその子に対してしていくのかと。その子を避けるということではなくて、どんなかたちでの関わりかたをしていくのかと。これまでのいじめに対する教育の蓄積がありますし、それからコロナに限らず、日本には感染症をめぐり負の歴史もあります。人々を強制的に隔離してしまったという負の歴史も持っています。そのようなことから学びながら、そのような場合にみんなでどのように支えていくかということです。そのような問題を含んでこの基本方針3に位置づけたいと思います。子供が帰った後の机をアルコール消毒する、しかもそれを教職員にやらせるということだけでは済まないと。 私は委員長として少々踏み越えたことをしてしまったのですが、

和田委員	この基本方針3に今だからこそこのような方針を置けるということで目立つところに置いてみたのです。 今のお話を聞きまして、いじめも含む、そういった人権問題も含むということでここに掲げたいということであれば私も当初は基本目標2の方がふさわしいのかなと思ったのですが宮寺先生の今のお話を聞いてこれでいいのかなというふうに思います。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございます。先ほど各委員から出ました全てのお話をカバーすることはとてもできないので、もうひとつ基本計画の枠組をつくる時に事務局サイドと私がすり合わせをしたことの焦点は、このずっと下のほうを見ていただいて、基本目標2のなかの基本方針7、遠隔授業を実施するシステムを構築すると。私は強く事務局サイドに主張して目立つところに入れていただいた。 いろいろお聞きしていますとまだまだつくばでは、休校の体制になった時の学びの保証というものが十分ではないようです。今回はもう学校の再開にこぎつけたのですが、これから先いつまた遠隔授業が必要になってくることになるかわからない。これをシステムとして立ち上げ、構築しておくということが必要になってくるので、まさに行政サイドでお金のかかる仕事なのです。各家庭に遠隔授業のデータを受け取るだけの道具がなくてははいけない。それから端末も用意しなくてははいけない、そのようなことをこの際しっかりしておこうという趣旨でこの基本方針7と入れさせていただいたのですが、先ほどズームの活用、これはつくばみらい市でしたか。そのようにやっている先進地域もあるということで、つくばがサイエンスシティを名乗る以上は、メインストリートの両側に研究所が配置しているということを称してサイエンスシティというだけではなくて、もっと奥のほうに各家庭にも科学、サイエンスの恩恵が行き届いてなければサイエンスシティというのは壮大としか言えないように思います。ただこの際、このようなことを経験した後でするので、必要になったときには遠隔授業ができるんだよ、という体制を作っておこうと。国が進めるGIGAスクール構想というものに背中を押されながら、しっかりシステムとして作っておこうという、基本方針の7としていこうかという提案なのでありますが、どうで

根津委員	しょうか、 基本方針7の主な取組、もちろんこれは取組の例ですので今この二つ上がってGIGAスクール構想とICT環境の積極的な整備とあるのですが、先ほどのズームの話もそうなのですからいいで何をするかというところ、中身ですね。なのでコンテンツの開発というところはおそらく課題になるでしょうし、先ほど課題をたくさん出してとの話だったと思うのですが大学でも同じような状況があります。個人的には実はホームルームというお話もありましたけれども、休み時間を提供する方が子供の学びにとって意義があったのかなという気もするのです。どうしても授業をやろうとしがちなのですけれども、実はみんなで集まらないとできないような時間というものを提供するのが学校の意味だったと考えれば、個別でできる勉強とみんなでできる勉強とを分けたところで考えるのもひとつの考え方だったのかなと。この取組例の中にぜひその中身について先ほどの基本方針3についても御説明いただいて納得したところなのですが、感染症とその対策を含めた遠隔システムというものが少し何か例が入ってくると、そのためにこのようなものを作っているんだと、あるいは優れた取組といいですか、非常に授業のうまい先生の授業を録画しておいて、例えば研修で使うような使い方もできるわけですので、アーカイブとしての役割といいですか、あるいは防災倉庫のようなイメージといいですか。線を繋いでパソコンを入れた後、ソフトという段階のもうひとつ先の取組の例が挙がっていてもいいのかなと思いました。先ほどの基本方針3のところもそのように見ると、取組に机をアルコールで拭くというレベルの対策のものがあるのですが、委員長が仰ったようにそのひとつ先といいですか、それを教育的にどのように扱えば良いのかという議論に結びついているんだというところがわかる例にさせていただくと、よりこの基本方針3を感染症のことがここに持っていきたいという意図がよくわかるかなと思いました。 私は先ほどつくばスタイル科のことを申し上げたのですが、これは一番上にありましたね。失礼いたしました。基本方針の1の施策1の括弧の中につくばスタイル科とあったのですけれどもここは完全に見落としております。失礼しました。以上です。

宮寺委員長	ありがとうございました。全く仰るとおりで、遠隔授業について私はシステムを構築するというように、行政側にお金をかけるといことを促すためにこのような目標を出したのですが、実はシステムだけの問題ではなくて中身が伴わないといけないと、線が繋がったけれども何を流すかということまで決めていないとこれは宝の持ち腐れになるので仰るとおりだと思います。遠隔授業は通常の授業とはちょっと違う内容になるかもしれない。これについての開発、やり方の開発が必要になってくると。つくばのICT教育については先進圏、先進地域であることは日本中で知られています。ICT研究は進んでおります。ただそれが学内だけでの進化にとどまっているように私は思います。それを学校と家庭とを結ぶ、つなぎ合わせるというようにしないと、いざという時に役に立たないと。また、それに伴ってやり方の開発もしていくということは仰るとおりだと。
鈴木委員	昨日の教務主任が集まった際にその辺の話はだいぶ出まして、先進的に取り組んでいる学園地域、学園地域というのも少し失礼ですが、そこで取り組んでいる事例の紹介がありました。実際に例えば朝の会をやるとか、普通の6時間を全部やるのは小学生では無理ですし、ただ学年やその発達段階もあるのでそれに合わせて。学校の規模も一斉に配信してもなかなか厳しいので、市で整備をいただいています。例えば私の学校でも今のWi-Fi環境では6クラスで少ない人数でもやや厳しいというので、工事をやっていただいている状況なのです。Zoomの接続テストもどの学校もしてまして、もう少しさかのぼると市がメールでどの家庭とつながれるような部分もいろいろ準備していただいております、ハード面につきましては本当に市のほうでかなりの部分をやっていただいて、自分たちも今は研修を深めて、という状況があります。 お話があったように実際それをどう使うかというようなところを昨日いろんな学校の事例を紹介して、精神的なところとあとは実際なかなかそうはいっても、私の学校の例だとZoomの配信テストをやるとなったときに、家庭で何の機器を使っているかという大体は親御さんのタブレットか、あとは携帯あたりが多かったのですが、実際のZoomで何かをやるとなったときに、昼間はお母さんたちがお仕事でいらっしゃらないということになるとなかなか全部

	が配信をしたからつなげるかというところが課題だねという話も出ました。とはいえ実際本当ににそのような状況になったら、やはり学びを止めることはできないので、実際は配信をして後からそれをY o u T u b eで挙げるということをしている学校もあるとのお話もありましたので、それにつきましてはつくばの総合教育研究所の方でいろんな研究とかのサポートをしていただいておりますので、今後より深めていけられたらいいかなとようなことで現場のほうは取り組んでいる部分もありますので報告させていただきます。
宮寺委員長	ありがとうございました。事務局どうぞ。
笹本課長	事務局です。会議が2時間程度経過しようとしています。コロナ対策として、換気のために10分程度の休憩をいただければと思うのですがいかがいたしましょうか。休憩というかたちで、16時5分から再開お願いできればと思います。
宮寺委員長	分かりました。それでは休憩にしたいと思います。
笹本課長	事務局です。会議が2時間経過していますが、最大で5時ぐらいを目安に協議していただければと思うのですがよろしいでしょうか。ありがとうございます。時間がかかっておりますが、どうしても外せない予定等ございましたらそのときは退席していただくということでも大丈夫でしょうか。それでは再度会議を再開いただければと思います。よろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それではまた始めたいと思います。 いくらでも議論したいところでありますがどんなに遅くとも17時を回らないぐらいで、やっていきたいと思います。私は今日の協議の目標として、事務局案として出された計画の枠組について修正していただいた上で確定するというのを申し上げたのですが、これまでの話合いでこれだけいろんな意見を出していただけて、とても今日の中で確定することは困難だと思いますので、残りの時間についても引き続き、いくつかの論点について意見交換をして、全部の項目について結論を出すことはできないと思いますの

	で、あとは委員の方々が出されました意見を踏まえて私と事務局のほうですりあわせて最終案のバージョン2みたいなものを作って、委員の方々に添付メールでお戻ししたいと思います。 できればこれでいいというので御了承を得た上で確定したいと思います。そのような形で今日は確定できませんけどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは先ほど同じように意見交換をしていきたいと思います。 御協力いただきたいのは、基本目標でいいですと一番下の基本目標3のところであります。その上のところの基本目標2のところでは学びの多様性ということを考えております。いろいろな学び方があるんだと、オンラインもそうですし、それから、不登校の児童生徒のための学びの保証とそのような児童生徒たちとの学びのあり方、そのようなことも踏まえた上でそれぞれの機会を保障するというのが基本目標2でありました。 これからご議論いただきたいのはその下の基本目標の3であります。学びを支える地域、学校、家庭の結びつきを強めると、学びと地域家庭との連携であります。 ここについては最初の各委員からの意見のなかでつくばらしさ、これについてどういうふうに考えたらいいかと、科学の街の特性がまだ十分に生かされてないのではないのかという御指摘もありました、そのような、基本方針9にあります、つくばらしさを生かすということとともにもうひとつ基本方針10のところで家庭教育を支援すると。これはおわかりだと思いますが、イメージが描けるかと思いますが、休校期間中に家庭での学びのあり方にかなりの差があるということが見えてきました。またその間各家庭での学びを保護者がどれだけ思料できたかどうかということについては、おそらく、それが均等に保証されたということだとも言えないように思います。うまくいったという家庭があると同時にちょっと保護者の方からすると十分にしていあげることができなかったという家庭もあるかと思いますが、家庭教育の間の差、よく使う言葉でいうと格差ということになります。学習保障についての格差、それを埋めるためにどういうふうに地域や地域の組織と連携していくかという問題であります。 このことについては最初の御意見のところでも上田委員からも言及があったと思います。学校だけで、または各家庭だけでカバーで

上田委員	きる課題ではなくて、もう少しいろいろな組織、地域の力というもの総動員して支えていかないといけない問題かと思います。このことについて、ここでは連携するというかたちに表現としては留まっております。つまりそのような組織をつくるというところまでは責任が持てないので。 教育局、教育委員会サイドとしてそのような組織をつくるというところまでは踏み込めないで、すでにある地域のさまざまな組織といかに連携していくかというところで基本方針の表現を緩めております。ここのところをもう少しいろいろな御意見を伺いたいところであり、上田委員の方から、このことについて御意見、こうして考えないといけないということがありましたらお願いいたします。 国の政策としては地域学校協働活動ですとか、あるいはコミュニティスクールですとか、さまざまな取組がありますけれども、全国的な動向を見るとそれぞれの事業でうまくいっているところはあるのですけれども、どれも中途半端であまりうまくいっていないところがほとんどかなと。グッドプラクティスは一生懸命アピールするのですけれども、それをうまく回していくための学校と地域と家庭それぞれベースとなる必要があると、それを見ずに一律に網をかけてやってもうまくいかないというのは当たり前のところかなと思います。 そのような意味ではつくば市では例えば放課後子供教室であるとか、あるいはそれぞれの学校に学校評議員制度もありますし、今ある既存のもの、あるいはPTAももちろんそうですし、おやじの会みたいなものを作っているところもあります。 今あるものをそれぞれの学校でもう少し見直してみるなかで、この学校にあったものはどういう取組なんだろうということを少し考えていただく機会が一番必要かなと思っています。その意味では書き方としてはこのような学校、家庭、地域の連携というようなかたちでしか言えないのかというふうに思うので、あまり新しい政策を立ち上げたり、あるひとつの政策を推し進めたりというよりは、むしろ各学校ごとに特色を生かした取組を構想推進していくというような方向性を示せばいいのかなというふうに思っています。 さらに、この学校ではこんな取組をしているよということがきち

	んと横のつながりとして情報が共有できるような仕組が、教育委員会のほうでそのような情報をきちんと把握をしながら共有できるような仕組を作っていたきたいというのが個人的な意見です。
宮寺委員長	ありがとうございました。では同じことについて鈴木委員から先ほど保護者の方の意見を聞いてみた、調べてみたということですので、保護者サイドに立つと家庭教育に対する支援、それを求めるニーズはどのくらいあることなのでしょう。
鈴木委員	先ほど話題がそれてしまったかなと思いながらだったのですが、どちらかと言えば学校を離れた後の、言い方は語弊があるかもしれないですが、相談に来られた親御さんも自分が思っていたよりはかなりあったなというのは印象に残っておりまして、学校も結局卒業してしまったら終りではないのですが、どちらかというとうちでも今在籍している子たちに軸足が移動するのは当然でありまして、そうした子たちまでフォローするというか高校では高校でとなくなってくると思うのですが、長いスパンで見ていく必要があるんだなというのは感じました。多分それはもう福祉の関係との問題になってくると思うので、それはもう学校うんぬんであるとかこちらのレベルの問題ではないのかなという部分もあったのですが、そういった声を拾ってあげられるということ大変失礼かもしれないですが、何かそのようなものがあると親御さんたちも安心して長い目で見て教育という意味で言えばそのようなシステムがどこかにあるといいのかなというのは、自分の意見も含めてですが。
宮寺委員長	ありがとうございました。今の鈴木委員の御意見に出てきましたように、家庭教育支援ということを考えると福祉の問題ともつながってくると、行政的にはそこを縦割りになっているために守備範囲が分けられてしまっていてどうもうまくこの支援が行き届かないとお互いに向こうの責任だと言い合って、家庭支援が統合されていないという事態があるかと。 そのようなことも関連して宮本委員にお聞きしたいのですが、まさに幼児教育の場合にはもう家庭教育、家庭の問題との地続きなわけで、その立場から見て家庭教育支援の必要性というのはどのように感じておりますか。

宮本委員	幼稚園は初めての集団社会生活の場ですので、保護者も初めてという方も多いと思います。お子さんの悩みを聞いたり、今まで家庭で行った時の様子と集団生活の中のお子さんというのはちょっと違うところがあるかなというところもありますので、その中には特別支援を要するかなとこちら側が思われるお子さんも中にはいらっしゃると思います。 そのようなときにお子さんの様子がとても心配で、幼稚園での様子や私たちも学校に上がるのにはちょっと心配かなというところで、行政と市の就学相談の先生に相談したり、その他にお医者さんというのですかね、支援センターなどもご紹介したりというところも出てきますので、幼稚園に通うことで行政そして地域とのつながりというのは結構出てくるのかなと思っております。
宮寺委員長	ありがとうございました。引き続き、このことに関して御意見を伺いたいと思います。 先ほど上田委員の方からは各学校の特色を生かして、それぞれの学校でできる、その支援の方法を探って欲しいとの提案があったと思います。それともうひとつ行政サイドから見て、基本計画の中で盛り込める方針、そしてどのようなことを打ち出せるか。各学校にお願いしますと言えばそれで済んでしまうんだけど、教育振興基本計画を立てる上で行政として全体として打ち出せる方針がないものかどうか、御意見を伺いたいと思いますがどうでしょうか。最近は家庭の経済状況というものが子供の教育機会の格差につながっているということはもうさんざん言われていることで、またそれとともに各家庭の文化資源の差というのが子供の学習状況にも反映しているかと思います。各家庭を一律に揃えることはもちろんできません。家庭は個人の領域であり、私的な領域ですのでそれを揃えることできないのですが、しかし行政サイドとしては教育の振興を預かる方針として、何かそこに対応するような、そのような方針を打ち出したいと思います。このようなところと連携してやるよと、縦割りではなくてうまく連携してきつい家庭を支えようと、子供に累が及ばないようにしなくていけないというようなことを打ち出したいと思うのですがいかがでしょうか。
根津委員	ちょっと角度を変えたお尋ねになるかもしれないのですがけれど

	も、つくば市の中にも学校の数が多いですね、かなりの学校の数があってかなり立地が違うと。 先ほど学園の学校ではというようなお話もあったわけですがけれども、実際にその先生方の目から、あるいは保護者の目から見てこのつくばらしさというのはたぶんいっぺんには決められないようなところがあるといえますか、それぞれの学校の置かれている状況、それぞれの地域の置かれている状況、その中には当然家庭の経済的なところも入ってくるわけですので、そのようなものがこの施策の基本方針の10のところはどう生きてくるのかなとなったときに、各委員の方々にお尋ねしたいのは、ご自身がお勤めのところの学校ではこのようなところがもう少しあるといいんだけどというものがバラバラに出てくると思うのですね。その中でそれをどのように市としてとりまとめていくのかという、そのあたりの地域の違いというものが今回の事務局案を作る中ではどういうふうに反映されてきたのかなというのはちょっと素朴に疑問に思ったところです。以上です。
宮寺委員長	どうでしょうか、はいお願いします、
長橋委員	私は今鹿島小学校と豊里中学校に子供が通っているのですがけれども、今鹿島小学校で役員もやっています、役員が9名いるのですがけれども、その中でパソコンが使える保護者が私ひとりしかいない状況、多分学校全体で見てそのような割合なんだと思っています。そういった中で学校でパソコンを使って何かやりましようといった場合には、家庭には負担が大きいんじゃないかなと思っています。休校中に思ったのは、保護者は学校に来るなというような感じだったのですがけれども、そのような相談に保護者が簡単に学校に行って、このような接続できませんよとかこれできませんよということ簡単に相談できるようなことをしていただければ救われるのかなという気はします。 対面ではどうしてもよくないという状況ではあったのですが、対面でそのようなことをやっていくことによってそれは解決できるのかなと。ここでは地域との関わりということでは言われているのですが、地域の中でも助け合いができないような気はしています。あまり答えになっていないですがけれどもこういった状況です。

宮寺委員長	はい、さらに御意見を伺いたいと思います。どうでしょう、いくつかの例を挙げますと、来年度からつくば市で不登校児童生徒のための教室、つまり施設を設ける予定があるようで、その予定がどのような人に運営してもらおうかということの選定作業がこれから始まろうとしております。学校教育でも作れないし、家庭のなかでも十分ほどできない、そのような数からすればそう多くないのかもしれないですが、そのような子供たちに対する支援を公的にしていこうという試みがありますし、つくばで実態はよくわからないのですが、外国籍、外国にルーツのある子供たちが少なからずこのつくばにいるはずで。そのような子供たちに対する日本語教育なり、生活指導を含めた指導、そのようなことについて、どういう施策が可能なのかということですね。実態を良く踏まえなくて話をしていて、全国的な傾向でしかわからないのですが。 外国から来ていただく働き手の方々を迎えるときには、当然家族や子供がいます。その人たちが安心してこのつくばの地で育っていくという受け皿のようなものを作っていかなければならないと思いますので、そのようなことも含めて家庭教育を支援する。いろんな形があると思いますしいろんなニーズがあると思いますが、今回は連携するという少し消極的な言い方しかできてなくて、このようなものをつくるというところまで踏み切れなかったのは私としては心残りなのですが、つくばでもそれぞれの家庭をフォローするような支援体制を立ち上げていかなくてはいけないところかなと思ってこの基本方針10というものを強調したいと思うのです。学校それぞれ見ててどうでしょうか。そのような子供の実態というのは、どのくらいいるものなののでしょうか。まだこんなことを問題にする必要ないという段階でしょうか。
額賀委員	経済的な支援を必要とする家庭ですか。
宮寺委員長	はい。経済が一番わかりやすいですが、どのような支援が必要なのかと。
額賀委員	これは45校で様々だと思うのですが、他の行政地区よりは少ないかと思いますが、ただ10%以上の就学援助という給食教材費等の支援を受けている家庭は一けたの学校もあれば二けたの学校もある

	と。ただ20パーセントを超えるところはないのではないかなと思います。 また連携とか、100パーセントの支援というのはなかなか難しいと思うのですが、これまでの市の連携とか支援ということを考えれば、かなり充実したものがつくばの地域としてのらしさというのが出ているのではないかと思います。それはここに書いてあるとおりです。大学との連携、企業との連携、地域人材の活用は、私が経験してきた地域と比べると充実したところが多いと。また家庭状況、経済状況にしてもスクールソーシャルワーカーの勤務を昨年度は週2回、今年は週4回と増やしていただいて、そういった方々を活用する機会も多く、かなり助けられている部分があります。これは行政の制度として整えてきたところだと思います。連携という言葉ではかなり網羅されていると思っております。
宮寺委員長	はい、和田委員ではどうでしょうか。学校サイドから見て。
和田委員	額賀委員が話したようにつくばにももちろん不登校はおりますし、それから貧困問題も存在しています。それともう外国籍の子も多数います。その外国籍の子たちは家庭的に、しっかりと教育がされている、日本語をしっかりと理解しているという子から、英語以外の言葉で、先生の伝えることが理解できないという子まで様々なのですが、それについてはポルトガル語ができるボランティアであるとか、そういった行政の支援あるいは地域の中での支援がもう少しあればいいのかなと思います。要保護、準要保護等の貧困問題に関しては市ではいち早くしっかりと対応しているかと思います。休校中にもパンを届けるとか、いろいろなことは実際に実現されてきているかなというふうに思います。実際にこども未来室とかでも取り組んでおりますし、その子たちの学習にもしっかりと目を向けていこうということで他の市町村に先駆けてつくばは家庭にも支援していこうというのが見て取れるところです。 最後に不登校なのですが、不登校の中には登校渋りから、まるっきり学校に来られない全欠まで、理由もさまざまなかなか手を差し伸べるのが難しいところもあります。 各学校できちんとその子たちとのつながりを切らさないように、学校に来られなくてもこのような授業をしているんだよというの

宮寺委員長	を担任が定期的にきちんとお便りを届けたり、友達のノートを届けていたりということでやっておりますけれど、先ほど宮寺委員長からありましたようにその不登校の子のためにそういった施設ができてくれればさらにいいのかなと思います。 少し戻りますけれど長橋委員からパソコンの使える保護者、この事について学校では現場では結構苦慮しているところです。まず始めるにしても100パーセントというのは現段階でなかなか難しいのですが、この夏休みになってからその部分のテストをしています。一軒一軒電話で連絡を取りながら画面を見て、声が聞こえますか、先生の声聞こえますか、向こうからはこのように見えると、ミュートって分かりますかと。片仮名で書いて画面に写して相手の子がそうかこれか、というふうに一人一人にかかるテストの時間というのはなかなか厳しいものがあると、設備と環境が整っている家ですらそのような状況でなかなかこれは難しいかなというのがひとつ、あともうつくば市ではこれも県に先駆けてリーバーという健康管理のアプリを取り入れているのですが、あれも一人一人にそのアプリをインストールしてもらい、そしてしっかり設定してもらいというのを電話と、対面でできれば一番いいのですが、担任の先生たち一人ひとりが地道な努力によって、現在進めているというところですね。私からは以上です。 ありがとうございます。私としては少し意外な報告を受けたように思いました。つまりつくば市では概ね支援の対象となる児童生徒は全体的に見るとそんなに目立ってはいないと。また支援体制もつくば市は進めてきていて、問題が表面化することには至っていないとかそのような御報告だったことで私は安心する一方、意外な感じがいたしました。 ひとつ気になるのは今の和田委員からの報告にありました、むしろこれからこのデジタルの時代になってデジタル機器を使って指導するという時代がもう迫っているわけです。いわゆるSociety 5.0、5Gの時代に入っていくとここで新たに格差が出てくるかもしれません。それについていける家庭と、ちょっとそこまで追いつかないという家庭、子供が出てきて、もしかすると支援を必要とする対象はこれからの時代の中で生み落とされてくるのかもしれないと、今のお話を聞いて感じました。

	既存の経済格差や文化格差に重ねてもうひとつ、いわば電子格差みたいな、それも使いこなせる家庭、子供と、そこまでちょっと親としてフォローできないと、バックアップできないという家庭の捉え方の新たな差が出てきてそこを埋めるような支援が今度は出てくるのかもしれない。それを今お話しを聞いて、私も教えられたところであります。ありがとうございました。
長橋委員	和田委員のお話を聞いて、大変努力されていて、できていないとか言って申し訳ないのですが、家庭にその環境があるかどうかというので私のうちのパソコンもあるしタブレットもあるのですが子供が5人おりまして、今タブレット二つとパソコン二つしかないのでもし5人全員オンラインになってしまったら足りません。そうすると一人はスマホになってしまうという状況です。今回の調査は確か家庭に1個あるかどうかの調査なので、それで3パーセントであともうちょっと足りないことがあるかもしれないかなと。しかもスマホをOKとありましたので、実際にはもう少し授業になると難しい人が出てくるのかなという印象を持っています。
宮寺委員長	ありがとうございました。一家に一台のパソコンという時代じゃなくて一人に一つ、一台の端末をといるそのことを保証しなくてはいけないような時が来たのかもしれないかもしれません。ありがとうございました。 もうそろそろ締めなくてはいけない時間がやってきましたので、先ほど言いましたように細部の詰めについては私が事務局のほうで表現を調整したいと思います。それからこの事務局案の大きなプリントの右半分ですね、大綱との対応や主な取組については、これは考えての例示であって、思いついたもの、すでにあったものを書き出したに過ぎません。 これについては今日のお話しを受けてこのような取組がなされているしこれからもしなくてはいけないというものを掘り起こして書き入れていきたいと思います。 取り上げなくてはいけない問題はもう、あげればキリがないので、進行役を務めながら忸怩たる思いです。申し訳ありません。それではここで第2回の委員会は締めさせていただき、できあがったものの最終版については完成次第、メールの添付で各委員にお送り

事務局	し、御指摘を受けたいと思います。そのことを何度か繰り返して最終版を仕上げていきたいと思います。それが出来上がりましたら今度はいいよ、策定作業に行きたいと思います。これにつきましてはまた第3回目の委員会で素案を用意したいと思います。このプランの素案をあらかじめ用意してこの委員会でも御検討いただきたいと思います。それに対してさらに仰りたいことがあればお願いいたします。何かありますでしょうか。それでは事務局のほうで締め言葉をお願いいたします。 教育総務課です。今後のスケジュールについてちょっと繰り返します。になりますがもう一度ご説明させていただきたいというふうに思います。 A4版別紙4を参照していただけますでしょうか。今回ですね枠組につきましてはそのメーリングリストで最終の確認をさせていただきたいということでございますので、確定いたしましたらそれを受けて今後事務局のほうで冊子形式の素案、これを作成していきたいと思っております。 これからの作成については宮寺委員長とやり取りをしながら、9月開催の予定の委員会に提示ができればと考えております。 今後につきましては校長会や市P連とのやりとりについても計画をしたいと考えてございますので、また今後の日程につきましてはメーリングリストの方で御案内をさせていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。 お手元のスケジュール案でありますように今日は、令和2年の8月の会議であります。この枠組の確定を見た上で今度は素案を作り、その素案に基づいて第3回目の委員会、予定では9月開催ということになって、さらにその最終案はこの10月の第4回でご協議いただくということで、最終的には来年の令和3年度からの運用が始まるわけです。新しい第3期の基本計画の運用は来年の4月からの運用ということになっております。 今日は私の不手際で十分御意見を引き出せないで、本当に失礼いたしました。もう少し整理して協議すればよかったと反省しているところであります。皆さんの御協力でいろんな御意見を聞いたこと

	で、私は本当に勉強になった一日であります。どうもありがとうございます。
上田委員	すみません。一点だけよろしいでしょうか。先ほどの御説明のあったスケジュール案のところですが、その下にコンサルタントの委託というのがあるのですが、このコンサルはどのようなことについて、提言をされるのか教えていただけますか。
事務局	次の会議に示します冊子形式の素案を作成する際に、お手伝いしていただくというそういったことになっております、政策の方向性や主な取組内容というあたりの整理、まとめをコンサルの方にも御協力いただくというようなかたちです。
上田委員	分かりました。ありがとうございました。
宮寺委員長	ほかにはよろしいでしょうか、そして本当に長い時間、厳しい環境の中で、ご協議いただきありがとうございました。次回の時はまたよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。
事務局	以上を持ちまして第2回つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

第2回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和2年（2020年）8月6日（木）

午後2時から

場 所 庁舎2階 職員研修室

1 開会

2 教育長挨拶

3 委員紹介

4 副委員長の選出

5 協議事項

（1）第3期つくば市教育振興基本計画策定の進捗と枠組みについて

（2）今後のスケジュールについて

（3）その他

6 閉会

計画の枠組(宮寺委員長・私案)

基本理念	夢に向かって 未来を拓く 人づくり(一人ひとりの学びを活かし 幸せな生き方を築く) ※()内が委員長私案			
基本目標	基本方針	施策	教育大綱との対応	主な取組
			※教育大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内容については、本計画全体に係る内容なので、個別の対応については記載していません。	(現段階における取組の例)
基本目標1 「未来を拓く力」を育む (社会の全体で個の力を引き出す)	基本方針1 未来の社会を生きる力を育む (公教育が役割をしっかりと果たし、家庭での学習環境の差を正す)	施策1 主体的・創造的な学びの充実	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②合理的精神を尊重する学び ③批判的精神を大切にする学び ④実体験を大切にする学び ⑤遊びによる、非認知能力を高める学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び	・魅力ある授業の展開 ・幼保小中高の連携 ・新しい時代に対応した教育の推進(つくばスタイル科) ・地域人材の活用
		施策2 幼児教育の充実		・学びに向かう力を育む幼児教育 ・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む (幼児・児童・生徒の学びの場の感染症対策を徹底するとともに、「新たな日常」への習慣形成をする)	施策1 豊かな心を育む教育の充実	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ④実体験を大切にする学び ⑤非認知能力を高める学び	・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・情操教育の推進 ・読書活動の推進 ・伝統・文化等に触れる教育の推進 ・いじめを防止する取組の充実
		施策2 健やかな体の育成		・保健体育と食育の充実 ・安全教育の充実と防災教育の推進 ・学校保健の充実 ・運動部活動への支援と適正な実施
	基本方針3 だれもが輝く教育を推進する (誰もが活かされ、誰もが排除されない社会を実現する)	施策1 共生社会形成に向けた教育の推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・インクルーシブ教育の推進 ・特別支援教育の充実 ・帰国・外国人児童生徒への支援 ・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施 ・教育に係る経済的な支援
		施策2 教育相談体制の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ②教師がこどもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・学校教育における様々な教育問題に対する教育相談の充実 ・不登校対策の充実
		施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・社会教育の振興 ・家庭教育の支援 ・社会教育事業の充実 ・青少年の健全育成事業の充実
	基本目標2 「学びの場」の整備を図り、質の高い教育を推進する (学びの多様性に対応する場と機会を整える)	施策1 教職員の資質能力の向上	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ①問い続け、学び続ける教師への支援 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・教職員研修の充実 ・教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・教職員のメンタルヘルスケアの充実
		施策2 教職員の「働き方改革」の推進	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・外部人材の活用 ・サポートスタッフの充実 ・校務の効率化の推進
	基本方針4 学び続ける教職員を支援する (授業の改善と教育課程の改革に取り組む教職員を支援する)			
	基本方針5 幼児児童生徒が主体的に学べる環境を整備する (学校外での指導と遠隔授業に備えるシステムを構築する)	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理 ・教材及び管理備品の計画的な整備 ・ICT環境の積極的な整備
		施策2 学校の安全体制の確立	→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・防犯、防災体制の充実 ・通学の安全確保 ・放課後の子どもの居場所づくり
		施策3 学校等の適正配置		・学校等の適正配置
		施策4 学校給食の充実		・学校給食センターの整備 ・安全・安心な学校給食の提供
	基本方針6 市民の「学びの場」を充実する (市民の学習の場を広げ、機会を多様化する)	施策1 みんなの「学びの場」の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所 ③挑戦が称賛される場所	・市民の社会教育活動の充実と発展 ・家庭の教育力の向上 ・生涯学習社会の推進 ・生涯学習のための集いの場の提供
		施策2 図書館サービスの充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・安全で利便性の高い図書館の提供 ・資料の質的充実による市民サービスの向上 ・中央図書館と4交流センター図書室の連携強化
		施策3 つくばの歴史文化に関する学びの場の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・文化財の調査、研究、保存、展示、活用に係る事業 ・伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進
	基本目標3 つくば市の特性をいかし、みんなで「学び」を支える (地域・学校・家庭の結びつきを強める)	施策1 学校・家庭・地域・民間との連携・協働	大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・地域の人材の活用 ・大学との官学連携 ・企業との官民連携
	基本方針7 様々な主体との連携・協働による教育を推進する (地域が有する潜在的な教育力を学校教育に活用する)			
	基本方針8 「科学のまち」をいかした教育を推進する (家庭教育を支援する地域のネットワークを組織する)	施策1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・「科学のまち」の特性をいかした教育の推進

基本理念	夢に向かって「世界のあした」を拓く 人づくり			
基本目標	基本方針	施策	教育大綱との対応	主な取組 (現段階における取組の例)
基本目標1 社会全体で個の力を最大限に伸ばす	基本方針1 公教育が役割をしつかりと果たし、どこでも質の高い学習ができる環境を整える	施策1 主体的・創造的な学びの充実	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②合理的精神を尊重する学び ③批判的精神を大切にする学び ④実体験を大切にする学び ⑤遊びによる、非認知能力を高める学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び	・魅力ある授業の展開 ・幼保小中高の連携 ・新しい時代に対応した教育の推進(つくばスタイル科)
		施策2 幼児教育の充実		・学びに向かう力を育む幼児教育 ・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
		施策3 家庭の学習環境の充実		・つくば未来塾 ・チャレンジングスタディ事業 ・教育に係る経済的な支援
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心を育む教育の充実	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ④実体験を大切にする学び ⑤非認知能力を高める学び	・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・情操教育の推進 ・読書活動の推進 ・伝統・文化等に触れる教育の推進 ・いじめを防止する取組の充実
		施策2 健やかな体の育成		・保健体育と食育の充実 ・安全教育の充実と防災教育の推進 ・学校保健の充実 ・運動部活動への支援と適正な実施
	基本方針3 学びの場の感染症対策を徹底する	施策1 「新たな日常」への習慣形成をする		・感染症対策の指導、実施 ・集団感染のリスクへの対応 ・重症化のリスクの高い児童生徒等への対応 ・教職員の感染症対策
	基本方針4 だれもがいかされ、だれもが認められる社会づくりを推進する	施策1 共生社会形成に向けた教育の推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・インクルーシブ教育の推進 ・特別支援教育の充実 ・帰国・外国人児童生徒への支援 ・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
		施策2 教育相談体制の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・学校教育における様々な教育問題に対する教育相談の充実 ・不登校対策の充実
		施策1 だれもが学べる社会教育・生涯学習の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・社会教育の振興 ・家庭教育の支援 ・社会教育事業の充実 ・青少年の健全育成事業の充実
基本目標2 学びの多様性に対応する場と機会を整え、質の高い教育を推進する	基本方針5 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラムマネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ①問い続け、学び続ける教師への支援 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・教職員研修の充実 ・教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・教職員のメンタルヘルスケアの充実
		施策2 教職員の「働き方改革」の推進	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・外部人材の活用 ・サポートスタッフの充実 ・校務の効率化の推進
	基本方針6 幼児児童生徒が主体的に学び、多様な学びを保障する環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理 ・教材及び管理備品の計画的な整備
		施策2 学校の安全体制の確立	→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 へ	・防犯、防災体制の充実 ・通学の安全確保 ・放課後の子どもの居場所づくり
		施策3 学校等の適正配置		・学校等の適正配置
		施策4 学校給食の充実		・学校給食センターの整備 ・安全・安心な学校給食の提供
	基本方針7 遠隔授業を実現するシステムを構築する	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実		・GIGAスクール構想 ・ICT環境の積極的な整備
	基本方針8 市民の学習の場を広げ、多様な機会を構築する	施策1 みんなの「学びの場」の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所 ③挑戦が称賛される場所	・市民の社会教育活動の充実と発展 ・家庭の教育力の向上 ・生涯学習社会の推進 ・生涯学習のための集いの場の提供
		施策2 図書館サービスの充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・安全で利便性の高い図書館の提供 ・資料の質的充実による市民サービスの向上 ・中央図書館と4交流センター図書室の連携強化
		施策3 つくばの歴史文化に関する「学びの場」の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・文化財の調査、研究、保存、展示、活用に係る事業 ・伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進
基本目標3 学びを支える地域・学校・家庭の結びつきを強める	基本方針9 つくばらしさをいかした教育の推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・「科学のまち」の特性をいかした教育の推進
		施策2 大学・民間との連携の推進		・大学との官学連携 ・企業との官民連携
	基本方針10 家庭教育を支援するため地域や組織と連携する	施策1 学校・家庭・地域との連携・協働	大綱Ⅵ つくばの「学び」の実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・地域の人材の活用

第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会

メーリングリスト意見交換まとめ

第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会の委員の皆さんへ

委員長：宮寺晃夫

本委員会の所管事項とされている「基本計画」の策定は、言うまでもなく、令和2年（2020年）3月に公表された「つくば市教育大綱 一人ひとりが幸せな人生を送るために」を基に、具体的な教育の中身を定める（同大綱「はじめに」、つくば市長）ことを目指しています。そのさい、上掲の所管事項の（2）にありますように、策定に関して必要な事項についても本委員会で審議し、その結果を、できるだけ「基本計画」に反映させていきたいと考えます。

まえもって、このことを確認したいと思いますのは、大綱の原案が総合教育会議で策定された時期（平成30、31年度）には、想定していなかった深刻な事態がいま発生しているからです。それは、「基本計画」を策定するうえでの前提にかかわる自然的、社会的、世界的異変です。異変は一過性のものではなく、第3期「基本計画」が対象とする令和3年度以降にも、ずれ込む恐れがあります。仮に、今年度中に収束したとしても、前提条件を整えるには、しばらく修復のためのリハビリ期間を要します。いっそう積極的に言えば、この間にわたしたちの社会が経験してきた／していることは、今後の教育計画に活かしていく必要があります。少なくとも、第1期、第2期の「基本計画」策定に準じて、令和3年度以降5年間についても、従前の社会状況を前提に作業を進めるだけでは、充分とは言えないように思います。

たとえば、「人との間に距離をとる」というような生活様式が、げんざい、自己防衛と社会防衛の両面から、喫緊の課題としてわたしたちにもとめられています。これは、事態が収束した後の生き方にも影響を与えずにはおかないでしょう。影響は、「一人ひとりが幸せな人生を送る」ことの中身にも及んでくるように思います。わたしたちは、これまで、人との物理的な距離など、あまり意識しないでおたがいの幸せな人生を願い、支え合ってきました。いや、距離を詰めて絆を結び合うことに、幸せを実感してきました。こうした実感を取り戻すこと、言い換えれば旧状に復することを目指して教育計画を立てていくのがよいのでしょうか。あるいは、あらたな生活様式への適合を進めていくような教育計画を立てていくべきなののでしょうか。これが問われているように思います。

非日常が日常化していくなかで、日常を取り戻すだけでも難しい課題となっています。本委員会が取り組む「基本計画」の策定は、確たるマニュアルのないまま、作業を進めていくことになります。

当面の間、対面的な委員会を開くことができませんので、委員のかたがたには、質問に応答していただければ、と思います。

- ①いわゆる「コロナ禍」は、わたしたちの社会と生活に、どのような影響を及ぼしている／及ぼしていく、とお考えですか。「基本計画」策定への影響を含めて、お考えを述べてください。

(根津朋実委員)

「対面で集まる」という行為への気づきがありました。「対面で集まる」ことは、当たり前ではなく、いくつかの前提条件付きだったわけです。「何も気にせず対面で集まることができる」。このことは、実は安全・安心に莫大なコストをかけた上で可能だったのです。そのコストを普段は意識せず、安全・安心が失われてから気がつく...この図式は、東日本大震災をはじめとする各種の災害でも顕著でしたが、地域による認識の差がありました。これが感染症となりますと、誰も逃げられません。何もしなければ、人の往来という社会活動によって感染症が広まり、結果的に地域差は縮小していくでしょう。ただし、それには一定の時間を要しますので、その過程で様々な問題(例：差別や偏見)も生じるでしょう。教育の場合を考えます。

(1)「対面授業が主で、遠隔授業が副」という図式が成り立たなくなると思われます。逆に、「対面授業が副で、遠隔授業が主」となり、「授業」といえばオンラインを指すようになるかもしれません。広大な国(例：オーストラリアの沙漠地帯)は、学校に子供を集めて授業できず、数十年前から遠隔授業を実施してきました。校舎や教員のコストを考えれば、その方が安上がりです。日本の場合、公立小中学校の学区は徒歩圏程度が前提ですし、通信制も現存しません。避難訓練の類として、「今日は学校へ集まる訓練をしましょう」、あるいは「来週はオンライン授業の訓練週間です」という状況が出現するかもしれません。風水害や火災、地震だけでなく、「学校に集まらない」事態も想定する必要があります。

(2)学校の教育内容のパッケージ化、コンテンツ化が進むと予想できます。オンラインで動画を視聴し、学習者が自分のペースで学習を進める様式です(学校不要論、教員不要論もささやかれるでしょう)。ただし、義務教育をすべてオンラインで代替できるとは、考えにくいです。各種の実技や実験を伴い五感を働かせる教育内容、「集団」を重視する特別活動(学級活動や学校行事)、子供の自然発生的な「遊び」等は、通学(スクーリング)と不可分です。これらを社会教育等へ移管し、学校教育から取り除くことも、思考実験としては可能でしょうが、「学習」を学習者個人だけに委ねると、家庭や地域社会の状況が、今以上に教育の成果に直接反映されます。結果的に、様々な格差がさらに拡大しかねませんので、到底賛成できません。

(3)「基本計画」策定においては、以上の(1)(2)にどう対応するか・できるかが問われるかと思います。一部の教科等の授業をオンライン化し、その分教員の負担を減らすのも一策です。集合研修の切り替えも可能でしょう。一斉授業でなければ、「時間割」の意味も変わります。各自のペースで学習できるからです。ただし、双方向のやり取りや対面指導が必須の場合もありえますので、そこには十分な資源を割くべきです。

(4)個人的な関心としましては、9月入学よりも、20人学級の早期導入でしょう。あと知恵ですが、大胆な少人数学級制度を導入していれば、もう少し対応が楽だったと思います。教員一人あたりの児童生徒数が減り、教室の空間に余裕ができ、各校の教員が増え...学校教育を医療や経済と同等の社会基盤と考えず、国家的な「投資」を怠った結果、この

種の非常時に余裕がない状況を生み出していると考えています。感染症そのものもちろん脅威ですが、学校教育においては「人災」という側面もあります。

（宮寺委員長）

大胆な思考実験をしていただき、「対面授業が主で、遠隔授業が副」という図式が成り立たなくなるような事態が今後もありうることを指摘していただき、視野が開かれる思いです。

現在は、まさに「学校に集まる」ことができない災害時に相当します。この図式が起動すべきときだと思います。平時でも、緊急時に備えて、遠隔授業への備えを訓練として実施しておくことは必要です。備えの一環として、教育内容のパッケージ化を進めていくことも重要になってくると思います。

そのさい、学校教育の正規の課程内に組み込む内容と、それ以外の活動、そして校外に委ねる活動などカリキュラム編成の基本にかかわる作業について、教員研修時に再認識していただく必要があるように思います。根津委員の出番です。

（上田孝典委員）

個人的には以下の２点について、問題意識を感じています。

① 今後は３密の回避や「新しい生活様式」の定着が、日常の様々な場面で無言の圧力となって強制されてくるのではないかと危惧し、その影響が懸念されます。

もちろんこれまでも、新型インフルエンザやノロウイルスなど感染症への対策、震災を契機とした災害への対応、不審者の侵入や殺傷事件を契機とした校内警備のあり方、食物アレルギーに対する給食の配慮など、その時々が生じた課題に対して、子どもの安全・安心を守るための対策が教育現場で求められてきました。

しかし、今回の問題で全く質が異なると思われることは、無条件で例外なくすべての人に（法的な強制力とは別に実質的に）「禁止」されたということです。向き合って話すな、人と近づくな、モノに触れるな、マスクをしろ、ということが私たちの心理に与える影響は甚大です。とりわけ、小学生段階での身体接触は対人コミュニケーションを育む重要なアタッチメントと考えられますが、身体を動かし触れ合う遊びもできません。この感染の恐怖は、ワクチンや治療薬が開発されたとしても、簡単に拭い去ることができないように思います。

今後の学校には、校内消毒の励行や授業や行事などの学校生活で３密を回避するための過剰な対策が常に求められることが考えられます。さらに過敏な保護者からのクレームが、一層学校運営を難しくする可能性も考えられます。何より子どもたちが、ソーシャルディスタンスを内面化させた対人コミュニケーションを育んでいくとしたら、それが将来的にどのような振る舞いとして表れてくるか予想もできません。

そこで、必要かつ適切な対応や対策は講じるべきであるが、「過剰」「過敏」になることによる弊害をなくすべきだと考えます。そのために、学校再開後のつくば市の学校がとるべき指針を策定し、市民に公表することが重要だと思います。（遅くとも夏休み明けの９月までには）そして、この原則的な考え方を基本計画に盛り込めるといいように思います。

個人的には、基準の曖昧な「濃厚接触」などの言葉にとらわれず、原則として学校での

教育活動はこれまで通りにすることが望ましいと思います。その上で、子どもたちが安心してこれまでと同じ学校生活を送ることができるための対応について検討すべきだと思います。例えば、少しの体調不良でも無理に登校させないためのリモート出席システムを考案したり、欠席者への教育サポート方針を作成したり、また保健室に簡易な隔離スペース設置、朝の手洗い、ハンカチ・マスクの携行確認、教職員の検温、万一感染が判明した場合の行動マニュアルの作成、医療機関との連携協定の締結など、市として統一的に実施できることがあると考えます。

②遠隔でのオンライン、オンデマンドに対応した新しい教育の技術的・方法的な変革が必要です。まずは休校措置以降のつくば市の小中学校の現状について、詳細な調査が必要だと思います。当初、共働き家庭など希望によって任意登校させる措置が話題になっていましたが、見聞するに現状では休校に伴う何らかの対策もなく、教科書を配布して大量の宿題を出しただけと大差ないとも聞いています。

今回、「教育大綱」に「つくばには科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている。経験論や精神論を超えた未来を切り開いていく力を手に入れるために、つくばの多様な資源を活かした科学技術や合理的精神に基づいた学びを進める」とありますが、その前提となるインフラがあまりにも貧弱であることが示されました。文科省のGIGAスクール構想も活用しつつ、少人数教育も含めて教育経費の増額が重要だと思います。

今後、民間の教育関連企業によってさまざまな教育コンテンツやパッケージングされた授業支援ツールが提供されてくるとと思いますが、活用できるものは先生方の創意工夫の中で最大限に教育活動に生かしていくことも必要だと思います。

しかし、学校は個人の学習の成果だけでなく、多様な物差しで学業を通じた成果を評価し、つくば市の地域性を踏まえて社会の中に学校を位置づけ、集団での営みの中から育まれる経験値（社会力）を高めるような優れた教育実践を蓄積していくことが、教育の私事化を乗り越える鍵だと思います。その上で、状況に応じて柔軟で適切な方法が選択できるように教育の幅を広げることも重要で、オンラインの技術を活用して不登校や発達障害、習熟度別など、どの子にも最適な教育を保障するオルタナティブも用意しておく観点が重要だと思います。

（宮寺委員長）

上田委員から、コロナ禍がもたらすわたしたちの生活への影響、とくに「新しい生活様式」が子どもの生き方にどのような影響をもたらすことになるかを、大胆、かつ明確に予測していただきました。つくば市の特性をいかした対策も提言していただきました。

休校措置の解除が迫るなか、学校の受け入れ態勢の整備と、保護者への理解の取り方が緊急に必要なようになってくると思います。とりわけ、学校内、教室内での距離の取り方については、上田委員の指摘にもありますように、子どもたちの心理発達への影響を最大限考慮しながら、なんらかの指針が設けられる必要があります。

「ディスタンス」とは「距離をとること」ですが、英語の原義には、「距離をとって遠ざけること」という＜隔離＞の意味があります。歴史上、特定の人びとがその対象になってきたことはよく知られているとおりです。今回は、特に「ソーシャル・ディスタンシ

ング」という言い回しもされましたが、この時の「ソーシャル（社会的）」はくおたがいに>という意味です。「社会保険」と言うときの「社会（的）」、つまり「相互（的）」ということです。ですから、「ソーシャル・ディスタンス」は、だれか特定の人を遠ざけるということではなく、おたがいに、おたがいを遠ざけるという意味です。

このくおたがいに、おたがいを遠ざけること>という相互排除の意味を避けるため、WHOは「ソーシャル・ディスタンス」という表現を使うことをやめて、「フィジカル・ディスタンス」、つまりく物理的に距離をとること>という表現を使うように、と提言しています。

それでもなお、上田委員が心配されるように、物理的な距離感は心理的な距離感の形成を伴います。このことの影響は、学年が下の子どもほど、とりわけ幼児ほど大きいと思います。3密を避け、安心・安全な学習空間をつくる、という名目で、教師と子ども、子どもと子どものあいだでの交わり、という重要な教育目標を失ってしまうことがあれば、「盥の水と一緒に赤子を流す」ようなものになりかけません。

わたしたちは、「基本計画」の教育目標の組み替えや優先順位について、考え直していくように迫られているように思います。

（小野村哲委員）

遠隔学習の充実が求められ、私企業が公教育分野にも進出。学校への信頼は薄らぎ、積極的な不登校の一形態としてのホームスクーリング、特に高校では通信制高校を選択する生徒が増える。

※経済格差は教育格差を広げ、教育格差がまた経済格差を広げることが危惧される。

一方で、コロナ禍は Society 5.0 などと称された世界の足元が脆弱であることを露呈した。コロナ後は、やはりそのもろさを露わにした人口過集中地域から、新たな生き方を求めて農山村部に移り住む人が増えるのではないかと（全体から見ればまだまだ少数であったとしても） それと同時に、価値観の二極分化が進むのではないかとと思われる。

（和田雅彦委員）

新型コロナウイルスが学校現場（社会全体でもあるが）に及ぼした大きな変化として、「人との距離」がある。これまで私たち教員は、子供との距離（心理的距離・物理的距離）を縮めることに力を注いできた。授業でも「学び合い」や「教え合い」など、ペアやグループで、机を寄せ合い身を乗り出し、頭をくっつけ合いながら話し合うことが推奨されてきた経緯がある。

しかし、これからは、ソーシャルディスタンスを意識しながらの授業になるとと思われる。本校でもマスクを着用することはもちろん、全職員分のフェイスガードを購入し、分散登校に備えている。また、休み時間の過ごし方においても変化せざるをえないであろう。3密を避けた遊びが児童に定着するのか、予想できないところがあるが、マスクの着用や遊具の消毒は継続していかなければならないのではないかと思います。

もう一つは、動画視聴・オンライン授業など「バーチャル教育」の普及への危惧である。オンライン授業等は確かに学習方法の一つであり、今後普及していくに違いないが、一方

で、実体験が疎かにされてしまわないか、という不安がある。

児童生徒にとって、それぞれの発達段階における実体験はなくてはならない大切な学習であるとする。この状況で、そういった大切な体験学習をどのように設定・提供するかは、今後の我々の大きな課題であると思うし、基本計画においても「新たな方向性」を示さなくてはならない部分であるとする。

(額賀敏行委員)

教育基本計画策定に向けて、教育は様々な感覚から語られてよいものという視点で次の4点について述べさせていただきます。

1 分散登校から学校再開へ向けて

まず、最近の状況から述べますと、分散登校が軌道に乗り出し、いよいよ学校再開という雰囲気です。生徒は不安による欠席もなく、ほとんどの生徒が出席して授業が行われています。生徒が下校した後は全職員で消毒をして次の日に対応しています。現在は、午前と午後の部で分散登校になり、午前の部が終わり、生徒が下校した後、教室、廊下等の消毒を行い、お昼を食べ、午後の部の生徒を迎え入れる状況です。そして放課後は消毒に取り組めます。つくば市から学校再開のガイドラインが示されましたが、現在の学校の構造上、物理的に不可能な対応もあります。また、生徒に100%徹底することが難しい（できるかどうか不安）という思いをもつ職員もいます。しかし、この状況で学校を再開するためには、ガイドラインに則りできる限りの対応をすることを全職員で共通理解・実践していくことが大切だと思います。

2 遠隔授業について

次にネット配信等のICT（メール）を活用した遠隔授業ですが、臨時休業期間にホームズ等を活用した生徒とのやりとりを実施しました。また、学習課題の受取・提出について、①直接学校に来る、②ICTを活用して行う、③担任と相談してFAX等を活用するなど多様なやりとりができるようにしました。90%以上の生徒が直接学校に来て学習課題の受取・提出をしていました。その他は保護者が来校したり、メールを利用したりしました。

これまでの習慣と学校への欲求からか、「来校」を選択した生徒が多数となりましたが、この機会に授業のネット配信を整備したほうがよいと思いました。ネット配信と集団教育とのバランスにより、平時、非常時に備えた教育活動ができるのではと思います。

3 学習活動について

学校再開にあたり、職員は授業の在り方に一番不安感を抱いています。ペア・グループ活動等、話し合ったり、教え合ったりして互いに学習を保障し、生徒が充実感を抱いてきた取組ができないこと、このような活動ができるのはいつ頃になるのか見通しがもてないことを心配しています。また、中学校では、部活動をどのように再開していくのか、競技（接触を伴う種目）によってはできないのではないかと頭を悩ませています。プロスポーツ（プロは検査体制が充実）が再開され、参考になることが出てきたり、3週間ごとの現状の見直しから目安が見えたりするのではないかと期待しています。いずれにしても、学習活動、部活動とも明確な活動（この運動はできる等）が分かることで教職員の不安は解消され则认为ます。また、SNSでつながるニュースが話題になっていますが、やはり対

人関係を通して成長を促していくことは大切です。

4 つくば市教育大綱 一人ひとりが幸せな人生をおくるためには の実現へ向けて
森田教育長の教えのなかで一つ例を挙げると、学級経営・学校経営についての内容があります。

- ・ 温かい学級・学校
 - ・ 良さや違いを認め合う
 - ・ 人と人との関わりを経験し、問題を乗り越える
 - ・ 人と人との関わりを経験し、そのよさを認識する
- ・ 考えさせる学級・学校
 - ・ 指示が少ない
 - ・ 問題に気づく⇒解決する

森田教育長の教えを実現するために、教員として、学級経営、生徒指導（学習指導・生活指導）、部活動指導を基本として徒と接し生徒の主体性を引き出すことは大切なことであると考えます。

（宮寺委員長）

額賀委員のご意見には、中学校での通常授業の再開にむけて、教員の皆さんが懸命に取り組んでおられる様子が報告されています。ネット配信など、さまざまな連絡方法によって生徒に課題を出し、回答を受け取る。これのやりとりには、相当な時間がとられていると思います。（生徒の多くが、わざわざ学校に来て、回答を直接手渡しているというお話。生徒たちの学校への思いの深さが伝わってきます。）

分散登校・分散授業が「軌道に乗った」とのことですが、生徒の入れ替え時と、すべての生徒の下校後には、教員による入念な消毒作業がなされています。これも、相当な負担になっていると思います。学習の場を、自分たちで整理整頓するという自発的な清掃活動を、生徒に課することができなくなっているのは残念ですが、保護者の皆さんが、安心して子どもを学校に通わせるようにするためには、教師による清掃も、当面はやむを得ないことかもしれません。

感染拡大の予防策への取り組みが、学校の喫緊の課題であるのはその通りです。それでも、マニュアル通りに実施すれば、問題がなくなるという保証はありません。学校の衛生管理の課題は、今後も続けられなければならない、未来に向けて、「教育振興基本計画」のなかにつなげていかなければならないように思います。

通常授業の再開は、もはやかつての＜日常＞への復帰ではありえません。＜新たな日常（ニュー・ノーマル）＞の始まりです。いつまた新たな感染症が襲ってくるかもしれません。それへの備えを組み込んだ＜生活様式＞の定着が、これからは求められています。この＜新たな生活様式＞の定着に、学校は重要な役割を果たしていくことになります。

学校教育の全体を通して、生徒たちの内面に、新たな生活様式の定着をどのように図っていけばよいのか。これは「基本計画」のなかでも検討していかなければならない課題です。そのさい、生徒たち自身の自覚に配慮していく必要があります。このことを、分かり易く示してくれている事例を、つぎに紹介したいと思います。

それは、新聞の投書欄に載った中学生の意見です。（朝日新聞「声」、2020年5月2

9日、「再開した学校 規制が多すぎる」)。

「感染のリスクを考えると仕方がない」と、みんなが口をそろえて言うが、本当にそうだろうか。(中略)児童や生徒たちが学校で学び遊ぶ権利が失われることの方が、様々な悪影響をもたらすのではないか。」

感染リスクを避けることと、学び遊ぶ権利を護ること。学校ではどちらの方が大事なのか。それを決めるのは、投書者の中学生が言うほど容易なことではありません。実際には、どちらも大事です。それでも、当事者の中学生が、遊び学ぶ権利を優先し、感染予防策を「規制」と受け取ってしまうことには、一理あります。いままで自由にやれたことが、突然制限されてしまったからです。理不尽なことです。

投稿者の中学生も、感染予防策の大切さはよく分かっているはずですが。それでも、疑問に思ったのは、「それは仕方がないことだ」として、みんなが規制を受け入れてしまっていることです。自分たちの権利が失われていることに、無自覚であることです。生徒たちは、これから先の成り行きに不安を抱えています。しかも、その切実感は一入ひとりで違っているはずですが。この違いへの配慮が不足すると、安全対策は一律の「規制」と受け取られかねません。新たな生活様式が必要だからと言って、それを規制によって形成していくことはできません。学校は、一人ひとりの幸福を実現していく場所です。それを再確認することから考えていかなければならないと思います。

引き続き、委員の皆さんから自由に発言していただければ、有難いです。特に、「第3期教育振興基本計画」の表書きに掲げるキャッチフレーズについて、ご提案ください。そのための“呼び水”として、宮寺から、下のようなコピーを出してみたいと思います。「教育大綱」の趣旨を引き継いだつもりですが、たたき台にいただければ幸いです。

「 第3期 つくば市教育振興基本計画
一人ひとりが幸せな生き方を築いていくために 」

(鈴木孝至委員)

分散登校中について、授業時間確保のために課題作成、回収、評価という流れで行いました。

(1) 課題について

課題については4月当初は昨年度の復習といった内容でしたが、4月末に学校長、教頭、教務主任向けに学び推進課から説明があり、授業を意識した内容、それに向けて年間計画の見直し、補助的に動画の活用などを検討するなど通常の授業以上の教材研究が必要となりました。

(2) 保護者との連絡

その中で、保護者との連絡として新たにクラスメールを設定していただき、担任の先生方は課題作成とメールチェック、課題配付のためにポスティングと回収作業行っていました。また、ポスティングをしながらも、面会は避けて、電話連絡という形で保護者と連絡を取

り合い、児童の様子を教えていただく形となりました。

（３）勤務について

在宅勤務もありましたが、基本ＰＣの持ち出しができないので、授業準備や帳簿の整理も紙媒体で限られた中での作業となりました。また、学校によって勤務体系を工夫してグループ分けなどで分散する形の学校もあったようです。

（４）分散登校について

人数制限もある中で、登校してクラスで元気な様子を確認しながら、新年度の学級組織づくりや課題の確認等を行っていました。担任の先生方は、授業の準備と課題作成、提出課題の確認を行いながら、保護者からのメール、電話の問い合わせに応じていました。また、教頭や養護教諭を中心に発症時の対応や消毒についての研修を行い、分散登校に備えました。

（５）再開に向けて

職員会議を行い、学校再開に向けた確認をしました。分散登校の様子や市からのガイドラインを参考にして、学校での教育課程に照らし合わせて授業、生活面、学校行事とポイントを絞って変更点を会議で相談し、保護者に向けてメールや手紙で配信をしました。行事については、学校長を中心に見直しを行いました。夏休みの期日や今後の状況によりあくまで予定であることを確認しました。

（６）先生方の業務について

今回の新型コロナウイルス対策については、世間同様にはじめはここまでになるとは誰も想像できなかったと思います。どの業種でも、コロナというよりは未知なるものとの戦いであり、過去の経験則が役に立たない対応を迫られました。

（７）今回の対応について

未だ終息も見えず、今後の予測がつかない中ですが、何とか分散登校が始まりました。まだまだ世間的には大変な状況は続くと思われますが、教育現場のとりあえずの対応でまとめました。

3月の卒業式が今までのような形でできなくなった時に、卒業生に厳しいようですが事実を伝えました。そのときに次のような話をしました。「今回は卒業生のみで行うことになったが、これからみんなが生きていく時代は災害も含めて、変化が激しくなり、予想もできないことが起こる可能性があること、そのような中でも生きていける力をつけてほしい」そのような話をした後に果たしてそのためにどのような支援が必要なのだろうか？そもそも過去にとらわせているのは自分たちで、新たな価値の創造ができるのか？と疑問に思いました。

改めて今回の対応を振り返り、今後も未来を担う子ども達が時代の荒波に立ち向かってい

くためにどんな力を身につけられたらよいのか？そのために我々教員ができることは何か？答えがないテーマを突きつけられているが待ったなしの状況であると改めて感じました。

また、全く別の話題ですが甲子園をはじめ、数々の大会がなくなり部活動について様々なメディアでも話題になっています。顧問だとしたらどんな話をしたらよいのか？と中学校の先生から相談をいただくことがあります。

部活動の目的は大会出場ではなく、人間力育成、人格形成であり、大会や結果は目標であるとは伝えますが、子ども達が納得できるとは思えません。正解はないけれど、本当に難しい問題の答えを教えるのではなく、寄り添いながら共感しながら、子どもとともに答えを探し出すスタンスではどうだろうか？と話をしました。まさに教えるからともに学ぶスタンスで。

（宮寺委員長）

ようやく、学校での通常授業が再開されました。

そこに至るまで、それぞれの学校では準備に追われる毎日だったと思います。今回いただいた鈴木委員の報告では、再開に至るまでのプロセスが詳しく記録されています。①授業に代わる課題の作成、回収、評価、②保護者への連絡（課題の配布をふくめて）、③教職員の勤務体制の見直し、④分散登校の指導、⑤市のガイドラインに沿った教育課程の再編成、そして⑤年間計画の練り直し、と準備が進められてきました。

この一つひとつについて記録を遺すこと（子どもたちの反応をふくめて）は、新たな課題を発見し、将来の教育計画を立てていくうえで、非常に大切です。新たな「経験則」をつくり出すみなもとです。

卒業生のために正規の「式」をやってあげられませんでした。それは教師として、悔やまれます。しかし、鈴木委員が6年生にかけた言葉は、「式」そのものよりも、今日の困難な状況とともに、卒業生一人ひとりの心に深く刻まれていくことでしょう。

「これからみんなが生きていく時代は、災害を含めて、変化が激しくなり、予想もできないことが起こる可能性があること、その中でも生きていける力を付けてほしい。」

鈴木委員は、さらに続けて、次のように問いかけています。これは非常に重要な問題提起です。

「そもそも過去にとらわれているのは自分たちで、新たな価値の創造ができるのであろうか？」

言うまでもなく、教育の仕事は、過去の「経験則」だけで営まれているわけではありません。学校から送り出す児童・生徒の皆さんがそうであるように、わたしたち教師も、「予想もできないことが起こる可能性」を、ある意味で予期しながら、実践をしています。ですから、「経験則」だけで、授業をしてきたわけではありません。授業は、いつでも手探り

です。こうした手探りとしての実践は、再開後の「通常授業」でも続くでしょうし、そこから新たな価値が見いだされていくと思います。

「変化の激しい社会のなかで・・・」というのは、教育計画を立てていくときの常套句です。しかし、今わたしたちが面と向かっているのは、たんに社会の枠組みが激しく変化する時代だけではありません。「社会の底が抜けてしまった」ような時代です。人と人との距離をとるよう求められ、人と人との声を掛け合い、意見を出し合うことが制約されているような時代です。社会の成り立ちの根底にかかわる「交わり」の価値が、軽く見られてしまいがちな時代です。

通常授業の再開は、たんに授業の遅れを取り戻すためにだけなされるものではありません。新たな「交わり」の価値の再建に向けて再出発です。わたしたちの社会の底が、完全に抜け落ちてしまわないようにしていく使命を、学校は期待されています。

（宮本由美子委員）

幼稚園においても小中学校と同様に新型コロナウイルス感染症が及ぶ影響は大きな変化を及ぼしていくと思う。今まで幼稚園は、『遊びを通して、様々なことに挑戦したり、自分の思いや考えを伝えたり、友達と力を合わせてやり遂げたりする経験をし、その中で、小学校以降の学習や生活につなげる』という考えのもと保育をしてきた。私たち教師は、子どもとスキンシップをとり信頼関係を築き、子ども同士のつながりを作るためにも触れ合い遊びやコーナー遊び等で子どもたち同士の距離近づける保育を意識し行ってきた。しかし、これからは、ソーシャルディスタンスをとりながら、教師がどう保育を進めていくか、ということのを常に考えながら保育を進めていくことになる。子ども同士のつながりや遊び・協同性を育てていく活動の時には密になりやすい状況が起きる。日常の生活や保育の中で禁止用語や蜜を避けるために規制が多くなってくると楽しい園生活や遊びが展開できるか不安もある。どうしても幼児が自分でソーシャルディスタンスを保つことは難しい。教師は、周囲の状況判断することが難しい幼児にどう対応していくか、保育室等の環境構成をどう整え指導していくか、行事の持ち方など子どもにも教師にも大きな影響を及ぼしていくことになると思う。

幼稚園においては、地域の方のボランティアや人材活用で保育を進めている一面がある。お話会やサッカー教室・リトミック・体操教室など様々な地域の方とのつながりや体験活動も経験できないことが多くなり影響が出ている。そして、今まで未就園児体験保育で2才～入園前の幼児との触れあいも行ってきたが今後は影響が出てくると思う。

市内幼稚園においてもマスクの着用、手洗いうがいの徹底、通園バス（密への対応・消毒）、給食への対応などひとつひとつ各園の実態に応じて見直している。トイレや遊具等の消毒を少ない職員と長い保育時間の中どう対処していき、密を避けソーシャルディスタンスを保ち安心・安全を確保しながら生活していくか課題が大きい。

保幼小連携においてもコロナウイルスによる影響は大きな影響を及ぼすと思う。これまでの連携の中では、小学生との触れあいやかわりの中で憧れや期待を持つことができた。しかし、子ども同士の連携に関しては、今後どのような連携をとっていくか内容や方法にも課題が出てくると思う。

(宮寺委員長)

宮本委員のご意見を読みました。和田委員のご意見に加えて、いっそう厳しい現場の状況がよく分かりました。

3蜜をさけるため、小、中学校では再開にむけて「距離をとる」ための懸命な努力が進められています。直接の対面を避けるため、遠隔授業の体制づくりも進められてきています。大学では、教員に多大な負担を課しながら、オンライン講義が日常的な指導形態となりつつあります。しかし、幼児教育では、たとえば「遠隔保育」(?)といった指導形態は成り立つのでしょうか。それは大いに疑問です。

仮にそのような指導形態をとるとすれば、もはやそれは「保育」ではなくなってしまうからです。幼児教育にとって、教師・保育士と子ども、子どもと子どもの接触はたんなる教育の手段の問題ではなく、教育の内容そのものですし、保育の本質でもあります。

そのうえ、宮本委員が指摘されているように、幼児に「距離をとること」の意味を理解させるのは容易なことではありません。どうしても、保育の場、つまり教室や園庭を物理的に「間仕切り」しなければならなくなります。それは、ニワトリ小屋のブロイラーを連想させます。

問題がいっそう深刻なのは、いま必要とされる対処が、短期間で切り上げられることではなさそうだからです。5月22日に文科省から出されたマニュアル「学校の新しい生活様式」にある通り、「国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければ」ならない状況にあります。「距離をとること」は、一時しのぎのことではなく、これからの社会生活の基本的な生活様式、つまりマナーになりそうです。これは、教育計画の枠組みにもかかわることです。いつまた到来するか分からない次のパンデミックに対して、子どものなかに身構えをつくっていくこと。これもこれからの教育の課題になってくるように思います。

ただ、文科省のマニュアル全41頁に記載されている対処法は、具体的、かつ細部にわたっていますが、それをそのまま長期計画に採り入れる必要はないように思います。衛生管理が大切なことは言うまでもありませんが、それを教育目標の首位に据えるのは、本末転倒です。あらためて、教育目標と、それを実現するための前提条件とを仕分けていくことが、策定委員会の作業となってくるように思います。

②つくばスタイル科をどのように改善していくのがよいですか。

(根津委員)

改善の根拠資料を要すると思われます。

そのためには、改善するための仕組みを作る必要があります。数年おきに調査（小規模の抽出で十分です）をし、その結果をもとに検討するのが一つの方法です。関連して、市教育委員会や各校で、手持ちの調査結果を共有し、同じような調査を繰り返さない配慮を要するでしょう。「調査のための調査」は困ります。また、児童生徒への「効果」もですが、教職員や各校、保護者等の負担感、改善してほしいところなどにも注目すべきです。

調査の結果、「総合的な学習の時間」と大差なかった場合、二つの道がありえます。(1) 教育課程特例校の指定を取り下げ、通常の「総合的な学習の時間」に戻し、各学校の努力に委ねる。(2) 「コロナ禍」を前提に、調査の結果を参照し、「つくばスタイル科」の内容

の見直しを図る（決まった案はありません。つくば市の市民や先生方は、子供に何を教えたいと考えているのでしょうか。そこが重要だと思います）。

③つくば市でのコミュニティスクールの実施可能性について、お考えを述べてください。

（上田委員）

コミュニティスクールには大きな可能性があると考えています。しかし一般論として、うまくいっている学校は全国でも非常に少ないと思いますし、中教審で示されたように、全ての学校をコミュニティスクールに移行すればいいとも思いません。現在、未設置のつくば市では拙速に導入すべきではないと思います。

コミュニティスクールを導入する前に、できることはたくさんあります。何より学校評議員制度が実質的に意味のある役割を果たしているかどうかが重要だと考えます。まずは学校評議員が学校にとって最高の応援団になることが目標です。評議員の方々の負担は大きくなりますし、何より校長先生の意識を変えていただく必要がありますが、定員を増やし、一般公募など構成メンバーを工夫し、定例の会議を増やし、学区住民に公開で行うなど、学校に関わる意見交換を率直に交わせる合議の場にしていくことで、学校と地域の関係性も少しずつ変わってくるように思います。また学区の住民にとっても、学校への理解を深め、身近に感じる機会となり得るように思います。

④つくば市の教育行政に、地域の諸団体はどのようなかわりを持つことができますか。

（小野村委員）

※学校教育の一部が地域化するというステージへの移行が考えられます。

例えば、福井県では、すでに部活動の地域化が進められようとしています。

<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/993003>（☆）

今後は、オンラインでの活動も増えるものと思われます。

一例として、お囃子クラブ…世代を超えたオンラインお囃子クラブを設け、ライン上で地域のお囃子を練習、祭りでの披露を目指す。家庭ではクッションをたたいて練習などすれば経費も掛からず、ストレスの発散にもなるなど考えられるかと思います。

（宮寺委員長）

福井県での事例を引きながら、部活動の地域化が促され、オンラインでの活動が活発化していくことを予想しておられます。その一方、遠隔教育の推進により、学校教育の枠組みが崩され、私企業による公教育への進出がすすむことを懸念しておられます。義務教育のいわば「通信高校教育」化です。通信制が「広域化」すれば、高校の通信制がそうであるように、私企業による教育計画（しかもかなり杜撰な）が受け入れられてしまうことも考えられます。一気に私企業化することはないとしても、アメリカのエジソン・スクールのように、公設・民営化の学校が生まれ、保護者にも受け入れられていくことも考えられます。保護者が、より効率的（大学進学に対して効率的）な教育計画を望んでいることに乗じた流れです。ホームスクール運動は、これをさらに個別適合化したものです。（H・Sの

問題性については、拙稿「自由を／自由に育てる 「教育の私事化」と公共性の隘路」広田編『自由への問い・教育』岩波で触れたことがあります。）

遠隔教育は、災害時のように、対面型の授業が成立しがたい時の「緊急避難的」な教育形態です。これが正規化することには、教育方法上のことだけでなく、小野村委員が懸念しておられるような経済格差や、ICT 環境の整備状況をめぐる地域格差などの問題が大ありです。教育機会の穴埋めにはなり得ても、平等保障にはなり得ません。

平成30年6月15日閣議決定の「教育振興基本計画」には、5年後の「超スマート社会（society 5.0）」を展望して、ICT 環境の整備・推進が謳われていますが、これはあくまでも学校内での学習の高度化のために求められていることであって、遠隔教育のことはこの「基本計画」（全91頁）ではまったく想定されていません。現在必要とされるのは、オンラインによる遠隔教育の推進ではなく、それを必要としなくなるようにすることです。少なくとも学校教育に関しては、この点では、小野村委員に賛同します。

⑤幼稚園・保育園は、保護者の就労を支援するためどのような役割を果たすことができますか。

（宮本委員）

幼稚園において保護者の就労を支援するためには、預かり保育の拡充が出てくるかと思っています。現在、幼稚園においては、朝の8時40分から午後3時まで保育しております。幼稚園なので保育所のように昼寝の時間がありません。ですので、1人の教諭が休憩なしに午後の3時まで保育をします。休憩はその後取得するようになっていますが、現状保護者対応や事務処理・明日の準備を行うため休憩をとることさえ難しい状況です。定時に退勤できる時は少ないです。

預かり保育を行い保育時間の拡充するのであれば、預かり保育専任職員の配置は欠かせないと思います。また、公立幼稚園は、支援を必要とする子が多く在籍しています。支援児が預かり保育をするのであれば安全性を考えてやはり職員をつけてもらいたいです。

人的配置を十分にしていただかないと子どもの安全性は保証できないので、保護者が安心して就労するのは、難しいと思います

⑥子どもの安心・安全を確保するための教育プログラムをお考え下さい。

（和田委員）

今、学校現場では次のようなことが考えられます。

- 学校生活全般において、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒
- 定期的に机や椅子、手すり、ドアノブ、電気のスイッチ等の消毒をする。
- 非接触型体温計による登校時の体温測定
- 保護者や兄弟姉妹、祖父祖母等、家族の体調不良（高熱等）の把握
- 学習
 - ・机をできるだけ離し、前向きで学習する。
 - ・算数セット、実験道具、楽器など共用で使うものは必ず消毒する。

- ・意見交流はスタディネットを活用する。
- ・音楽の歌唱は控える。
- ・家庭科で調理実習は行わない。
- ・体育は外で間隔を保って実施する。
- ・オンライン授業も取り入れていくが、3密を避けた「体験を伴う学習」の実施についても模索していく。

○休み時間の遊び

- ・人に触れる遊びは制限する。
- ・休み時間は学年ごとに時間をずらして設定する。
(トイレの使用もクラスごとに時間をずらす。)

※接触を減らして、子どもたち同士の関わり合いをどう確保していくか。

○給食

- ・弁当形式にする。(これまでのような給食当番による配膳はしない。)
- ・前向きで食べる。
- ・個人で片付ける。
- ・白衣の着用。

※話をしないで黙々と食べる給食となる。これが続くようなら、給食の意義やねらいをもう一度確認する(考え直す)必要があるだろう。

○清掃

- ・雑巾がけはできない。(モップを使う)
- ・掃き掃除も十分注意して行う。
- ・トイレ掃除を児童生徒にやらせるのは心配である。業者委託という選択肢もでてくるのではないか。

○登下校

- ・登校班はつくらない。
- ・原則、保護者の送り迎えとする。
- ・登校時に健康チェックカード等の確認を行う。

○行事

- ・入学式、卒業式等は該当学年のみで行う。(来賓挨拶なし)
- ・修学旅行や校外学習等、電車バスを利用するものは実施しない。
- ・文化祭、学習発表会についても今年度は見送る。
- ・運動会、体育祭は種目を吟味して短時間で行う。

○図書室

- ・図書室の利用については、利用前後の手指消毒の徹底及び休み時間中は窓を開けて換気

を行うなど、3密を避けたうえで実施する。

今回の事で学校は、「家庭の格差を埋め、子どもたちに学習の機会を平等に与えるための大切な機関」だったということを再認識しました。

この後、つくば市でも分散登校が始まり、いずれ通常登校となる予定ですが、世界では490万人の感染者と32万人の死者が出ており、日本でも収束に近づいたとはいえ、1万6000人の感染者、784人の死者が出ていることは事実です。そのことを忘れず、万が一にも「子供の大切な未来」が奪われることのないよう、全力で感染症対策に努めていきたいと思っています。

最後に、本校のある学年の担任が報告してくれたことを記します。

「いつもよく見てくださっている（学校に協力的で教育熱心な）保護者とその子供が、金曜日、親子そろって泣きながら電話をかけてきたんです。恵まれた環境でも、頑張っている、この状況が長引くと心を蝕んでしまうのだろうか、と私も聞いていて辛くなってしまいました・・・。」

このことから、学校では家庭と連携協力を図ることも大切であるが「保護者に頼りすぎない」ことも共通理解しておく必要があると感じました。

そして、より一層「レジリエンスを高める指導（豊かな心の育成）」を実践していかなければならないと考えます。

（宮寺委員長）

和田委員のご意見を読み、学校現場での対応の生々しさがよく分かりました。感動、というと語弊がありますが、なにかしら心が揺さぶられる思いがしました。先生がたが、日々の教育活動のなかで大切にしてくられた子どもとの触れ合いが、思うようにできなくなっている。そのことに、歯がゆい思いをされていることでしょう。

感染症の広がりを防ぐため、「距離をとること」、「衛生管理を徹底すること」が学校再開の不可欠な条件だという指摘、よく理解できました。そういう現実的なこと（ある意味で「非教育的」なこと、「前教育的」なこと）を、学校教育目標に掲げなければならなくなるのかもしれませんが。学校の閉校状態を解くためには、それも致し方ないかもしれません。ただ、当面必要とされる措置が、いつまで継続する必要があるのかが分からないまま、今後5年間にわたる「振興計画」を策定することに、難しさを感じています。

「つくば市教育大綱」は、「一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標として」定められました。この目標のもとで、大綱は「教えから学びへ」の転換を呼びかけています。しかし、いま「教え」そのものが限定付きでしか成り立っていませんし、「学び」も放置に近い状態に置かれています。この事態を直視するとき、「振興計画」の策定は、大綱が掲げる最上位の目標をチャート化するだけでは、使命が尽くされないように思います。大綱との整合性を図りながらも、現実からボトムアップしていくような「振興計画」を策定していきたいと思っています。

(☆) 福井新聞（記事内容）

「福井県、中高部活の地域移行検討へ 中学運動部から着手方針」

2019 年 12 月 14 日 午後 5 時 00 分

福井県教委と県交流文化部は 12 月 11 日、2019 年度から 6 年間のスポーツ施策をまとめた県スポーツ推進計画の骨子案をまとめた。中学、高校の部活動について、地域のスポーツクラブへの移行に向け、市町教委や中体連、高体連と検討を進める方針が示された。

県議会の総務教育常任委員会などで示した。部活動の地域スポーツクラブへの移行に関しては、スポーツ庁が昨年 3 月に提示したガイドラインで、学校と地域が協働・融合したスポーツ環境整備を進めるよう示している。

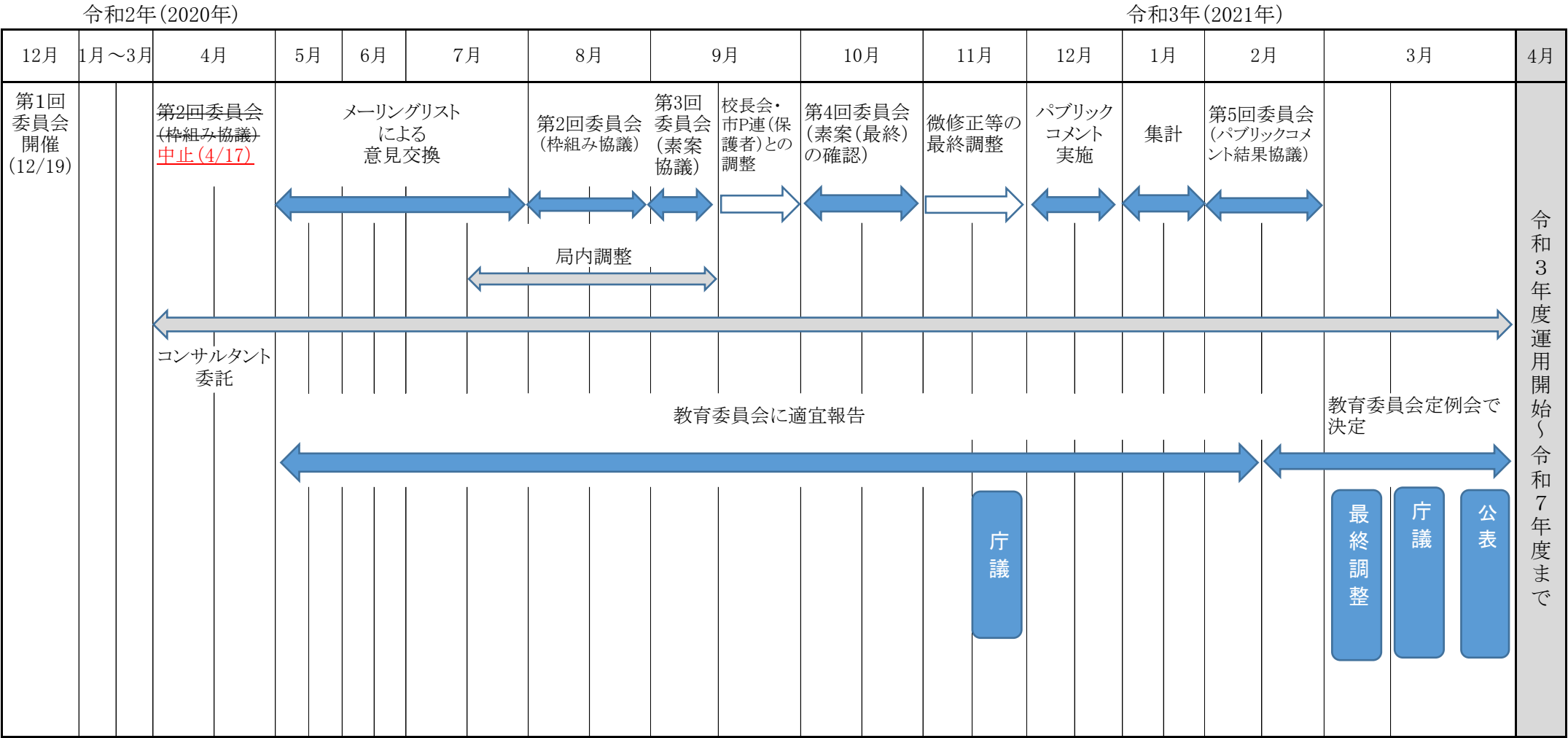
県教委によると、まずは教員負担の多さが指摘されている中学校の運動部から検討を始める。校内に専門の指導者がいないケースや、すでに校外活動の実態がある競技、競技レベルが高く顧問の負担が大きい部、部員が少なく複数校合同で活動している部などから進めたい考え。

クラブの在り方は、総合型地域スポーツクラブや、競技団体、競技経験者が主催・経営するクラブ、近くの高校生と合同で練習するなど、さまざまな形態を想定している。地域や競技によって状況が違うため、各部の最適な形を探した上で、体制が整ったところから移行していく方針。指導を希望する教員の意向にも対応したいとしている。

県内中学校の部活動を巡っては、2020 年度から部活動数を減らし各校の教員の半数に絞る計画で、学校現場では募集を停止する部の検討が進んでいる。県保健体育課の河瀬康博課長は、課題として外部指導員の人材不足を挙げ「どうしても学校で抱えきれない部分は、地域の協力をいただきたい」と話した。

県スポーツ推進計画は 13～18 年度（第 1 次期間）の改訂版で、本年度中の策定を目指している。

第3期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)



会 議 録

会 議 の 名 称		第3回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会			
開 催 日 時		令和2年10月7日 開会 14時00分 閉会 16時40分			
開 催 場 所		つくば市役所 職員研修室			
事務局（担当課）		教育局教育総務課			
出席者	委 員	宮寺 晃夫	委員	根津 朋実	委員
		上田 孝典	委員	加藤 崇英	委員
		長橋 進也	委員	小野村 哲	委員
		和田 雅彦	委員	額賀 敏行	委員
		鈴木 孝至	委員	宮本 由美子	委員
	そ の 他				
	事 務 局	教育長	森田 充		
		教育局長	吉沼 正美		
		教育局次長	中山 隆		
		教育局次長	貝塚 厚		
		学び推進課長	江尻 佳之		
		教育総務課長	笹本 昌伸		
		教育総務課長補佐	山岡 めぐみ		
		教育総務課係長	青木 孝之		
		教育総務課主任	谷沢 潤一郎		
		教育総務課主事	田崎 智也		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由		—			
議 題		1 第3期つくば市教育振興基本計画策定の枠組について 2 今後のスケジュールについて 3 その他			
会議録署名人				確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会				
	2 教育長あいさつ				
	3 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり）				
	4 その他				

< 議事録 >	
笹本課長	それでは、第3回つくば市教育振興基本計画策定委員会の方を開会したいと思います。現在、委員全10名中8名の出席ということで、このまま開催させていただきます。和田委員、加藤委員は、この後若干遅れて出席されるということですので、よろしくお願いいたします。続きまして、森田教育長の方から御挨拶を申し上げます。
森田教育長	皆さんこんにちは。皆様には本当にお忙しいところ、この3回目の策定委委員会の方に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。2回目の策定委員会は8月に開催したわけですが、早いものでもう2か月経ってしまいました。最近ではすっかり秋めいて涼しいというところになってしまいましたけれども、コロナウイルスの方についてはまだまだ気を許せないような状況が続いています。皆様にも、コロナ対策を行った上で、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、前回の委員会でも協議頂きました計画の枠組、これについての引続きの話し合いということになりますけれども、先月の29日に定例教育委員会を開きまして、そこでこの枠組について中間報告をいたしましたところ、教育委員会の皆様からも意見が出たということで、今日はその報告もさせていただきたいと思っております。委員の皆様には、どうぞ忌憚のない意見を頂戴しまして、より良い計画になるように進めて参りたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。
笹本課長	ありがとうございました。それでは協議に入る前に事務局から1点御報告させていただければと思います。先ほど教育長の御挨拶のなかにもございましたが、先月29日に開催されました令和2年9月の定例教育委員会において、現在進めておりますこの第3期教育振興基本計画の進捗について御報告させていただきました。前回の策定委員会において概ね了解いただいた枠組について教育委員会の方にお示しさせていただいたんですけれども、会議において各教育委員の方から様々な御意見をいただきました。発言の詳細については、机上に配布させていただいております別紙発言概要にまとめておりますけれども、今年の3月に策定した教育大綱の考えがもう少し

宮寺委員長	見えるような計画内容にしてほしいという、全委員からの大局的な御意見を頂きました。事務局としては、教育委員会定例会の中でのこういった意見を受け止めまして、前回御審議いただいた枠組のなかに、再度改めて教育大綱の考えを反映させる形で事務局案を作成させていただいたところです。また、事務局案の作成に当たりましては、一般の市民の方がみて分かりやすい表現にすること、また、取組との関連付けや体系化、こういったものにも配慮して作成いたしました。策定委員の皆様には枠組について改めて御意見を伺う形になってしまい大変申し訳ございませんが、本日、御意見の方をお出しいただくようお願いできればと思います。それでは、委員会設置要項の第6条の規定に基づきまして、これからの協議進行につきましては、委員長の宮寺先生にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。 それではこれから第3回の策定委員会を始めたいと思います。第2回の策定委員会の議事録、議事概要につきましては、第2回の終了後に教育総務課の方で議事起こしをしていただき、全文はもうすでに委員の方々にメーリングリストを通して伝えられているところであります。資料の最後のところにもありますように、一応、第2回目の策定委員会では、その折に出ました枠組の案を概ね了解すると。ただし、その2回目の時に、各委員から出ました意見を盛り込んで最大限修正すると。それから教育総務課の方で、枠組の一番右の欄の具体的な項目、主な取組につきましては、詳細、細かい点について書き入れるという、そういうことが決められた。そう決めていただいた上で、それが完成したら、教育委員会の定例会に提案させていただき、そこで御審議いただくと。そういうことで、第2回目は終わったと思います。ただし、その2回目の終了後、今日に至るまで、いくつかの、どう言ったらいいですかね、意見が出されてきまして、その意見をどう受けとめていいか分からないながら、私としては第2回の委員会で決まった通り、概ね了解をされた枠組について、定例会の方に出していただき、そこで、教育委員の方々に意見を述べていただくと。その上で、もしできることならば、教育委員会の方で、案を、案っていうか、確定した枠組を作ってください。それを作っていただいたら、今度はそれを私たちの委員会の方におろしていただいて、それに基づいて、今度私たちは具体的

な素案づくりに取り掛かれます。そういうつもりでいたわけでありませんが、報告がありましたように、定例の教育委員会の方で、各教育委員の方から、様々な意見、今の教育総務課長の報告にありましたように、もう少し、つくば市の教育大綱の内容に基づき、その内容を盛り込んで欲しいという、そういう御意向のようでしたので、その御意向を受けて、もちろん短時間でありましたが、教育総務課の方で、新たな事務局案を作成していただいたところであります。この事務局案が出来上がったのは、実は昨日の午後ということで、その折には教育長にも参加していただき、この事務局案が出来上がったわけであります。私もこれを昨日メールで送っていただき、一通り拝見したんですが、実際にプリントアウトしてあるのを見るのは初めてで、一緒にこれから検討して参りたいと思います。

で、今日のこの第3回の策定委員会の進め方について、こういう形にしていいただければというふうに委員長として提案させていただきたいと思います。それは、この策定委員会は、親委員会は教育委員会であることは間違いありません。親委員会の委託を受けて、この策定委員会が発足し、これまで1回2回と協議を続けてきたわけではありますが、今日の議事の進め方については、策定委員会と、それから教育委員会、特に教育長、それから教育委員の方々と、それから実際に実務を担っていただきました総務課の、言わば3者ですね。3者の上下関係や、それから、その仕切りっていうものを外して、私たち策定委員と、教育委員会と、教育総務課と、そういう3者の上下関係や、それから垣根を外して、自由に御意見を出していただき、より良い枠組を作っていきたいと。今日こそ、この枠組を仕上げたいというふうに思います。その上で、やはり一番重要なのは、この枠組に基づいて、どのようなプランを作るかということの方が重要な作業でありますので、そちらの方に取り掛かりたいと思います。今日の時間の割振りとしては、まず昨日出来上がりましたその事務局案につきまして、これを作っていただいた、教育総務課の方から、こういう点を修正したんだということを説明していただき、またその上で、先ほど言いました3者から自由に意見を出していただくというふうにして、何としても、今日で計画の枠組に関する議論は仕上げたいと思います。時間が許すようでしたらば、これから先、素案を作っていくときに、どういう項目を掲げるかと。目次づくりっていうとちょっと平たい言い方になってしまい

笹本課長	ますが、こういう項目とこういう項目とこういう項目を素案では掲げるといふ、そういうところまで話が及べばいいかなというふうに思っているところであります。ご協力をいただきたいと思います。幸い、この会議では、こういう形で四角く囲っていますけれども、三角形にも等しいような、正三角形にも等しいような、策定委員と、それから教育委員会と、それから教育総務課と、この3者が顔を合わせておりますので、どうぞ今回出されました事務局案をめぐって、御審議いただきたいと思います。ちょっとお詫びの方が遅れてしまって申し訳ないんですが、こういうふうに一段階遅れてしまったということについては、委員長である私の不手際であります。もう少し、順調に作業を進めたかったところではありますが、もたもたしてしまい、教育委員会の方にも御迷惑をおかけしたと思いますし、一番負担をかけてしまったのは、事務局である教育総務課の方で、教育総務課の方々にはちょっと失礼ながらお尻を叩いて、頑張ると、今日に間に合わせてくれというふうにして案を作っていたにしているわけでありまして。こういうことになってしまったことについては委員長として不手際を認めますので、この場でお詫びしたいと思います。 それでは以上を前口上といたしまして、机上に配付されている色刷りの事務局案ですね。黒字と赤字、それから、黄色いバックのついているところ、いろいろ取りまぜて、これまでどんな経過、経緯を辿ってきたのかってことがわかりやすいように作っていただいたのかと思います。この事務局案について、そうですね、教育総務課の方で御説明いただけますか。こういう点を今回修正したんだっていうところがありましたらお願いいたします。この黒字のところの上に赤字で書いてあったり、それから斜線で消してあったりという修正が施されていますよね。その趣旨について一通り説明していただけますか。 教育総務課です。全体的には先ほど申し上げた点、教育大綱との関連が見えるようにすること、市民の方が見て分かりやすくすること、あとは取組との関連付け、関係性が見えるようなかたちで作成させていただいております。大きく変更させていただいた点は、前回非常にたくさんの時間を割いていただいた基本理念、こちらについては赤字で「夢に向かって学びより良い未来をひらく人材の育

	成」というかたちで改めて提示させていただいております。前回協議いただいた内容なのですが、会議録を改めて何回か確認させていただいたのですが、一人ひとりが幸せな人生を送るための未来をひらくことができる、そういった姿を実現する教育を目指そう、という意味合いが込められていると事務局として認識しております。そのような姿を実現するため、また教育大綱の考えである、自ら学ぶという姿勢の重要性、こちらを融合したかたちで新たに制定させていただいております。ですので、前回のものに教育大綱の考えをプラスした表記になっているかというように事務局では考えております。 宮寺委員長、進め方としては全部を挙げますか、それとも個別に取り上げますか。
宮寺委員長	一通りやっていただけませんか。
笹本課長	分かりました。
宮寺委員長	一通り、例えば黒字の上に赤字で書いてあったり、斜線で消してあったり、修正が施されていますよね。その趣旨について説明していただけませんか。
笹本課長	続きまして基本目標１、こちらについては前回お示ししたものと表現を変えさせていただいております。教育大綱の理念である「一人ひとりが幸せな人生を送る」、こちらを反映させるために新たに示させていただいております。基本方針１については、前回お話しいただいた基本理念の「世界のあしたをひらく」というものを、市民の方が見て分かりやすいものに改めさせていただいております。施策の１から３については、教育大綱の「つくばでの学びの特徴」を反映しております。 基本方針３「学びの場の感染症対策を徹底する」ですが、こちらについては基本方針２の施策３というかたちで修正をさせていただいております。こちらは教育委員会の会議の中でも御意見をいただいたところで、感染症対策というのは方針ではなく施策なのではないかとの御意見を受けて事務局でも改めて協議し、施策３として改めて提出させていただきました。「誰もがいかされ、誰も

宮寺委員長	が認められる社会づくりを推進する」については、「誰もが輝き、互いを認め合う教育の推進」と修正させていただいております。こちらについては教育大綱にもある主体性を表現するために「いかされ」の部分「輝き」とし、「認められる」を「互いを認め合う」に、また「社会づくり」は「教育」と改めています。 基本目標2については、前回から変更したのは1箇所なのですが、「学びの多様性に対応する場と機会を整え、質の高い教育を推進する」というものから、「質の高い」という表現が教育大綱の趣旨とそぐわないのではないかと事務局で改めて検討し、教育大綱の「個性が花ひらく」と表記を変更させていただいております。 基本方針4から基本方針7については、表現を体言止めにするかたちを取り、基本方針5については市民の方が見て分かりやすい表現、文章を簡潔にさせていただく訂正になっております。 基本目標3「学びを支える地域・学校・家庭の結びつきを強める」ですけれども、「つくばの特性をいかし、みんなで学びを支える」と変更させていただきました。こちらについては、取組から見たときに設定した目標が市民の方に分かりにくいというところと、教育大綱の考えを踏まえて、結びつきを強めるというよりも学びを支える、という表現が適切なのではないかとということで変更させていただきました。 基本方針8「つくばらしさをいかした教育を推進する」については、「教育」から「学び」へと変更しております。 基本方針9「家庭教育を支援するため、地域や組織と連携する」ですが、こちらについては「学びを支えるための様々な人材の活用」と。宮寺委員長と何回かお話しさせていただいてこのような方針を書かせていただいたのですが、やはり取組との関連性や市民の方へより分かりやすくするにはどうしたらよいかということで、基本方針9については表現を改めさせていただきました。 説明は以上になります。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。ここで加藤委員がお見えですので、1回目2回目の時には公務で御出席できなかったわけですが、今回初めてお見えですので、ちょっと自己紹介をお願いいたします。

加藤委員	皆さんこんにちは。今日ちょっと遅れまして申し訳ございません。茨城大学の加藤でございます。よろしくお願いします。住まいの方は、牛久の方なんですけども、つくば近辺ということで。別のところで、教育行政評価の方も担当させていただいております。微力ながら、会議の方に関わらせていただいて、議論の方へ参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。
宮寺委員長	加藤委員には1回目2回目の経緯を十分に事前に説明することができなかったわけでありましたが、どうぞ、途中から新しい私たちが見落としていたような、新たな観点というものを、どうぞ、お示しいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは今、教育総務課の方から一番新しい事務局案の説明がなされました。ここにありますように、黒の印字で書かれていたものを赤の方に変えたいという、そういうご提案だったと思います。それから赤が入ってないところはそのまま。特に右側半分につきましては、赤が入っていませんけれども、ただこれは、細かな点でありまして、これは大綱との対応関係、それから今どんな取組がなされているのか、これからなされる必要があるのかということにつきましては、かなり事務的に、これから盛り込むことができる分野だと思っておりますので、これからの議論は左側の三つの欄を中心に、御協議いただければありがたいと思います。ちょっと遡りますが、今の教育総務課の方からの説明で、こういう新たな修正をしたんだと、修正案にしたんだということ。それは定例の教育委員会の折に何人かの教育委員の方から出された意見に基づいてこういう修正がなされたんだという経緯がありますので、この際、教育委員のお一人がここにおられますので、その時にどういう趣旨でこういう修正を提案されたのかっていうことをお話いただきたいと思います。ただ、ちょっと冒頭にも申し上げましたように、この場合は策定委員会の委員と、それから教育委員会サイド、また小野村委員のように、両方に跨っている委員もおられて、何か最初ちょっと構成につきまして、私、正直申し上げて、策定委員会の位置付けが、どういうことになったのかなってことを疑問持ったことはあります。ちょっと変な例えかも分かりませんが、裁判員裁判の裁判員が、検察側の証人として発言されていると。そういう何か、この策定委員会の中

	に、親委員会の構成員が入ってきているってことで、ちょっと最初私、出発の時点で、「あれ？」と思ったことは確かにあります。今日の冒頭にも申し上げましたように、今日この場は、親委員会、それから下位の委員会という、その関係は取り外して、できるだけ良い案、枠組を作るために立場を超えて御意見をいただくというふうに進めさせていただきたいと思います。それでは今、私の方からご指名しまして恐縮なんですが、教育委員会の教育委員でもあります小野村委員の方から、定例教育委員会の中でどんな意見が出されたのかということの事情の説明をお願いしたいと思います。これにつきましては今日の配付資料、机上に配布されました令和2年9月つくば市教育委員会定例会発言概要というプリントが出されております。ここに、小野村委員、この場合の委員は教育委員の方の委員なんですありますが、小野村委員の発言された内容が、ちょうどここに書き出されておりますので、これを御参照いただきながら小野村委員の修正案の意図、それをご説明いただければありがたいと思います。それじゃ、小野村委員よろしく願いいたします。
小野村委員	はい。ありがとうございます。私、前はちょっと公務が入っておりまして、お伺いできなくて大変申し訳ございませんでした。初めにお詫びをさせていただきます。私の考えているところは、先ほどお話いただいたような発言概要にもありますし、事前にメールで皆さんにお送りさせていただいた通りで、あらかたお分かりいただいているかなと思います。この教育大綱の方をまずご覧いただきますと、教育大綱の中で私どもが一番こだわっていたのが、一番最初のつくばの教育が目指すものというところで、私たちは、今後の教育において何を目指すのかということ話をしました。その中では、いわゆる教え込まれる教育から、主体的に学んで自分自身で自分なりに幸せな人生を獲得できるような、そういった力を伸ばそうということで。幸せといいましても、色々な捉え方があるんだなあと思ったこともあるんですが、実際ある方からは、「あなたの幸せを願っている」って言ったら、娘に「すごく嫌だ」って言われたっていうようなお話がありまして、その場合は、普通に結婚して普通に子供を産んでっていうような親の期待がプレッシャーになっていたようですが、そういったものではなくて、子供たち自身が自分らしく生きる中で、自分なりの幸せを実現できると。カタカナ語で

	言いますとウェルビーイングという状態でしょうか。ですから、それをまず決めるために大変時間をかけて、この表現も考えたところですので、まずやはりこれを反映していただきたいと。それには、させられるという教育から、主体的に自分で未来に向かっていくと、そういったニュアンスを大切にしようということで考えたものですから、その辺り多少のところ、表現とかの修正を、私、お願いをしたところです。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。どういたしましょうか、進め方として。もう1回また小野村委員の方に振りたいと思うんですが、前回、第2回目の策定委員会の折に、概ね了承された案のどのあたりに問題があったと。書き足りない点があったというふうにお考えでしょうか。
小野村委員	書き足りないということではないと思うんですが、例えば先ほど事務局からも、「教育」というところを、「学び」と変えたというようなところがあったと思いますが、そういったところで、教えるということから主体的に学ぶというような、そういったものがより強く感じられるような、表現を提案させていただいたということだと思います。
宮寺委員長	そのあたりは少し話合いの余地があるかなというふうに思います。「教え」から「学び」へ、ということがつくば市教育大綱の中で大きく打ち出されている。要はキャッチコピーであることはその通りであります。ただそれを、計画の枠組を作る際にどういう形で落とし込むかと、目標・方針・施策として落とし込むかということであります。私もこの教育大綱の趣旨はかなり先進的な思想を盛り込んでいるなということは、拝読しているところであります。ただこれを、実際の政策に具現化するときに、どのような言葉に移し替えて表現していくかということなんでありますが、ここについては第2回目の策定委員会の時にも、皆さん、教育大綱の趣旨は踏まえながらも、やはり最終的にはこの黒字で書いてあるような案に落ち着いたわけであります。それをもう1回、教育委員会の方では、やはりもっともっと「学び」というところに力点を置いて、「教え」から「学び」へということをもっともっと強調するようにという

	主旨だったわけで、それに基づいて今回教育総務課の方でも案を作っていたと思います。具体的に定例教育委員会の発言概要の、テーブルの上に資料として出されている小野村委員の御指摘のところ、1ページ目のところを参照させていただくと、ちょうど「枠組の内容は慎重に練られたことは理解できるんですが、大綱と照らし合わせたときにギャップがある」、と。そのギャップはどこにあるのかということです。その基本理念についても、これは教育大綱の中で打ち出されている、一人ひとりの「善き生の実現」ということでは、前回取りまとめたものでは十分表現されてないんじゃないのかという御指摘がここに示されております。ちょっとこれ以上言うとは、まとめ役として自分の個人の意見を言いすぎてしまいますから、ちょっとこのあたりで私の意見は控えたいと思いますが。今度は、各委員、それから教育長も含めた教育委員会サイド、それからこの案をまとめた教育総務課の方からも自由にご発言いただきたいと思うんですが、今回修正したことによって、前回決めたあの案がどれだけ改善されたのかということ。もう少しそのところを納得して事務局案を認めたいと思うんですが、どうでしょうか委員の方々から。もう少し、的を絞って、一番上の基本理念、この基本理念の表現について、第2回目の策定委員会では随分時間を取ったことを覚えております。最終的には、「一人ひとりが夢を描き、「世界のあした」をひらく」という形で落ち着いたんですが、今回の事務局案では、「夢に向かって学びよりよい未来をひらく人材の育成」というふうに変ったんでありますが、この変更について、どうですか。どうでしょうか、やはりこういうふうに変更したほうがよろしいというふうにお考えか、或いはこの変更されたことについてはまだ、ちょっと分からない点があるとか、ちょっと御意見をお出しただけませんか。どうでしょうか。また私の方から御指名して申し訳ないですが、根津委員いかがでしょうか。
根津委員	はい。この基本理念の変更についてというところですか。まあ、理念ですのでこれはどういうふうにお考えになるかというのはおそらく作る人それぞれによって全然理念は違ったものが出てくるだろうと思います。ただ、ある程度の、このあたり、というところは、やはり話し合って決めていく必要があるということで、前回こういうものを出したわけですけれども。かなりここに至るまで、前

	回3時間ぐらいかかりましたかね？やはり、そこではないところの論点というものがこの教育委員会の定例会で出されたのであれば、それに従って訂正する、或いは修正する、或いは新しい観点を盛り込んで考え直す、というところは、それは当然だろうなというふうには思います。ただその時に前回のものの、先ほどの委員長のお話にもありましたように、どこがどうだからどうなったのかというところの理路といいますか、根拠といいますか。そのあたりが個人としてのお考えによるものなのか、或いは、何らかの、やはりそれは個人の理念ではなく、何らかの程度の共通見解として納得できるものであるかと、そういうところの議論かなというふうに思って今は聞いていたところです。すいません、以上です。
宮寺委員長	はい、ありがとうございます。前回の基本理念を作るにあたって、森田教育長のお考えを、かなり採用させていただいたように思うんですが、森田教育長は今回こういうふうに、赤の方に変えるということに御同意なさったわけですね。ちょっと御説明していただけませんか。
森田教育長	はい。教育委員の皆さんの意見もうかがいながらですね、「夢を描き」というのは、夢を自分を描くところで終わってしまうのではないのかと。やはり夢を持ってそこに向かって努力する、自分で進んでいくというようなニュアンスが必要なのではないだろうかという意見がありました。まあそうだなあというところで。一番最初、「一人ひとりが夢に向かって」というのが自分の中でも表現としてあったものですから、じゃあやはり「夢に向かって」という言葉をここでは採用してはどうか、というのがまずあります。 それから、「世界のあした」をひらくというのは、教育大綱が「一人ひとりが幸せな人生を送る」ということで書いてあるところがあるので、「世界のあしたをひらく」というのは、私としては、自分自身も入っているし、それから、世界に貢献できる、社会に貢献できるという意味で、「世界のあしたをひらく」というふうに、この表現を考えた訳ですけども、それよりも、以前使っていた「未来をひらく」ということの方が一人ひとりということも強調されるし、人のためというよりも、まず自分があるって、という点が強調されるのではないかという話もありまして、その両方の良いところを

	とっていくとこういうような表現になっていくのかなということで、これに同意したと言いますか、私もこういう表現にしようかと考えた訳です。
宮寺委員長	分かりました。どうでしょうか。どうぞ御自由に意見をお願いします。
小野村委員	こういう案があるということで、最初に教育大綱ですね。教育大綱ができたときに、いろんな方に私、意見を伺いまして、個人の、一人ひとりの幸せという言葉を使った時にですね、先ほどもちょっと申し上げたんですが、うちの娘に「幸せになってね」って言ったら、「なんでそうやって押し付けるの」って言われたっていうような意見がありました。また別な方からは、その幸せっていうことを挙げたときに、「幸せになんないかないけないの」って言われたんですね。「俺、幸せじゃないかもしれないけど、何ていうんだろう、昔の学校って向上心向上心で上向け上向けってやってきたけど、今そんなに上を向いてないんだけど、俺水平見ているんだよね」って言いながら、「ただ今ある自分の、土の上に立って、野菜や農作物を育てている暮らしが、そんなに向上心を持ってお金を儲けようとかやっているわけじゃないんだけど、それ幸せって言うのかどうかわかんないけどさ、なんか幸せになれるって言われると、何か力入っちゃうんだよね」っていうようなことも言われまして。その時に、「世界のあした」をひらくっていうと、ちょっと何かすごく力が入ってしまって、頑張れる子は頑張れるかもしれないけど、ちょっとすごく重荷になってしまうんじゃないかなっていうことも感じました。それに比べると、今教育長も言われたように、各自の自分のあしたをひらくっていうようなニュアンスであれば、この未来っていう表現の方が、「世界のあした」よりも良いかなと。私個人は、「夢に向かって学びより良い人生を生きる」とかそのぐらいでもいいのかなとか言うように、個人的には思うんですが。「世界のあした」よりは、もうちょっと力が抜けた方を私は選択しました。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは、加藤委員に振りたいと思うんですが、加藤委員は教育行政や政策、そういうことの方に、専門の知識を持っておられるわけですが、こういう、「夢に向か

加藤委員	って学びよりよい未来をひらく人材の育成」ということ、一番上の基本理念に掲げると。教育計画を立てる上での一番上に掲げるってということについてどうお考えでしょうか。これだけの、かなりの説得力があるというふうに思うか、ちょっとこれではちょっとまずいんじゃないかっていう御意見でしょうか。どうでしょうか。 そうですね。ちょっと今までの議論がわからないところもあるので、ちょっと頓珍漢なことを申し上げるかもしれませんが、まず、法制度的なところで確認しますと、この大綱というのは、先ほど出ていたこちらですね、こちらの大綱は、地教行法上に設定されている首長の義務で、その場合は教育基本法の十七条の一項かな、政府の教育振興基本計画に書かれていることを参酌し、というふうに書いてあって、で、大綱っていうところまで作られていて。今こちらで議論している市町村の教育振興基本計画というものは、実はどこも作っているものですが、法律上は努力義務であって、私たち、このつくばの教育を進める上で、作りたいのであればどうぞつくってください、というところの趣旨なんですね。私からイメージすると、教育大綱があって、その教育大綱の中でこの教育行政を進めていく上で作っていく、というようなところで申し上げると、私の個人的な関心とか構造上の問題で言うと、理念以上に、下の目標から方針から施策からの体系性のところなので、あえてこの基本理念をこう議論するということになると、この大綱と教育振興基本計画を結ぶようなブリッジになっていた上で、学校の先生たち、一般の市民、それから子供たちがこういうものを見たときに、こういうふうに進めていく、施策で進めていく上で、一括りまとめている理念なんだな、で、大綱はこうなんだなっていうところを、つなぐ言葉としてイメージがわかれば、もうそれはそれで、もうこの基本理念はいいのではないかと。こう言った場合に、どちらがいいのかとか、仮に聞かれると、どっちが悪いとも言えないし、どっちがいいとはちょっと言いにくいので、私自身は、この赤でもいいのかな、赤の方の字ですね、のでもいいのかなと。おそらく世界のっていうのは、何かこうつくばの、つくば市がこれから世界で、とか日本全体で、ってというような、研究学園都市のそういうイメージみたいなものをここに乘っけて込めてっていうところまでは、強すぎるんじゃないかっていう、そういう御議論だったのか

	なというふうに思います。そういう部分の御議論で、こちらの方になったっていうようなことで、大綱の方と繋がりが保てている。むしろこっちの方が繋がっているんだということであれば、よろしいんじゃないかなっていうふうには思います。はい。以上です。
宮寺委員長	大変よくわかりました。この基本理念の位置付けというものが大変よくわかりました。今お話ありましたように、教育大綱とそれから基本目標以下のその具体策、その間のつなぎにあるところが基本理念じゃないのかというお話だったと思います。先ほど根津委員の方からは、基本理念のその解釈の仕方については、人それぞれ思い入れが違うだろうと。その含みは残しておきながらも、やっぱり何か1つしなくちゃいけないとなると、どちらの方がいいのかということなわけでありますが、加藤委員は本当に端的に、こちらでもいいんじゃないのかというお話だった。それで、私としましてもこの、赤で書いてある方でよろしいんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっと確認のため、この「夢に向かって学びよりよい未来をひらく人材の育成」という基本理念で、幼児教育もカバーするのか。それから生涯学習についても、これでカバーできるのか。ちょっとこれ確認したいと思うんですが、宮本委員、どうでしょうか。こういう基本理念で幼児教育でもやっぱり十分この基本理念になり得るとお考えでしょうか。
宮本委員	はい。幼稚園の方でも大丈夫だと思います。子供たち、遊びの中とかでも、大きくなったらこういうふうになりたいなとか、そういうふうなことをお話したりとか、遊びの中に取り入れたりとか、そういう中で生活していますので大丈夫かなと思っています。
宮寺委員長	ありがとうございました。上田委員どうでしょうか。これで生涯学習もカバーするような基本理念になり得ているでしょうか。
上田委員	はい。この赤の方の案でも十分にすべての人たちが対象になっているかなというふうには思うんですが、これこのままというよりは、もう少し、人材の育成っていうような理念っていうのは、ちょっと。理念はもう少し何となく抽象的というか。それから人材というよりは、材というよりは、やっぱり人を作るっていう、そういう

	ニュアンスの方が、個人的にはいいなというふうに思っています。
宮寺委員長	上田委員ちょっと端的に提案をしていただけませんか。「夢に向かって学びより良い未来をひらく」。この後の部分、ちょっと、修正案を出していただけませんか。或いはその「未来をひらく」ってところで止めちゃうか。
和田委員	私もよろしいですか。はい。和田です。今、上田委員からあったように、「人材の育成」というよりは、「人の育成」というふうに私も考えていたものですから、同じだなというふうに思ったんですけど、第二期のつくば市教育プランには、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい幼児・児童・生徒の育成」というふうに、対象が明確になっていました。それで今回、「夢に向かって学びよりよい未来をひらく人材の育成」という案があるわけですけど、ここをまず、私は、「未来をひらく人の育成」、人を育ているんだということ。そのあと考えたのが、「幼児・児童・生徒」というふうにやっぱりそこを明確にして、この基本理念は、子供たちがこういうふうに育っていくそのベースになるものだということで、その第二期の基本理念を一部踏襲するといいますか。「夢に向かって学びよりよい未来をひらく幼児・児童・生徒の育成」としてはどうかなというふうに考えました。以上です。
宮寺委員長	人材、或いは人ではなくて、幼児・児童・生徒というふうに、もう少し明確にしろという和田委員からの提案だったんですが、どうでしょう、これについての御意見ですか。それについては、上田委員どうでしょうか。
上田委員	はい。そうですね、この計画の中には社会教育や生涯学習、市民全体なので、必ずしも幼児・児童・生徒だけじゃないかなというふうには思うので、そういう意味では人ですよ、というふうには思います。
和田委員	第二期では、表紙の中から「幼児・児童・生徒の育成」ということで、子供たちを育てようというようなことで、この策定されたと思うんですけど、今回は、そういう生涯学習も含めた全体というこ

	とであるならば、やっぱり一步進めて、「人の育成」なのかなという。「市民の育成」ですとかですね。幼児・児童・生徒に限定しないという考え方もありかなというふうに思います。
宮寺委員長	確かに、手元にあります、前の計画、第二期ですね。第二期の教育プランの一番下のところには、確かに御指摘のように、「幼児・児童・生徒の育成」となっていて。で、今回、つくば市教育大綱の場合にはもう少し広げて、市民まで含めるような、そういうことになってますので。これは上田委員の意見で、和田委員、どうでしょうか。上田委員のお考えに従って、「ひらく人の育成」というふうに広げてよろしいでしょうか。
額賀委員	いろいろとお話を聞いてまして、この「人材の育成」について私もちょっと疑問を持ったところなんですが、幸せは人それぞれとか、いろいろ聞いてますので、それであれば、「未来をひらく」で終わってもいいのかな、と私は思っていたんですけども。
宮寺委員長	お願いします。
長橋委員	はい。長橋です。左の前回決めた理念、気に入っていてですね、何が気に入っているかというところ、これ、自分から、自らそういったものをしていくっていう書き方、「一人ひとり」が主語になっているので、そういった標語になっているんですけども、右側の方は、「育成」ということで、こちらは与える側について言っているんだと思うんです。やっぱり自分からその幸せを掴んでいくっていうことで考えていくという立場に立つと、やっぱり左の方が書き方としてはいいかなと。ただ、小野村先生の仰ることもごもっともですので、そういった意味で書き換えるのであれば、「一人ひとりが夢に向かって学び よりよい未来をひらく」というところがいいのかなというふうに私は思いました。
宮寺委員長	ありがとうございます。長橋委員の方から、これまでの議論、前回の議論とも関連して、今ここでなされている議論をまとめるような文案が提案されたと思うんですが、いかがでしょうか。もう一度仰っていただけませんか。ちょっと教育総務課の方、書きとって

	ください。
長橋委員	もう一度言います。「一人ひとりが夢に向かって学びよりよい未来をひらく」です。
宮寺委員長	教育長いかがでしょうか。
森田教育長	はい。そうですね。自分も「人材の育成」っていうと、なんか人材、材料っていうか、そういうものを育成する、まあ以前は人づくりという、そういう教育としての人づくりという表現を私は使ったわけなんですけども、あまり人をつくるものではないということからすると、「人の育成」。しかし、「人の育成」というのも語呂が悪いなと思いながらいたものですから、もし今の長橋委員さんの御提案で、皆さんが賛成するものであれば私は異論はございません。
宮寺委員長	はい。小野村委員。
小野村委員	長橋委員の御発言ももつともで、とてもいいなと思うんですが、反面、ここで、私も実は、一人ひとりがあって、というの考えたんですけども、そこでふと思ったときに、そうすると何か、個人個人が学ぶっていうようなイメージも出てしまうかなと思って。ここは、もちろん一人ひとりだと仰る意味はよくわかるんですけど、でも、みんなで学ぶとか、そういうニュアンスを残すとする、ここはあえてそれを入れない方がいいのかなというふうな気もしています。とてもいいと思うんですけども、ちょっとその辺は言葉の取りようなので、ちょっと難しいところかなあというふうに思います。
宮寺委員長	どうぞ、長橋委員、反論というか、自説にこだわってください。
長橋委員	それもおっしゃる通りで、基本目標1のところに一人ひとりと書いてあって、実は他のところは書いていなくて、っていうことを考えると、抜いた方が全体を含むのかなという気がするんですが、やはり「一人ひとりが」と言っていくと、自らっていうところが出てくるのかなっていう気は私はしました。

宮寺委員長	さて、これ、まとめたいと思うんですが。どうでしょうか。それではまとめ役としては教育長へ。あ、上田さん、上田委員、どうぞ。
上田委員	すみません。ちょっとゆっくり考えているわけではないのですが、この主語が、「一人ひとりが」にするのか、或いはそれを抜くのかってことで、着目点は人に置かれているわけですね。そうではなくて、この計画そのものが何のための計画かということ考えたときには、ひとつのキーワードがやっぱり「学び」ということだと思うんですよね。だからそういう意味ではその「夢に向かってより良い未来をひらいていく学びを実現していく」とか、「学びを創造していく」、というようなかたちで。「学び」を真ん中ではなくて、最後に持ってきて、こういう「学び」をこの計画の中で実現していく、というかたちにすると、理念としてもいいのかなと、少し思いました。
宮寺委員長	それを文章でちょっと提案していただけませんか。教育総務課、ちょっとメモしておいてください。
上田委員	そうですね。「夢に向かってよりよい未来をひらく学びの実現」とか、「学びの創造」とか、そういう感じかなと。
宮寺委員長	どうでしょうか。森田教育長どうでしょうか。念のため、上田委員、もう一回確認のため、おっしゃっていただけませんか。
上田委員	語呂というか、何ていうんですかね、どういうニュアンスがいいのかは、多分いろいろ検討の余地があると思うんですけども。前半は、そのままで「夢に向かってよりよい未来をひらく学びを実現する」、とか、体言止めでもいいですし、「実現する」とか、「創造する」とか、そういうようなものでも。
宮寺委員長	はい。ありがとうございます。森田教育長はどうでしょう。
森田教育長	皆さんの意見、本当に良い意見がたくさん出て、逆に迷ってしまいます。教育としては、やはり「学びの実現」とか、「創造」とい

	うのが、教育の理念と考えればですね、それで末尾を収めるというのは、確かに、良い表現かなというふうに思いますので、本当に今、迷っているというのが正直なところでございます。
宮寺委員長	では、ここでもう締めたいと思いますが、上田委員から出ました、その表現でどうでしょうか。上田委員は「実現」か「創造」かというふうに、二つ提案されていますけれども。どちらの方が。
根津委員	そちらの教育大綱との対応を見ますと、「学び」という言葉よりは、「実現」の方がたくさん使われているかなという気がしますので、この場合は、「実現」の方がよろしいのではないかと。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは、基本理念を、そういうことで決めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
笹本課長	そうしますと、「夢に向かってよりよい未来をひらく学びの実現」。こちらで。
宮寺委員長	じゃあそういうことで、基本理念、つまり、先ほどの加藤委員の説明にもありましたように、大綱とそれから計画との繋ぎになる。つなぎ目がこれで表現されたかなと思います。 それでは引き続きまして今度は基本目標、基本方針、施策。この三つを上から順番にたどって参りたいと思います。まず基本目標1であります、前回概ね了解されたところでは、「社会全体で個の力を最大限に伸ばす」ということだったんですが、これが今回の事務局案では、「幸せな人生を送るために一人ひとりの学びを大切にする」というふうに修正されました。それから、右の方に移っていただきますと、基本方針の1も、「公教育が役割をしっかりと果たし、どこでも質の高い学習ができる環境を整える」。これが、端的に、「未来をひらく力を育む」と変わっております。それから施策の方も、施策の1は、「主体的・創造的な学びの推進」だったのが、「個別・双方向の学びの推進」になり、それから施策の2も、「幼児教育の実現」ということだけだったんですが、「学びに向かう」という、大綱に繰り返されている表現をここでも重ねて、「学びに向かう力を育む幼児教育の実現」というふうになっております。それか

	ら施策の3、「家庭の学習環境の充実」とされていたのを、「学校外の学びの充実」と。ここでもやっぱり学びという言葉に置き換えて提案されております。このところについてちょっと御審議いただきたいと思いますがどうでしょうか。お願いします。
根津委員	すいません。形式的なとこなんですけども、基本方針の1が、「未来をひらく力を育む」になっているんですが、さっき事務局からの説明にありましたように、他の基本方針、基本方針の2もそうですかね、体言止めになっているものがほとんどだと思うんですね、今回赤いものでできたものは。この辺りの整合性が取れてないかなというふうに思いますので、体言止めへの変更が必要かなと思います。以上です。「未来をひらく力の育成」とか、そういう感じですかね。基本方針の2も同じような。ただそうすると今度、施策でやはり育成って言葉を使っているところがあるので、その重なりについてどう考えるかってことになると思いますが。
宮寺委員長	要するに言葉遣いとしては一貫性を保ったほうがいいという御趣旨ですね。ここはもう、後程、事務局の方でそろえるように努力していただいけませんか。
笹本課長	いま御指摘の点については事務局の方で修正をさせていただきます。
宮寺委員長	はい。それから、その下の方に移っていきまして、基本方針2「豊かな心と健やかな体を育む」と。これは基本方針2で。これに対して施策の1が、「豊かな心の育成」と。それから施策の2が「健やかな体の育成」と。ここはこれまで通り、修正なくそのままなんですけど、ここはこのままでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
小野村委員	体言止めになっているので体言止めというようなお話だったんですが、これは私だけかもしれませんが、私は「育成」と言った場合と「育む」と言った場合では、少し受ける印象が違っておまして、自分自身で文章を書く場合には、よく「育む」という言葉を使うんですけども、「育成」というとどうもこう上からというようなニュアンスがあって。「育む」というと少し、もちろん育てること

	もあるんですけども、ちょっと一歩引いて、傍らから見守っている、その子自身の育ちを大事にするというようなニュアンスを感じています。そういう意味では、もし統一するということであれば、逆に体言止めにしない。ここは体言止めせずに、ということも考えられるのかなと思います。もう1点よろしいですか。
宮寺委員長	ちょっと一度止めてください、はい。加藤委員、「育成」っていう、この表現は、上からというか、法律レベルっていうか、上の方の行政ではよく、何とかなの育成という言葉はありがちなので、ここではこれを避けたほうがいいんじゃないかっていう御意見だったんですが、どうですか。やっぱりこれ「育成」っていうことは、そういう、上から目線、育成者っていうものを想定するような表現として受け取られてしまいますか。
加藤委員	いや、必ずしもそうだとは思ってはいないんですけど、私自身はこれは基本政策、教育振興基本計画ということで、政策とか事業の一つの固まりを進めやすかったりわかりやすくするっていうことなので、あまり上からとか下からとかっていう、ところはないです。それから、先ほどの、例えば基本理念のところ「一人ひとり」を入れるとか入れないのかっていう議論があったかと思うんですけども、受け取り方が違うのであればですね、結局、どういうふうな基本理念を設定したかっていう趣旨説明をきちんと入れればいい話であって、いずれにしても、言葉一言だけじゃ伝わらないところの議論があって、それをきちんと説明すればいいことではあると思うので、「育成」って言ってもどういうふうに説明しているのかとか、どういう事業の中身で育成と言っているのか、って言って。「育成」と言っても、子供の主体性とか自立性を育てているものなのか、本当になんか押さえつけちゃっているようなものなのか、みたいなものは中身とか内容で判断されることであるというふうに私自身は思っているんで、先ほどの理念のところでも特に反対をしなかったんですけども。
宮寺委員長	ただいまの説明で小野村委員、御理解いただけませんか。「育成」でも、この言葉は、それほど、上から育成するんだという意味に取られる、もうそういうことになってしまうってことはないだろうと

	いう御説明だった。
小野村委員	それでも結構ですけども、であれば、必ずしも体言止めでなければいけないってことではないと思うので、体言止めにして「育成」という言葉を使うのであれば、体言止めにしないで、これは「育む」として、例えばその下の方では「推進する」とかっていうふうにして。逆に今おっしゃったように、なぜここで「育む」という言葉を使っているのかっていうことの説明を加えてもいいのかなと思います。教育大綱の一番初めに、市長の挨拶の中で、一番初めの段の最後に「共に育っていきたいと思います」という表現があります。これあんまり使わない表現かなと思うんですが、この辺りに市長の思いも込められていると思いますし、私どもも、ここには共感しているところ。これに関しては、私どもって今申し上げましたけども、教育委員も共感しているところであって。そういったところを強調していくということでは、「育む」という言葉を。体言止めかどちらかでなければいけないということであれば別ですけども、そうでなければ「育む」でもよいのではないかなというように思います。
宮寺委員長	施策2を見てみますと、どうもここは語尾が「推進」や「充実」というふうに漢字で止まっていますけども。これ揃えとすると「育成」でもいいかなと思うんですが、どうでしょうか。ここだけ「育てる」というふうに、「育む」というふうにすると3列目がそろわなくなってしまうんですね。これあくまでも見た目です。どうでしょう、これは小野村委員、「育成」で。揃えて、ということではどうでしょうか。
小野村委員	まあ基本方針は体言止めせず、施策の方は体言止めっていうのもあると思うんですけども、皆さんの御意見がそうであれば、そこまでこだわるものではありませんが、ただ、やはり主体性を重んじたっていうところがあります、はい。
宮寺委員長	施策の欄を上からずっと見てきますと、こういうふうに、終わり方、止め方がこんな形で止まっているんですね。それにそろえるために、「育成」でもよろしいんじゃないかと思うんですが。はい。根津委員どうぞ。

根津委員	元はその基本方針の御説明の中で出てきた議論ですので、基本方針の赤字のところが、先ほどの御説明の中で体言止めにしたとおっしゃっているのになっていないというところの不整合はどういうことなのかな、ということでしたので、そこは、そこまで言葉のニュアンスにこだわってというところではなかったのかなと思うんですけれども、御説明いただけますか、すいません。
笹本課長	こちらの案の修正を検討する段階で、なるべくパッと見てわかりやすくということで、下は体言止めで整理させていただいたんですけれども、事務局としてはできれば方針については、体言止めしないかたちで整理いたしまして、基本方針3以降ですね、こちらについては「教育を推進する」、「教職員を支援する」と整理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
宮寺委員長	はい。どうぞ。
根津委員	それでしたら、先ほどからの議論というところは別に「育成」でなくても構わないということになりますので、それはそれで結構だと思います。基本方針の方も「育む」という言葉を生かしながら、あと他のところは、「推進する」、「支援する」、「整備する」という言い方になってくるんですが、そのときに、先ほど気が付きましたように、施策の方とあまり同じようなことを言っているようではちょっと困るかなというところがありますので、施策の方はより、どんどん右側に行くに従って、教育大綱との対応はともかく、具体的になっていくわけですね。そのところが段階的に見て、おそらく見ていく時に、主な取組をまず見てから、それがどういうふうに位置づくのかという見方もあると思いますので、水準といいますか、かみ砕き方といいますか、そこも表現含めて検討いただければと思います。
宮寺委員長	はい。これは事務局への宿題。教育総務課の方にお任せしたいと思うんですが。いずれにしても形が整うように。今回の形は、本当に形は整っていて、すっきりしているなというふうに見たんですが、ここは事務局サイドにおまかせってことでどうでしょうか。そ

	れじゃあ、お任せしたいと思います。では、上から数えて、基本方針の3のところ。はいどうぞ。
小野村委員	はい。先ほど言おうとしていたことなんですが、基本目標の1では、一人ひとりの「学び」というところに鍵括弧がついていて、その下は鍵括弧がないんですね。施策の2、「学びに向かう力を育む 幼児教育の充実」って言ったときに、ここは、なぜその最初に鍵括弧があるのかによるんですけども、この「学び」ってすごくいろんな意味で使われるので、鍵括弧付きの「学び」としたのは、いわゆる国数社理英という勉強ってことじゃなくて、広い意味なんですよってというような注を加えるものかなと思ったもんですから。だとするならば、その下の方にも鍵括弧をつけた方がいいと思いますし、「学び」って、結構私などはここを注意して見ていたので、そのあたりはちょっと統一が必要かなと思いました。
宮寺委員長	なるほど。他の欄を見ても、例えば教育大綱との対応っていう、左から1、2、3、4列目ですね。4列目の場合だと「学び」に括弧つけなかったりつけたりですね。一律にこれつけないってことで、括弧外すってなったらどうですか。はい。
笹本課長	昨日、こちらの案を作成するにあたって整理させていただいたのは、目標までは「学び」を強調するような作り込みの仕方をさせていただいております。
宮寺委員長	少なくとも左側の3列目、左側の三つの列については、どうでしょう、これは括弧外すので、統一できませんかね。はい。どうぞ。
上田委員	今の小野村委員のお話もそうなんですけども、やっぱり教育大綱ではつくばでの「学び」の特徴っていうのがあって、つくばでの「学び」っていうのをやっぱり強調されているので、先ほど基本理念のところの学びもそうなんですけども、もしそういうところを強調していくのであれば、鍵括弧つきで、やっぱり示した方がいいのかなっていうふうに思います。そういう意味では、基本方針以下の各施策とか取組については様々な実践の中での学びっていうことだと思うんですが、このつくばでの「学び」っていうことを強調するのであ

宮寺委員長	れば、やっぱり入れた方が見る人にとってわかりやすいのかなって いう気がしました。 私の受け取りはちょっと違うんですが、強調するために括弧をつ けると、鍵括弧をつけるっていうのは、ちょっと私はあまりしない 主義なんですよね。強調したいならばゴシック体にするとか、点々 をつけるとか、他のやり方もあるので、鍵括弧をつけるときにはい わゆる、とかそういう、これは特殊だぞっていう強調をする時に鍵 括弧をつけるのはいいんですが、普通の時にはつけなくてよろしい んじゃないかなと思うもんだから。ですからつくばの「学び」 っていう時には括弧でいいと思うんです。つくばでは。だからこれ はいわゆる、という意味で。でも、こういうふうに一般的に言う ときには括弧付けない方がいいんじゃないかと思うんですが、どうで しょう。はい。和田委員からどうぞ。
和田委員	学校現場でも、この教育大綱が示されてから、この「教え」から 「学び」へっていうことで、この「学び」を意識している。つまり、 今までとは違って、その「学び」っていうのを強調したいっていう 思いがあります。実際に学校でも、本当にこれまでの一斉授業から、 子供たちが主体的に学ぶためにはどうすればいいかというような ことを模索しているところなので、この「学び」は学校現場として も強調したい。鍵括弧でなくてゴシック体でも、点々がついてても何 でもいいんですけど、その意味で最初の基本理念に、「夢に向か ってよりよい未来をひらく学びの実現」と入ったのは、とてもよか ったなというふうに個人的に思っているところで。やはりこの事務 局は、基本目標のところは、鍵括弧で、とにかくつくばの「学び」 なんだよっていうことを意識したんだと思うんですけど。その 「学び」というのは、少し強調できればなというのが、現場の意見 です。はい。以上です。
加藤委員	今、先生がおっしゃっていただいたことと同じですけども、この 括弧にした時の「学び」って何だって言った時に、大綱に書いてあ る「学び」なんだっていうところの、アクセスできるような意味で の括弧ですので、私は今、委員長おっしゃった強調っていうよりは、 大綱で示している「学び」に繋がっているものと、すぐにピンとき

	てくださいというメッセージを込めているんじゃないかなという理解でございます。
宮寺委員長	わかりました。それでは大綱に示されているところの「学び」と、なんだぞ、という意味で「学び」に括弧をつけるということでしょうか。一般的な意味での学びではなくて、大綱では「教え」から「学び」へということが言われているぞ、その時の「学び」なんだぞ、その引用元を示すために、その鍵括弧をつけるという御意見ですが。それじゃ教育総務課は、そのことで、そういう趣旨で、1回整合性を取ってください。
笹本課長	はい。基本目標。方針・施策においても、大綱でいう「学び」については、鍵括弧をつけるようなかたちで表記します。
宮寺委員長	はい。ありがとうございます。それじゃ、またその下の方に移ってきて、斜線で消してありますが、基本方針3、「学びの場の感染症対策を徹底」する、と。で、今回の事務局案ではそれを消して、これを消すってことは、その上の仕切りも取るってことですね。これ仕切りを取ると、基本方針の2がずーっと下まで来ているということで。それで感染症対策は方針ではなくて、施策の3の方に移すという事務局案であります。ここについてはどうでしょうか。ここは和田委員、どうでしょうか。現場のことを考えたときに、感染症対策は、施策で。基本方針に入れるよりも、施策の方に入れたほうがわかりやすいってことになりますか。
和田委員	はい。そのように思っています。事務局案に賛成です。
宮寺委員長	それじゃこれはこのとおりに認めたいと思います。ただこのことについて、私はこだわった、学びの場での感染症対策を、もっと上の方に、方針のところに掲げることに、私はこだわったんですが、その理由は、やっぱりこれはかなり大きな問題だぞっていうことを、見やすくするために、表に出すために、ここに持ってきたらということを提案したんでありますが、ただもう少し、一般的なもの、方針の中に含めたほうがいいだろうという修正案ですので、このままで、事務局案を認めていきたいと思います。

	次に、今度は基本方針の3です。この前の案は、「だれもがいかされだれもが認められる社会づくりを推進する」というものだったのが、今度は「だれもが輝き、互いを認め合う教育の推進」というふうに変わっております。で、こういうふうに変わったことについては、教育委員の方、特に小野村委員、小野村教育委員がかなりこのことを強調されているように私は思いました。ちょっとその趣旨を説明していただけないか。
小野村委員	1990年代ぐらいまででしょうか、いわゆるブレンディングっていう発想があって、人種のるつぼとかっていうような言葉が使われるようなこともありました。今、一人ひとりが大切にされるっていうことで考えると、私が良く言うのは、タラコのような世界が、社会がいいよねって言いながら、一粒一粒がくっつきしているような社会がいいよねっていうような話を子供たちとするんですが、その時には、この「だれもがいかされる」とかっていう言葉よりは、「一人ひとりが輝く」とっていうような言葉の方が、受入れやすいかなというように私は感じています。
宮寺委員長	ありがとうございました。御意見いただけないか。じゃあ額賀委員、どうぞ。
額賀委員	はい。私この言葉、すごくいいなと思うんですが、一つだけ。だれもが輝き、「輝き」という言葉を使ったことで、だれもが輝くから認められるのか、認め合えて自己有用感を持てるから輝けるのかっていうところで、ここだけちょっと悩んでるところなんです。そこのところをちょっと教えていただければありがたいと思います。以上です。
宮寺委員長	どうでしょうか。「だれもが輝き」というのは、ちょっと情緒的な感もなきにしもあらずなんですありますが、どうでしょうか。下の黒字の方は、「だれもがいかされ」というふうに受け身形になっているのに対して、上の方の「だれもが輝き」となると、これは受け身形というよりも自動詞系になっているんですね。こちらの方がよろしいのじゃないかという、教育委員会の中での意見、委員の意見としてはこういう意見が出ていたように思います。これで、赤字

	の方でもお認めいただけますか。
根津委員	今の額賀委員の御発言からしますと、「互いを認め合い、だれもが輝く」にしてしまうと、互いを認め合うから輝くのだというところであればそれはそれで、これだと逆で、だれもが輝かないと互いを認められないのかという、そういう御趣旨の御質問だったと思いますので、そこはまず前提として互いを認め合いというものを先に持ってきてしまう。それがいいのではないかと思います。
宮寺委員長	大変貴重な意見だと思いますが、額賀委員どうでしょうか。
額賀委員	はい。そのような趣旨で発言しました。
宮寺委員長	ありがとうございました。より良い文章、表現になったと思います。それじゃあ、基本目標1のところはこれ、一通りお認めいただいたと思いますが。何かさらに、ありますでしょうか。
小野村委員	すいませんちょっとお名前が見えなくて。根津先生でよろしいですか。先ほど根津先生も言われていたんですが、少し基本方針とその施策の区別がちょっと曖昧になっているところがあるなと思ひまして、例えば今の基本方針3のところであれば、施策1に、ちょっと長くはなりますが、「共生社会形成に向けたインクルーシブ教育の推進」という形で、その「インクルーシブ」という言葉を上に上げてはどうかなというように思いました。その主な取組として、今、インクルーシブがあるんですが、私のとらえているインクルーシブ教育は、いろんなとらえ方があるんですけど、インクルーシブはいわゆる身体的な障害がある子や、そういった子供たちへの狭い意味での特別支援教育も入るし、外国由来の子供たちへの支援といったものも入ってくるものだと思うので、ここにインクルーシブ、特別支援、帰国・外国人児童生徒って並ぶことにちょっと違和感がありまして、それも含めてこの「インクルーシブ」という言葉を前に上げて、施策1を「共生社会形成に向けたインクルーシブ教育の推進」としてはどうかなと思います。
宮寺委員長	どうぞ御意見お願いいたします。加藤委員、行政レベルではイン

	クルーシブ教育っていうのは、もっともっと推進しなくちゃいけないっていうふうに、推進されているんですか。或いは、ちょっと控え目になっているんですか。共生教育。これは共生社会形成ってことはわかるんですが、インクルーシブ教育というものを前に出した方がいい、そういう段階っていうか、今の現状。以前は、法的な後押しもあってインクルーシブってことは盛んに言われたんですが、最近ちょっと落ち着いてきている感じがするんですけどどうですか。
加藤委員	はい。多分自治体ごとに、かなり温度差があるのかなっていうふうには思います。先ほどの施策の方に上げればっていうような御意見も、それはそれで、そういう御意見もあるかなっていうふうに思います。ただその主な取組のところを見ると、「特別支援教育の充実」と言っていたり、「外国人児童生徒の支援」と言っていたり、「人権尊重・啓発」と言っている並びに「インクルーシブ」とあるということは、こういうものと並列にとらえているのがつくば市の教育の実態というか、こういうふうにやりたいということであって、これを全部ひっくるめてインクルーシブにとらえていいということであれば上げられるって先ほどのお話だと思いますし、言葉としてはインクルーシブの、そういう包括的なものと言っているけれども、施策の上では外国人児童への対応とかは多分違うだろうという主な取組の並びというようなことであれば、今の座りがいいと。そういう、まさにその施策をどう判断するかというような意味合いで受け取って今のお話を聞きまして、インクルーシブという概念を、こういう外国人対応とかっていうようなものも含めてつくば市としては考えて施策としてとらえたいということであれば、今の御意見のように上げるということもあり得るんじゃないかなと思います。これはどちらがいいとか悪いとかじゃなくて、選択だと思います。
宮寺委員長	これは森田教育長のご判断をいただきたいと思います。やっぱりインクルーシブ教育っていうのをもう少し前面に出して、これからやると。そういうことに掲げて、というとおかしいんですが、どちらにしたほうがいいのか、或いはこれからの取組として、位置付けてやっていくと。そういうことなのか、どうでしょう。

森田教育長	今、加藤先生のお話を伺って、もう少し吟味する必要があるが、やっぱり教育局として吟味する必要があるだろうと思いましたので、ちょっと時間を、次回までにこの教育局といいますか事務局の方に、ここはお任せというのが私の考えです。
宮寺委員長	ありがとうございます。これは教育総務課と、それから教育長の方で、協議していただいて、教育長がそこまで覚悟が決まったら、そこを前に出していただきたいと思います。それではちょうど真ん中まで来ました。基本目標の2。
宮本委員	すいません。
宮寺委員長	はい。どうぞ。
宮本委員	すいません。施策の2の、幼稚園のところで、「学びに向かう力を育む幼児教育の充実」と、赤字で直っているかなと思うんですけども、幼稚園の生活そのものが、遊びが学びに繋がるっていうふうなことで、「向かう力」っていうところがちょっと気になっていて、前回のように「幼児教育の充実」ということで言った方が私はいいのかなというふうに思ったんです。どうしてかという、これを市民が見たときに、主な取組に「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進」っていうふうに書いてあって、何かちょっとわかんないんですけど、「学びに向かう力を育む」っていうと、小学校の前倒しのようなことを公立幼稚園もしているかなっていうふうに捉えられかねないかなっていうのが、ちょっと個人的な思いでして。特に公立の幼稚園は、遊びの中で、文字とか、そういうのに気づかせたり読んだりとかっていうのはあるんですけど。一般市民の方から見て、「学びに向かう力を育む」っていうところが、違うふうにとらえられたら怖いっていうのが、私の思いです。すみません、もしあれだったら「幼児教育の充実」っていうところで、ここに新しい、今の教育大綱に出ている、「非認知能力を高める遊びの推進」とか、「幼児教育から小学校教育のスムーズな移行」っていうところが、取組の中に出ているので、もう「幼児教育の充実」だけでいいのではないかな、というふうに感じました。

宮寺委員長	ありがとうございました。私も見落としていた点です。確かに仰るように、幼稚園、幼児教育の段階で「学びに向かう」っていうと、文字を学習するとか、そういうふうな偏った見方を許してしまいますよね。なので、今の宮本委員の意見を認めたいと思うんですが、加藤委員どうでしょう。
加藤委員	今の宮本先生の話だとカットした方がいいと思うんですね、うん。ただ、つくばでの「学び」の特徴の5を見ると、「遊びによる非認知能力を高める学び」っていう、遊びを非常に重視しているように大綱には書いてあるんですね。だからこれ括弧にすれば、ここで、幼稚園の遊びを、「学び」と一緒に大切にしているんだっていうさっきの宮本先生のお話が、まさにここに書いてあるというふうに私は読んだんですね。これ、5ページのところの⑤に「遊びによる非認知能力を高める学び」っていう、これは、幼稚園だろうが小学校だろうがこういう遊びが重要だっていうふうに、今まさに宮本先生おっしゃったようなことが入っているので、外してもいいんですけど括弧で「学び」としていただければ、ここだというふうにいえるんじゃないでしょうか。どちらもありだと思います。
宮寺委員長	そういうふうに、保護者の方ね、そういうふうに、私たち意図通り読んでもらえればいいんですが、もう括弧を外して、これは学習に向かう力と、学習能力の形成というふうに狭い意味でとらえてしまうんじゃないかという、宮本委員の心配なんですけどね。どうでしょう。これは現場サイドの意見を尊重していただだけませんか。それじゃ宮本委員の言うように、あえてここでは学びに向かうっていう表現をしないで、ちょっと端的な表現ですが、「幼児教育の充実」というだけにして。
笹本課長	第二期計画の方で「学びに向かう力を育む幼児教育」という表現を既に行っているんで、その部分に合わせるかたちで、「学び」を強調させるようなかたちで施策の方に入れさせていただいたのが経緯でした。
宮寺委員長	はい、わかりました。でも、読み手の方がこちらの意図通り読ん

	でくれるかどうかわかりませんので、もしかするとこれは小学校に繋がる学習指導を重視しろっていうふうに、誤解が出てこないとは限らないので、ここであえて幼児教育については学びっていうことを避けたいと思うんですが、これでどうでしょうか。そうさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それで、今度は真ん中から下、基本目標の2からなんですが、
和田委員	すいません。基本目標の3は、変わったんですか。先ほど額賀委員からもありましたし。「だれもが輝き互いを認め合う教育を推進する」というようなところから、互いを認め合うことで「だれもが輝く教育を推進する」というようなことになった。
宮寺委員長	はい。そうです。
和田委員	わかりました。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。はい。それじゃあ、基本目標の2から、見ていきたいと思います。これまでの案は、括弧のつかない「学びの多様性に対応する場と機会を整え、質の高い教育を推進する」と。これであったのを、これ括弧付の「学び」、つくばの大綱でいうところの「「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する」というふうに変えたんですが、いかがでしょうか。事務局案で、了解していただけますでしょうか。はい。それじゃこれで認められたといたします。 右に移って、基本方針の4。「学び続ける教職員の支援」。ここは括弧付じゃない。この学びは括弧はいらないわけですね。学び続ける教職員。これは和田委員、どうですか、こういう言い方。
和田委員	そうですね。学び続けるということは、教職員の研修でも本当に大切にされていることですので、これでよろしいかと思っています。先ほどの流れからすれば、「学び続ける教職員を支援する」、というふうになるかなと思いました。
宮寺委員長	「学び続ける教職員を支援する」。はい、そういうふうに語尾を変えたいと思います。その下の基本方針の5。従来は、「幼児児童

	生徒が主体的に学び、多様な学びを保障する環境を整備する」と。これを変えて、基本方針の5、「多様な学びを保障する環境の整備」。これはいかがでしょうか。ここもやっぱり、「学び」には括弧が必要なんですね。そう、括弧つけるんですねここは。ここはね、はい。 認めていただいたとして、その下の基本方針の6。従来は、これまでは、「遠隔授業を実現するシステムを構築する」。それを、遠隔授業を実現するシステムの、あれ、これ同じですか。「構築する」が「構築」になったんですか。はい。はい。「する」を取ったわけです。はい。
小野村委員	はい。先ほどの、「学び続ける教職員」の支援とも関わるんですが、ここは、まずその、学び続ける教職員の支援の中にもこれに関わってきているので、この書き方をどういうふうにするか。先生方が今までのように、つくば市ですと旧大形小学校の方まで研修に行っていたのを、ネット回線を使って校内で研修ができる体制を整えるとか、そういうことがこの基本方針4の中にも生かされてもいいかなと思います。それと同時に、基本方針6では、「遠隔授業」という言葉を使うと狭まってしまうので、ここは「ICTの充実」、「ICT環境の充実」とか、そういうような形で、例えば、ここ遠隔授業とすると限られますがICTとすれば。なんて言ったらいいでしょうね。ちょっとうまい言葉が浮かびませんが、それを使うと例えば先生方の事務処理とか、そういったものをICTの活用で軽減するとか、そういったものもここに入ってくると思いますし、さらに言えば、今後はやっぱりそのハードは大事ですけど、アプリも大事なので、遠隔授業を実現するシステムとしてしまうとどうもハードな印象なので、そのアプリとかそういったもので重視するっていうニュアンスで、ちょっとその辺りあんまり詳しくないのでちょっと言葉が浮かばないんですが、ICTとかそういったことで、ちょっと考えていただけたらなと思います。以上です。
宮寺委員長	つくば市はICT教育の推進都市として全国的にも有名なんですありますが、ただこれが、今回のこういう休校措置下で十分に機能したのか、しなかったんじゃないかっていう、疑いもあります。もう少し、学校と、それから学校に來れない子供たちとを結ぶ、そういうシステムとして、ICT教育を拡大していくということが、基

	本方針6の趣旨だと思います。それからシステムは、おっしゃるようにハードを連想させるわけではありますが、でもソフト面もシステムの中に当然含まれているので。これは現在、大学がみんなオンラインになってしまったというときには、ハードを立ち上げればそれでおしまいってわけじゃなくて、やっぱり当然それに合った、それに見合った授業内容を大学の先生たちは一生懸命開発しようとして努力されているので、当然ここでいうシステムの構築の中には、対面の形とはちょっと違う内容の開発という意味合いも含まれるように私は思います。前回、この黒字で書いてあるところを、これを認めていただいた時にも、そういう、これからは遠隔授業が、これが本体になるってことまで言わないまでも、例外的な授業形態ではなくなるぞというのは根津委員からの御指摘もありまして、これは本格的に、そういう構築もお金をかけることでありますが、これは基本方針という上の方の方針に掲げることによって、行政側に責任を持ってもらおうと。財政上の責任を持ってもらおうという趣旨でここに入れた、入れさせてもらったわけです。いろんな報道によると、このGIGAスクール構想でも、つくばは一步先を行っているというわけではありますが、次にまたこれが実際に活用、遠隔授業のシステムが作動するということは、作動せざるをえないっていうのは、いつ訪れるかわからないという事態ですので、これやっぱり基本方針のところに掲げて、行政側に責任を持ってもらおうと。このところにお金をつぎ込んでいただくという趣旨を明確にしたいと思っております。はい、お願いします。
鈴木委員	すいません、谷田部南小学校の教務主任として勤めております鈴木といいます。よろしくお願いします。ちょうど今日学校の方にも、市から文書が来て、自分ちょっと細かく全部見なかったんですが、一人ひとりにアカウント発行してもらって、今後のGIGAスクールに向けた推進をさせていただいているなというのが、現場の実感です。で、ちょっと今、自分は最初のこの取組の方の話になっちゃうかもしれないんですけど、そのICT教育の推進とか充実ということに関して言いますと、これはだから、決して事務とか遠隔授業だっただけでなくて、もう新しい学習指導要領が小学校は今年からもう始まって、中学校も来年から始まる中で、プログラミング教育であったりとか、授業の中でも、数なんですかね機器の充実という、

	でも本当に今すごいやっていただけてまして、先生方の方も、その研修であつたりそういう中で、いろんな支援を、先ほど小野村先生のお話にあつた大形小学校、総研の方に来ていただいたりとかつていう形で、とても現場は助かっております。ですので、ちょっとICT教育の推進とか充実ということであれば、ここもそうですし、もしかすると、ちょっと戻ってしまうんですけど、一番上の方の取組の中で、この学びの推進という中にも、そのICT教育というものが入ってくるのかなあと思って今ちょっとお話を聞いてました。なので現場としては本当の資の方でやっていただけていることが助かって、また教員も自分も含めてですけど、今までZOOMなんてやったことないところで、結局担任の先生が全部1人で自分のクラスのZOOMを实际やって、メールの方も子供たち一人ひとりにやりとりできる形でやっていただけてますので、ぜひその辺も何か、お含みいただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。
宮寺委員長	ありがとうございます。今日のようなコロナ禍でなかったとすれば、この基本方針の6は「ICT教育の推進」ということでよかったのかもわかりませんが、今日のようなこういう危機的な状況が慢性化しているっていうことを考えると、やっぱり「遠隔授業」という言葉を前面に出して、それからシステムを構築しよう。これによって学びの機会を平等に保障しようという趣旨をここで打ち出したほうがよろしいかと思いますので、今回はそういう趣旨でこのところに入れさせてもらったわけです。はい。
小野村委員	こちら、もちろん遠隔授業はとても今後の重大なテーマの一つだと思うんですが、先ほど申し上げたようにやっぱり働き方改革とかそういうことを考えたときに、先生方のいわゆる、例えば出席簿をつけるとか、何か統計をまとめるとか、そういったものをいかにICTの活用で負担を軽減するかっていうことも重要な課題だと私は思っています。今とても心配しているのは、私も今現在もいろんな子供たちを個人的に見ているんですけど、例えば一部の高校で使っている遠隔教育の教材というのが、本当に、この間までプリントだったものがPDFで中に入っていて、それを、小さい携帯の、高校生ですから自分で持っている小さい画面で、見ながらやっていると

	かっていうことで、それをまた、紙で出された宿題をPDFで写真撮ってまた学校に送るとか、そういうことをやっていて、授業の中身が従来式で変わっていないと。もうちょっとやっぱりそのアプリをどういうふうなものにするとか、学び方そのものを変えなくちゃいけないということでは、そこがやっぱりリモート教育の質が上がるかどうかっていう分かれ目になると思うので、そこはもう少し、入口は広く取っといた方がいいのかなと。先ほどのやはり1番とも関係するっていうお話とかも聞いていると、ちょっと私もずっとこれ悩んでいたんですが、やっぱりこれは基本目標の4として上げてしまうっていうのも手かなというふうに、今一つ思いながら聞いてました。あ、あともう一つです。ごめんなさい。もう一つの側面としては例えば、ずっと現場の先生方からは、電子黒板を購入したいっていう声もあるわけですね。でもリモート教育ってなった時には、そういったものがどこに入ってくるのかなとかいうふうに思うと、そういう備品の整備とかってなると、リモートで電子黒板を使うかもしれませんけども、リモートだけではなくてもっといろいろな教室環境というのがあると思うので、やはり「ICT環境の充実」っていうものを一番上に出して、その一つとしてリモートもとても大事だっていうふうにしていった方が、落ち着きはないのかなと思います。
宮寺委員長	ここは根津委員のお知恵を拝借したいと思うんですが、こういうリモート、それからICTというハード面を連想させるような開発、これに伴って、教育内容の改革、編成というふうに伴わなければならないんですが、こういう事態の時にどういうふうに私たちは、方針として打ち出したらよろしいでしょうか。
根津委員	いやそんな人類史的なところはちょっとここでは答えられそうにないんですけども、時間も大分過ぎておりますので短く、と思うのですが、先ほど、委員長の方からお話ありましたように、ここ「ICT教育の推進」というのを基本方針に持ってきますと、なかなかその「遠隔授業の確保」という、特に小学校中学校の場合にはスマートフォンの持ち込みというものが想定されてないわけですね、学校では。今それを段階的にいろいろと、許可制にするですとか例外的に認めるという方向が出ているわけですけど、基本的

	に小中学生がスマートフォンを持って双方向性を確保した中で学ぶということは現在のシステムでは想定されていなかったわけですので、そこで、これが前回の議論、8月だったと思うんですけれども、その時にも、当時の危機感が非常に表れていたと。新学期に向けてどういうふうにもまず双方向性のある授業を確立するかと。もちろん電子黒板もそのツールとして非常に重要なものだと思うのですが、かなりここで長い時間、鈴木委員でしたでしょうか、その現場でのお話を伺ったのを覚えております。そうなりますと、ここ遠隔授業だけではない、リモートだけではなくてという、もちろん学校事務等の合理化等も含めてのお話だということは理解できるのですが、そのあたりはですね、実はこちらの、つくば市の教育委員会の定例会の小野村委員の御発言の中にもありますように、教育委員会の仕組みの見直しというところとも連動すると思うんですね。これ後で私言おうと思っていたんですけども、今回丁寧に郵便でこちらの開催案内いただいているわけですね。ですが、これももうメールである程度周知されているのであれば、この文章を作って送ってっていう、まずはここを合理化していただきたいと思うんですね。今とんだとばかりが来たというふうにお考えかもしれませんけれども。こういうことも含むのであればこの遠隔授業というところを残しつつ何かもう少し別の言い方がないかなということは今考えていたんです。そうなりますと「遠隔授業を中心とした」というような言い方にするとかですね、他も当然あるのだと。或いは、これも後で述べようと思っていたんですが、この主な取組っていうものが、「主な取組これしかないのか」というふうに思われるのは非常にちょっと困るというところがありますので、「主な取組の例」としておけば、それはあくまで例示であって、他のものがありうるのではないかという含みを持たせることができると思うんですね。ですので、その中にICT教育というものを基本方針の6に入れておいて、その主な取組例として遠隔授業というふうに、棲み分けをするといえますか。これ先ほどの目標からどういうふうに具体的に下ろしていくか。その次の基本方針7のところで、ついでに発言させていただくんですけど、他のものは、学校給食センターですとか、学校等の適正配置、サポートスタッフって具体的に目に見えるものなんですけども、基本方針7の施策1のですね、この「生涯学習社会の推進」ってのはどういうものなのかとい

	うのがパッと市民の方が読んだときイメージできるかどうかですね。具体例をやはり、仕組みであるとか、ものであるとか、場所であるとか、施設であるとかっていうものが見えてくる書き方にしてくださいの方が、それはその次の「生涯学習のための集いの場の提供」という、抽象的でちょっとよくわからないわけですね。これも先ほどの小野村委員の教育委員会でのご発言にありましたように、生涯スポーツですとかレクリエーションという言葉が出てくると大分ピッと繋がると思いますか。ですので、ちょっとそのあたりのですね、方針から施策に来て、ここでは大綱ではどういうふうに対応しているという説明があって、最終的に具体的な取組として市民の人々が、日頃の生活の中で見聞きする、わかるものはどこなのかという、段階をですね、もうちょっとつけていただきたいなと思うんです。ついでですので下の方の基本方針9のですね、施策1に対応する「地域の人材」の活用というのも、これは一体誰のことだろうと。先ほどの人材という言葉もあるわけですので。ちょっと注文が多くて大変恐縮だったんですけども、具体的なレベルと抽象的なものとの関係においてこの基本方針というもの、かなり遠隔授業という具体的なものがここに出てきている。これが良しかどうかという、もうちょっとICT教育というふうに幅を広げておいた方がよいのではないか。これ私はどちらでもいいと思うんです。ただ、このもともとを策定した時には、やはり遠隔授業というところの確保が非常に関心事としては強かったということです。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。近頃は、判子をやめろという大臣が出てきて注目されてますが、今、根津委員の方は封筒もやめろというさらにその上を行く御提言だったと思います。今の御意見を入れて「ICT教育の推進」という主な取組のところにあるその言葉と、「遠隔授業を実現する」とのこと、両方こっち側に持ってくると。どうでしょうか。「遠隔事業を実現する」、これやはり現在緊急に必要なので、これは外せないの、これと「ICT教育の推進」というものを両方とも基本方針の8に入れたらどうでしょうか。基本方針の6です。6です。そこんどこに持ってきたらどうでしょうかね。はい。
小野村委員	私もリモートはとても大事だと思っているので。ここにあるの

	は、学びの多様性に対応するということだと、このコロナ禍だけではなくても、学校になかなか来れない子供たち、それから、例えば生涯学習という観点でも、どうしてもやっぱりつくば市は細長い市なので両端の住民はなかなか真ん中で行われるイベントには、特にお年寄りなんか来づらいという関係もありますし、そういったことも考えても、遠隔のリモートの学習機会を充実するっていうのは、この基本目標2のところにとっても親和性があっていいと思うんです。ただ、そうすると先ほど話したように、I C T環境の全般的な整備はどこに入るのかなってことになってしまうので。それだとするとやっぱり今お話伺うと、ちょっと事務局でまた負担をかけてしまうと思うんですけども、逆にここはこのままにしておいて、例えば、やっぱり I C Tの充実ってのは基本目標4として、一つ大きく挙げてもいいのかなと。ちょっと重複しますかね。でも、それぐらい I C Tの充実というのが非常に重要な課題ではあると。
宮寺委員長	はい。I C T教育をもう少し、表に出せという御意見だったと思うんですが、出し方として、この基本方針の6の中に、合体するか。或いは1つの、単独の基本方針として、それを起こすかと。そういうことなんですが、はい。
根津委員	それでしたら、基本方針6は施策が1つしかありませんので、この施策の2を作ってですね、施策の2のところには遠隔授業システム以外のその I C T教育が入るような趣旨を込めてはいかがでしょうか。
宮寺委員長	なるほど。基本方針6はこのままにして、施策の1、施策の2っていうふうにすると。教育総務課わかりますか。今度は欄をちょっとこしらえるってことです。
笹本課長	今の御意見ですと、方針でも遠隔を掲げている上で、施策1で遠隔を言って、施策2でそれ以外を言うとなると、ちょっと順番が逆になってしまうかなというのをちょっと感じました。
宮寺委員長	なるほど。そうですね。I C T教育の推進を、もう少し目立つところでおきたいと。これは大綱のところに出てきましたっけね、I

	C T教育については。7ページにありましたかね。はいはい。それじゃあ、主な取組から、今度は大綱との対比っていうところに移すっていうのではどうでしょうか、I C T教育を。そういうふうにして、I C T教育の推進については、これは大綱でも謳っているんだよということをわかりやすくすると。こういうふうに、そういう対処の仕方ではどうでしょうか。はい。そういうことでさせていただきます。また今、根津委員の方からも、時間のことも配慮していただいて、基本方針の7、8、9までもう言及していただいたんですが、これ一括して、御意見あった方、お願いいたします。はい。長橋委員。
長橋委員	長橋です。赤字で修正したところで「学び」と「教育」というのを統一するのか、使い分けてということで変えていたり、あと「学校外」と「家庭」というのを使い分けているんですけど。こちらの教育目標3では「教育」や「家庭」というものを使っているんですが、それは何か意味があるんでしょうか。
宮寺委員長	これはどなたか、教育総務課の方。
長橋委員	すいません。「学び」と「教育」を使い分けたり、「学校外」と「家庭」というのを使い分けているんですけど、目標3のところの施策は「教育」や「家庭」という言葉が使われているんですが、それが何か意味があるのか教えていただきたいんですが。
宮寺委員長	はい、お答えをお願いします。
笹本課長	はい。まず、「学び」と「教育」については、意味を持って具体的に使い分けはしておりません。「学校外」と「家庭」については、基本方針1-1-3の「学校外」、これは、放課後等の学校活動以外全体的ものを想定しています。その施策2の「家庭」の方は、実際の取組とするとそういう放課後とかも含まれるんですけども、「家庭における」という考えで表記させていただいております。
和田委員	長橋委員、それでよろしいですか。
長橋委員	はい。そうすると、基本方針9のところでは施策1はどちらかとい

	うと学校外という感じになるんでしょうかね。何となく分けているのが、おっしゃったことわかりますが、施策2のところの家庭外は宿題とかそういったことをイメージしているんだと思うんですけれども。わかりました。はい。ありがとうございます。
和田委員	学校外というふうに直した方がよろしいというような御意見でしょうか。それとも今の説明でこのままでもよろしいということでしょうか。
長橋委員	どちらがいいのかよくわからないんですけれども、家庭に限定することはないのかなというのが、ちょっと僕の意見で、その地域ぐるみで学習を支援するとか、そういったことも含まれるのかなと思うので、ちょっと家庭に限定するのにちょっと違和感を覚えたというところです。
和田委員	そうですね。私もそのように思うわけなんですけど、事務局の方でここもう一度、次回までに確認いただくということで、よろしいでしょうか。
笹本課長	了解しました。
和田委員	委員長の方から、ちょっと進行を託されたわけなんですけれど。一つ、先ほど基本方針7の生涯学習について、というようなことがありましたけれど、主な取組が二つだけでした。ここについても、もう少し具体的なものを入れ込むというようなことで、ここは進めてもよろしいですか。はい。わかりました。はい。それでは、ずっと進んできたわけなんですけれど、他に何か御意見ありましたか。小野村委員お願いします。
小野村委員	第1回の会議の時の前門脇教育長からの素案の中、第3章の1の教育委員会の改革というところで、ここに、教育委員会の透明性と開放性を高めるということが挙げられています。で、同じく、その(3)には、タウンミーティングを定期的を開催し、市民や児童生徒の声の聴取に努めるとあります。で、私自身も教育委員を、今の任期残りわずかなんですけども、やっていて、何人かの方は、いろんな声

	を聞かせてくれるんですけど、それでもどうしても限定的で、今度事務局でも頑張ってくださいって、先生方と直接話す機会とかがって設けてくださるんですけど、やっぱりやってもやっぱりわからないんですね。本当に自分の聞こえる範囲の声でしかないので、今後やっぱり、現場の先生方の声が聞こえるってすごく大事なことで。私自身も教師で、私は当時の荃崎町だったんですね、荃崎町は小さかったので、ちょっと気になることがあると、役場に行って、「ちょっと気になるんですけど」って言って、すぐ町長が出てきたんですね、「何だ」っていうことで。それぐらい小さな町だったので、声が聞こえて。私にすれば何もない町だったけどそこにいることによって、そういう人たちと繋がることで、すごく今でも荃崎大好きなんですけど、そういう繋がりができたので、やっぱり先生方にも働きがいを持っていただくためにも、先生方の声を聞く機会とか、あとやっぱりお母さん方の声を聞く機会とか、そういう機会を大事にすることが、今後の、みんなで、ここでもみんな「学び」を支えるってあるわけなんですけど、そのためにはとても大事かなと思います。施策1、学校地域との連携協働というところで、ここのあたりにもう少し具体的にやっぱり透明性・開放性ってみんな教育委員会に対して言う言葉ですよ。そういう言葉や、それからやはり、タウンミーティングっていうとこちらが前にいてお話しするっていうイメージになるので、今いろんなところでいろんな形の集まりですね、いわゆる何とかカフェとかっていうタイプの集まりがたくさん開かれるようになっているので、そういったものを定期的に開くということもぜひ、ご明文化していただけたらと思います。以上です。
和田委員	ありがとうございました。そのあたりも加味して、次回、ちょっと文言を入れてもらえればというふうに思います。タウンミーティング、市長なんかもう、やってくれて本当にいい取組だなと思ってはいますけれど、そうですね。それで上から目線とかそういうのは感じないんですけど、確かに何々カフェの方が、本当に対等にいろんな意見を言われるかなというようなイメージはありますね。それと、今回現場の先生方の意見を教育委員さんが聞いていただけたということで、本当に感謝しております。それはありがとうございました。ずっと下まで来たわけなんですけれど、他に何か御意見あります

加藤委員	か。加藤委員お願いします。 すいませんちょっと時間ないところ申し訳ないです。ちょっと基本方針8の施策1の言葉が、何か方針っぽい感じに大きくちょっと感じていて。「科学のまちの特性を生かした教育の推進」っていうのは何かむしろ基本方針8に何か合致したような言葉にちょっと私には見えて。で、施策1はそういう推進する何かの活動みたいなものを充実するとか。なんかちょっとそういうふうな感じかなと。現段階では、基本方針8と施策1の説明が似通っていることと、施策1に書いてある方は何か基本方針8を包括した説明としては、何かいいような感じがして。で、施策1には何とかかんとかに関する充実とか、何とかかんとかを推進するっていう、もうちょっと具体的なものが、何か入ってきた方が、前後の感じの何々教育の推進とかっていう、感じの座りとしては、いいんじゃないかなあってちょっと感じております。以上です。
和田委員	ありがとうございます。このことに関して何か御意見ありますでしょうか。お願いします。
小野村委員	今先生がおっしゃった通りだと思います。で、施策1については、実際に今、市内では、いろいろな取組やってますよね、プログラミングとかいろいろやっているんで、ここに書くことはたくさんあると思うので、もうちょっと整理していただくと、まあまだこれからっていうところもあると思うんですけども。素晴らしい内容になるのかなと思います。私からはここで、施策で科学のまちっていうのを、私決して科学が嫌いなわけではないんですけど、でもよくいつも言うのは、私はつくばは科学のまちじゃなくて、自分たちのまちだからってよく言うんですけども。別にそれは科学が駄目っていうんじゃないくて、科学科学って言われているので、もうちょっと田んぼも見てよって言いたくなるというところで。そういう意味ではここに書くと入れたら次にはやっぱり「文化芸術の振興」とか「文化遺産の保存活用」とか、そういった言葉もぜひ入れて欲しいなと思います。
和田委員	ありがとうございました。それでは、委員長の方にお戻ししたい

宮寺委員長	と思います。 失礼いたしました。もう30分近くオーバーしてしまっているんですが、そろそろ締めなくちゃいけません。あと、基本目標の3についてはもう駆け足だったんですが、何かここだけは直してもらいたいっていう点があったら。はい。お願いいたします。
上田委員	すいませんもう時間がないところで。これあくまで計画ですから、基本目標が3本立てになっていて、それらがやっぱり構造的になっている必要があると思うんですよね。それで、前回も似たようなこと言ったと思うんですけれども、基本目標1がやっぱり一人ひとりの育ちや或いはその成長みたいなものを支えていく、学びを支えていくということ。基本目標2がそのためのハード、或いは設備・施設、それからそれを実現させていくような施策・制度、そういったものの基盤整備ですね。それから目標3っていうのは、どういう位置付けになるのかなって考えたときに、やっぱり一人ひとりが学んでいくことと同時に、みんなで学び合っていくっていうことが、基本目標の3なのかなっていうふうに、個人的にはそういう理解をしているんですが、そうではないということなのかもしれないんですが。そういうふうに考えた場合にですね、基本目標3はやっぱり学び合い、みんなで学び合うっていうこと。で、そのためには地域、或いは家庭、学校それぞれが有機的に繋がっていく必要があるし、或いは学校であればですね、義務教育学校はやめるにせよですね、小中の連携、或いはですね高校だってありますし、幼小の連携だってありますし、学園っていうのを作っているわけですから、学校種ごとの様々な連携のあり方もあるだろうし、それから特別支援学校なんかとも交流していく必要があるし、もっと広く言えば、世代間の交流をどんどん進めていくっていうような施策が、この中に入ってこななければいけないのかなというふうに思います。施策1は科学のまちという特徴を示すかどうかは別にしても、やっぱり学校の中も、地域とともにある学校とかですね、社会に開かれた教育課程っていうようなことが言われている中で、社会に開かれた教育課程という言葉を入れる必要は僕はないと思うんですが、やっぱり学校全体が社会に開かれていくっていうことを、ここで何か盛り込んでいく必要があるのかなというふうに感じました。そういう

宮寺委員長	意味では、もう少し基本目標1と基本目標3を、もちろん施策とか取組のレベルではかなり重複するところも出てきて綺麗に切り分けることは無理だと思うんですけども、少しそういう基本目標の大きな整理の枠組の中で、方針そして施策っていうような形で、少しまとめて整理していく必要があるのかなと。特に基本目標3については、僕は個人的には2と3を入れ替えるべきだというふうに思っているんですが、そういう観点で少し全体の整合性みたいな部分を見直していただけると、計画としての中身がかなりわかりやすくなるんじゃないのかなという。そういうふうに思いました。以上です。 ありがとうございました。本当私の読みが浅くて、基本目標1、2、3を羅列的にしかイメージしてこなかったんですが、今のお話を聞いて構造図、見えてきました。1、2、3が有機的に繋がっていて、構造図をなしているんだなということが見えてきました。大変貴重な御意見で、今の意見だけでももっともっと議論し、もっと教えていただきたい点なんですけど、もうこれ以上ちょっと時間延長できませんので、一番最後に一番重要な点を指摘されたということを受けとめて、これから事務局案のバージョンアップを図るときに、今の御意見を生かしたいと思います。それで、基本目標2と3を入れ替えるっていう、入れ替えたほうがすっきりするぞと。構造もよく見るぞっていう御意見も大変貴重に思いました。これも含めてちょっとこれから先、私は教育総務課の方と練り合っていきたいと思えます。そこまで根本的に入れ替えるっていうところに至るかどうかわかりませんが、今一番最後に全体の構造図、それを示していただいたように思います。締まらない締まりで本当申し訳ないんですが、こちらあたりで切り上げなくちゃいけないので。それで、少し時間をいただいて教育総務課と私の方で案のバージョン2を作って、それで、各委員の方にメーリングリストを使ってお示ししたいと思えます。で、今日は着手できませんでしたが、いよいよ枠組に基づいて、素案づくりの方に参りたいと思います。その際には、その素案の中でこういう項目を取り上げたいという、原案のようなものもお示ししていきたいと思っております。本当私の不手際で時間配分が、本当にこんなふうになってしまって、大幅に時間が延長になってしまったことをお詫びいたします。また、何とか次回も、第4回目も対面の形でできるように、タイミングを図りたいと思っております。

青木係長	本日はどうもありがとうございました。 すいません。今後のスケジュールについて事務局から少し説明させていただきます。配布資料の中で、A4横の資料がございます。「つくば市教育振興基本計画策定スケジュール案」ということでございますが、10月からのところが当初の予定から変わっております。 1 か月ほど遅れて進めさせてもらえればと思っております、今年度の策定ということは最初からの目標として作っていきたいというところでして、御協力をお願いいたします。 先ほど宮寺委員長がおっしゃった第4回の策定委員会については、これは対面で開催したいと考えておりますが、できれば11月の初旬、間に合えば4日5日6日の水木金ですかね、そのあたりを目途に宮寺委員長と協議、調整を進めながら素案を作り、皆様に御提示が出来ればと考えておりますので今後ともまたよろしくお願い申し上げます。
笹本課長	宮寺委員長、司会ありがとうございました。以上を持ちまして、第3回つくば市教育振興基本計画策定委員会を終了いたします。

第3回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和2年（2020年）10月7日（水）

午後2時から

場 所 庁舎2階 会議室201

1 開会

2 教育長挨拶

3 協議事項

- （1）第3期つくば市教育振興基本計画の枠組みについて
- （2）今後のスケジュールについて
- （3）その他

4 閉会

計画の枠組(事務局案)

2020年10月7日

基本理念		一人ひとりが夢を描き「世界のあした」をひらく ・ 夢に向かって学びよりよい未来をひらく人材の育成			
基本目標	基本方針	施策	教育大綱との対応	主な取組	
基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする 社会全体で個の力を最大限に伸ばす	基本方針1 未来をひらく力を育む 公教育が役割をしっかりと果たし、どこでも質の高い学習ができる環境を整える	施策1 個別双方向の学びの推進 主体的・創造的な学びの推進 施策2 学びに向かう力を育む幼児教育の充実 幼児教育の充実 施策3 学校外の学びの充実 家庭の学習環境の充実	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②合理的精神を尊重する学び ③批判的精神を大切にする学び ④実体験を大切にする学び ⑤遊びによる、非認知能力を高める学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び	・魅力ある授業の展開 ・新しい時代に対応した教育の推進(つくばスタイル科) ・幼保小中高の連携 ・非認知能力を高める遊びの推進 ・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上 ・実体験を大切にする学びの充実 ・遊びによる学びの充実	
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ④実体験を大切にする学び ⑤非認知能力を高める学び	・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・情操教育の推進 ・読書活動の推進 ・伝統・文化等に触れる教育の推進 ・いじめを防止する取組の充実	
	基本方針3 学びの場の感染症対策を徹底する	施策3 学びの場の感染症対策の徹底		・保健体育と食育の充実 ・安全教育の充実と防災教育の推進 ・学校保健の充実 ・運動部活動への支援と適正な実施	
	基本方針3 だれもが輝き、互いを認め合う教育の推進 だれもがいかされ、だれもが認められる社会づくりを推進する	施策1 共生社会形成に向けた教育の推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・感染症対策の指導、実施(感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷への十分なサポートについても想定する) ・集団感染のリスクへの対応 ・重症化のリスクの高い児童生徒等への対応 ・教職員の感染症対策 ・感染が広がった場合における対応	
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する 学びの多様性に対応する場と機会を整え、質の高い教育を推進する	基本方針4 学び続ける教職員の支援 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・インクルーシブ教育の推進 ・特別支援教育の充実 ・帰国・外国人児童生徒への支援 ・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施	
		施策2 教育相談体制の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師がこどもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・学校教育における様々な教育問題に対する教育相談の充実 ・不登校対策の充実	
		施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・社会教育の振興 ・家庭教育の支援 ・社会教育事業の充実 ・青少年の健全育成事業の充実	
	基本方針5 多様な学びを保障する環境の整備 幼児児童生徒が主体的に学び、多様な学びを保障する環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ①問い続け、学び続ける教師への支援→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・教職員研修の充実 ・教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・教職員のメンタルヘルスケアの充実	
基本目標3 つくばの特性をいかし、みんなで「学び」を支える 学びを支える地域・学校・家庭の結びつきを強める	基本方針6 遠隔授業を実現するシステムの構築 遠隔授業を実現するシステムを構築する	施策2 学校の安全体制の確立	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・外部人材の活用 ・サポートスタッフの充実 ・校務の効率化の推進	
	基本方針7 市民の多様な学習機会の構築 市民の学習の場を広げ、多様な機会を構築する	施策3 学校等の適正配置	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備→関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理 ・教材及び管理備品の計画的な整備	
		施策4 学校給食の充実		・防犯、防災体制の充実 ・通学の安全確保 ・放課後の子どもの居場所づくり	
		施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実		・学校等の適正配置 ・学校給食センターの整備 ・安全・安心な学校給食の提供	
基本目標3 つくばの特性をいかし、みんなで「学び」を支える 学びを支える地域・学校・家庭の結びつきを強める	基本方針8 つくばらしさをいかした学びの推進 つくばらしさをいかした教育を推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした教育の推進	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所 ③挑戦が称賛される場所	・GIGAスクール構想 ・ICT教育の推進	
		施策2 大学・民間との連携の推進	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・生涯学習社会の推進 ・生涯学習のための集いの場の提供	
	基本方針9 学びを支えるための様々な人材の活用 家庭教育を支援するため地域や組織と連携する	施策1 学校・家庭・地域との連携・協働	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・安全で利便性の高い図書館の提供 ・資料の質的充実による市民サービスの向上 ・中央図書館と4交流センター図書室の連携強化	
		施策2 家庭における学習支援の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・文化財の調査、研究、保存、展示、活用に係る事業 ・伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進	
基本目標3 つくばの特性をいかし、みんなで「学び」を支える 学びを支える地域・学校・家庭の結びつきを強める	基本方針8 つくばらしさをいかした学びの推進 つくばらしさをいかした教育を推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした教育の推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・「科学のまち」の特性をいかした教育の推進	
		施策2 大学・民間との連携の推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・大学との官学連携 ・企業との官民連携	
	基本方針9 学びを支えるための様々な人材の活用 家庭教育を支援するため地域や組織と連携する	施策1 学校・家庭・地域との連携・協働	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・地域の人材の活用	
		施策2 家庭における学習支援の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・学習支援策の充実(未来塾他) ・教育に係る経済的な支援 ・ICT活用のサポート	

令和 2 年 9 月つくば市教育委員会定例会 発言概要

会議日時・場所

令和 2 年 9 月 29 日（火）午前 10 時 30 分～（市役所 202 会議室）

教育総務課長	第 3 期つくば市教育振興基本計画の枠組について報告させていただきます。 現在、令和 3 年からの 5 年間に重点的に取り組む施策等を定める第 3 期つくば市教育振興基本計画の策定を進めております。 今回お示ししました基本理念、基本目標、基本方針、施策については、令和 2 年（2020 年）8 月 6 日に開催されました第 2 回第 3 期教育振興基本計画策定委員会におきましておおむね決定された内容となっております。 策定委員会の会議の中で、委員長からもお話がありましたが、今回策定する計画は今年の 3 月に策定された教育大綱を具現化、具体化していくものであり、その考えに基づいて策定委員会で協議、検討されております。枠組みにつきましては、「一人ひとりが夢を描き世界のあしたをひらく」ということを基本理念とし、一人ひとりが幸せな人生を送るための未来をひらくことができる、そのような一人ひとりの姿を実現するため 3 つの基本目標と 10 からなる基本方針を定めております。 今後のスケジュールですが、来月 7 日に第 3 回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開催し、施策を実現するための取組等についての協議を予定しております。
小野村委員	枠組みの内容を拝見したんですが、大変慎重に練られたものであるということとはよく理解できたんですけども、大綱と照らし合わせたときに少しギャップがあるのではないかとということで、私なりに意見を文書にまとめて述べさせていただきました。 まず基本理念に関してなんですが、もともと教育大綱の中では一人ひとりが善き生を実現できる、そのような状態を目指すということになっていたかと思います。それに対してここでは「一人ひとりが夢を描き世界のあしたをひらく」とあるんですが、基本的に夢は描くだけではなくて、それに向かって、たとえ夢が叶わなかったとしても何らかのアクションを起こすということが大事なのであって、この件に関しては夢を描きではなくやはり夢に向かってとさせていただいたほうがよろしいのではないかと。さらに言えば、世界のあしたをひらく、で

終わっているのですが、このまま見ますと、一人ひとりが世界のあしたをひらく、ということになると、個人の幸せを実現するということではなくて、社会に貢献する人材をという色合いが濃くなるように思います。

大綱の中では、まず一人ひとりが幸せであること、その上で、充実した生活の中から社会に資する人材が、という方向性だったかと思います。

そのあたりを考えると、ここでは少し違ってきているのかなと。

そこで私のほうでは一つの案として、「夢に向かって主体的、体験的、協働的に学び、未来をひらく人」というように提案させていただきました。世界をひらく、ではなく未来をひらくといった場合には自分自身の未来をひらきながらその過程で社会に貢献するというような捉え方ができるかと思います。また、世界のあしたを、ということを入れるのであれば、「支えあい、学びあい、多様で豊かな個性が花開く、世界のあしたが見える街」というかたちで残したらどうかという提案をさせていただきました。

すべて読むと長くなるので部分を抜粋したいと思いますが、まず基本方針の1に関してですが、修正版では基本目標1に「社会全体で」とあるんですが、その直下に基本方針1として「公教育が役割をしっかりと果たし」とあります。ここで公教育と入れてしまった場合には、当然家庭の教育や地域の教育力といったものが入って初めて社会全体でということになると思うのですが、現状では基本目標1で社会全体と謳いながら、基本方針1で公教育がクローズアップされていて、家庭の教育や地域の教育というものが少し影が薄くなっていて、バランスが損なわれているような気がします。

基本方針1については私もなかなかいい文章が浮かびませんで、まだよく整理ができていないところですが、一つの案として挙げさせていただくと大綱を反映して一斉一方向の教育から双方向の学びへと変換し、全人格的な発達を促すというような表現が相応しいのではないかと思います。

同じく基本方針の3ですが、「学びの場の感染症対策を徹底する」とあります。

感染症対策が重要であるのはもちろんで、先ほども教育長の報告にもあったように、教育局でも細やかな対応をいただいていると思うんですが、並びとしては違和感があるかなと。この基本方針3は基本方針2の下にある施策2「健やかな身体の育成」の下に施策3として

柳瀬委員	感染症対策と入れるか、もう一つの案としては、主な取組の中の「健やかな身体の育成」に対して、その中に感染症対策を徹底する、としたほうが並びとしてはいいのではないかと。 もちろんこれは策定委員の皆さんが大事だと言っていることですから重々力を注いでいくわけですが、そこは違った場面で表現してはどうかというように考えます。 基本方針の4について、「誰もがいかされ、誰もが認められる社会づくり」ということですが、こちらはいかされる、認められるといったような表現になるとどうしても受け身というような印象も感じます。このあたりは当初の事務局案にありました「誰もが輝く」といった表現だと主体性が感じられるのではないかと思います。 前回私から挙げさせていただいたのは以上ですが、そのほかにも基本目標の3としまして、当初の事務局案では「つくば市の特性をいかし、みんなで学びを支える」とありました。みんなで学びを支えるということは相互で学びを支えるということですが、あらためた案ですと、「学びを支える地域、学校、家庭の結びつきを強める」とあります。これもまた主語が違ってきているように感じます。 それから基本方針9ですが、もともとの案ですと「様々な主体との連携、協働による教育を推進する」とありますが、修正案では連携、協働が抜け落ちてしまって「つくばらしさをいかした教育を推進する」ということで、地域や家庭ということが消えてしまっていますので、このあたりももう少し検討を要するのではないかなと感じております。以上です。 まずこの計画の意味というものを確認しなければいけないと思います。 これは教育委員会、それから行政が市民に対して、このようなやり方でやっていきますという約束だと思うんですね。 市民からすると、こういうことを教育行政で考えているんだ、その具体的な施策としてこういうことをやっているんだというロジックが見えてこないといけないと思うんです。 具体的な言葉の問題というのはそれぞれ練っていただければと思うんですが、まず市民がわかりやすいこと、それからロジックがきちんと通っている、筋が通っているということが大事だと思うんです。 その筋というのが、小野村委員からもありました教育大綱ですね、教育大綱ができて重点項目がこのように変わったと、第1期、第2期に

対して、第3期がこのような重点項目でやっていきますということをはっきりと分かるようにしてほしい。第2期では「教育日本一」ということを謳って、具体的に色々なことが出てきました。第3期に教育大綱ができて変わったのは「教えから学びへ」ということなので、そのことは最初から反映されなければならないんじゃないかなと思います。そうしますと、基本理念の「一人ひとりが夢を描き世界のあしたをひらく」というのは教育大綱からすると、一人ひとりの幸せな人生を送るための教育というのが大きな理念だと思うんですね。それが「一人ひとりが夢を描き世界のあしたをひらく」ということで市民に対して伝わるかどうか、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかなと。

策定委員会の会議録を見ましたが、もちろん国の計画があり、県の計画があつてつくば市の計画があるわけですから、上位計画というかたちではないにしても、それを踏まえた計画であることは良く分かります。

ただし、直接の教育行政の単位は市町村の教育委員会が責任を持つわけですから、（国、県の計画に）配慮しながらもきちんと独自の哲学を持ってやっていきますという、そういう意思表示も欲しいと思うんです。

私は小樽市の計画が非常に参考になるんじゃないかと思いました。それを見ますと非常にわかりやすく、枠組もはっきりしているんです。他の自治体のことだからというのではなく、他の自治体でも参考になるものは参考にしたほうがいいと思うんですね。その上でつくば市がどういう特性があるのかという、上と下ということではないんですが、国と県、そして横の、他の市町村のことも見た上で、つくば市の教育行政の個性を出してほしいなと思いました。あまり長くなるといけないんですが、国は教育振興計画というのを譲らないんです。文化芸術では推進計画に移りました。振興という言葉を外してきたんですね。どうも文科省は振興という言葉を外したがるしないで、もともと振興という言葉は遅れているところを振るいたたせると、啓蒙的な意味ですから本当は使いたくない言葉なんですね。そろそろ振興は止めましょう、推進にしましょうというところなんですけど。北海道は道の計画も市町村の計画も推進に直ったんですが、他の県はなかなか踏み切れないでいると。そこで、第2期でせつかく教育プランとしたのですから、第3期もまず教育プランと出した上でかっこ書きで教育振興基本計画としていただけるといいのではないかと思います。

福祉のほうですね、障害者プランの策定のときに関わった経緯がありまして、計画をすべて障害者プランで取りまとめました。そこには推進していこう、あるいはノーマライゼーションをどう実現するかをみんなで考えていったわけですが、学校教育においてもせっかく教えから学びへということですので、教育プランというかたちにしていただけたら嬉しいと思います。

細かいところはいろいろあるんですが、小樽市の教育推進計画を読んでいまして一番違うなと思ったのが、まず課題がありきなんです。例えばインクルーシブ教育をやりたいとか、特別支援教育を推進したいとか、現場でいろんな課題が出てきたものを取りまとめた大きな施策にして、そこにいろいろ取り入れていく、課題ありきの作り方をしているんですね。

つくば市の計画はまず理念から入って施策にいくので、そのロジックがちょっと良く分からない、社会全体で、という言葉はどう解釈していいかちょっと迷ってしまう。公教育と小野村委員は仰いましたけれども、公教育という考え方もずいぶんと変わってきていて、公教育とは国がやる教育だという意識ではなくて、地域でやるもの、地域も公共なんだというふうにずいぶんと変わってきています。私立学校は公教育じゃないのかといえばそんなことはなく、私立学校も法律に定める公教育です。そういうことを考えると、公教育の役割といわれると少し言葉の意味、解釈について混乱が生じると思うんですね。できるだけ混乱する言葉は避けたほうがいい。じゃあ何ですか、と市民が言ったときに、学校でしょ、と言われると、今は学校以外の場所での学びも公教育ですので、混乱するんじゃないかと思います。

もう1点、教えから学びへという言葉は、何回も咀嚼して深めないといけないと思うんです。教えから学びに視点を移すというある意味ではコペルニクス的転回だと思うんです。子供の学びから環境を整えるという視点で考えたときに学校はどうだろう、家庭は、地域社会はというように変わってきたんですね、そこを何とか表現してほしいんです。

第2期計画の中ではこのように書いてありました。「この計画の対象は、義務教育段階における学校教育を中核としたものであり……」とはっきり書いてあります。学校教育を中核とすることは正しいと思うんですが、それが学びに視点を移すとどうなるかというと、生涯学習を見据えて、学校教育における学びを中心にした教育を行うと、子供の学びを中心にした教育を行うと。そうすると、学校教育とか社会教

	育とか家庭教育というのではなく、生涯学習という視点でひっくり返るんですね。生涯学んでいくための基礎を学校で学んだと、一生涯続ける人であれば地域の問題に問を発したり、社会問題にも問を発してそこから学べるということで、学校教育を中核にする意味が変わってくると思うんですね。私は教えから学びへという転回の一番のポイントはそこだと思うんですね。生涯学習の中に学校教育を位置付けた場合に地域にも展開できるんじゃないかと。いろいろ考えてしまったんですが、今申し上げたようなことを策定委員会の中でもう一度議論していただきたいなと思います。教育大綱に沿った計画にしていればと思います。コロナの関係で2回しか開催していないということで、時間的な余裕がなくなっていると思うんですが、これは非常に大事なもので、担当部局も大きくかわることなので、自分たちがどう位置付けられているかを意識してほしいんです。このままパブリックコメントまでいくと小さな修正しか出来なくなるので、今のうちにとっと思って言わせていただきました。以上です。
教育総務課長	小野村委員、柳瀬委員から御意見いただきました。先ほども御報告の中でお話しましたが、策定委員会の位置づけとして、教育委員会から委嘱を受けているものというのは御報告のとおりですが、当然、計画自体は教育委員会が策定するというのは規則にも明記されておりますので、今頂いた意見と、この後もし、ここをこうしたいというようなお話があればそれを踏まえて策定委員会のほうに伝えさせていただくと。 当然、小野村委員も策定委員ということになっておりますので、来月行われる委員会で、事務局説明とあわせて小野村委員からも御意見いただければと思います。以上です。
倉田委員	基本的に教育大綱から下におろしたものであるということをベースに考えていただく必要があるかなと。関連性、具体性が見えるものであってほしいと思います。 教育大綱の実現のための方針、方策であるということが、基本にあってほしいと思います。 次に考えているのが、教育大綱の中では一人ひとりが自ら考え行動できる人材を目指すということがベースにあるので、そこを重視してほしいなと。主体性を重視して、それにプラスして支援の在り方とか連

	携協働の方策を考えると、つくばの特徴を盛り込むかとかが後に続く。そこを考えて計画を考えてほしいと思います。 小野村委員からもありましたが、例えばコロナの対策は内容であって方針ではないので、文言も見直していただければありがたいのですが。
鈴木委員	私たちも教育大綱を決めるときに一言一句にこだわって作ったので、それがきっちり反映させられるような計画になるように、策定委員会でもう少し議論をしていただきたいと思います。
教育総務課長	今回の第3期の策定に当たって、前教育長の想いがあって教育プランから教育振興基本計画にということでスタートしております。 しかしこれはまだ決定ではありませんので、柳瀬委員がおっしゃった示し方などを策定委員会、最終的には教育委員会で決めていければ、変更などは可能ではないかと思っています。
小野村委員	先ほど申し上げたこと以外に2点意見を伺いたいと思います。柳瀬委員から生涯学習についてのお話がありましたが生涯学習についてはもう少しクローズアップしたいと考えておりまして、部活動の在り方いろいろと検討されているなかで、地域化という話も具体的になっているかと思っています。そうしたなかで、生涯スポーツ、レクリエーションの振興といったものについて、もう少しどこかで、取組ではなくて基本方針あたりで触れてもいいのかなと考えております。 もうひとつ、第1回の策定委員会で教育委員会改革という話が出ておりました。 私も教育委員会に携わらせていただくようになって間もなく第1期が終わろうとしています、いろいろな取組をして改善に努めていることを目の当たりにしてきました。タウンミーティングもそうですし、先生との協議会もそうですが、そういう取組を書くところがないので、それについても含めたいと思います。以上です

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会				
開 催 日 時	令和2年11月9日 開会 14時00分 閉会 16時30分				
開 催 場 所	つくば市役所 会議室 201				
事務局（担当課）	教育局教育総務課				
出 席 者	委 員	宮寺 晃夫	委員	根津 朋実	委員
		上田 孝典	委員	長橋 進也	委員
		小野村 哲	委員	和田 雅彦	委員
		額賀 敏行	委員	宮本 由美子	委員
	そ の 他				
	事 務 局	教育長	森田 充		
		教育局次長	中山 隆		
		教育局次長	貝塚 厚		
		教育総務課長	笹本 昌伸		
		教育総務課長補佐	山岡 めぐみ		
		教育総務課係長	青木 孝之		
		教育総務課主任	谷沢 潤一郎		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数	2人
非公開の場合はその理由		—			
議 題		1 第3期つくば市教育振興基本計画策定の枠組及び素案について 2 今後のスケジュールについて 3 その他			
会議録署名人				確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり） 3 その他 4 閉会				

< 議事録 >	
笹本課長	定刻前ですが、委員の皆様揃いましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます教育総務課長の笹本と申します。よろしくお願いいたします。開催次第に従いまして、進めさせていただければと思います。 それでは第4回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開催いたします。本日、全10名中8名の委員に参加いただいております。過半数に達しておりますので、開催させていただきます。これからの進行につきましては、宮寺委員長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それでは第4回の委員会を始めさせていただきたいと思います。第3回の委員会の協議内容につきましては、もうすでに事務局の方から、委員会の協議過程につきまして、テープ起こしをしていただき、委員の方々にはメーリングリストを通して送られていると思います。何か修正すべきことがありましたら、どうぞ事務局の方にお申し出いただきたいと思います。 それでは、本日の協議に移って参りたいと思います。こういうふうにマスクをした状態での、こういう協議でありますので、お互いに聞き取りづらい点もあるかと思いますが、どうぞその点はご了解いただいて、できるだけお互いに聞き取れる程度の音量でもってお話を進めていきたいと思います。また、前は私の方からの提案で、策定委員会を、今回8名ですが、8名の委員だけでの内輪の協議にとどめないで、教育委員会、特に教育長。それからこの委員会の事務を担当していただいている教育総務課。そちらの方の職員も含めて、お互いの垣根を越えて意見を交換し、やりとりをして、より良いもの、より良い協議にしていきたいと思います。私の方から、時折、教育委員会サイドの意見を伺ったり、また教育総務課の方にこれまでの経過説明を求めたりすることがありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。 本日の主な協議事項は2つあります。1つは、これまで繰り返し繰り返し協議いただいてきました、つくば市教育振興基本計画の枠組を、今日ぜひ確定したいと思います。しかも、これまで枠組の左側の方に重点を置いて協議をいただいたわけではありますが、今回は

	右側の、主たる取組のどこまで含めてご協議いただき、それも含めて全体を今日確定したいと思います。これは後程、細かいどこまで含めて、私の方で協議いただきたい点を出していきたいと思います。 それからもう1つ、それにさかのぼることではありますが、前回の委員会の折に、ほぼその枠組について、できあがったと。これでできあがったのではないかというところまで達したわけではありますが、それを、教育総務課の方で、文面・文書として作っていただいて、それで委員の方々に、もうすでにメーリングリストを通して配布しているところではありますが、これに関しまして、意見を述べていただくようお願いしたところ、上田委員の方から、かなり根本的かつ、詳細な修正案、御意見が出て参りました。これにつきまして、今日は、まず初めに取り上げていきたいと思います。それで、机上の文書を確認していただきたいと思います。色刷りの赤が入った縦長の枠組案を出していただきたいと思います。その検討からまず入って参りたいと思います。この一番上に書いてありますように、第3期つくば市教育振興計画の枠組(案)。そして、事務局案と書かれております。これが今回この場で検討していただきたい原案であります。それと並行して、もう1枚、その裏に同じようにこの枠組(案)についての、上田委員の御意見というのがプリントアウトされております。これを比較対照して、そして今回は、ぜひ成案を得たいというふうに思います。事前に私と、それから事務を担当していただいている教育総務課の方で、論点を整理し、取り出してみましたので、それを私の方から、ここで取り上げてみたいと思います。上田委員の御意見の方のプリントにバックをオレンジ色にしてある部分。ここが上田委員の意見を文章化したものでありますが、私が見るところではかなり多くの部分が入り入れられて、事務局案の方に反映されているように思います。ただ後で、事務局の方から、教育総務課の方から、この事務局案について説明をしていただきますが、その案とそれから上田委員の意見のところ、特に論点として取り出したいのは、上田委員の御意見というその文章のちょうど中程です。基本方針の3のところ、黒字で印字してあるところと、それから赤字で印字してあるところ。ここに若干違いがあります。しかし少し御議論しなくちゃいけない違いではあるように思います。そこについて、後程各委員からの意見を出してもらい

青木係長	たいところであります。まずそれでは、この事務局案ができるまでの経緯について、教育総務課の方からご説明いただきたいと思います。お願いします。 はい。教育総務課です。座って御説明をさせていただきます。既に委員長の方からも説明ございましたけれども、A3判の資料から、再度御確認の方をいただきたいというふうに思います。A3判の資料右上に上田委員からの御意見というふうに書かれている資料を御覧ください。2020年10月28日というふうな日付を振ってございますが、こちらは10月28日にメーリングリストの方で上田委員の方からいただいた御意見を記入したものになってございます。黒字は第3回目の策定委員会終了後の修正版のフレーズでございますが、オレンジの色のセルに赤文字、この赤文字が上田委員の御意見ということになっています。御指摘の部分ですけれども、主なところでは、基本方針3の文言について、それから基本方針の7、そして基本方針9には、社会教育・生涯学習の視点からの施策を提案してくださったというふうに思っております。 上田先生の御意見いただきまして、教育局内で教育長も交えて検討した結果につきましては、もう1枚の方の事務局案、こちらの2020年11月9日の日付で、本日の事務局案として提示をさせていただいております。こちらの事務局案が最終的な枠組としてお出しをするものですので、できましたら今回、主な取組例まで含んで、固めていただければなというふうに思っております。 先に御説明をさせていただきたいのですが、この枠組が決まっていきますと、その後、素案、冊子というような形で作成をしていくわけでございますが、お手元に15ページほどの第3期つくば市教育振興基本計画という冊子形式のものを配らせていただいております。こちらを1枚めくっていただきますと、目次ということで、大きく3つの章立てということで考えてございます。全部でおおよそ60ページになるようになっています。 今日は、こちらの冊子は暫定版ということで、ページ数ですとか順番については未確定でございます。どうぞご了承をいただければというふうに思います。中身につきましては、冒頭の「つくば市教育振興基本計画について」から、基本方針1までの部分を印刷し、御提示してございます。その後の部分につきましては、枠組が固まり

宮寺委員長	次第作成して参りますので、まず今日は、このような形式で、今後作成していきたいということで、御提示しております。説明は以上になります。 ありがとうございます。今説明がありましたことを二つに分けて協議していきたいと思います。まず初めは、その枠組(案)の検討であります。これが済んだ後で素案ですね、冊子の素案について検討していきたいと思います。 まず枠組(案)なのですが、もう1回教育総務課の方からの説明を受けたいのですが、この事務局案を作る際に、上田委員から出ました御意見、そこのどの部分を取り入れ、どの部分についてはペンディングになっているのかと。ここをもうちょっとはつきり説明していただけないか。
青木係長	それでは、もう一度説明をさせていただきます。基本方針3でございますが、事務局案としましては、「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」ということで、お出ししてございましたが、上田委員の方から、「互いを認め合い、誰一人取り残さない教育を推進する」にしたかどうかということで御提案がございました。教育局でこちらについて検討はしたのですけれども、我々としては当然この「誰一人取り残さない」というのが大きな前提にあって、その上で「だれもが輝く教育」にするんだというふうな意図が入っているというふうに考えてございます。ですので、もともとの教育局の案ということで、「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」ということで、事務局案として提出の方をさせていただいております。 それと、基本方針7の施策の2、それからまた、基本方針9の施策の4。生涯学習・社会教育についてのテーマを新規で追加してくださっています。こちらについても教育局の方で検討をしたところなんですけれども、生涯学習・社会教育については、つくば市役所の中でそれぞれ担当の部署がございまして、生涯学習で言いますと生涯学習推進課ということで、そちらの方で現在、生涯学習推進基本計画という計画の策定を進めております。それからまた、社会施設、スポーツ施設、それから地域交流センター等々につきましても、他の部局で、それぞれに関連する計画の方もございますので、今回

	の教育振興基本計画では、教育局内の中で取り組むことができる内容について記載をしたいということで生涯学習・社会教育につきましては、基本目標１の基本方針３の施策の３「だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進」という、ここに全てまとめたいというふうに考えて、今回お示しした事務局案のとおりになっているわけです。説明としては以上になります。
宮寺委員長	ありがとうございました。事務局案に反映されたものと、反映されなかったというところもおかしいんですが、そのままそっくり反映されたところもあるわけですね。ここのところが反映されている、ここについては今回反映できなかった、という点をもう１回整理していただだけませんか。まず、基本方針３のことについては、これは後でちょっと時間取りたいと思います。それ以外のところで、反映されたところとされないところについて、ちょっと指摘してくれませんか。
青木係長	上田委員の御意見で、基本目標１の基本方針３のところの文言で、もともとは「教育相談体制の充実」ということで事務局の方で作成しておりましたものを、「教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援」ということで御提案をいただきました。また、主な取組ということで「保護者の抱える子育てにおける教育上の悩みへの対応」、それから「いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実」ということで御提案をいただいております。その部分につきましては、上田委員の御指摘のとおりということで、ほぼそのまま入れさせていただいたところです。
宮寺委員長	はい、わかりました。そこのところはわかりました。もう一回確認しますと、左側から３つ目の欄、施策ですね。そこの真ん中よりも少し上のところの、教育相談体制のところですが、そこは上田委員の意見を受けて変えたということですね。ここは上田委員の意見に変えた。それからそのずっと右側の方に行って、主な取組例についても、これも変えた。これも上田委員の意見を採用させていただいたことです。 基本方針３についての議論はちょっと後にまわしたいと思います。これについては、御議論いろいろ出していただきたいと思います。

青木係長	すので、ちょっとこの基本方針の3については後で触れていきたい と思います。それからあとは、どうですか。 そうしますと、基本目標2の基本方針7の部分になります。上田 委員の方からは、施策の2を新規で追加してくださって、「いつで も誰でも気軽に集える『学び』の場の充実」、それから施策の3に つきましては、もともと「つくばの歴史文化に関する『学び』の場 の充実」としていたところを「つくばの歴史・芸術・伝統・文化を 体感できる場の整備」ということで、御提案をしてくださいました。 こちらにつきましては、まず施策2「いつでも誰でも気軽に集える 『学び』の場の充実」というところにつきましては、「学び」の場 の、この「場の充実」というのは、教育局の管轄から外れていまし て、例えば交流センターだとか、そういった社会教育・生涯学習の 方の分野になるのかなというふうに判断いたしまして、繰り返しの 説明で大変恐縮ですが、基本方針3の施策の3にまとめさせてもら えればと考えています。
宮寺委員長	はい。今の点を確認します。上田委員の御意見の基本方針7の施 策の2は取り入れなかったと。それで、施策の3を取り入れたとい うことですね。
青木係長	そちらにつきましては、事務局案の方で「つくばの歴史・伝統文 化を体感できる場の整備」というふうな形にしております。上田委 員は「芸術」という言葉も入れてくださいました。「芸術」につ きましては、こちらには入っていないのですが、事務局案の基本方針 2の施策の1「豊かな心の育成」の、主な取組例の中に、芸術文化 活動の推進ということで、新規に追加して先生のお考えを生かした 形になります。
宮寺委員長	はい、わかりました。これまた区切りましょう。上田委員の御意 見の基本方針7の施策2、これについては取り入れなかったと。そ れから、施策3の後半部分については、そのまま取り入れさせてい ただくようにしたと。それで、前半、「つくばの歴史文化に関する 『学び』の場の充実」。これはここに置くのではなくて、上の方で すね。基本方針2ですか。基本方針2の施策1。そこのところを取

上田委員	り入れることにしたと。そういう御意見です。そういう説明です。これにつきまして上田委員、どうでしょうか。そういう、取り入れ方で納得していただけるかどうか。 はい。そうですね。私の方で少し提案をさせていただきました意見ですけれども、事務局の方で丁寧に大枠まとめていただいた後ですね、後出しジャンケンのように出してしまったのをお詫び申し上げます。またそれに対して非常に丁寧に検討していただいたことに対して感謝申し上げます。事務局の方で検討し修正いただいたことについて私の方では異議ございませんので。はい。このままこの通りで、特に意見はないです。私は了承しています。
宮寺委員長	私は今、上田委員の御意見の全体について、伺ったわけではなくて、その下の方の基本方針7の部分について、部分的に取り入れ、またある部分については別のところに移したということだったんです。これで納得していただけるかどうか。
上田委員	そうですね、ここの部分で私の方の意図したこととしましては、歴史文化以外にもですねスポーツだとか伝統、芸術ですね。もともと国の方では、文化・スポーツ・芸術等は、教育の領域として博物館法や図書館法に限らずですね、より広く位置付けているわけですが、つくば市に限らず全国的に様々な理由もあって行政改革の一環として、教育行政から外されている状況があります。そういう中で教育局の管轄とは違うというのは、重々承知はしているんですけれども、やはり人間のトータル的な教育ということを考えた場合ですね、こういうスポーツや伝統、芸術文化、それから歴史、こういったところを一つの大きな教育事業として、連携しながらですね、他部局と連携しながらやっていくというところを、一つ追加してはどうかという、そういう意図がありました。ですけれども、他のところに例えば芸術文化を入れていただくとかですね、それから教育局としてこの基本計画の中で、何をどこまで扱うのかっていうのは、それぞれあるかと思いますので、はい。そういう意味では事務局提案の通りで、特に異存ありません。
宮寺委員長	ありがとうございました。私の方から少し補足いたしますと、私

青木係長	もこの点について先日、教育総務課の方と話し合ったときに、こういう説明を受けて私は納得したわけです。教育委員会マターと、それからもう一つ、市民部マター。その重なり合いを調整する必要があるということ。私、つくば市民でありながらつくば市の行政組織図について十分理解していませんでしたので、この点について先日詳しく説明を受けました。それによりますと、市長に直結する部局の一つに市民部があります。その市民部の中にスポーツ振興課と、それから文化芸術課という部局があります。そちらの方で十分な計画を立てていただく部分と、それから教育委員会の方で掲げるべき目標というものの、やっぱりすり合わせが必要なところもありますので、教育委員会サイドとしては、事務局案の方でというのが精一杯かなというふうに私も了解したところではありますが。 それではもう1つ、片付けておきたいのが一番下のところです。基本方針9のところですが、これについてまた事務局の方からお願いいたします。 はい。基本方針9ですが、黒文字の「『学び』を支える体制を充実する」というところに対して、上田先生の方から、「だれもが輝く『学び』を支える体制を充実する」ということで御意見をいただきました。こちらにつきましては、「輝く」というフレーズが、基本方針3にも「輝く」ということで出てきてございますので、重複を避けるということと、それから基本方針をシンプルに記したいということで、「『学び』を支える協働体制」ということで、できるだけ上田委員の意見も入れながら、というところで、事務局の方で変えさせていただきました。 そしてまた、上田委員の御意見の施策4で、「市民が交流し、学び合う機会の充実」ということを追加していただきました。こちらにつきましては、主な取組例のところに「世代間交流の場の創出」、それから、「多文化共生の学びの推進」、それから、「持続可能な地域づくりのための学び促進」ということを入れていただきました。こちらも、検討した結果、教育局としてこの3つの取組例というのに関係するのは難しいという結論になりました。そういったこともございまして、事務局案では「学校・家庭・地域との連携・協働」というこの基本方針9の施策2に、今年の10月から公民連携で推進するフリースクール等の新しい施策が入りましたので、それを

	追加したり、それから施策3として「家庭への支援の充実」ということで、新しい項目を追加したというところでございます。
宮寺委員長	ここはどうでしょうか。上田委員の方は施策の4として、「市民が交流し、学び合う機会の充実」というのを入れていただいたんですが、これは事務局案では、ここに入れるのは難しいだろうということなんですが、どうでしょうか。
上田委員	はい。前回の会議の時に少し発言をさせていただいたんですけれども、やはり多様なアクターが交流し合って学び合うっていうところをこの基本目標3の目標というふうに考えた場合ですね、何かそういうことが打ち出せるような施策を盛り込めないかというところで少し意見を出させていただいたところです。ですから、具体的にどういう取組があるかっていうところまでは、少し私の方も把握していない部分もありますので、事務局の方で検討していただいて、なかなかこれに合致するような取組というところがないということですので、それはそれでやむを得ないかなというふうに思います。
宮寺委員長	積極的に賛成というわけではなかったようですが、やむを得ないかなということで了解いただいたと思います。 ここで元に戻って、今度は他の委員の方々からも意見を伺いたいの、その上の方の基本方針3であります。もう一回私の方で読み上げてみますと、上田委員の御意見ではこうなっております。「互いを認め合い、誰一人取り残さない教育を推進する」と。これが今回の事務局案では「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」というふうにしたらどうかという提案であります。これにつきまして、上田委員というよりもむしろ他の委員の方々からも意見を出していただければと思いますが、どうでしょうか。はい。お願いいたします。
額賀委員	よろしくお願いします。私は「誰一人取り残さない教育」というのはいろいろな保障面では大切なことだと思います。ただ先ほども、この「だれもが輝く教育を推進する」というのを前面に出す、それは「誰一人取り残さないという教育」が根底にあるから、とい

	う説明を受けましたので、「だれもが輝く教育を推進する」の方がいいのではないかと思います。またもう一つは、「互いを認め合い」と「誰一人取り残さない教育」というものの並列が、「互いを認め合う」のは児童生徒同士、これは指導者と生徒同士や児童生徒同士もあるかもしれませんが、「誰一人取り残さない」というところが、やはりこれ支援する側の立場からの表現になっているような気がしますので、ここはこの「だれもが輝く教育」という方がいいのかなと思いました。また、「誰一人取り残さない教育」ということにつきましては、主な取組例に十分掲載されているのではないかなと思います。はい。以上です。
宮寺委員長	はい。さらに委員からの御意見を伺いたいと思いますがどうでしょうか。今の額賀委員の意見を私の理解でまとめてみますと、ここでは互いを認め合うのは、これは子ども、児童生徒たちが主語であるわけなんです、これは「誰一人取り残さない」というのは、これは行政サイド、大人の側の責任であって、1つの文章の中にこの2つが、子どもを主語にしたものと大人を主語にしたものが両方入っているのは、ちょっとこれ理解が難しいんじゃないかという御意見だったと思います。この際、事務局の原案のように、「互いを認め合い、だれもが輝く」という、両方とも子供を主語にした、そういう表現で一貫した方がいいのではないのかという御意見だったと思います。どうでしょうか。「誰一人取り残さない」というのは、主な取組例の方で出せばそれで間に合うのではないのかという御意見だったと思いますが、どうでしょうか。はい。小野村委員どうぞ。
小野村委員	はい。私も基本的に額賀委員の意見に賛成です。こちらの冊子の6ページに「誰一人取り残さない社会を目指して」ということが、これはまだまだ仮の案ということですが、掲載されております。こちらで取り上げた方がいいのではないかなと思います。 先日、中教審の初等中等教育分科会で、「誰一人取り残さない」という表現を、消極的な表現であるので改めたと報道があったかと思うんですけども、私は、それはちょっと考え方が違うと思っています。この表現は、上から引き上げようというよりはしっかり下から支えようというものであって、とても大事な表現だと思うので、これはいずれどこかで生かした方がいいと思います。ただ、先ほ

宮寺委員長	ど額賀委員の御意見のようなことを考えるとやはりここではなくて、こちら冊子案のような形で生かしていった方が、より活きるのではないかなというように感じています。以上です。 さらに御意見を伺いたいと思いますがどうでしょうか。上田委員御自身どうでしょうか。やはりこれは、取組例の方ではなくて、基本方針の方に上げて、「誰一人取り残さない」というのは、基本方針の方に上げて表現した方がいいという趣旨だと思うんですが、上田委員の方の御自身の理解を述べていただけませんか。
上田委員	はい。ここの提案をさせていただいた私自身の意図としましては、つくば市自身がSDGsに大変力を入れているということ。それから、この「誰一人取り残さない」というのは1つの理想といますかメッセージとしてよく使われる言葉であるので、シンボリックな意味で入れてもいいのかなというふうに思ったところです。それで、「だれもが輝く」ということは非常に重要な言葉だと思いますけれども、この「だれもが輝く」というのを生かすために、基本方針9の方に「だれもが輝く」というのを持ってきて、そして「だれもが輝ける『学び』」を支えていく。それから基本方針の3の方では一人ひとりの子どもたちに対してですね、或いは、どういう教育をつくば市として保障していくのかってことが大きな目標ですので、もちろん子ども同士が一人ひとり認め合うことも重要ですけれども、つくば市の教育として「誰一人取り残さない」というのを入れてもいいんじゃないかというふうに考えたのが私の意図ですけれども、例えば今日冊子の原案を出していただいていますけれども、基本方針1から9という形でここに目次にあるようにですね、箇条書きでこう並べたときに、やっぱりシンプルでわかりやすく、ある程度体裁が整った表現で並ぶということも、見栄えという意味では大事なかなというふうに思いますので、そういったことも含めながら、御検討いただいて、私としては別にこの文句を入れるか入れないかということについての特別なこだわりというものはないので、その部分では、委員の方々や事務局の検討の中でお任せしたいと思っております。
宮寺委員長	更に御意見を伺いたいんですがどうでしょう。それじゃ私の方から、これは取りまとめという意味でお話するわけじゃないんです

	が、私、一人の委員としての意見を述べさせていただきますと、今上田委員も少しお触れになりましたように、「誰一人取り残すことなく」というのはご存知のように、SDGs ですね、持続可能な開発目標の中の人間の安全保障という欄の基本方針として掲げられている大変重要な原則ですよね。「誰一人取り残すことなく」というそういう原則が、基本理念としてSDGsの中に掲げられている点で、つくば市もそれを踏襲して、市の方針、それから教育の方針としても、やってきている、それなりに努力しているように思います。それで、後で検討することになります冊子の中でも、先ほど御指摘ありましたように6ページのところに、「『教え』から『学び』へ」というメインタイトルのサブタイトルとしまして、「誰一人取り残さない社会を目指して」というサブタイトルを掲げているところであります。ですので、これだけ大きく見出しの上で掲げているのですから、どっかで目立つところに置く必要があるかなというのは、私は感じているところであります。ですので、先ほど額賀委員から指摘がありました、1つの文章の中で違う主語のものを2つこう並べるっていうことのわかりづらさ。それを解消するために、2つの文章に分かち書きするというのも1つの手かなというふうに思ったりします。つまり、「互いを認め合い、だれもが輝く教育」ということと、「誰ひとり取り残さない教育」。この2つを並べて、それを推進するというふうに、そういうのも1つの手かなと思ったりしました。ただ、今上田委員の方からありましたように、事務局案の「互いを認め合い、だれもが輝く」ということ中に、もうその「誰一人取り残さない」って意味がもう含まれているんだという、そういうふうに解釈すれば、あえてこのところに「誰一人取り残さない」という表現を、そこのところにもう一回取り出さなくてもいいのではないかなというふうに、事務局案についても私は理解できるところであります。ですので、どういたしましょうか。事務局案の方に、そのまま集約するというところでどうでしょうか。これにつきまして、ちょっと私の方から振って恐縮なんです、教育長の御意見を伺いたいと思うんですが、どうでしょう。
森田教育長	はい。そうですね。大変貴重な議論をいただきましてありがとうございました。先ほど事務局で話しましたように、「誰一人取り残

	さない」というのは前提にしているということで、6 ページも逆にそういう意味で示しておくことによって、前提が皆さんに御理解いただけるのではないかとということも考えて、このような案を作らせていただきましたので、できましたら事務局案の方で了解をいただければと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。それではどうでしょう。事務局案の方で、もう一回確認しますが、基本方針の3は「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」という、シンプルな表現でとどめるといってどうでしょうか。はい。それじゃあそうさせていただきます。これで一通り、この枠組の左側半分については、協議いただいたことになるかと思います。 今日は枠組の全体についても、ここで仕上げたいと思いますので、引き続きまして今度は、主な取組例。そこまで含めて、これから協議いただきたいと思います。これにつきましてもやっぱり、まず教育総務課の方から説明いただきましょうか。それで、その説明を聞いていただいた上で、こういう点はまだ足りないんじゃないかと。そういう追加の例、こういう取り組みについてはぜひこれは追加したほうが良いという御意見がありましたら後程お出しいただきたいと思います、委員の方から。それでは事務局、お願いいたします。
青木係長	はい。それでは説明します。主な取組例についてですが、基本的には黒文字のままのところというのは、第2期の、前回の教育プランから持ってきているものでございます。 基本方針1の主な取組例については、すべて赤字ということで、「問いから始める学びの展開の充実」から、4つございますけれども、つくば市教育大綱の考え方をできるだけ取り入れようということで、そういった形で記載をさせていただいております。 基本方針1の施策2につきましても、赤字の部分に、「多様な経験を育む豊かな遊びの推進」ということで、「遊び」についてもこちらの方で記載をさせていただいております。 それから、基本方針2の施策の1、先ほども御説明をさせていただきましたが、芸術文化活動の推進ということで、追加をさせていただいております。

	それから、基本方針2の施策の3はですね、「学びの場の感染症対策の徹底」ということで、新規で出させてもらったもので、それぞれの取組例ということで挙げさせてもらっているところです。 それから基本方針3施策の1なんですけれども、「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進」ということで、赤文字でですね、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」、「児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実」というふうに、第2期のプランから更に進めた形の文言ということにして、インクルーシブ教育を進めていきたいというふうに考えてございます。 その下の施策の2でございますが、こちらは先ほど御説明しましたように、上田委員からの御提言を入れさせていただいております。 その下の施策の3「だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進」につきましては、社会教育・生涯学習の推進の項目について、こちらで全てまとめて記載の方をさせていただきました。 それから、ずっと下の方に降りて行きますけれども、基本方針の6「ICTを活用した教育を推進する」というところでは、この策定委員会でも何度も議論がございましたけれども、「遠隔システムを活用したシームレス教育の充実」を、施策の1には「GIGAスクール構想の推進」、それから「学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進」、それから「個別最適化学習の推進」ということで記載をさせてもらっております。 基本方針7の施策の2、「つくばの歴史・伝統文化を体感できる場の整備」につきましても、「文化財の保存活用の推進」、「伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実」ということで記入をさせていただいております。 基本方針の9ですが、「『学び』を支える協働体制を充実する」ということで、その施策2「学校・家庭・地域との連携・協働」というのが、先ほど御説明しましたが、一番上にですね、今年の10月から始まりました「公民連携で推進するフリースクール」、これは今後のつくば市の教育の一つの目玉だというふうに考えてございますので、入れさせていただいております。 そしてその下の施策の3「家庭への支援の充実」ということで、「放課後等の学習支援の充実」、それからですね、「スクールソー

	シャルワーカー配置によるサポート強化」、「福祉との連携による支援の充実」というふうに書かせていただきまして、家庭への支援の取組をちゃんとやっていくんだということをここで示しているということになります。以上になります。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは、上から順番に検討していきたいと思いますが、委員の方にはぜひ、幼児教育サイド、或いは小学校、或いは中学校、そしてまた保護者の立場から見て、さらにこういうことを追加する必要があるんじゃないのかという御意見を出していただきたいと思います。まず一番上の基本方針1でくくられます、そのコラムの主な取組例。これを見ていただいて、ちょっと御指名して申し訳ないんですが、幼児教育から見て、この中にありますように、「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進」。こういうことは主な取組例としてやっぱり入れるべきだと、入れとくべきだっていうのをお考えですか。或いはちょっとこれだと、差し障りがあるなというふうな感じはいたしますか。
宮本委員	今やっぱり幼児教育の方でも小学校教育っていうのに、スタートカリキュラムということで、スムーズな入学ができるように、幼稚園の後半、秋口ぐらいから、だんだん小学校に向かっての、活動っていうのは変なんですけれども、椅子に座ってとか、いろいろなことを取り入れていますので、文言として別に入っていても大丈夫なんじゃないかなというふうには思っております。一番上の「問いから始める学びの充実」っていうのも、幼稚園にとっては、何でだろうどうしてなんだろうっていうふうなところから入っていくので、上の部分でも幼稚園の教育の中には当てはまっているかなというふうには思っております。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは小学校中学校に関して、「小中一貫教育の推進」という項目がここに入っていますが、これは和田先生いかがでしょうか。
和田委員	小中一貫教育に関しましては本当に、つくば市は県内でも先駆けて取り組んでいるところですので、ぜひ主な取組例として入れてもらいたいと思っています。それと、一番上が「問いから始め

	る学びの充実」ということで、つくば市の教育大綱にもある言葉ですけれど、学校現場では「『教え』から『学び』へ」という言葉をととても大切にして、その方向で、授業も、先生たちに、従来の一斉学習ではなく、本当にどうしたら子どもが学ぶことができるかという観点で、今進めているところなので、「『教え』から『学び』へ」という言葉がどこかに入れて欲しいと思っています。それとともに、前回の10月7日の案では、「魅力ある授業の展開」という言葉があったのですが、その「魅力ある授業の展開」というのも、その「『教え』から『学び』へ」の基本となるものなので、ちょっと、たくさん入れるのはここがすっきりしないのかなというのもあるんですけど、小学校の現場を代表しては、その2点、「『教え』から『学び』へ」という言葉と、「魅力ある授業の展開」という言葉がここに入って欲しいと思っていますところす。以上です。
宮寺委員長	そこは総務課どうでしょうか。「問いから始める学びの充実」。それと並べて「魅力ある授業の展開」、これを追加すると。
青木係長	はい。「魅力ある授業の展開」というのは、第2期のプランのとおりです。ただですね、今回はやはり教育大綱ができた上での振興基本計画ということですので、第2期のものというのではなくてですね、やはり大綱からということで「問いから始める学びの充実」ということにさせていただきました。 それから、「『教え』から『学び』へ」ということもございます。これは確かにキーワードとしてとても大切なことでして、そこにつきましては、この冊子の素案ですけれども、先ほどもございましたように、6ページのところにですね、一番大きく上段に「『教え』から『学び』へ」というふうに書かせていただいています。「『教え』から『学び』」ということもとても大切ですので、ここは主な取組例に入れるかどうかというのはまた今後検討させてもらえればなというふうに思います。
宮寺委員長	わかりました。和田委員よろしいでしょうか。
和田委員	はい。

宮寺委員長	それから、ここにある「つくば次世代型スキルの育成」というのは、これは大綱の中のどこかにこれを強調してるところあるんですか。これ、ちょっと私、次世代型スキルっていうのはちょっとイメージが湧かないんですが、どういうことでしょうか。
青木係長	こちらの「つくば次世代型スキルの育成」というものについては、直接的には大綱の中に書かれてはいないと思います。こちらはですね、つくば市の学校で行われておりますつくばスタイル科についてということになります。市の教育資源を活用しながら7つの内容について、環境、キャリア、歴史文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解に係る学習を展開し、つくば次世代型スキルの育成を目指すということで、大変重要なものだと考えておりますので、こちらの取組例に入れさせていただいた次第です。
宮寺委員長	はい。それをもう少し詳しく述べてるのがこの後で検討いただく、この冊子の14ページにありますね。14ページ、「つくば次世代型スキルの育成」という項目があって、その内容が示されてますね。はい。わかりました。 あとは、根津委員どうでしょうか。この取組例をこういうふうここに4点ほど指摘されていると。またその下に、今度は幼児教育、学校外も含めて、こういう取組例がこう列挙されてるんですが、これで十分でしょうか。或いは何かこれを構造づけるような、そういう方針、そういう例を出す必要があるでしょうか。
根津委員	失礼します。前回のものに比べると今回割と具体的にどういうふうに、何を対象にするのかっていうと、意識してこういうふうにお書きになられたのかなという気がしますので、ただそのあたりは、こちらの冊子ですね、こちらの冊子でどんなふうにかかれるのかというところと突き合わせてみないと何とも言えないかなというのが、今の段階の感触です。やはり取組例は取組例ですので、他にもいろいろありうるということになりますと、その全体構造はその前のところの左、1つ左ですね、教育大綱との対応であったり、或いは施策の理念が果たしてその取組例にどういうふうに反映されているのかというところの、そこの整合性になってくると思いますが。以上です。

宮寺委員長	はい、ありがとうございます。その他に、基本方針1に対応する取組例について、ここはこういうものを入れておいた方が良いんじゃないかっていう視点がありましたら。はいお願いします。長橋委員です。
長橋委員	市P連の長橋です。古い方では、幼保小中高の連携というものがあつたんですけれども、これが抜けたんですが、これはできれば入れといていただきたいんですけれども、保護者の立場からしてみれば子どもはもう連続して幼稚園からずっと教育を受けてくつていうところがあるので、小中一貫を推進しているっていう部分は強調していいかと思うんですが、この幼保小中高っていうこの長い目で見て、教育していくんだらうというところを、できれば残していただきたいなと思います。
宮寺委員長	教育総務課の方、どうでしょう。
笹本課長	それについては事務局で再度検討したいと思います。ありがとうございます。
宮寺委員長	できれば今日この場で確定したいので、この場で、こうするという答えをいただけませんか。
笹本課長	そうしましたら、個別に取組として入れるのか、「小中一貫教育の推進」の中に「幼保小中高の連携」っていうようなものも含むような形で入れるのかのどちらかになるのかなと思いますが、その辺りは、長橋委員の方で個別にやはりどうしても出して欲しいというのはございますか。
長橋委員	長橋です。説明の部分の中で入れていただければそれで構わないと思います。その、幼小中高っていうそういう流れがこの小中一貫教育の中に入っているんだぞということを示していただければ、それはそれで構わないと思います。
宮寺委員長	はい、どうぞ。

根津委員	こちらの冊子の14ページですね。そこの対応するところの(4)の小中一貫教育の推進の中に、今の長橋委員さんとのやりとりからしますと、やはり幼保小中高という言葉がないと、っていうことになりますよね。こちらの主な取組例としては出てこななくても、そういう趣旨で幼保小中高というものの連携を考えた上での小中一貫教育なんだというところが出るかどうか。或いは、幼保小中高という言葉はどうしてもこの主な取組例に入れるのであれば、幼保小中高の連携を見通したといいますか、そういう意味での小中一貫教育の推進なんだっていうふうに。その小中一貫教育だけを取り出して言うとおそらくそこが、前のものとの整合性の問題もあるんだと思いますので、小中一貫だけをやっているわけではなくてそれは幼保から高校までも見通すのだという趣旨がどこかで、この冊子であるか或いは取組例のどちらかで出てくれば今のご意見は達成できるのかなというふうに思います。以上です。
笹本課長	今この場で申し上げた、個別に取組例として入れるかということについては、事務局で会議が終わった後に検討させていただいて、小中一貫教育の文章に入れて表現に問題がなければ、どちらかと言えば小中一貫教育の文章に入れ込みたいと考えております。
宮寺委員長	はい。高校まで含めての一貫教育。これについて保護者サイドからかなり多くの要望が出ているってことは、私も承知しております。ただそれが取組例として、今、現に取り組まれているのかどうか。またこれから先、取り組む気があるのかどうかですね、行政サイドの方に。そこがちょっと私、わかりませんので、どうなのでしょう。そこまでやるという方針が出ているならば入れていただきたいと思うんですが、教育長どうでしょう。
森田教育長	はい。先日の県立高校の改革プランの中でも、つくば工科高校がつくば市と連携して、子供たちの学びを連続的にもたらすことを考えているという発表があったかと思いますけれども、私たちは高校とも授業の参観も行っておりまして、中高での連携をこれからどんどんやらなければならないと思っていますので、幼から高までの連

	携は現実的に行われることでありますし、行いたいと思っています。
宮寺委員長	はい、お願いいたします。
和田委員	はい。私の勤務している学校は、桜南小学校というんですけれど、並木小学校と並木中学校と桜南小で桜並木学園という小中一貫を形成しています。そこに、こちらの宮本先生のところの桜南幼稚園や私立の幼稚園・保育所も合わせて、さくらんぼ会というのを、独自に作っているんですね。これは、そのアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを実施するのと同時に、たくさんの交流を増やして、私立の保育所では給食はどんなふうにやっているんだろうとか、桜南幼稚園ではどういうふうに、気づきといいますか、生活科の元になるような学びをしているんだろうということ、相互交流を行っているのです。昨年度は低学年の先生だけでしたが、今年度は全員の先生を見学に行かせるという取組を行いました。また逆に、うちの研究授業の時には、幼稚園・保育所の先生だけでなく、宮本園長先生もみずから参観に来ていただいたり、そういう交流を本当にしっかりやっているところなので、私も、この幼保小中高の連携というのは残してもらいたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。
宮寺委員長	ありがとうございました。それではここ幼少中一貫教育の推進、そこまでは一貫して考えることができる、そういう実績もあるようですから、それを一層推進するってことはできるかと思うんですが、もう1つ課題としてそれに高をくっつけると、高校までも一緒につけて推進すると。これ先ほどの保護者の意見が強いということでしたように、これは課題として、そういう課題はあると思います。ただそれを、この取組例としてどういうふうに書き出すかですよ。幼小中までは実績もありますし、これからも推進することができるかと思うんですが。それか、高校を載せると、これは推進というよりも、課題。こういう課題を目指して、というぐらいになるかと思うんですが。はい。和田先生どうぞ。
和田委員	はい。小中一貫教育の推進というのは、この第3期の冊子の14

	ページにもありますように、義務教育9年間を系統的に行うという ようなことで、別立てしてもらいたいと思っています。そして、先 ほど言った桜並木学園でのさくらんぼ会のようなものが、ほかの学 園でも、幼稚園や保育所との交流なんかを通して、必ずやっている わけですので、それぞれにスタートカリキュラム、アプローチカリ キュラムは持っていますので、そういう意味ではこの主な取組例の 中で幼保小中高の推進ということで、別立てして入れるのがよろし いんではないかなと思っています。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。もう一回確認しますのは、その主な 取組例のこの赤字で書かれている「小中一貫教育の推進」。これを 訂正して、和田先生もう一回ちょっと言っていただけませんか。
和田委員	「小中一貫教育の推進」はこのまま残してもらいたいと思っていま す。それに、実績もあるので、幼保小中高の連携というのを、この ポチをふやして、別立てでお願いできたらと思っています。
宮寺委員長	はい。この下にもう1つ項目をつけて、幼小中高の連携を目指す。 推進、ですか。教育総務課、どうでしょう。或いは教育長、どうで しょう。幼小中高の連携を目指す。幼小中高教育の連携を目指す、 というのを新たに入れて、これ課題になると思うんですが、どうで しょう。
森田教育長	はい。そうですね。小中は一貫でやっていることは確かなんです けれども、その中で、幼小中高をまた別立てすると、小中一貫教育 で上に書いたこととどのように連続させるっていうのは、ちょっと イメージがなかなか難しいところもあるんですけれども。とにかく、 幼小中高の連携は、私たちは常に考えていますっていうことを 書かなければいけないと思っていますし、書くべきような気がしま すので、それを別立てにするか、この中に書くかは、今結論を出す よりも、事務局で検討した方が良くと思いますが、必ず入れると いうことで、委員の皆様には御理解いただければ、あとはお任せい ただければありがたいなと思います。
宮寺委員長	という、教育長からの積極的な意見がありました。「小中一貫教

	育の推進」。これ今までも推進してきたことですし、実績、その取組が実際あるわけですから、これはこのまま置くとして、もう1つ、幼小中高校教育の連携を目指すという表現を入れるかどうか。
和田委員	幼保です。
宮寺委員長	あ、幼保ですね、ごめんなさい。はい。ありがとうございます。「幼保小中高教育の連携を目指す」と。これを入れるか、新しい項目として入れるかどうか。これは教育総務課の方で検討していただけますか。
笹本課長	教育長が仰った通り、このあと事務局の方で改めて検討させていただきます。
宮寺委員長	はい、ありがとうございます。後はどうでしょう。はい。
小野村委員	はい。私からは、一番上にある「問いから始める学びの充実」というところなんですけど、これはもちろん異論はないんですけども、もう少し加えていただけると良いかなと思います。と申しますのは、教育大綱の4ページ5ページにあります、「つくばでの『学び』の特徴」という中で、「批判的精神を大切にする学び」であるとか、「一斉・一方向ではなく」、「一人ひとりの学びを大切にする」と謳われていると思います。 昨日も各学校での授業の様子をDVDでいただいたのを見ていたんですけども、その中でも、「問いから始める学び」ということをテーマに挙げられていまして。さらに、この大綱の中でも5ページの冒頭に書かれていますが、5ページの冒頭に「建設的なコンフリクトを積極的に起こし、対話をしながら合意点を見つける」と、こういうシーンが非常に目立つ授業でした。その二つを加えると、ちょっと長くなりすぎるかなと思うんですが、具体的に考えると、「一人ひとりの学びを大切に」とするか、または、「個々の興味関心を大切に、問いから始め、対話をしながら、対話を重ねて、学ぶ授業の充実」などというような形にさせていただくと、このあたりの大綱の趣旨が含まれてくるのかなと。 批判的という言葉がちょっとうまく入ってないかなと思うんです

	が。もう一度まとめさせていただきますと、前半に、「個々の学び」とか、「個々の興味関心」という言葉を入れていただいて、さらに、非常に授業の様子見て対話が目立ったものですから、「対話」という言葉を加えていただけると、ここの取組がより具体的に見えてくるのかなというふうに思います。以上です。
宮寺委員長	窮屈なスペースの中で、今小野村委員の御意見をシンプルに表現するのは大変難しいと思うんですが、「問いから始める学びの充実」。これに、どこかしら何か加えていただいて、今の発言の趣旨を生かすことできませんか。ずらっと今の言われたことを書きだすと、ちょっとこのスペースからはみ出すことになりますので、どこかしらに何かキーとなる表現を入れていただいて、この「問いから始める学びの充実」。
小野村委員	もしあれでしたら分けていただいて、「一人ひとりの学びを大切にする」ということか、またはその表現の問題だと思いますが、「個々の興味関心に応じた学びの充実」として、2つ目が「問いから始め、対話を重んじる学びの充実」とかいうふうに2つに分けていかがでしょうか。
宮寺委員長	順番からすると、「問いから始める学びの充実」、これは何番目に入るようになりますか。
小野村委員	2つ目です。
宮寺委員長	2つ目に。一番上は。
小野村委員	「個々の興味関心を尊重する学びの充実」。言葉はいろいろあると思うんですが。2つ目が、「問いから始め、対話を重んじる学びの充実」。
宮寺委員長	はい。教育長どうぞ。
森田教育長	「問いから始める学びの充実」の次を書いてある文章が、今、小野村委員が言ってくださったような意味合いで書いた言葉なんで

	すけども、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びというところが、一人ひとりの興味関心を生かせるような、そして、その子に一番合っている学びをさせるということと、「協働的な学びの実現」というのが対話の意味を持たせているところなんです。が、表現がただこういうふうだとそれが伝わらないということであれば、ちょっとタイトルを変えるしかないのかな、というふうには感じています。 それから、次のつくば次世代型スキルというのが先ほどから話題になっていますけれども、次代型スキルは7つのCというのがキーワードになっております。その中のCは、クリエイティビティとか、批判的精神、シティズンシップとかで、これはお手元の資料には無いんですけれども、今、つくば市の学校で強調している7つの力というところで、必ず批判的精神というのも入れようというふうには思っていますので、その点をどのようにするか御検討いただければと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。次世代型スキルの育成につきまして、冊子の14ページに7つの内容が明記されていますので、これについては了解していただけたと思います。
森田教育長	この7つの内容とあるのは、まず内容が7つあるんですね。この内容を通して7つの力を育てるという7つのCというのがありますが、Cを言いますと、コーポレーション、コミュニケーション、クリティカルシンキング、コンピューティショナルシンキング、クリエイティビティ、シティズンシップとあるように、7つのCがつくば次世代型スキルの項目であるというふうにありますので、14ページにその辺を更に加えていきたいというふうに思います。
宮寺委員長	はい。そちらの方で書かれていますからよろしいかと思います。それからちょっと先ほど小野村委員が言っていましたことについては、この事務局案の赤字で書いてあるところの2つ目のところ、そここのとこでカバーできるかなと思うんですが。つまり、「すべての子どもたちの可能性を引き出す」と。「個別最適な学び」と。それから「協働的な学び」と。こう出ていますので、ここで先ほどの小野村委員の意見がここでカバーできるかなと思うんですが、ど

小野村委員	うでしょう。 今、御説明とてもよくわかりました。そして、批判的精神というこの大綱の中の部分が、7Cで補われるということもわかりました。 先ほど私、3点申し上げたつもりなんですが、批判的精神ということはわかりました。一人ひとりの興味関心ということが2つ目ということで、これが「個別最適な学び」ということになるのかなと思うんですが、「個別最適な学び」というとちょっと私が受ける印象は違うのかなと。問いから始めるためには、やはり子どもたちの興味関心、まず子どもたち一人ひとりをよく見るということがそのベースにあるわけであって、そういう意味ではちょっと、2つ目でもわかるんですけども、「一人ひとりの興味関心」とか、「一人ひとりの学び」という言葉を入れていただきたいと思います。 それと、やはり、今7Cという言葉があったんですが、最近はクリティカルシンキングに加えて、アサーショントレーニングとか、アサーティブな学びということがよく言われていると思います。昨日ちょうど見ていたんですけど、DVDを見ていたら、子どもたちがかなりちゃんと自分の意見を、「その意見もわかるけど、こうだよね」って言いながら、「僕はこう思うんだよね」っていうことを結構言っているシーンがたくさんあって、それはとても素晴らしいなと思って見ていたんですが、それをここでも取り上げるという意味では、やはりアサーティブっていうような言葉、まあアサーティブって一般的じゃないと思うので、それではなくて、やはり対話とか、ここに書いてあるような「建設的なコンフリクトを引き起こすような対話」というとちょっと長いと思うんですが、対話という言葉はぜひ入れていただきたいと思いますというように思います。以上です。
宮寺委員長	そこで大分時間取っていますが、そのすぐ左側のところの大綱との対応のところでも、個別双方向から、合理的精神、批判的精神、実体験、非認知的能力。これらの点が指摘されていますので、主な取組例として、そこは網羅することはもちろんできないと思いますので、今の小野村委員が実際見てこられた実践では貴重だということも私も認めるんですが、そこをすべて網羅することはちょっとできないかと思いますので、どうでしょう。ここでは、事務局が作っ

	てこられた取組例。これに加えて、先ほどの、幼保小中高教育の連携を目指すということを加えるということに止めたらどうでしょうか。
小野村委員	問いから始め対話を重んじるというのはそんなに長くもないですし入れていただければと思いますが、それがどうしても難しいということであれば、また別の形で、先ほどの冊子の方で取り上げていただくとか、そういったことも御検討いただければと思います。
宮寺委員長	根津委員、どうでしょう。
根津委員	ちょっと突然の御指名で戸惑っているんですけども。この基本方針の施策1のところは大分赤字が多いということもあって30分以上時間かけて協議していますので、この分でいくと基本方針9の施策3までいくためにはあと何日会議しなきゃいけないかなという気がするんですが。先ほど申し上げましたように、こちらの冊子との対応関係でここに書かれているものが、この冊子でどういうふうに書かれるかっていう、そこを見ないと今のような御議論は逐一判断できないような気がするんですね。幼保小中高のことについても、実はこちらにありますよね、幼保小中高という言葉がですね。12ページですね、12ページのところの四角囲みですね、施策の方向性の最後のところにあるんですね。「幼保小中高の連携を進めます」とあります。そうなりますとやはり、主な取組例として示したはずのものが、実はこれもあれも必要だということになると、どんどん膨れ上がってしまってこちらとの整合性が、ということになりますので、むしろこれはあくまで例であってその具体的な冊子として出てきたもののの中に今のような多様な御意見が入っているかどうかということをチェックする作業の方が良いのではないかなというふうに思うんですね。こちらにそれを入れるか入れないかってのは、例ですので、先ほど申し上げましたように、そこにあまり拘泥するとなかなか先進めないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
小野村委員	小野村委員、御理解いただけませんか。小野村委員が指摘された強調点は別に排除されるわけではないので、ここの取組例の中に出

	せるものとして事務局の方が挙げていただいたので、どうでしょう。冊子のところで、今、指摘がありました12ページのところにも、説明が繰り返されていますので、ここの中で盛り込む、というまでもないと思うんですが、小野村委員どうでしょう。
小野村委員	後程、別な形で尊重していただければそれで結構です。
宮寺委員長	はい。それじゃあそのところ、一番上の基本方針1に対応する取組例について、ここでちょっと議論を切り上げさせていただいて、次の基本方針2、そんなに時間を割くことできないわけですが、見ていただいて、これが落ちてるよっていう点があったら指摘していただけないか。はい。
長橋委員	市P連の長橋です。施策2のところに、「運動部活動への支援と適正な実施」ってあるんですが、部活動は運動部だけじゃなくて文化部もあるので、入れるとすれば施策1の方かと思うんですが、文化部への言及もお願いします。
宮寺委員長	教育総務課の方、どうでしょうか。「部活動への支援」と、もう「運動」を取り除く。どうでしょう。運動部だけではありませんので、両方を含めるという意味で、「部活動」というふうにすると。いいですね、それで。いるとすれば「運動・文化部活動へ」ってことになりますが、2つ入れるか、或いはもう「部活動」だけにするかと。はい。それじゃこれ「部活動」ということにして、「運動」を取ってください。あとその他どうでしょうか。はい。
根津委員	その上でということになるのですが、これは「部活動への支援と適正な実施」というのはどういうことが具体的に書き込まれる予定なんでしょうか。
笹本課長	こちらで想定しているものは、まず部活動指導員の配置事業です。こちらについては基本的には運動部ということになります。また、全国関東大会への出場の補助金という形で、こちらの方は吹奏楽部なども関連してきますので、「部活動」としても問題ないのかなと思います。

根津委員	わかりました。ありがとうございます。
宮寺委員長	実際には運動部の方に、外部から指導者を派遣するなり、それから対抗試合のときの諸経費の支援とか、そういうことなんでしょうけども。まあ少し表現として、少し曖昧かもわかんないけれども、「部活動」というふうに広げたいと思います。 その下の感染症対策。ここ微妙なところだと思いますが、このところちょっと見ていただいてどうでしょうか。これでよろしいでしょうか。
根津委員	これも文言の問題ではなくて中身のことなんですけども、例えば児童生徒が感染した場合の対応について今ガイドラインが何かあっていうのはあるわけですか。或いは教職員が感染した場合ですね、或いは家族等が感染した場合にどういうふうにするかというところの議論がここで出てこないとなあということなんですけれども。
宮寺委員長	これは教育委員会として何か方針が、マニュアルがあるんですか。
森田教育長	感染した場合に何日休ませるとか、そういう対応のガイドラインは作ってありますけれども、それ以上の、治療とか、そういうものは無いです。
宮寺委員長	よろしいですか。はい。それじゃあもっと下の方に参ります。基本方針3はどうですか。はい。
根津委員	ここの大綱からですね、今教育大綱との対応の欄を見ているんですが、これはこちらの冊子にも共通するんですけども「こども」という言葉の表記がバラバラなんです、漢字の「子供」があつたりひらがなの「こども」があつたり「子」だけが漢字になってたりというので、ここは元になる文章が別々であればそれは致し方ないところなんですけれども、ぜひ統一を図っていただきたいというふうに思います。特にまだこちらの冊子はドラフト段階のもので、そのあたりが精査されてないんだと思うんですけども、「子

	どもたち」っていう表現もあったりしますので、表記の統一・表現の統一をお願いしたいということが1点。 次が、赤字のところではなくてその1つ下ですね、主な取組のところを今見ています。基本方針3の施策1、大綱4或いは大綱5に対応するものとしての主な取組例として、赤ポチと赤字のものが2項目続いたその次です。黒ポチのところですね、帰国・外国人児童生徒への支援というのは、これは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。
宮寺委員長	はい、お願いします。
笹本課長	具体的な事業としては、日本語指導ボランティアの配置というものがあります。
宮寺委員長	これについては実績というか、もう実際になされているということですね。よろしいですか。
根津委員	そうするとこれは、帰国・外国人児童生徒というよりは、日本語を母語としない児童生徒への支援ということになるわけですか。ちょっとそのあたりがずれますよね。帰国・外国人児童生徒を対象としているのか。日本語指導を中心とした生活支援なのか、或いは学習指導なのかっていうところは、そこがはっきりしなかったんでお尋ねをしたということです。「帰国・外国人児童生徒」という書き方がいいのか、「日本語教育への支援」という書き方になるのか。そのあたり精査していただければと思います。以上です。
宮寺委員長	それではここは表現を明確にさせていただくということでお願いしたいと思います。はい、どうぞ。
小野村委員	はい。私は今のところで、1行目ですが、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」とありますが、これも先ほど根津先生がおっしゃったものとも共通すると思いますが、その下で、帰国・外国人児童生徒については「支援」という言葉を用いていますが、ここはやはり統一して「支援」とした方が、実際に相応しいように思います。

宮寺委員長	もう一回ちょっと確認なんですが、どこをどういうふうに改めたらいいんですか。
小野村委員	1行目を、ニーズに応じた「指導」ではなくて「支援」とした方が。
宮寺委員長	「指導」じゃなくて「支援」。はい。それじゃあここも、教育総務課でそういうふうに訂正してください。 あとどうですか。施策3に対応する生涯学習のところの取組例について、上田委員どうですか。ここに書かれてる例示でどうでしょう。
上田委員	はい。例示というか、非常にざっくりと全部が網羅されているような感じなので、それだけ個別具体的な「つくばでは」っていうようなものがないということなのかもしれませんけれども。はい。
宮寺委員長	駆け足で申しわけありません。それじゃ今度は真ん中から下に参ります。基本方針4に対応する取組例。和田先生、「教職員研修の充実」とありますが、それから「教職員の人材育成と学校組織の活性化」、「教職員のメンタルヘルスケアの充実」。3点が取組例として挙げられています。これでよろしいですか。
和田委員	はい。主な取組例としては、これで十分かと思います。
宮寺委員長	それではその下の「外部人材の活用」、「サポートスタッフの充実」、「校務の効率化の推進」。
根津委員	今のところの最後ですね、「校務の効率化の推進」というのは、具体的にどういうことが想定されているんでしょうか。
笹本課長	そちらは、今年度市内全校で校務支援システムの導入に関するもの、あとは、学校事務の共同実施等による事務の効率化などをここに例示しています。

宮寺委員長	はい。
根津委員	重ねてよろしいですか。すいません。校務システムということになると、出欠の管理或いは、通知表或いは指導要録との連動とか、そういうあたりのデータの管理をするようなシステムを導入したり或いはそれを実施したり普及させたりということになりますか。
笹本課長	はい。
根津委員	わかりました。はい。結構です。
宮寺委員長	それじゃ次の基本方針5のところに移ります。ここで、ちょっと私の方から質問なんですが左側の方見ていただいて、施策の3「学校等の適正配置」と。主な取組例も、「学校等の適正配置」と。表現として同じなんです、これは、わかっているというふうにしているんですか。どうなんです。同じ表現なんです。
笹本課長	こちらについては、第2期プランをそのまま引用しているような形になっています。
宮寺委員長	教育長の方に振ってよろしいでしょうか。つくば市の場合の適正配置っていうことはまた大きな課題だと思うんですが、これについてこれからどんなふうな取組をなされていくんですか。
森田教育長	適正配置については、審議会のもとで案はできておりますので、適切な実施とこれからの状況に合わせた改善ということになるのではないかと思います。
宮寺委員長	例えば市街地と、それから郊外の差の問題。教育条件が違っているということも含めての適正配置。これは取組例として書く必要ありませんか、そこは。つまり、市街地問題と、それから周辺問題ですね。これ特に保護者サイドからすると、ちょっと微妙的な、大変に気になる問題点なんです、どうでしょうか。
森田教育長	審議会を実際に開いて検討いただいて、どのようにこれから改善

	していくか議論いただいて冊子ができているわけですので、それ以上に踏み込んで書くことは、今回は難しいんじゃないかと思いますけれども、課題であることは確かですので、先ほど申し上げましたようにそれらに基づいて適切に実施していくことが私たちの一番の課題であると思っております。
宮寺委員長	わかりました。この同じ表現にするってのは、ちょっとこう…。はい。
根津委員	例えばこの中には、校舎の跡地利用ですとか、或いは空き教室の活用みたいなものは想定されているんですか。もっと大きいレベルで、今のお話からしますと学校をどこに配置するか、というような類の議論になるかと思うんですけれども。
笹本課長	適正配置計画で、そのあたりは詳細な表記をするものだと認識しております。こちらは適正配置計画の前段の進め方、考え方であると想定しています。現段階ではそういう内容で整備しています。表現等については、事務局で検討させていただければと存じます。
根津委員	そうしますと、あまり具体的な内容はここでは出しにくいということになるわけですね。ということですね。
笹本課長	現段階ではそういう内容として整理しています。
根津委員	わかりました。
宮寺委員長	そこは随分苦労されていると思いますが、同じ表現はちょっと避けて、取組例のところでは違う表現で。
笹本課長	こちらについては事務局で検討させていただければと思います。
宮寺委員長	はい。これお願いいたします。あと、その他。基本方針の6について、よろしいですか、この取組例で。 それじゃあ、引き続きまして、基本方針7。これは先ほど上田案との関係で少し触れていただいた点だろうと思いますが。

	申し訳ありません駆け足で、最後の基本目標 3 に関わるところの取組例を見ていただけませんか。はい。
小野村委員	前回申し上げたと思うんですが、12月最初だったと思いますが、前教育長の門脇先生から出ていた項目の中で、教育委員会の透明性と開放性を高めるというところ、それから教育委員会の主催するタウンミーティングを定期的開催し、市民や児童生徒の声の聴取、聞き取りに努めるというようなことがあったかと思います。この施策 2「学校・家庭・地域との連携・協働」といったときに、やはりまず声を聞くということが大事であって、それがすなわち、透明性や開放性ということに繋がってくると思いますので、表現を何とするか、タウンミーティングという言葉は使うとちょっと誤解を受けることもあるかなと思いますが。そうですね、ここ、例えば「市民や児童生徒の声を聞く機会を設ける」とか、そういったものを少しここに入れてはいかがでしょうか。
宮寺委員長	確かに、この梓組全体の中では教育委員会のあり方についての目標なり方針っていうのは、この梓組の中には入ってないんですが、それをあえて入れる必要があるかどうか。小野村委員の御意見、私もわからないわけではないんですが、教育行政のあり方、教育委員会のあり方、これに関する目標なり方針、それをこの中に盛り込む必要があるかどうか。ここはどうでしょう。はい。
小野村委員	先日も先生方、中堅・若手って言うていいですかね、の先生方の声を聞く会っていうのがありまして、私ももう間もなく任期が終わる 4 年になるんですけども、その間、まず一番多く聞こえた声が、やはりこの、もっと自分たちの声を聞いて欲しいということですね。自分たちの思いに耳を傾けて欲しいということが、子どもたちからも保護者からも先生方からも、一番言われていることであって、ここに教育委員会の体質を云々っていうのはどうかなと思うんですけども、入れるとすれば、この施策 2 の中に入れると。これは現市長が進めている、市民とともにまちづくりといったような考え方にも合致すると思いますし、ぜひそこは入れていただいた方がよろしいんじゃないかと考えます。

宮寺委員長	ちょっと具体的に御指摘していただきたいんですが、どここのところにそれを入れたらよろしいですか。
小野村委員	施策２のところですか。「学校・家庭・地域との連携・協働」というところで。
宮寺委員長	基本方針９の方の施策の２の一番右側の取組例としてですか。
小野村委員	そうですね。取組例として、「地域とともにある学校づくり」とありますが、その下あたりに「市民や児童生徒、教職員の声を聞く機会を設ける」というようなことで入れればいかがでしょうか。
宮寺委員長	教育総務課の方で意見がありましたら、或いは教育長、どうでしょうか。
森田教育長	そうですね、「地域とともにある学校づくり」という中にそのような表現を取り込むつもりでいたのですけれども、表題として出した方がいいのかって言われますと、ちょっと「声を聞く」ということを出してしまうと、他のものとのタイトルのつり合いが、そこがより具体的になってしまうかなというふうに感じます。
宮寺委員長	「地域とともにある学校づくり」。その中に小野村委員の言いたいことが含まれるのではないかと。そういう解釈だったと思うんですが。
小野村委員	私が申し上げたのは、必ずしも学校づくりということではなくて、生涯学習にも関わると思いますし。今のところ、もちろん保護者の声を聞く機会も十分ではなくて、声を聞いて欲しいというものもあるんですけど、考えようによっては教職員の声を聞く機会というのも本当になくなっていうのは感じていて、そういうものも含めると「学校づくり」というとちょっと違うのかなというようにことは思います。ただ、教育長の御意向もわかりますので、それを何らかの違う形で冊子の方であるとか、そういうところに取り上げていただければ、それでもいいのかと思います。ただやはり、聞いて欲しいという思いはたくさんあると思いますので、それをやはり教育

宮寺委員長	委員会の側から、聞く姿勢を持ちますよということを示すということは、とても大事なことはないかなと思います。 私も大事だと思います。今御指摘のところ、目を右の方に移していただきますと、基本方針9の施策2で、「学校・家庭・地域との連携・協働」と。それからさらにその右のところの大綱との対応のところ見ていただきますと、「保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性」と。それから保護者、地域学校行政の対話と協働の推進という項目が出てきております。ここにもタウンミーティング、或いは直接意見を聞くという、そういう表現にはなっていませんけども、この大綱との対応関係の中で書かれている、この③、④のところに、趣旨が盛られているんじゃないかというふうに読めるんじゃないかと思いますがどうでしょうか。小野村委員が実際に教育委員として、そういうことの必要性をずっと感じられたことは理解できますが、その理解はこの教育大綱との対応の、今私が読み上げたところにもう反映されているかなというふうに思います。 一番最後の下の「家庭教育への支援の充実」というところですが、このところもよろしいでしょうか。はい。
小野村委員	いいですか。先ほどの件でよろしいですか。この教育大綱との対応ということで考えるのであれば、逆にそれを取組例とか、そういったものに入れなければいけないんじゃないかなと私は思っています。ただ、ここにどうしても載せてくれっていうことにこだわるつもりはありませんが、やはり今一番世間で言われてることは、その開放性であり透明性であって、いろいろなところを見てみたんですけどそういうところに触れている教育プランってのはほとんどなくて、それはやはり一般の方々から見ると、ちょっと何なんだろうと、教育委員会が変わるつもりがあるのかっていうことを指摘されるところだと思いますので、そこは、つくば市として、ぜひ取り入れていきたいところだと思います。私たちが大綱で話し合ったときにはそういった前提があったものと私は理解をしております。ですので、ここでそれを曖昧にすることなく、次回以降のこの冊子づくり等で取り上げるということをお約束いただけるのであれば私はここでの意見は避けたいと思います。

宮寺委員長	はい。
上田委員	今の小野村委員の御意見は僕も同感で、大分重要なことだと思います。で、主な取組例の中で、これは実現に向けて努力するっていうような形で、例えば仮称のような形で、「教育懇談会(仮称)」などの対話の場を創出するとか、そういうような形で、決定してる方針とか必ずやるというよりは、こういうような機会を作っていきますよっていう表現で盛り込むことはできるのかなというふうに思いました。
宮寺委員長	根津委員、どうですか。
根津委員	すいません。全然違う話なんですけれども、今そこ基本目標3のところですね、基本方針の8と9を見ていたんですが、施策の1は基本方針の8に対応するものなんですけど、その次は施策の2なんですかね。これ基本方針9の上が点線になっているのが他のものとの意味が違いがあるのかないのか。 これは基本方針9の施策1が「学校・家庭・地域との連携・協働」で施策の2が「家庭への支援の充実」ということですか。
笹本課長	そういうことです。
根津委員	そうすると、基本方針の8は、施策は1つしかないということですね。そうすると実線にしないといけないですね、基本方針の9の上ですね。点線のところは、後から追加したところはそういうふうになっているんですかね。実線のところと点線のところの使い分けに意味があるのかないのかというところもご配慮いただきたいということが1つ。 次が、基本方針9の、そうしますと、改めまして施策の1の主な取組例に対応するところとして、1つ目が、先ほどご説明ありました「公民連携で推進するフリースクール」。2つ目の「家庭や地域の教育力の向上」というのは、これは具体的にどういう施策が想定されているんでしょうか。

宮寺委員長	どうですか。答えていただけますか。「家庭や地域の教育力の向上」と、よく言われる表現ではありますが、具体的な取組として、どういうことをするつもりなのか。
根津委員	その下もそうなんですけれども、「地域とともにある学校づくり」といったときに具体的に何をするのか、そこに先ほど小野村委員、上田委員からお話のあった声を聞くことや対話的な環境を作っていくことが入ってくるのであれば、そこはやはり文言もう少し具体的にさせていただいた方がいいのではないかなという意見です。さもないと、やはりこちらの冊子の中で、その具体例としてはこういうものがあるんだという趣旨を汲んだ内容にさせていただかないと、これだけではやはりわからないし、今お答えがいただけないというところは、ちょっとまだ調整をしていただく必要があるのかなというふうに感じました。以上です。
宮寺委員長	はい。どうでしょう。先ほど「教育懇談会(仮称)」。そういうようなものを作ったらどうかという提言もあったんですが。
和田委員	よろしいでしょうか。桜南小学校、和田です。「家庭や地域の教育力の向上」の主な取組例ということですが、学校現場の方でやっていきたいというのは、やっぱり家庭教育学級ですね。その家庭教育学級というのは本当にもう20年、30年近く続いているものですが、やっぱり常々言われているのは、なかなか人が集まらないということです。特に共稼ぎが多い家庭からは、仕事を休んでまで参加するというのが難しい。だけど、とても大切なんです。でも、なかなか集まらない。それで、どうするかというふうに考えたときに、やはり魅力的なプログラムを行うことによって、家庭教育学級に参加したらこんなことが学べた、例えば、SNSの危険性であったり、あとは子どもの発達段階のことだったり、そのことを、何人か参加した人が知ることによって、ママ友というか、地域に戻って行って、学んだ人から、口伝えで回りに伝えていただく。そういう取組を充実させていって欲しいし、いかなければならないというふうに思っております。ぜひ「家庭教育学級に力を入れる」という文言を入れてほしいと思います。

宮寺委員長	はい。
根津委員	今のお話、和田委員のお話、とても面白いんですけども、それは対面が前提ですか。やはり学校に昼間集まるということが前提ですか、昼間ではないですかね、時間等を決めてですか。
和田委員	これまでの例ではそういう頭でしたね。このコロナ禍の中で新しいやり方があるなというのは、考えているところです。
根津委員	そこをやはりオンデマンド化するですとか、或いはオンライン化することによって、学校の関係者だけに限定して見せるようなことも今できると思いますので、それによって例えば視聴者数がすごく増えれば、それはそれで意味があるのかなと感じました。以上です。
和田委員	現実問題として桜南小学校でも、今度の家庭教育学級は、そういったZOOMを使って実施することになっています。以上です。
長橋委員	市P連の長橋です。家庭教育学級は、自分個人的な考え方ですけど、集まって一緒に何かの学習を通して保護者同士が交流するっていう、そういう場かなという気はしているんですが、先ほどあったようにZOOMを使ってっていうのもありなのかなという気はしています。高校なんですけれども息子が通っている学校でこういう状況下なので、進路説明会ができないということで、夜の19時からZOOMを使って進路説明会をするっていうことがあって、結構ほぼ聞くだけの状態なんですけどすごく有意義だったので、そういう場を活用していろいろこう、なんですかね、学校から発信していただけると我々としてはすごくありがたいなと思っています。
宮寺委員長	家庭教育学級というような、そういう場が、地域の教育力を高めるという上で重要だってことはわかりますし、またそれがなかなか機能しないっていう現実も存在しているところでありますが、ただ、先ほど小野村委員、それから上田委員から出てきましたのは、保護者を啓蒙するという必要性よりも、むしろ保護者や地域の声を教育行政にどれだけ届けるかと、そういう場が必要だというご意見だったと思うんです。そういうことからすると、その家庭教育学級に来

	てもらう、それを活用するってことも一つの手なんですが、ちょっとそれでは余りにも上から目線なような気がいたしますので。どうしても、いろんな意見要望を受けとめる場としては、上田委員は「教育懇談会(仮称)」という言い方をされましたし、それから小野村委員はタウンミーティングと、教育に関するタウンミーティングと、そこに教育長なり、それから教育委員が出向いて行って、住民と対話をする。それで行政のしていることに理解を得るとともに、行政が取り組むべき課題をそこで見つけてくると。そういう場が必要だということ。これはとても重要な指摘だったと思います。ですので、ここで基本目標3の主な取組のところの「公民連携で推進するフリースクール」、それから「家庭や地域の教育力の向上」と、「地域とともにある学校づくり」。そこにもう一つ、小野村委員、上田委員から出ましたような意見を反映するような取組。これを付け加えたらどうかと思うんですが。例の(仮称)というのはどうでしょう、これは。そういうことが実際に、これから先、本物の場として作られていくのかどうか。はいどうぞ、教育総務課の方お願いします。
青木係長	そうしますと、小野村委員からそういった趣旨のお話が出ましたので、もう1つ追加して増やすかどうかについては事務局で検討させていただいてよろしいでしょうか。
宮寺委員長	はい。それじゃあ名前はこれから教育総務課の方に検討していただくことにして、何か地域の保護者、市民の方々の意見を聞くと、そういう場面を作ると。そういうことをここで主な取組として追加したいと思います。 大急ぎでしたが、それでは枠組について、もう今回の議論で、何ヶ所か教育総務課の方で検討していただく項目がありましたけども、もうこれで、いよいよ(案)を外したいと思います。今日の前半の議論はこれがようやく終わったことになって、次に2問目の方に行かなくちゃいけないんですが、もうすでにこれだけ時間が超過しております。で、事前の打ち合わせもしたんですが、今回の配布していただいた、この冊子の原稿ですよね。これはまだまだやり始めたところで、これから先この原稿自身も手直しをしなくちゃいけないところであります。私は事前にこれを頂いていて、読ませてい

青木係長	ただいております。それからまた私は、これについて赤ペン入れさせていただきますっていうことも、教育総務課の方に言ってあります。これができるまで、これについての検討が、次回の委員会の課題となるわけですね。はい。今回はこれを、こういう原稿に取り組んでいます、というところにとどめさせてもらいたいと思います。この中身の検討につきましては次回、もうこれは今月中ですか。 今後のスケジュールの方とも重なってきますので、A4版の、第3期つくば市教育振興計画策定スケジュール案をご覧ください。そちらの11月と12月の部分を御覧いただきたいというふうに思うんですけれども、次回が、第5回の委員会ということで、その中で、先ほど宮寺委員長が仰られたように、冊子についてお出しをすることを考えています。 11月の下旬、例えば11月27日金曜日ですとか、11月30日の月曜日だとか、この辺りのところで、その開催ができればなというふうに計画をしているところです。1月以降につきましては、前回のスケジュールから変更はございません。今年度内の策定をするというふうに考えております。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございます。その際に、これまでの第2期のつくば市教育プラン。これと対照していただくとありがたいです。大分書き方が変わっております。前回は「教育日本一を目指して」ということで、この冊子がかかなり細かくデータを含めて作られているんですが、今回はそういうことではなくて、大綱の趣旨に沿って、また、これまで検討してきましたこの枠組に沿う形での説明をしていただいております。この全体のトーンが大分違っております。そういうことも含めて次回ご検討いただきたいと思います。今日はこの中身に触れることはとてもできませんので、今の段階でできている原稿をお持ち帰りいただくことにして、次回にはかなりもう少し詰めた、もう少し中身の詰まった原稿について検討していただくことになると思います。今日は、これは、その前段階を手渡しするというところで止めたいと思います。 また今回も司会の不手際で時間を超過してしまいまして、本当に委員の方々の貴重な時間を使ってしまったので申し訳ないと思います。何か他にありませんか。それじゃ教育総務課の方にお返しし

笹本課長	ます。 宮寺委員長、司会のほう大変お疲れ様でした。それでは第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会します。ありがとうございました。

第4回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和2年（2020年）11月9日（月）

午後2時から

場 所 庁舎2階 会議室201

1 開会

2 協議事項

- （1）第3期つくば市教育振興基本計画の枠組み及び素案について
- （2）今後のスケジュールについて
- （3）その他

3 閉会

基本理念	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現			
基本目標	基本方針	施策	教育大綱との対応	主な取組例
基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	基本方針1 未来をひらく力を育む	施策1 個別双方向の学びの推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②合理的精神を尊重する学び ③批判的精神を大切にする学び ④実体験を大切にする学び ⑤遊びによる、非認知能力を高める学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び	・問いから始める学びの充実 ・全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現 ・つくば次世代型スキルの育成 ・小中一貫教育の推進
		施策2 幼児教育の充実		・学びに向かう力を育む幼児教育 ・多様な経験を育む豊かな遊びの推進 ・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
		施策3 学校外の学びの充実		・実体験を大切にする学びの充実 ・非認知能力を高める学びの充実
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ④実体験を大切にする学び ⑤非認知能力を高める学び	・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・情操教育の推進 ・芸術文化活動の推進 ・読書活動の推進 ・いじめを防止する取組の充実
		施策2 健やかな体の育成		・保健体育と食育の充実 ・安全教育の充実と防災教育の推進 ・学校保健の充実 ・運動部活動への支援と適正な実施
		施策3 学びの場の感染症対策の徹底		・感染症対策の指導、実施(感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷への十分なサポートについても想定する) ・集団感染のリスクへの対応 ・重症化のリスクの高い児童生徒等への対応 ・教職員の感染症対策 ・感染が広がった場合における対応
	基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ・児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実 ・帰国・外国人児童生徒への支援 ・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
		施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援		・保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ・いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもの支援体制の充実
		施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進		・生涯学習社会の推進 ・生涯学習のための集いの場の提供 ・社会教育の振興 ・家庭教育の支援 ・青少年の健全育成事業の充実
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	基本方針4 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ①問い続け、学び続ける教師への支援 →関連して、大綱Ⅶつくばが目指す「学び」の場へ	・教職員研修の充実 ・教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・教職員のメンタルヘルスケアの充実
		施策2 教職員の「働き方改革」の推進	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅶつくばが目指す「学び」の場へ	・外部人材の活用 ・サポートスタッフの充実 ・校務の効率化の推進
	基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理 ・教材及び管理備品の計画的な整備
		施策2 学校の安全体制の確立		・防犯、防災体制の充実 ・通学の安全確保
		施策3 学校等の適正配置		・学校等の適正配置
		施策4 学校給食の充実		・学校給食センターの整備 ・安全・安心な学校給食の提供
	基本方針6 ICTを活用した教育を推進する	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所 ③挑戦が称賛される場所	・GIGAスクール構想の推進 ・学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ・個別最適化学習の推進
		施策2 ICT教育環境の充実		・ICT機器を活用した情報教育の推進 ・ICT機器の計画的な整備
	基本方針7 「学び」を支える施設を整備する	施策1 図書館サービスの充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたくなる場所	・安全で利便性の高い図書館の提供 ・資料の質的充実による市民サービスの向上 ・中央図書館と4交流センター図書室の連携強化
		施策2 つくばの歴史・伝統文化を体感できる場の整備		・文化財の保存活用の推進 ・伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした教育の推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実
	基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する	施策2 学校・家庭・地域との連携・協働		・公民連携で推進するフリースクール ・家庭や地域の教育力の向上 ・地域とともにある学校づくり
		施策3 家庭への支援の充実		・放課後等の学習支援の充実 ・スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ・福祉との連携による支援の充実

基本理念		夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現		
基本目標	基本方針	施策	教育大綱との対応	主な取組例
			※教育大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内容は、本計画全体に係る内容なので、個別の対応については記載していません。	
基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	基本方針1 未来をひらく力を育む	施策1 個別双方向の学びの推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ②合理的精神を尊重する学び ③批判的精神を大切にする学び ④実体験を大切にする学び ⑤遊びによる、非認知能力を高める学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び	・魅力ある授業の展開 ・新しい時代に対応した教育の推進(つくばスタイル科) ・幼保小中高の連携
		施策2 幼児教育の充実		・学びに向かう力を育む幼児教育 ・遊びの推進 ・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
		施策3 学校外の学びの充実		・実体験を大切にする学びの充実 ・非認知能力を高める学びの充実
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ④実体験を大切にする学び ⑤非認知能力を高める学び	・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・情操教育の推進 ・読書活動の推進 ・伝統・文化等に触れる教育の推進 ・いじめを防止する取組の充実
		施策2 健やかな体の育成		・保健体育と食育の充実 ・安全教育の充実と防災教育の推進 ・学校保健の充実 ・運動部活動への支援と適正な実施
		施策3 学びの場の感染症対策の徹底		・感染症対策の指導、実施(感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷への十分なサポートについても想定する) ・集団感染のリスクへの対応 ・重症化のリスクの高い児童生徒等への対応 ・教職員の感染症対策 ・感染が広がった場合における対応
	基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する 互いを認め合い、誰一人取り残さない教育を推進する	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進	大綱Ⅳ つくばでの「学び」の特徴 ①個別・双方向の学び ⑥持続可能な社会への視座を獲得する学び 大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ②こどもが自らつくる場所	・交流及び協働学習の充実 ・特別支援教育の充実 ・帰国・外国人児童生徒への支援 ・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
		施策2 教育相談体制の充実 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援		・学校教育における様々な教育問題に対する教育相談の充実 ・不登校対策の充実 ・保護者の抱える子育てにおける教育上の悩みへの対応 ・いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもの支援体制の充実
		施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進		・生涯学習社会の推進 ・生涯学習のための集いの場の提供 ・社会教育の振興 ・家庭教育の支援 ・青少年の健全育成事業の充実
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	基本方針4 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ①問い続け、学び続ける教師への支援 →関連して、大綱Ⅴつくばが目指す「学び」の場へ	・教職員研修の充実 ・教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・教職員のメンタルヘルスケアの充実
		施策2 教職員の「働き方改革」の推進		・外部人材の活用 ・サポートスタッフの充実 ・校務の効率化の推進
	基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ②教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備 →関連して、大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場へ	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理 ・教材及び管理備品の計画的な整備
		施策2 学校の安全体制の確立		・防犯、防災体制の充実 ・通学の安全確保
		施策3 学校等の適正配置		・学校等の適正配置
		施策4 学校給食の充実		・学校給食センターの整備 ・安全・安心な学校給食の提供
	基本方針6 ICTを活用した教育を推進する	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実		・GIGAスクール構想の推進 ・学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ・個別最適化学習の推進
		施策2 ICT教育環境の充実		・ICT機器を活用した情報教育の推進 ・ICT機器の計画的な整備
	基本方針7 「学び」を支える施設を整備する	施策1 図書館サービスの充実	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたい場所 ③挑戦が称賛される場所	・安全で利便性の高い図書館の提供 ・資料の質的充実による市民サービスの向上 ・中央図書館と4交流センター図書室の連携強化
		施策2 いつでも誰でも気軽に集える「学び」の場の充実		
		施策3 つくばの歴史文化に関する「学びの場」の充実 つくばの歴史・芸術・伝統・文化を体感できる場の整備	大綱Ⅴ つくばが目指す「学び」の場 ①学びたい場所	・文化財の調査、研究、保存、展示、活用に係る事業 ・伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした教育の推進	大綱Ⅳ つくばの「学び」の特徴 ②科学技術や合理的精神を尊重する学び 大綱Ⅵ つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと ③保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性 ④保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進	・大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実
	基本方針9 「学び」を支える体制を充実する だれもが輝く「学び」を支える体制を充実する	施策2 学校・家庭・地域との連携・協働		・放課後等の学習支援の充実 ・家庭や地域の教育力の向上 ・地域とともにある学校づくり
		施策3 家庭における学習支援の充実		・学習支援策の充実
		施策4 市民が交流し、学び合う機会の充実		・世代間交流の場の創出 ・多文化共生の学びの推進 ・持続可能な地域づくりのための学びの促進



第3期 つくば市 教育振興基本計画

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

令和3年(2020年)3月

つくば市教育委員会

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和7年度(2025年度)まで

目次

I	つくば市教育振興基本計画について	2
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の位置づけ	7
3.	計画期間	7
4.	計画の対象	7
II	つくばが目指す教育の方向性	8
1.	計画の基本理念・目標	9
2.	計画の体系	10
III	施策の展開	11
	基本方針 1 未来をひらく力を育む	12
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体を育む	19
	基本方針 3 互いを認め合い、誰もが輝く教育を推進する	25
	基本方針 4 学び続ける教職員を支援する	31
	基本方針 5 「学び」を保障する学校環境を整備する	35
	基本方針 6 ICT を活用した教育を推進する	41
	基本方針 7 「学び」を支える施設を整備する	45
	基本方針 8 つくばらしさをいかした学びを推進する	49
	基本方針 9 「学び」を支える体制を充実する	50
IV	計画の推進	54
1.	計画の推進体制	55
2.	計画の進行管理	55
V	資料編	56
1.	策定委員会要項と委員名簿	57
2.	策定経過	57

I つくば市教育振興基本計画について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度の「第 1 期つくば市教育振興基本計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童・生徒の育成」を基本理念に掲げ、平成 24 年度には全小中学校で小中一貫教育の完全実施を行うなど、本市教育の振興に取り組んできました。平成 28 年度に策定した「第 2 期つくば市教育プラン」（以下「第 2 期プラン」という。）においても、同様の理念を基本として掲げ、特に「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指し、こどもたちが主体的に学べる環境づくりとしての ICT 教育の更なる推進など、本市教育の振興に取り組んできました。

しかしながら、「第 2 期プラン」を策定して以来、我が国を取り巻く社会状況は大きく変化を続けています。IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が進展し、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増すと同時に、グローバル化の更なる進展により、ボーダレス化が進行し、社会の大規模な変革を正確に予測することはますます難しくなっています。

また、我が国では、人口減少・少子高齢化の進展、こどもの貧困、地域間格差などの多種多様な社会的な問題が生じてきています。さらに、教育をめぐっては、こどもたちの読解力や自己肯定感の低下、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教師の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じています。

このような状況の中、教育には、社会の大きな変化を受け止め、また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、生涯を通じて、一人一人のニーズに合わせつつ育成する施策が求められています。

本市においては、内閣府の「SDGs 未来都市」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭においた施策を展開しており、教育面においても「誰一人取り残さない」という包摂の精神に基づいた諸課題の解決に取り組んでいます。

また、令和 2 年（2020 年）3 月には、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までを対象期間とする「つくば市教育大綱」を策定しました。本大綱は、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標として、急激に変化を続ける社会において、より良い持続可能な社会を自主的につくる力の育成を目指すものです。

このような中、「第 2 期プラン」が計画策定より 5 年を経過することから、令和 3 年度（2021 年度）を初年度とする「第 3 期つくば市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画では、このような社会情勢及び社会的課題並びに「つくば市教育大綱」を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）からの 5 年間に取り組むべき施策を示し、世界のあしたを招く教育の実現に向けて、本市教育の一層の推進を図ります。

つくば市教育大綱について

つくば市教育大綱は、市長、教育長、教育委員を構成員とする「総合教育会議」での議論に加え、校長会、PTA 代表者、中高生などとの意見交換を経て策定されました。

具体的には、つくば市の教育が目指すもの、つくばで目指す考え方の転換、つくばの教育の柱、つくばでの「学び」の特徴、つくばが目指す「学び」の場、つくばの「学び」実現に向けいま必要なこと、について記されています。

以下では、その一部をご紹介します。

つくばでの「学び」の特徴



「教え」から「学び」へ

誰一人取り残さない
社会を目指して

／ 問いから始める
学び ／



／ 挑戦で培われる
自己肯定感 ／



／ ICT機器の
活用 ／



／ 異年齢交流 ／



／ 協働的な
学び ／

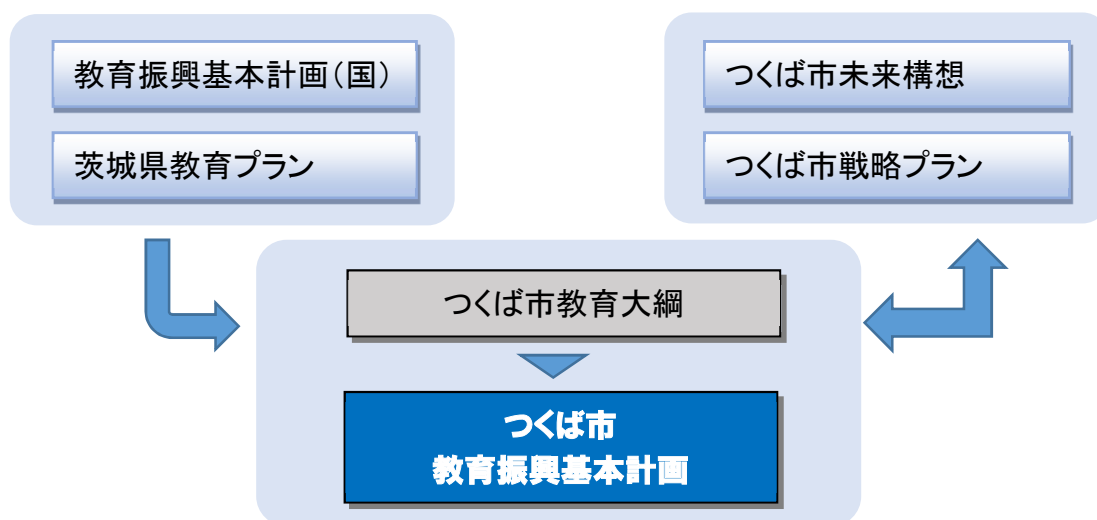


／ 主体性を引き出す
コーチング ／



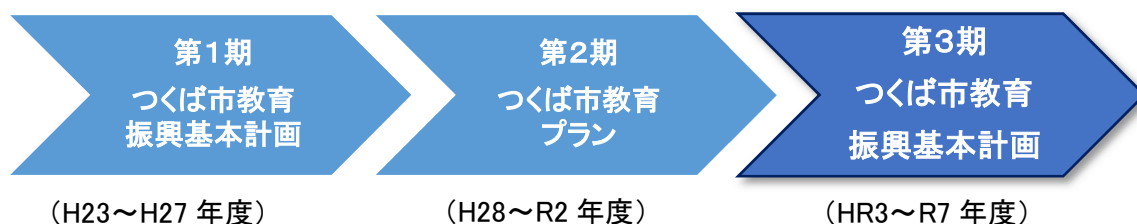
2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）を参酌しつつ、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき令和2年（2020年）3月に策定された、「つくば市教育大綱」を踏まえつつ、策定するものです。



3. 計画期間

「第2期プラン」が令和2年度（2020年度）をもって計画期間を終了することから、本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年度とする5か年計画とします。



4. 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

Ⅱ つくばが目指す教育の方向性

1. 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

つくば市教育大綱では、つくばの教育が目指すもの（目標）として、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を定めています。

この目標の達成に向けた本計画の基本理念を「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とします。

こどもたちが自分の好きなこと・夢に向かって努力を重ねることで、「持続可能な地域と世界のみらいを構築するための変革を起こす人材として成長していく」ことを後押しする「学び」の実現を目指します。

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記の通り設定します。

基本目標 1

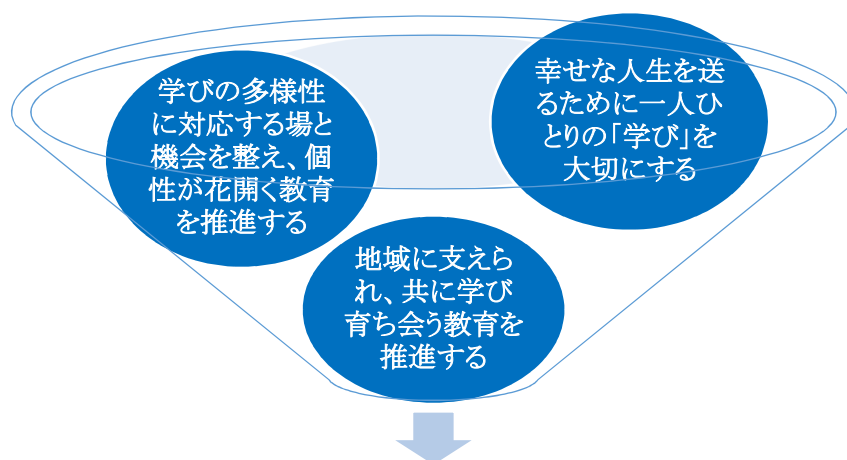
幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標 2

学びの多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標 3

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する



夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現

2. 計画の体系

3つの基本目標の実現のため、本市教育の目指すべき方向を9の基本方針として以下のとおり体系化しました。

基本理念	基本目標	基本方針
夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	未来をひらく力を育む
		豊かな心と健やかな体を育む
		互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する
	「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	学び続ける教職員を支援する
		「学び」を保障する学校環境を整備する
		ICTを活用した教育を推進する
		「学び」を支える施設を整備する
	地域に支えられ、共に学び育ち会う教育を推進する	つくばらしさをいかした学びを推進する
		「学び」を支える協働体制を充実する

Ⅲ 施策の展開

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別双方向の学びの推進

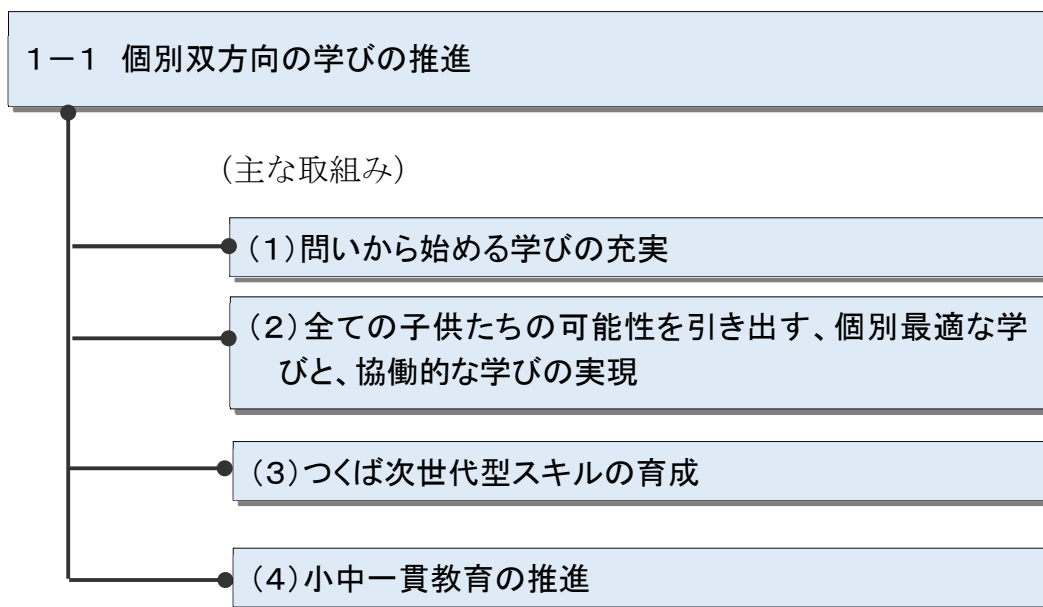
【施策の方向性】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」の教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

具体的には、学年の枠にとらわれない異年齢での取り組みなど魅力ある事業の展開に努めるとともに、教科学習・つくばスタイル科等を中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についても継続します。

また、本市では小中一貫教育の完全実施を図り、学びの連続性を実現させてきましたが、今後は幼稚園・保育所および高等学校との更なる連携強化に向けた幼保小中高の連携を進めます。

【施策体系】



(1) 問いから始める学びの充実

新しい時代を子供たちがよりよく生きるには、教えられた知識を覚えるだけではなく、子供たち自身が課題を見つけ、追及するような学びのスタイルを身に付けなければなりません。

そこで、つくば市の学校では、次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題へのこだわり（子供に問いかけ、引き出す）

これまでの学習課題を教師が一方的に示す授業から、子供たちと学習課題を一緒に作り上げる授業を目指します。教師が授業のねらいをしっかりとった状態で、授業の導入時に、問題や資料などを示し、投げかけることで、子供たちと話し合いながら、解決すべき課題を作り出していきます。

② 対話へのしかけ（教師がつなぐ）

一人一人の考えを、お互いに交流させることで、深い学びに繋がります。授業の中で、自分の考えがしっかりとてるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子供たちが多様な考えを交流できるようにします。教師は、グループで話し合った意見を、全体の中でつなぐことで、子供たちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知をうながす）

自分の学びを自覚することで、子供はより一層、学ぶ意欲が高まります。1時間や1単元の学びの後、振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子供が自分自身を適正に評価し、身についた力をメタ認知させます。また、学び方を振り返ることで、学習改善に繋がります。これらの授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

(2) 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

つくば市 GIGA スクール構想を実現し、1人1台端末を活用した個別最適化された学びと協働的な学びを実現していきます。

① 「チャレンジングスタディ」の学習履歴活用による個別支援

e-ラーニングシステム「チャレンジングスタディ」の個別学習履歴の取得することで、児童の達成度に関する理解を深め、その後の授業内における課題解決の個別の支援に役立てます。

② 「スタディノート10」による問題解決学習

また、クラウド型教育グループウェア「スタディノート10」を活用することで、子供同士が、お互いの意見を視覚化、共有化し、交流することで、考えを深化させていきます。

(3) つくば次世代型スキルの育成

次世代を担う子供たちが、これからの社会において求められる能力「21世紀型スキル」を基盤とし、つくばの子供たちに身に付けさせたい力「つくば次世代型スキル」として、4分類6種15の力として整理・再構築しました。

つくば市の学校では、発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科」を通して、市の教育資源を活用しながら、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）に係る学習を展開し、「つくば次世代型スキル」の育成を目指します。

「つくばスタイル科」は1年生24時間以上、2年生25時間以上、3年生から9年生は80時間以上、年間で実施しています。

(4) 小中一貫教育の推進

つくば市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。

義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。

また、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性を生かした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

さらに、多様な異学年交流をとおした、自己有用感の育成を図っていきます。

施策2 幼児教育の充実

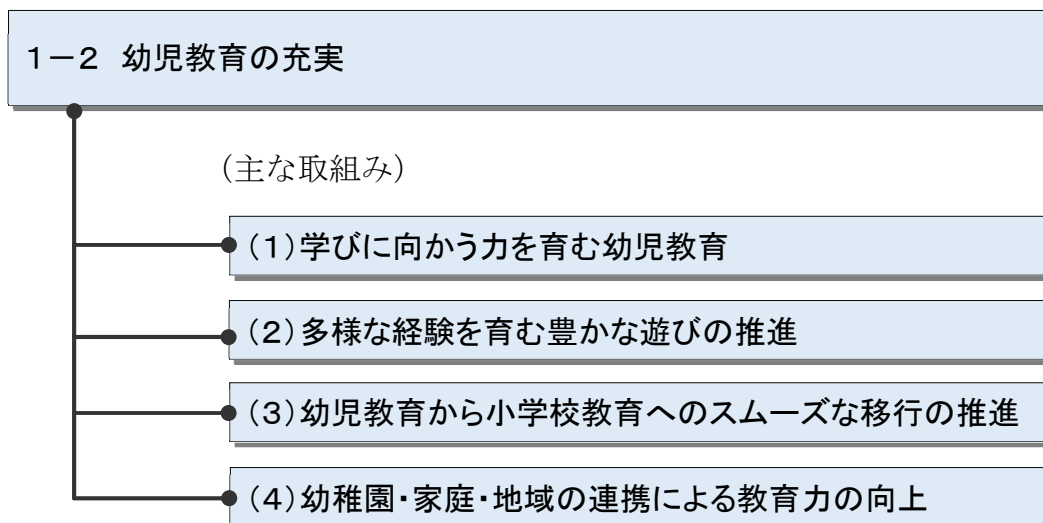
【施策の方向性】

子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの学びや遊びを通じて生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を目指すとともに、社会全体でこどもの育ちの場を支えるとの考えから幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

具体的には、各関係者がそれぞれの特性を活かし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【施策体系】



(1) 学びに向かう力を育む幼児教育

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力等の運動スキルや、文字・数・思考等の認知スキル、好奇心・協調性・がんばる力・自己統制・自己主張等の「学びに向かう力」を育成し、学びの芽を育てる土壌を作り、将来の社会を生き抜く力を育みます。

また、コロナ禍におけるソーシャルディスタンスの維持が、幼児の健全な心理発達の妨げとならないよう、十分に配慮した教育を行います。

(2) 多様な経験を育む豊かな遊びの推進

自然の中で、一人で、複数人で、異年齢グループで、など様々な形の遊びを推進することで子どもの豊かな育ちを促進します。

具体的には、プレイパークなど子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

(3) 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

学園で育てたいこども像とそのための取組を共通理解し、幼稚園のスタートアップカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムとの接続性を高めます。

また、小学校教育で必要となる能力の育成のための段階的指導を行うことで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

(4) 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

こどもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を地域ぐるみで行い、地域社会全体でつくば市の未来を支えるこどもを育てます。

また、幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指して、各種研修会等を開催します。

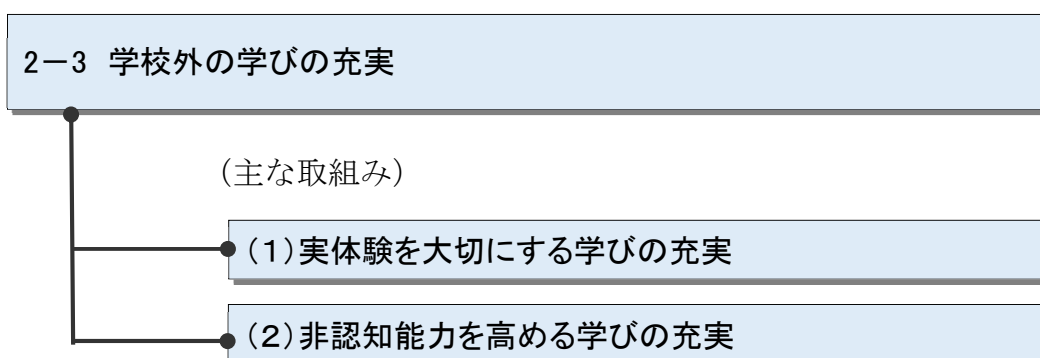
施策3 学校外の学びの充実

【施策の方向性】

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境を活かし実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を図ります。

また、つくば市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図っており、知識偏重の教育ではない全人教育（人間が持つ諸資質を全面的かつ調和的に育成する教育）を目指します。

【施策体系】



(1) 実体験を大切にする学びの充実

自然と歴史を体験する小中学生向けの青少年体験学習事業や中学生を対象とした職場体験学習など子どもの体験機会を拡充します。

また、つくば市内の青少年健全育成諸団体が子どもたちを対象に行う体験活動を内容とする事業・活動に対して助成を行います。

具体的には、自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓体験など）、科学・工作体験活動などを通じた学びの充実を図ります。

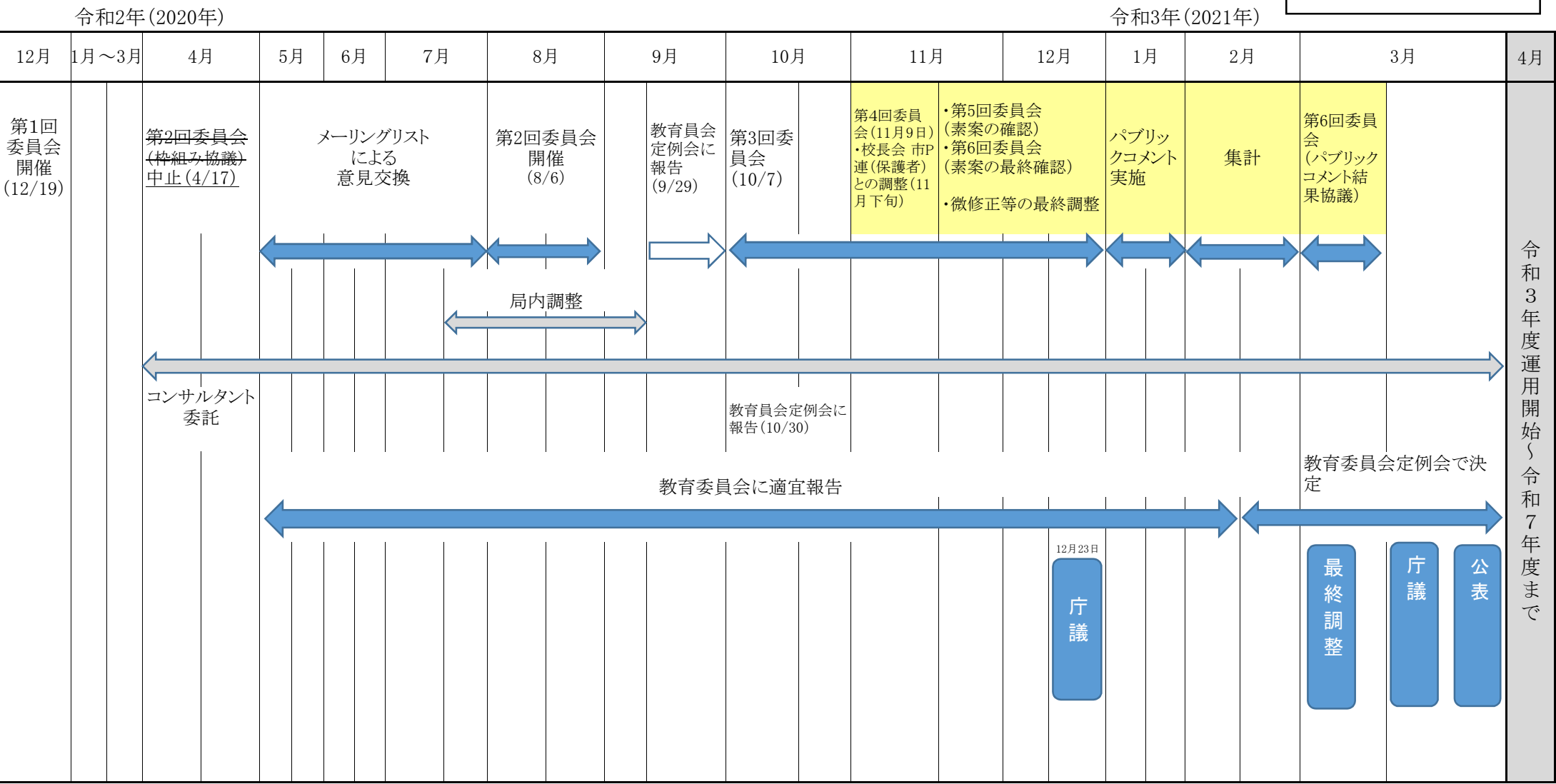
(2) 非認知能力を高める学びの充実

知識や IQ などの認知能力だけではなく、やる気、最後までやり抜く気概、リーダーシップ力、協調性など数値では測れない非認知能力を高める学びの充実を図ります。

具体的には・・・

第3期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)

教育局 教育総務課
令和2年11月9日



会 議 録

会 議 の 名 称		第 5 回第 3 期つくば市教育振興基本計画策定委員会					
開 催 日 時		令和 2 年 11 月 27 日 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 05 分					
開 催 場 所		つくば市役所 会議室 202					
事務局（担当課）		教育局教育総務課					
出 席 者	委 員	宮寺 晃夫		委員	上田 孝典		委員
		長橋 進也		委員	小野村 哲		委員
		和田 雅彦		委員	鈴木 孝至		委員
		宮本 由美子		委員			
	そ の 他						
	事 務 局	教育局長 吉沼 正美 教育局次長 中山 隆 教育総務課長 笹本 昌伸 学務課長 間中 和美 教育施設課長 飯泉 法男 健康教育課長 柳町 優子 学び推進課長 江尻 佳之 特別支援教育推進室長 土田 圭子 教育相談センター所長 横田 康浩 総合教育研究所長 板谷 亜由美 生涯学習推進課長 伊藤 直哉 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 教育局企画監 澤頭 由紀子 教育総務課長補佐 山岡 めぐみ 教育総務課係長 青木 孝之 教育総務課主事 田崎 智也					
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開			傍聴者数	2 人	
非公開の場合は その理由		—					
議 題		1 第 3 期つくば市教育振興基本計画策定の素案について 2 今後のスケジュールについて 3 その他					
会議録署名人				確定年月日	年 月 日		
会 議 次 第	1 開会 2 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり） 3 閉会						

< 議事録 >	
笹本課長	本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、教育総務課長の笹本です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから第5回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開催いたします。本日、委員全10名のうち、現在6名出席いただいています。20分ほど遅れて和田校長先生が到着される予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。人数の方は過半数に達しておりますので、当会議が成立いたしますことを併せて御報告させていただきます。ここからの協議の進行につきましては、宮寺委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それでは、各委員の先生方、御苦勞様です。ありがとうございます。今回も、前回・前々回と同じように、策定委員会と、それから教育委員会と、それから教育局、それらの垣根を超えて、いろいろと意見交換できたらいいかと思います。よろしくよろしくお願いいたします。それから特に、今日は、後ほど御協議・御審議いただきますが、前回までにでき上がった枠組に基づいて、基本計画の冊子を作る準備に取りかかっておりますので、その冊子を作るに当たりまして、教育委員会の方の各担当部局の方々に、原案を作ってきていただいております。それを検討していただくわけなんです、必要に応じて、担当部局の方からも御説明いただきたいと思います。そういう形で、私たち策定委員がこの素案に目を通しながら、細かいことにつきましては、実際にこの素案の原稿を書いていた担当部局の方にも御説明いただくという形で今日の話を進めて参りたいと思います。それで、机上に配付されている資料を御確認いただきたいんですが、そこに縦長の、黄色と青の塗りつぶした部分を含む文書があると思います。そこには担当課一覧が出ております。これが、いま私が触れました、実際に素案の原稿を書いていた担当部局の一覧であります。それも参照しながら、これから教育総務課の方で取りまとめいただきました素案の検討に移りたいと思います。今日主に目を通していただきたいのは、ちょっと分厚くなりますが、第3期つくば市教育振興基本計画(案)という印刷物。それを出していただきたいと思います。これは、もう何度も皆さん見ていた

	だいていると思いますが、現在まだ適用されております第2期つくば市教育プラン、平成28年度から平成32年度というこの第2期の計画。これの次に来る、来年の4月から適用される基本計画の素案であります。ですので、これから私たち、今回、それから次回にもかかるとと思いますが、12月中に開催予定の次の回。この2回を通して、この素案を検討していただき、基本計画の完成版を得たいと思います。ごめんなさい。完成版というふうに言うちょっと言い過ぎでありまして、原案を承認いただいて、それで、パブリックコメントの方にかけて、それで来年には冊子としてまとめ上げて、というプランでおりますので、御協力いただきたいと思います。 では早速、今言いましたこの第3期教育振興基本計画(案)。それを資料として見ていただきたいと思います。その表紙のところに「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」というメインタイトルが掲げられております。これは前回御承認いただいたメインタイトルであります。このタイトルを掲げるに当たりましては、前回、それからその前の回でも話題になり、それで、最終的には、この場でこういうタイトルを掲げるということで御承認を得たタイトルであります。これについてはこの場でもう1回検討することとは必要ないと思います。これをタイトルにするという前提のもとで中身の方の案を見て参りたいと思います。今日この場は、これについてもう1回また根本的な考え方にまでさかのぼって練り直すという、そういう議論はちょっともう間に合わないかと思っておりますので、できるだけ今回出て参りましたこの案を、どう言ったらよろしいですかね、目を通していただいて、できれば微調整ぐらいでこの計画を御承認いただきたいと思いますというふうに思います。ただ何分こんなに分厚いものですので、今日1回で全部最後まで行くかどうかはちょっと心許ありませんので、時間の許す限りのところまで今日は行きまして、それで、ちょっと時間が足りない場合には、その先は次回に回すと。12月中に開催予定の次の回に回すというふうにさせていただきたいと思います。で、この案につきましては事前にメーリングリストで各委員の方々には配布済みであります。今回お手元にありますのは、更にそれに手を加えた最新バージョンであります。御検討いただくのはこの最新バージョンであります。この案につきましては私、昨日、教育総務課の方に伺って、これができるまでの経緯について一通り説明を受け、また私の方からも注文を

幾つか出させていただきました。それも報告しながら、今度皆さん方に見ていただくということにしたいと思います。

それでは早速、これを表紙から1枚めくっていただきますと目次となっております。1ページ目が目次となっているのですが、私の方からの注文で、この目次の前にもう1つ、「はじめに」という内容が1枚欲しいという注文を出させてもらいました。それは教育長に書いてもらおう。教育長に、特にメインタイトルと関わって、このタイトルにどういう願いが込められているのかと。このメインタイトルの意味を教育長の口から語っていただくという趣旨で、目次の前に1枚、「はじめに」というところをつけていただき、そこにも、一番下のところには教育長のお名前を書いていただくと。この冊子自体、教育委員会が作成及び発行元であります。が、「はじめに」のところで、教育委員会を代表して、教育長には前書きを書いてもらおうということに、昨日教育総務課の方と話をしてきたのですが、この点について御了解いただけるでしょうか。ありがとうございました。それでは、その旨改めて教育長の方にお伝えください。もう事前に教育長の方には承諾を得ているようでありますが、そのように決まったということをお伝えください。よろしくお願いします。

それでは次に、大きな数字のⅠ、「つくば市教育振興基本計画について」と。そこに入りたいと思います。それで、3ページ目になりますが、「計画策定の趣旨」。ここどうしましょうか。教育総務課の方から何か説明がありますか。よろしいですか。はい。ここはメーリングリストで送ってもらったときと変わっていますか。変わっていませんね。では、ここの「計画策定の趣旨」につきましては、事前に読んできていただいているというふうに思いますので、何か御意見があったらお願いいたします。ここを表現こうした方がいいんじゃないのかとか、そういう細かいことでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。それでは、ここはお認めいただくことといたします。

では次に参ります。「計画の位置付け」。こういうふうにイラストも入れて説明していただいています。この位置付けのところに書かれておりますように、国・県の基本計画を参酌しながら、つくば市の教育大綱ができ、それで、そのもとで基本計画を作ろうとしております。これが今度右の方に行きますと、「つくば市未来構想」

吉沼局長	・「つくば市戦略プラン」の方と、矢印が向こうに行きまたこっちに戻ってくる、という矢印になっておりますが、これまで私たちのこの議論の中で、「つくば市未来構想」・「つくば市戦略プラン」ということにつきましては、話題にならなかった、話題としては出てこなかったことですので、ここについて、教育総務課の方で説明できたら、していただけませんか。或いは、どなたか「つくば市未来構想」・「つくば市戦略プラン」はこういうものなんだということをお話していただければ、と思うんですがどうでしょうか。或いは教育局長、よろしかったらお願いいたします。 教育局長の吉沼でございます。本日教育長が所用のため出席できないため、代わりに私から説明させていただきます。今委員長からお話があったところについて、「つくば市未来構想」・「つくば市戦略プラン」については、これまでこの委員会の中では大きく御紹介をしていなかったかと思えます。ここで、計画の位置づけということで、現在皆様に御議論いただいているつくば市教育振興基本計画が、つくば市全体、或いは国・県の計画とどのような関係があるのかということをご示させていただいております。 その中で、御質問のありました「つくば市未来構想」・「つくば市戦略プラン」との関係についてですが、まず「つくば市未来構想」については、もともと、地方自治体では総合計画という馴染みがあるかもしれませんが、各市町村がそれぞれ取組むべき施策や将来に向けてどのようなまちを創っていくかなど、各市町村を代表する位置づけとしての計画がありました。これは、少し前までは必ず作成しなければいけない義務がある最上位計画として法律でしっかりと位置付けられていました。詳しい年代は忘れてしまいましたが、地方自治体の改正により、絶対に作らなければいけない計画ではなくなりましたが、市としても、中心的な計画は重要であるという観点から、「つくば市未来構想」ということで、同じように市の中核的な計画として諸施策を盛り込んだ計画を定めているところでもあります。そして、これを実現化するために、どのような諸施策を取組んでいくべきなのかということで、「つくば市戦略プラン」というものを「つくば市未来構想」の下に位置付け、具体的な諸施策については、こちらに入れ込んでおります。 これらと同じように、市長が定めることになっている「つくば市

宮寺委員長	教育大綱」との連携については、本計画とは切っても切れない関係性になっていることを図示しております。それが、先ほど委員長がおっしゃった、両側に向いている矢印だと御理解いただければと思います。ただ今委員の皆様にご議論いただいている本計画については、「つくば市教育大綱」に基づいて、「つくば市未来構想」・「つくば市戦略プラン」と同じように、教育大綱をより実現化・具現化するためにはどうすれば良いのか、といったあたりを定めていくという計画ということで、本計画があるということを図示させていただいたものであります。これまで「つくば市未来構想」と「つくば市戦略プラン」の説明が不足しておりましたことにつきまして、この場でお詫び申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。 ありがとうございます。この基本計画の位置付けが大変よく分かったと思います。その下の計画期間の方に移りますが、1期、2期、3期ときまして、1期については「つくば市教育プラン」という名前でしたが、今回の3期は、1期と同じ名前に戻って、「つくば市教育振興基本計画」という名前になったようであります。これについてはよろしいかと思います。 それから計画の対象として、この計画が学校教育のみならず社会教育・生涯学習をも含んで、幼児・児童・生徒のみならず、広く市民も対象とするんだということ。これも、そういうふうに対象を確定しております。この点もよろしいかと思ひますし、これまでこの策定委員会の議論の中でも、市民をも含む振興計画なんだということを、何度となく確認されたところだろうと思ひます。 それでは引き続きまして、大きな数字のⅡ「つくばが目指す教育の方向性」という項目の方に移って参りたいと思ひます。それでは7ページからの方に入りますが、「1. 計画の基本理念・目標」。ここには私たちの策定委員会、この場でもいろいろ御協議いただいた基本理念、「夢に向かってよりよい未来をひらく学びの実現」という基本理念を掲げております。その下に、これがどういうことを意味するのかについての説明が加えられております。それから、基本目標については、枠組を検討するときに、この場で御協議いただいた点であります。これにつきまして、基本目標1、2、3となっていて、それを下の方でイラスト化しております。これについては

	問題ないと思いますが、いかがでしょうか。こういうことをめぐって、私達これまで議論してきたところではありますが、最終的にこういう形でまとめられたということについては了解いただけるものと思いますが、いかがでしょう。 それでは中身の方に入って、次のページからいきますと、もうこの辺あたりから、つくば市の教育大綱に基づいて、どういうふうに基本計画を立てるかということになります。学びのイノベーション、「『教え』から『学び』へ」と。こういう、大きなタイトルが付けられております。説明もその下にあります。要領よくイラストもつけていただいております。何か問題があったら御指摘いただけませんか。或いはこのところをもう少しこういうふうにしたほうが分かりやすいんじゃないかという点などありましたら御指摘いただきたいと思います。 それから、ここだけに関わることはありませんが、基本計画の全体に関わることはありませんが、昨日、教育総務課との話し合いで、私の全部を通して読んだときの印象として、中身が少し詳しくすぎるのではないかということをし少し私の方からの印象として述べました。これは後程のところの説明を見ても、全部細かく記述されていて、ちょっとこれは全体を通読するのに大分エネルギーを使うので、パッと理解するにはちょっと大変な文章じゃないかなということをし述べました。そうしましたら、これは私の理解不足であったのですが、基本計画を本体として、これの概要版がつくられるようです。2期でもそうでしたが、もう少しコンパクトに強調点だけを抜き書きするような、ダイジェスト版、概要が作られるようです。第2期についてもそれを作りました。それを作るということですので、もし全体をパッと見たいときには、その概要版を見ていただくということにして、いま皆さんに検討していただいているこれは、言わば本体であって、かなり細かい部分にまで渡って記述されております。 さてどうでしょうか。ページで言いますと8ページ、9ページ、それから10ページに渡って、計画の体系ということになりますが、ここまでのについては、何かこうした方がいいんじゃないかっていう意見がありましたら、どうぞ出していただければませんか。はい、どうぞ。

小野村委員	はい。内容的にはこれでいいかなと思うんですが、ちょっと私からすると字が余りに細かすぎてかなり見にくいかなというような、私の視力の問題なんですが、特に８ページと９ページを比べた時に、８ページは大分字が詰まってしまっていますので、できればもう少し絵を下げるとかして、もうちょっと見やすくしていただければと思います。１０ページも私の視力ではかなり見るのが難しく、もう少し字の大きさは何とかならないかなと思います。 それと、内容的になのですが、９ページの、「自分のやりたいことをはっきりと思い描き」とあるんですが、ここで念頭に置いているのは、主に、小中学生なのかなと思っているんですが、次に子どもたちとありますので。ちょっとこの段階では「はっきりと」までは入れる必要があるかなということを感じました。以上です。
宮寺委員長	ただいま２つ御指摘あったと思いますが、まず１つは体裁上のことで、ポイントについては教育総務課の方でどういうふうに配慮しましたか、活字のポイントについて。
笹本課長	教育総務課です。申し訳ないのですが、デザインについては、これが最終形ではございません。それで、ただいま小野村議員の方から御指摘があったとおり、左側の大綱に関する記載の部分は、かなりポイントが小さいというのは事務局でも認識しておりまして、今考えているのは、文章の前段の「本市では」から「根本的な方針を定めたものです」という、この計画を策定した過程の部分については、省略することについても検討しているところです。以上でございます。
宮寺委員長	後の方のページをめくってみても、先ほど小野村委員から御指摘がありました８ページの上の方の説明文のポイントがちょっと小さいですね。他のページの活字と比べてここだけが小さくなっているように思うので、ここをできれば他と合わせて高齢者にやさしい活字にしていただけると嬉しいです。そうするとどうなりますかね。下の方のイラストがもっと小さめになっちゃう。構成上のことについては、技術的にはよく私にはわかりませんが、これはお任せするとして、８ページのこの説明文の文章のポイントを上げること。このことが注文として出ましたので、お願いしたいと思い

	ます。
笹本課長	ポイントもそうなのですが、文章の中身についてもちょっと検討させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。
宮寺委員長	はい。もちろんです。今、ポイントのことについて話をして、その次にもう1つ、小野村委員から出ました、9ページの、「自分のやりたいことをはっきりと思い描き」というところについて、「はっきりと」は削除してもいいんじゃないか、という意見がありました。これは担当部局に聞いたほうがいいですかね。これは、学び推進課ですか。それとも教育総務課の方で答えていただくものでしょうか。
笹本課長	こちらについては、教育総務課で全体を見て作成しました。ただいま小野村委員からお話ありましたことを踏まえて、「はっきりと」という部分を削除するような方向で、これも改めて検討させていただければと思います。
宮寺委員長	そういう意見が出たということで、今回はこれ以上これについてどうこうするということは控えたいと思います。 次の10ページについて、この文字が小さくなるのはしょうがないと思うのですが、これははるかに先ほどの8ページよりもさらに細かい字になりますが、これは1ページに入れようとする、どうしてもこれぐらいにならざるをえないですかね。ここは検討できますか。或いは、一覧表として書こうとする、こういうことにならざるをえないですか。
笹本課長	体系なので、ある程度まとまった形で冊子の方に掲載することが望ましいと思うのですが、デザイン的にもう少し見やすくできるかどうかなど、そういうことについては、今後検討させていただければと思います。ただ、基本的には事務局としてはこういう形を想定しております。
宮寺委員長	確かに活字が小さすぎるという難点はありますけども、でも計画の体系をパッと見るためには1ページで、こういうふうにあった方

	が理解しやすいかと思います。細かく見たいときにはそれぞれ、何か工夫していただいて何とか読んでいただくこととして、体系をパッと捉えるためには、複数ページに渡ると体系が見えなくなってしまうので、これはやむを得ないかなって思います。小野村委員、よろしいですか。了解いただきたいと思います。 それで、今日はその次の「Ⅲ 施策の展開」ですね。
上田委員	すいません。これは感想なんですけれども、今までこの委員会でいろいろと御議論してきましたけれども、こういうふうに体系として1ページに綺麗にデザインしてまとめられたのを見た時に、この基本方針の8番、「つくばらしさをいかした学びを推進する」。つくば市の基本計画で、このつくば市らしさというのが基本方針として1つ項目が立てられている割には、ちょっと余りにも、施策が1つしかなくてですね、しかもそれが、何というか、つくば市というと科学のまちっていうようなことなので。具体的につくば市らしさというのは、そのあとの各施策の中の主な取組なんかでは、結構散りばめられていて、これをまとめたりすると全体に関わってくるので、僕自身具体的にどうすればいいかっていうアイディアは特にないんですけれども、できれば少しここは、つくば市らしさってというのは、ある意味この基本計画で一番注目されるというか、重要なところだと思うので、できればもう少し中身を膨らますような工夫が欲しいなというふうに思います。ただ具体的なアイディアもないので、感想ということで1点お話させていただきたいと思います。
宮寺委員長	ありがとうございます。何か対応できますか、御意見ありますか。教育総務課の方でありますか。
笹本課長	貴重な御意見ありがとうございます。確かに事務局の方でもパッと体系を見たところでは、正直、ちょっと薄いのかなというところを感じるところもあります。上田委員、この方針8と方針9を1つにまとめるようなやり方の検討というのも可能性としてはあるんじゃないでしょうか。もし御意見をいただければありがたいんですが。
上田委員	はい。これは基本方針に関わるところなのでかなり大きな変更になってしまうかなというので、ちょっと発言もどうしようかという

	気もあったんですけども、こうやってまとめられるとちょっと余りにもやっぱりここは寂しいなっていうのが、もう一目瞭然なので。ただ基本方針自体を削るなり合わせるなりっていう形の大きな変更も、これから可能ということであれば、基本方針を1つ減らして、どこかに施策として「つくば市らしさ」を、例えば、どのあたりですかね、必ずしも基本方針9でなくてもいいんですけども、それぞれの基本方針と関連するところをちょっと加えていくっていうような形でもいいのかなと思いますが。そうですね、ちょっと具体的にどうすればいいのかっていうのは、もし他の委員の方でアイディアがあれば、出していただければと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。とても重要な指摘が出たと思います。それから、漏れ伝えられたところによりますと、教育長の意向としてもつくばらしさを、もっと尖らせても良いんじゃないかという、そういう御意見をお持ちのようです。私直接聞いたわけではありませんが、どこの市町村の基本計画でも同じようなことを言っていると。それに合わせるというのではなくて、つくばは、つくばでなければできないという、つくばらしさというものをもう少し前面に出してもいいのではないかという御意見を、教育長はお持ちだということをちょっと伺ったことがあります。どうでしょうか、何か御意見ありますか。はい、お願いいたします。鈴木委員です。
鈴木委員	すみません、今日は資料ありがとうございました。ちょっと自分もこの後に別の会議もあって、ちょっと発言もできないままになっても失礼かなということで。今のつくばらしさということで言いますと、これもちょっとすいません、学校教育だけじゃなくともうちよっと幅を取った場合で考えていただいたときに、自分も丁度、昔の桜村の生まれでずっとそのまま、大学だけ別で、最近になってようやく家の手伝いとかをするようになったときに、やっぱり「科学のまち」っていうのは、本当に今の周りから見れば新しい文化とかそういった素晴らしい部分もあります。あと昔から住んでいる田舎の人間からすると、農作業などというのは当然ですけども、自然の利点っていうんですか。学校なんかでも、例えば、桜川の稚魚の放流など、そういうのに関わっていたりとか、いろいろやっているとあるんですけど。もうちょっと広げていけば、多分、科学だけじゃ

	なくて。つくばらしさの1つに地の利というか、筑波山であったり自然であったり、あと田舎と都会の融合であったりとか、そういった部分も1つかなと。教育というのも、多分、学校だけでなくやっぱり長い目で見れば、小さな子どもから大人までということ考えていけば、また別の視点も出てくるのかなというような、すいません、自分もちょっと感想みたいな発言で申しありません。ちょっとこの後、申し訳ないですが、失礼しますが、よろしくお願いします。
宮寺委員長	ありがとうございました。つくばって言うと科学のまちっていうふうな、もうステレオタイプみたいになってしまっていますが、それだけでいいのだろうか。もしそうだとすると、その際立てさせ方について、もうひと工夫が必要だろうというのが上田委員から出ました。 それから今、鈴木委員の方からは、つくばは、決して東大通り中心、また、研究学園都市中心のまちではなくて、もっと伝統のある、いわゆる周辺地区ですよ、そこを含めたつくば市なのであって、そういう科学のまちと、それから田園風景の広がる住宅地等と、そこがうまく融合してるところにつくばらしさを求めると。そういうこともできるはずなので、こういうふうにつくばのまちってことだけを取り出すと。ちょっと偏りがあるのではないかと。市全体をカバーしていないんじゃないかという、そういう見方もできるかと思えますので。 ですので、ちょっとこれ、基本方針8につきましては、上田委員の方から控え目に、今更ここを直していいんですかという控え目な意見だったんですが、これは検討させていただきたいと思います。これから実際に原案をもっとより良いものにするために、せっかく出ました御意見ですので、検討させていただきたいと思います。
和田委員	和田です。参考までに、私も鈴木委員と同じことを考えていました。つくばというのが科学のまちであるとともに、その自然、それから文化財、そういったものも、ここに取り入れてはどうかということが1つ。それから、参考になるかどうか、私の学校では桜南フェスティバルというのをやっていて、保護者が超電導の実験器具なんかを持ってきて子ども達に見せてくれる。つくば全体でもつくばフェスティバルをやっているんですけれども、各学校でも、そう

	いった保護者の協力で、そういう取組をしています。桜南小だけではなく探せば沢山そういう事例があると思います。あとこれは生涯学習推進課の方かと思うんですが、ちびっこ博士という、JAXAですとかエキスポセンターですとか、そういった様々な研究所などに関連した取組をしていると思います。そういう、各学校での取組、或いは、市でやっているような取組、そして、自然、地理的なもの、それから文化財的なもの。そういったものを、ここに組み込んでも良いのかなというふうに考えておりました。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。
和田委員	すいません1つ言い忘れました。つくば独自の環境かるたも良い取組であるかなと思います。
宮寺委員長	何か素案を作っていただいた担当部局の方から意見がありましたら、出していただけませんか。学び推進課になりますか。
江尻課長	学び推進課です。先ほどつくばらしさという点、学校だけではなく、御意見いただいたように、いろいろな部分で入れていった方が良いのかなというふうには考えております。子どもたちのやっている部分もあるんですけれども、それ以外の部分についても大切にしていければ良いのかなと思います。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。
伊藤課長	生涯学習推進課です。先ほどの「つくばらしさをいかした学びを推進する」ということについては、52ページに具体的に事業を書かせていただいております。「大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実」ということで進めていきたいと考えております。簡単に読ませていただきますと、「最先端の研究・教育機関が集積するつくば市の特性を活かし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探求力を育むための科学教育を推進します。子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れるよう、」先ほど和田委員からもありましたように、「つくばちびっこ博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグ等

	の機会を提供します。」ということで、生涯学習推進課としては、これらを展開していこうと考えております。以上でございます。
宮寺委員長	ありがとうございました。はい。より詳しく52ページのところで、基本方針8についての説明がなされています。ですので、ここの趣旨をもう少し前の方で目立つように。10ページの「計画の体系」の基本方針8の施策の1と、もう1つぐらい、何か施策の2というふうに入れて、生涯学習推進課、それから学び推進課、それから和田委員の方から出ました意見をこの表に出して、目立つところを入れたらどうでしょうか。そういうことを含めて検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。 中身の検討に参ります。「Ⅲ 施策の展開」の方に参りまして、12ページから参ります。基本方針の1。ここの13ページのところに、赤の印字で出されているのは、これは教育総務課、どういうことでしょうか。
青木係長	教育総務課です。冊子の中の13ページから、黒文字と赤文字ということで記載しています。先にメーリングリストで策定委員の皆様にお送りした文章が、黒文字の部分なのですが、送ったその後も教育局の方で文章の訂正や、もっとこうした方がいいんじゃないかという修正をさせていただいておりました。こういうこともございまして、変えた部分については赤文字で記載をさせていただいているところです。以上です。
宮寺委員長	ですので、この場では赤字も含めて御検討いただきたいと思えます。はい。お願いします。
小野村委員	13ページの赤字の部分ですが、まず最初に黒字で「新しい時代を子どもたちがよりよく生きるには」に対する述語がどれに当たるのかが、ちょっと分かりにくいかと思います。これに合わせるのであれば、「よりよく生きるには、子どもたち自身の中から湧き上がってきた疑問を大切にし、子ども自身が主体的・創造的に学ぶ姿勢を身につけることが求められます」とか、そのようにならないと、ここはちょっと主語述語の関係に矛盾が生じているかなと思います。 もう1点合わせて、そのすぐ下の赤字の部分ですが、「①学習課

	題へのこだわり」の中で、「子どもに問いかけ、引き出す」ということで、実際その授業を見ているので私もわかるんですが、子どもが主体ということで考えると、そのあと赤字で「問題や資料から教員と子どもが話し合い」ということで、やっぱり「教員と」が先に来ると教員が主導して引っ張ってしまっているような印象を受けるので、ここは「問題や資料から子ども自身が考え」としてもいいのかなと思います。または、単純に逆にして「子どもが教師とも相談をしながら」とか、そういうような形で、やっぱりまず子どもを先に持ってきた方が、実際に合っているのではないかなと思います。以上です。
宮寺委員長	表現上の修正案が出たと思いますが、御検討いただけますか。
江尻課長	再度検討いたします。
宮寺委員長	はい。お願いいたします。その他はどうでしょうか。基本方針1についての記述は、14ページ、15ページの方にも繋がっております。16ページ、17ページまで含めてどうでしょうか。14ページには大分赤字が多いですが、これは追加というよりも修正したということですか。ちょっとその趣旨説明してくれませんか。
笹本課長	趣旨といいますか、一度Eメールをお送りしていますが、そのあと局内で再度中身の点検等をした時にもうちょっと膨らませることができないかとか、つくばらしさを出すことができないかとか、そういった議論がありまして、改めてちょっと中身の検討をした結果、変更になったということでございます。
宮寺委員長	策定委員の方々にはこの場で検討してもらおうということなんですが、ちょっと見ていただけませんか。14ページになりますが、赤字のところ、この場で見ていただけませんか。さらにその14ページの下の方の、「つくば次世代型スキルの育成」と。これは赤字ばかりになっていますが、ここも読んでいただけませんか。それでよろしいでしょうか。ちなみに、説明していただきたいんですが、15ページのところにある7C学習。これについて説明いただけませんか。

江尻課長	すいません、7 C 学習については次の16ページの方で表にしてあるんですけれども。
宮寺委員長	わかりました。これはつくば市のオリジナルなものですか。
江尻課長	はい。オリジナルでもう何年かこのような内容でということで、子どもたちはつくばスタイル科において学習を進めております。
宮寺委員長	ありがとうございました。15ページの上の方のこのイラストは第2期と同じものですね。
江尻課長	はい。ここの部分は大きくは変えていません。もともと主体的な学びということで始まったものですので、教育大綱の理念にも近いものですので、そのままということで出しております。
宮寺委員長	はい。では、17ページの「小中一貫教育の推進」。そこの黒の印字のところは事前に配布されているところなんですが、その下に赤の印字で付加えられております。ここを説明していただけますか。はい。
江尻課長	小中一貫だけではなく、保幼小も含めて連携をとっていますので、黒の部分だけだと説明が足りないのかなということで、加えたものです。
宮寺委員長	ありがとうございました。幼・保・小中・義務・高、特に高まで含めて連携ということに努めるということを前回の策定委員会でも話題になったところだろうと思います。これについてはこれから先、実績を作っていくことになると思いますが、幼小・小中義務と、ここまでにについてはこれまでもやってきて、さらに今度は高校まで含めて連携強化に努めていくということが打ち出されたことは新しい点だろうと思います。
江尻課長	特に高校についてなんですが、今茨城県の方で、学科改編と、8月にプレスリリースがあったのですが、そのような部分で市内の高

	校と令和5年度に向けて何か連携をとっていきましょうというプロジェクトが始まったところですので、その辺の成果などが今後こういうところに繋がってくるかと思います。
宮寺委員長	そういう動きがもう出てきている、出始めているということでもあります。これは高校になりますと、市だけのことではなく県も含めてのことになるので、とても大きな連携ということになるかと思います。以上を含めて…。はい、どうぞ。
小野村委員	すいません、ちょっと戻ってしまおうんですが、16ページの7 C学習のところについて、私は以前から訳がちょっと気になっておりまして、まず、「Cooperation＝協働力」は良いとしまして、その次のCommunicationなんですが、Communicationを言語活用能力と訳すのにはかなり無理があつて、Communicationには非言語Communicationもあるわけですね。それを言語活用能力としてしまうのはどうかなというのが、まず1つです。ここに電子黒板というのが挙がっていますが、いわゆる言語では理解しにくいものを画像等を通して非言語による理解がしやすくなるということが電子黒板の利点の1つでもあるので、Communicationは本来の意味から考えても、これはこのままカタカナにしてコミュニケーション能力とした方が。実はCommunicationって本当に難しいんですね、日本語にするのが。ほとんどできないと私は思っていました。その方がいいのかなと思います。 それから、その次のCritical thinkingですが、これ7 Cと言っているわけですが、このCritical thinkingに関しては、このCの元であるCriticalという言葉が訳されていないと。これももしかすると批判的という言葉に対する誤解があるんじゃないかと思いますが、これは教育大綱の時に、私の記憶だと確か柳瀬委員だったと思うんですが、Criticalということの大切さということで、そのあたりはちょっと確定ではないんですけども、CriticalはCreativeの「クリ」と同一語源だという説もあります。いずれにしてもCriticalっていうのは創造的なニュアンスもあるもので、よく日本では批判からは何も生まれないといいますが、それは間違いで、古いものを振り返って批判的精神でもってどこに課題があるかっていうものを見なければ新しい変化が生まれるわけではないわけ。そ

	ういうところで、大綱の方でも4ページには、「批判的精神を大切にする学び」ということで、大綱では「批判的思考を獲得する学びを進める」、更に、「建設的なコンフリクトを積極的に起こし」ということで、コンフリクトという言葉まで使っています。そうやって考えるとここはCritical thinkingは、やはり批判的思考力・判断力としていただけた方がふさわしいのではないかなというように思います。以上です。
宮寺委員長	何かお答えありますか。
江尻課長	はい。これは以前から市の方で設定しているものなので、言葉遣いの経緯などについても一度確認したいと思います。
宮寺委員長	ということは、Communicationについて、コミュニケーション能力っていうふうにカタカナに書き換えるということも考えると。
江尻課長	ここ何年かはこのままの形で市の教育指導方針に出していますので、急に変えると学校の方も混乱する部分がありますので、その辺の整合性をどのようにつくっていくか検討したいと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは小野村委員からそういう提起があったんですが、これまで現場にこういう言葉遣いで指導されてきたという繋がりもありますので、ここはこれから少し考えさせていただきたいと思います。Critical thinkingについては、おっしゃる通りネガティブな意味ではなくて、物を考えさせる時に、子どもたちに「これこれだ」じゃなくて、「これこれか、どうか」という問いかけをして、そこから考えさせていくという手法で、もうこれはアメリカでは、最初大学から始まって、今では高校、それから小中学校段階でも、この指導が導入され、また教科として成り立ってさえいる時代ですので、これは思考・判断力ということ、日本語で置き換えられるかどうか。これはこれから先の課題になってくると思います。そういうことも、訳語の問題も含めまして、学び推進課の方で御検討いただきたいと思います。それで、もし間に合うようでしたら、新しい表現の仕方を今度の基本計画の方に反映していただければと思います。まだちょっとこれはそこまで行くの

	はできないなというならば、従来通りのこの訳語で、今回は間に合わせるということにならざるを得ないかと思います。これは引き続き担当部局の方で検討していただいて、冊子ができ上がるまでに決着がつきましたら反映していきたいと思います。お願いいたします。
和田委員	デザインのことで、この16ページの「つくば次世代型スキルの育成と社会力を高める7C学習」のところ、上も下も空いてるようなので、この濃いオレンジ色のところをデザイン的にあと4倍ぐらいにして大きく、この7C学習ってこういうことなんだよっていうのを題として目立たせてもらえればなというふうに思いました。はい。意見としてよろしく願います。以上です。
宮寺委員長	はい、それも検討していただきたいと思います。次に参ります。18ページの方に、移って…。あ、どうぞ。
上田委員	これも非常に小さな問題なんですけども、17ページの幼・保・小中・義務と繋がっているところですけども、これ接続の観点で校種が並んでいるので、小中の後の義務教育学校については、小中と同じなので括弧の中に入れた方が自然なのかなというふうに思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。その方が整いますね。ありがとうございました、そういたします。 では次に移ってよろしいでしょうか。次の18ページからの施策の2、「幼児教育の充実」であります。実はこの18ページ、19ページにつきましては、宮本委員を中心にした幼稚園長会の方で原案を作っていたようにあります。宮本委員、これを作成するにあたっての経緯を説明していただけませんか。
宮本委員	はい。今日はよろしくお願いいたします。私たちが進めている幼児教育ということで、平成29年3月に幼稚園教育要領が改定になりまして、小学校との接続ということもいろいろ入ってきました。非認知能力を育てるということで私たちも進んでいく中で、何か教えるというよりいろいろな遊びの中で子どもたちの学びに向かう力

	を育てていこうというふうなことになりますので、このような形で、いろいろな経験を積んだり、豊かな遊びで友達と遊び込む経験が大事なんじゃないかというふうな考えのもとに、これから向かって行く。小学校にも、いろいろな困難さとか最後までやり抜く力とか、友達とお話するコミュニケーション能力とかっていうところで育てていかなくتهいけないのかという考えのもとに、このようなことを取組、そして、中身を考えさせていただきました。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。御意見どうでしょうか。今回の「幼児教育の充実」という施策の2について、基本計画の第2期ですね、つくば市教育プラン。これの施策の2とそこと比べて読んでみたんですが、現在の第2期の場合だと強調されているのは「学びに向かう力を育む」、それから、「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行」と。こういう点が強調されているわけですが、今回、宮本委員の方に検討していた案では、学びの推進とか、それから新型コロナウイルスの感染防止対策におけるソーシャルディスタンスの維持というような、新たな課題を盛り込んでおられるようにお見受けしました。どうでしょうか。それでは、よろしければここで「幼児教育の充実」というところは御了解いただいたとします。 次に、20ページと21ページに渡っております「学校外の学びの充実」というところにいきたいと思いますが、ここについては御意見ありませんか。はい。お願いします。
和田委員	ただいま宮本委員の方から説明あった幼児教育にも繋がるんですけれども、幼児教育の方でも、多様な経験を育む豊かな遊び、体験学習ですね、そういったものが重要だということが書かれています。ここでも、赤字で最後に「学校教育においても体験を重視した活動を推進します」。学校でも推進するし、学校外の学びについてもそういった机上の学習だけじゃない、こういうキャンプですとか、自然体験学習をととても大切にしている。そして、それができるこのつくばの環境もありますので、とてもこの2ページの内容は、よろしいかなと思っています。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。他はどうでしょう。はい。お願いします。

	す。
小野村委員	ここはちょっと幼児教育と多少被るところが出てきても仕方がないかなと思うんですが、「学校外の学びの充実」といったときに、幼児教育に関しては「幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上」ということが書かれていて、こちらには「地域との連携」ということが書かれてはいたしませんよね。書かれてありますか。上を見ると、「保護者に周知」とあるんですけども、やはりここは、もちろん重要性を分かってもらうことは大切なんですけども、多少被ったとしてもやはりどこかに「地域ぐるみで」とか、19ページには「地域ぐるみで」という言葉が出ていますが、連携・協働であるということが。ですから、最後に学校教育においても体験を重視するということでこれは良いんですが、やはりここに何らかの形で「地域とともに」とか、そういう形で入れたほうが良いのではないかなと思います。
宮寺委員長	「学校外の学びの充実」という時の責任の主体ですね。これは誰が負うことになるんでしょうかね。今、「地域ぐるみ」という指摘がありましたが、学校という場合には責任の当事者がはっきりしているんですが、「学校外」という場合に、誰に対してもの言っているのか。この充実の責任主体は誰なのかと。これちょっとはっきりしないんですけどもね。
小野村委員	すいません。私もそれがちょっとよくわからないと思って。はい。
宮寺委員長	ここは、「地域ぐるみ」という言い方にせざるをえないのか。ここは生涯学習推進課ですかね。何かお答えできますか。
伊藤課長	はい。私たちの方では、地域の方と家庭教育学級等という結びつきとも含めてということで、それ以外のところは、コミュニティスクールの部分に入るので、こちらでは敢えて遊び・学びには限定はしていません。全体的に学校への支援とか地域で活動するということについては、基本方針9で対応させていただいております。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは以上で…。

伊藤課長	付け加えてよろしいですか。先ほどの話で、自主的にお子様がキャンプに参加するとか各行事等々は組ませていただきます。その中に、例えば青少年相談員、市民の会など、地域の活動をされている方と一緒に取込みながら実施をしています。特に子どもの健全育成の部分として付け加えるということは可能だと思っています。
宮寺委員長	ありがとうございました。はい。これぜひ書き入れてください。ちょっと主体が曖昧なので、それはぜひ書き入れてください。以上で、基本方針1が終わったとこなんですが、この全体について何か御意見がありましたら。 それじゃ22ページの方に移って、基本方針の2に移ります。基本方針の2「豊かな心と健やかな体を育む」。そこに入って参りたいと思います。ここで何か御指摘ありませんか。
小野村委員	23ページまでですか。
宮寺委員長	そうです。
小野村委員	よろしいですか。23ページの一番最後、「いじめを防止する取組の充実」というところですが、ここで、「弁護士によるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実を図り」とあります。これはもうずっと私言っていることなんですが、なぜいじめ防止の授業が弁護士なのかっていうのは大変疑問を感じております。この段階で「弁護士によるいじめの授業」と書けば、これは実際に後の業務評価の際も、弁護士を呼んで授業やったって書くしかないと思うんですが、必ずしも弁護士でなければならないということではないので、これを書き入れる必要はないんじゃないかなと思います。「外部の有識者によるいじめ防止授業など」でもいいかもしれませんし、入れるとしても「弁護士などによる」としていかないと、もうこれはもう弁護士を呼ばざるをえないってことになりますので、ここは表現を改めていただきたいと思います。
宮寺委員長	これまでも弁護士を呼んで、いじめ防止授業をしてもらったって実績はあるんですか。

和田委員	ありますね。桜南小学校なんかでも来ていただいておりますし、弁護士の方もアウトリーチ活動をしているようなので、それが合致したといいますか。いずれにしても、こういう取組があつてのこの文言なのだと思います。
宮寺委員長	それ以外の方をお呼びして授業をやってもらったっていうことはどうですか。
和田委員	人権擁護委員さんですとか、そういった方も来てやってくださりますね。
宮寺委員長	ならばやっぱりここに「など」を入れて。
和田委員	私も「など」が入った方が良いと思います。
宮寺委員長	被害経験を持っている人ということも十分にやっていただく価値があると思うんですが。
和田委員	事例が豊富なので弁護士さんは非常に説得力があるし、良い取組なのかなと思っております。 あともう1ついいですか。上から2番目の「人権教育の推進」のところで、赤字で「学校および地域の実態を踏まえ」と入れていただいたのが、とてもありがたい、とてもいいかなというふうに思っています。「地域の実態を踏まえ」というところをぜひ入れてもらいたいと思いました。はい。以上です。
宮寺委員長	他はどうでしょうか。それに引き続きまして24ページの、今度は「健やかな体の育成の方」です。24ページ、25ページ。どうでしょうか。それではここはこのままお認めいただけますか。はい。「健やかな体の育成」。これは素案の通り認めていただいたといたします。和田先生よろしいですか。
和田委員	はい。

宮寺委員長	じゃあ次に今度は施策の3。「学びの場の感染症対策の徹底」。これは第2期までにはなかった施策だと思いますが、ここはどうでしょうか。あと宮本委員、27ページのところに園児という言葉を入れたんですが、特に幼稚園・保育園の場合には、これの対応っていうのは大変だと思うんですが、どうでしょうか。
宮本委員	支援児の中にはやはり感染症に対してすごく命の危険をさらす子どもたちも入園はしてきていますので、入れていただいとてとてもありがたいなとは思っております。
宮寺委員長	はい。お願いします。
上田委員	施策の方向性のところで「新型コロナウイルスの感染防止」というのが出ているんですが、そのあとの内容はほとんど感染症の対策とか集団感染とかということなので、「新型コロナウイルス等の感染症防止」というところで、これ2025年までの計画なので新型コロナウイルスに限定しないような表記の方がいいかなというふうに思います。
宮寺委員長	これは教育総務課どうですか。
笹本課長	はい。上田委員のおっしゃる通りの形で訂正したいと考えております。
宮寺委員長	じゃあそういうことで対応していただきたいと思います。方向性について、もう少し一般性持たせるということで対応していただきたいと思います。 それから27ページの一番下のところに、「感染が広がった場合における対応」と…。なんですか。
和田委員	幼保ということを大切にしているつくば市の中で、「園児」っていうので、小さい子たちをまとめるとなると、保育所のことが入らなくなるのかなとちょっと思いました。「園児」がいいのか「幼児」が良いのか。まあ、「児童生徒」だから「園児」なのかな。

宮寺委員長	これは宮本委員どうですか。「園児」ってということで保育園児も含めていると。
宮本委員	はい。幼稚園は「園児」とは言いますが、公立の保育所は、保育所なので「園児」と言っているかどうかと聞かれると。そうすると「幼児」の方がみんな含まれるのかなというふうな気はするんですけども。
和田委員	ほかのところでは幼児・児童・生徒・保護者とかの並びになることが多いですね。園児・児童・生徒とはあまり言わないですかね。
宮本委員	そうですね。はい。
宮寺委員長	はい。それじゃここは「幼児」にしてください。よろしいですか。あとどうでしょう。27ページまで。
長橋委員	市P連の長橋です。「教職員の感性症対策」のところなんですが、先生のテレワーク環境ということなんですが、これは先生が自宅から授業をするということなんでしょうか。どうなんでしょうか。 それとあと、「感染が広がった場合に休校等を実施します」とあるんですが、この間の教育が止まってしまうことが懸念されるので、ここにそのリモート授業を検討するとか、そういったことを書いていただけるといいかなと思いました。以上です。
宮寺委員長	とても重要な点だと思います。休校措置をすれば解決という訳じゃなくて、それに代わる授業保障をどうするかということですね。これどこかで触れていますか。
青木係長	はい。教育総務課です。先ほどの休校等の際の授業の保障というところですけども、ページ数で言うと45ページの、「学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進」というところに、「学校に登校できなくても」というところでそちらの方で記載させていただいているところです。
宮寺委員長	前倒しになりますが、45ページを御参照ください。学校に登校で

	きなくとも通常登校と同様の学習環境の確保を目指すということになっていますが、ここにはどういう事情で学校に登校できない、できなくなったのかということがないので、ここを検討する時にまたもう1回振り返りたいと思いますが、感染症予防のためなど、それから何かいろいろな心理的・社会的事情で登校できないと、学校に登校できなくともというのがこの表現だけでは少し中身がないなと感じがします。ですので、この検討をする時にもう1回また検討したいと思いますが、今日はこの45ページまで終えられないので、次回に出していただくときに、ここを教育総務課の方でまた赤を入れていただいて、「学校に登校できなくとも」というのにもう少し、感染症の拡大のため、或いは心理的・社会的理由により、というふうに何かこう限定をした方がいいかなと思いますので、これは次回までに改訂版作る時に、配慮していただきたいと思います。
笹本課長	すいません、先ほどの「幼児」の扱いなんです、乳児幼児というような形で「幼児」にすると、市民全部、保育園に通っているお子様もすべて含むような形の表記になるかと思います。それで、施策の方向性では基本的には教育局、教育機関ということで公立の幼稚園でということなので、できましたら幼稚園児というような、「園児」という表現にできればと思うんですが。「幼児」というと保育所とかすべてを含めるような表し方になるのかなってということで、当然ここで記載しているものっていうのが対象は幼稚園のお子様っていうことで基本的には作らせていただいているので、「園児」っていうような表記をお願いできればと思うんですが。
宮寺委員長	これは、宮本委員よろしいでしょうか。
宮本委員	はい。保育所とかが特に入らなくて、公立の幼稚園で、ということですよね。でしたら幼稚園では「園児」と言っているので大丈夫です。
和田委員	教育総務課の方でそういうお考えであれば、それでよろしいかと思います。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。27ページの一番下のところ。これは、「状

	況に応じて園、学校の臨時休校等を実施します」というふうに書いてあるんですが、ここではこの「状況に応じて」という表現しかありませんので、ここはこれで留めといて、この状況についての説明については先ほど言いましたけども、45ページを検討する時にもう少し詳しく規定したいと思います。
和田委員	そうすると、長橋委員からあったリモート授業というのはここには入らなくて大丈夫ですかね。長橋委員のお考えとしては、ここに入れてほしいということであったと思うんですが。
長橋委員	そうですね、ここに書いてあった方が、安心感があると思います。
宮寺委員長	なるほど。ここはどうか。
笹本課長	一応この施策3というのが、どちらかというと「学びの場の感染症対策」という位置付けで体系化させていただいてるので、事務局としては、学びの保障についてはまた別の施策の方で規定したいということで考えておりますが、よろしいでしょうか。
宮寺委員長	ここはちょっと分けて。ここは感染症対策の場面なので、授業保障のことについてはまた別のところで確認したいと思います。それじゃ次、もう少しできますかね。 次に参ります。28ページ、29ページの方に、参りたいと思います。今度は、基本方針3「互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する」。ここは赤字の印字がありませんので、もう委員の方々にはすでにメーリングリストでお渡ししているところでありますが、どうでしょうか。はい、どうぞ。
小野村委員	共生社会というのを、何て説明しているのかなと思って今いろいろ調べていたんですが、文科省の方の定義もちょっと首をひねりながら見ていたんですけども、ここで、「共生社会とは、障害のある人が積極的に社会参加・貢献でき」とありますが、共生社会は必ずしも障害があるという概念ではないんですね。実際この一番最後に「併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援」と書いた場合、日本語が理解できない外国人生徒は障害者だと

	いう扱いになってしまうので、これはインクルーシブといった場合には、例えばLGBTの問題とか、そういう性的指向であるとか政治的信条であるとか、そういった様々な理由から、メインストリームたりえない人々もみんなと一緒に考えましょうというのが共生社会なので、ちょっとここはなかなか日本語の難しいところで上手く説明するのは難しいところだなと思いますが、文部科学省では、「障害があるなど」みたいな形で、今ちょっと閉じてしまったんですが、そのように考えていますので、ちょっとこの書き方は、「何らかの理由で、積極的に社会に参加・貢献することがこれまで困難であった人々が」とか、そういうような形で書かないと。ちょっとこれ下手すると、同じ欄の中に帰国・外国人児童生徒って書いてあると、ここまで障害者扱いですかってなってしまうので、ちょっとここは要注意かなと思います。
宮寺委員長	具体的にどこをどういうふうに変えたらいいのか提案いただきたいんですが。
上田委員	小野村委員がおっしゃったことと全く同じことを僕もここを見て思いまして、少しこの文章を生かす形で組み替えた感じで、僭越ながら僕の方で文章をちょっと考えてみました。ちょっと読み上げさせていただきます。「共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支えあい、それぞれの多様性を認めあえる社会のことです。とくに障害のある子どもたちが積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるためにインクルーシブ教育を推進していきます。合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「だれでもわかる」ユニバーサルデザイン事業を実施することや一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。さらに共生社会について市民の理解を深めるために、人権尊重の啓発・教育活動についてもさらに充実させていきます。」 こういうふうに、共生社会っていう大きな枠の中に障害とか外国、或いは、人権啓発っていうようなものを並べる形にすると、一応文章としては通じるかなというふうに思いました。

宮寺委員長	耳でどれほど正確に聞き取れたか分かりませんが…。
上田委員	後ほどデータを事務局の方に送らせていただくので検討していただきたいというふうに思います。
宮寺委員長	私が耳でキャッチしただけでも、大変筋の通った表現で、インクルーシブ教育の意味が書かれているなというふうに私は受けとめました。大きな問題点は無かったように思いますので、それじゃ上田委員の御意見をこの網掛けの部分と取り替えさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。はい。それでは上田委員、データを送ってあげてください。よろしくお願いします。 それでは、その続きで30ページ、31ページの方に参ります。「教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援」。この箇所についてはどうでしょうか。御意見お願いいたします。はい。
上田委員	この部分ですが、最後に教育機会の確保法が出ていまして、これももちろん不登校の児童生徒も含まれるわけですがけれども、やっぱり義務教育の段階における普通教育を必要としている人々すべてに対する法律ですので、そういう普通教育を必要としている市民の方々の教育機会を保障していくということを盛り込む必要があるんじゃないのかというふうに思いました。それでこの施策の3つ目にそれを入れるのか、ただおそらく管轄としては生涯学習推進課の方に当たると思うので、一番最後の基本方針の9のあたりに、それを地域との連携、或いは「家庭への支援」という形の中に含めるのか、そのあたりはちょっといろいろと御議論あろうかというふうに思うんですが、やっぱりそういう普通教育の機会を保障していくということも、この基本計画の中のどこかに位置づくといいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。
宮寺委員長	はい。教育機会確保法の趣旨をどこかしらで基本方針の中に反映させるべきじゃないかという御意見だったと思います。これは策定委員会の中でも何度か議論になった点だと思うんですが、どうでしょうか。何か御意見がありましたら。はい。

小野村委員	教育委員会の定例会でも何度か申し上げていて、これはまだ今後の課題っていうことになるかもしれませんが、今まで相談事業という、ある困ったことがあって、困ったことに対してどうしたらいいですかというように、アドバイスをもらうというようなものだったと思うんですが、実際に私自身も不登校の支援をしまして、多様な個性をうまく理解してその子ども達に沿った支援ができれば、全く違うということもあるわけですね。例えば、私たちが見てきた例だと、学校では全く席につけなかったという子が、席に着きなさいっていうことを先にしてしまうから席に着けないんですね。今、海外では、席に着きなさいって言う代わりに、センサリールームというものを用意して、例えば、廊下でホップステップとか、サンドバックが置いてあったりしてそこでボンボンボンってやって気持ちを落ち着けて、さあ落ち着いたらやりましょう、とか。実際、授業中もそわそわしちやった子には廊下へ行ってちょっとストレス発散してきなさいって言ってまた戻るとかっていうようなことが、これは教育先進国と言われる国々では当たり前になっています。困った子を抑えようという発想から、例えば、うちの子は視覚過敏・聴覚過敏とかがあって、ここをこうしてくれると違いますとか、そういうものをどんどん。私もいろんなところで講演をさせてもらいますが、結構そういうところを一番勉強しているのはお母さんだったりして、なまじ専門家の前で講演するよりお母さんたちの前で講演する方が怖い時がありますが、そういう声を聞く機会っていうのを私たちがもっと持たないといけないと思っていて。そういう意味では、ここに、最近言われているアドボケイターですね。よくお話を聞くのは、お母さんたちもちょっとここをこうしてくれたらいいのになあと思っても、先生方も忙しいし、わざわざ行って言うとモンスターペアレンツって言われちゃうからなあって言いながら我慢していて、その我慢がだんだんだんだん蓄積していったら最後にポーンと大きくなってトラブルになってしまうケースが多いと思うので、そうなる前にその間に入る人がいて、感情と感情がぶつかり合う前に、上手にアドボケイトして、代弁をして伝えていくというような、そういったシステムが入れば本来は、いわゆる相談・アドバイスっていうものから、聞いてそれを上手にアドボケイトしていくっていうような、過程が今後の、というか世界的には常識になってきていると思うんですけども、そういった体制づく

	りもこの中で少しですね。さっき上田委員もおっしゃいました最後のところかなとも思うんですけども、やはりとにかく声を聞くというところをどこかしかにしっかり入れておかないと、教育相談っていうものは充実してこないんじゃないかなというように感じます。以上です。
宮寺委員長	はい。この点に関しては、つくば市の中での実態がどれだけ把握されているのかどうか、ちょっとそこがわからないんですけどもね。相談体制を充実するとなると、相談の場合には来てから始まるんですけども、その前に、どういう実態がここにあるのかですね。教育の機会を失ったままずっときてしまっているという人や、それから外国籍の子どもたちがどれだけつくばにいて、学校に通っている実績が、どれだけあるのかという実態把握をしっかりするという事も施策に加えていいように思うんですが。待っているというんじゃなくて、今こういう人がいるはずだという見込みのもとで、実態を掴むと。その実態把握も政策の1つになるんじゃないかと思うんですが。どうでしょうか。ここも大変難しい問題含まれてるところだと思いますが、御検討いただきたいと思います。それで、何か教育総務課を中心にして考えがまとまりましたら、ここはまた次回、赤字を入れていただいて、補っていただきたいと思います。先ほどの小野村委員の意見も参考にしながら。 それでは次に参ります。次のところで今日のところは一応締めたいと思います。次の施策の3「だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進」と。ここ全般について、上田委員どうでしょうか。これ見てきていただいて、ここはまだ足りないぞという点がありました指摘していただだけませんか。
上田委員	はい。ありがとうございます。33ページの「社会教育の振興」のところで、2行目なんですけど、「社会教育主事の配置を通じて市の社会教育の振興・充実を図ります」というところですが、実際には社会教育主事の方が配置をされていますけれども、実際に社会教育事業をしている中心は社会教育指導員の方々ですので、「社会教育主事を配置し、社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興充実を図ります」というような形で、社会教育指導員もきちんと位置付けていただきたいというふうに思います。

	それから32ページの施策の方向性という鑑のところの部分ですけども、ここもまた後で送らせていただきますので、検討していただければというふうに思うんですけども。ここに書いてある文章を生かしつつ、少し僕の方で書き直してみました。少し読み上げさせていただきます。「市民のだれもが輝く、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。そして、つくばの長寿社会を創造していくための教育環境を充実させるなど、社会教育の振興を図るとともに、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。また、学校や青少年育成団体等と連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。学校教育に加えて、社会教育や家庭教育を基盤とするつくば市の生涯学習社会は、地域や社会の課題に挑戦し、地域、そしてつくば市をさらにより良いものにしていこうとする市民を応援していきます。」というような形で、基本的な部分は変えてはいないんですけども、わかりやすくなるかなというふうに思って少し作ってみました。
宮寺委員長	一層わかりやすくなったと思います。今読み上げていただいた上田委員の代案に差し替えるということによろしいでしょうか。
伊藤課長	今、私たちの方でも、「つくば市生涯学習推進計画」を同じように並行して策定させていただいております。ほぼ、上田委員の御指摘は御尤もだと思っておりますが、若干、その中で、生涯学習推進計画に盛り込んでいる中身もあるので、一度文書をいただいた中で、もう一度精査させていただくことで御了承いただければと思っております。いかがでしょうか。
宮寺委員長	上田委員、よろしいですか。
上田委員	はい。
宮寺委員長	それじゃ上田委員の方でデータを教育総務課に送っていただき、教育総務課からまた生涯学習推進課の方に送っていただいて、それで、バージョンアップをしていただきたいと思います。

宮寺委員長	でき上がった案については次回、ここに差し替えて入れていただければありがたいです。あと33ページの項目についてはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。 それでは、今回はちょうど時間内で収まりそうですので、ここで、この素案の検討の前半部分について、区切らせていただいて、次回、12月になりますが、その時には後半のところの検討に移りたいと思います。それじゃマイクお返しいたします。
青木係長	はい。ありがとうございました。そうしましたら、終了の前に今後のスケジュールについて再度確認をさせていただきたいと思います。A4版の第3期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)を御覧ください。本日は11月27日の第5回目の委員会ということで、その後に校長会それから市P連の方々との意見交換ということを考えております。こちらですけれども、この状況もございしますので対面にすべきなのか、それから例えば、またメーリングリストのようなもので行ったほうがいいのかというのは、今後また検討させていただきたいと考えております。12月の初旬から中旬にかけて、第6回目の策定委員会を開きたいというふうに考えていますが、こちらのスケジュールでは素案の最終確認というふうには記載してありますが、本日の続きをやらせていただきたいと思いますと思っております。その後のスケジュールにつきましては、第6回目の策定委員会の進み具合によって、また検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
笹本課長	本日はどうもお疲れ様でした。今、教育総務課職員の方からありましたが、今後、本日御指摘いただいた部分や中身の誤字などもあるかもしれませんので、今後そういうものを直したのについて、また赤字でお示しして、メール等で随時送らせていただければと思いますので、どうぞ御確認等よろしくお願いいたします。本日は大変御苦労様でした。 以上をもちまして、第5回つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れ様でした。

第5回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和2年(2020年)11月27日(金)

午後2時～午後4時

場 所 庁舎2階 会議室202

1 開会

2 協議事項

- (1) 第3期つくば市教育振興基本計画の素案について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

3 閉会

「第3期つくば市教育振興基本計画」の担当課一覧

基本理念	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現				
基本目標	基本方針	施策の方向性	【担当課】	主な取組例	【担当課】
基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	基本方針1 未来をひらく力を育む	施策1 個別・双方向の学びの推進	学び推進課	・問いから始める学びの充実	学び推進課
				・全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現	学び推進課
				・つくば次世代型スキルの育成	学び推進課
		施策2 幼児教育の充実	学び推進課	・小中一貫教育の推進	学び推進課
				・多様な経験を育む豊かな遊びの推進	学び推進課
				・学びに向かう力を育む幼児教育	学び推進課
		施策3 学校外の学びの充実	学び推進課	・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進	学び推進課
				・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上	学び推進課
				・非認知能力を高める学びの充実	学び推進課
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成	学び推進課 教育総務課	・実体験を大切にする学びの充実	学び推進課
				・道德教育の推進	学び推進課
				・人権教育の推進	学び推進課 教育総務課
				・情操教育の推進	学び推進課
				・芸術文化活動の推進	教育総務課
				・読書活動の推進	学び推進課
		施策2 健やかな体の育成	健康教育課 学び推進課 教育総務課	・いじめを防止する取組の充実	学び推進課
				・保健体育と食育の充実	健康教育課
				・安全教育の充実と防災教育の推進	学び推進課 教育総務課
				・学校保健の充実	健康教育課
				・部活動への支援と適正な実施	学び推進課 教育総務課
				施策3 学びの場の感染症対策の徹底	学び推進課
		・集団感染のリスクへの対応	学び推進課		
		・重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応	学び推進課		
		基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進	学び推進課 特別支援教育推進室 生涯学習推進課	・教職員の感染症対策
	・感染が広がった場合における対応				学び推進課
	・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実				学び推進課 特別支援教育推進室
	・児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実				学び推進課 特別支援教育推進室
	施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援		教育相談センター	・帰国・外国人児童生徒への支援	学び推進課
				・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施	生涯学習推進課
	施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進		生涯学習推進課	・保護者の抱える教育上の悩みへの対応	教育相談センター
				・いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもの支援体制の充実	教育相談センター
				・生涯学習社会の推進	生涯学習推進課
				・生涯学習のための集いの場の提供	生涯学習推進課
				・社会教育の振興	生涯学習推進課
				・家庭教育の支援	生涯学習推進課
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	基本方針4 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	総合教育研究所 学び推進課 健康教育課	・青少年の健全育成事業の充実
・教職員研修の充実					総合教育研究所
施策2 教職員の「働き方改革」の推進			学び推進課 総合教育研究所 教育総務課	・教職員のメンタルヘルスケアの充実	健康教育課
				・外部人材の活用	学び推進課
				・サポートスタッフの充実	学び推進課
				・校務の効率化の推進	総合教育研究所 教育総務課
基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する		施策1 学校施設・教育用備品等の充実	教育施設課	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理	教育施設課
				・教材及び管理備品の計画的な整備	教育施設課
		施策2 学校の安全体制の確立	学び推進課 教育総務課 学務課	・防犯、防災体制の充実	学び推進課 教育総務課
	・通学の安全確保			学務課	
	施策3 学校等の適正配置	学務課	・学校等の適正配置の推進	学務課	
			施策4 学校給食の充実	健康教育課	・学校給食センターの整備
	・安全・安心な学校給食の提供	健康教育課			
	基本方針6 ICTを活用した教育を推進する	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実	総合教育研究所	・GIGAスクール構想の推進	総合教育研究所
・学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進				総合教育研究所	
・個別最適化学習の推進				総合教育研究所	
・ICT機器の計画的な整備				総合教育研究所	
施策2 ICT教育環境の充実		総合教育研究所	・ICT機器を活用した情報教育の推進	総合教育研究所	
			基本方針7 「学び」を支える施設を整備する	施策1 図書館サービスの充実	中央図書館
施策2 つくばの歴史・伝統文化を体感できる場の整備	文化財課	・安全で利便性の高い図書館の提供			
		・資料の質的充実による市民サービスの向上		中央図書館	
・中央図書館と4交流センター図書室との連携強化	中央図書館				
・文化財の保存活用の推進	文化財課				
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する	施策1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進	生涯学習推進課	・伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実	文化財課
				・大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実	生涯学習推進課
	基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する	施策1 学校・家庭・地域との連携・協働	学び推進課 生涯学習推進課	・公民連携で推進するフリースクール	学び推進課
				・家庭や地域の教育力の向上	生涯学習推進課
				・地域とともにある学びの場づくり	生涯学習推進 教育総務課
		施策2 家庭への支援の充実	学び推進課 生涯学習推進課	・放課後等の学習支援の充実	学び推進課 生涯学習推進課
				・スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化	教育相談センター
				・福祉との連携による支援の充実	学び推進課



第3期 つくば市 教育振興基本計画（案）

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

令和3年(2021年)3月

つくば市教育委員会

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和7年度(2025年度)まで

目次

I	つくば市教育振興基本計画について	1
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画期間	4
4.	計画の対象	4
II	つくばが目指す教育の方向性	5
1.	計画の基本理念・目標	7
III	施策の展開	11
	基本方針 1 未来をひらく力を育む	12
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体を育む	22
	基本方針 3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	28
	基本方針 4 学び続ける教職員を支援する	34
	基本方針 5 「学び」を保障する学校環境を整備する	38
	基本方針 6 ICT を活用した教育を推進する	44
	基本方針 7 「学び」を支える施設を整備する	48
	基本方針 8 つくばらしさをいかした学びを推進する	52
	基本方針 9 「学び」を支える協働体制を充実する	53
IV	計画の推進	57
1.	計画の推進体制	59
2.	計画の進行管理	59

I つくば市教育振興基本計画について



1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度(2011 年度)に「第 1 期つくば市教育振興基本計画」(以下「第 1 期計画」という。)を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童生徒の育成」を基本理念に掲げ、平成 24 年度には全小・中学校で小中一貫教育の完全実施を行うなど、本市教育の振興に取り組んできました。平成 28 年度(2016 年度)に策定した「第 2 期つくば市教育プラン」(以下「第 2 期プラン」という。)においても、同様の理念を基本として掲げ、特に「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指し、子どもたちが主体的に学べる環境づくりとしての I C T 教育の更なる推進など、継続して本市教育の振興に取り組んできました。

しかしながら、「第 2 期プラン」を策定して以来、我が国を取り巻く社会状況は大きく変化を続けています。I o T やビッグデータ、A I 等をはじめとする技術革新が進展し、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増すと同時に、グローバル化の更なる進展による、ボーダレス化が進行し、社会の大規模な変革を正確に予測することはますます難しくなっています。

また、我が国では、人口減少・少子高齢化の進展、子どもの貧困、地域間格差などの多種多様な社会的な問題が生じてきています。さらに、教育をめぐっては、子どもの読解力や自己肯定感の低下、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教員の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じており、教育には、社会の大きな変化を受け止め、また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、生涯を通じて、一人ひとりのニーズに合わせつつ育成する施策が求められています。

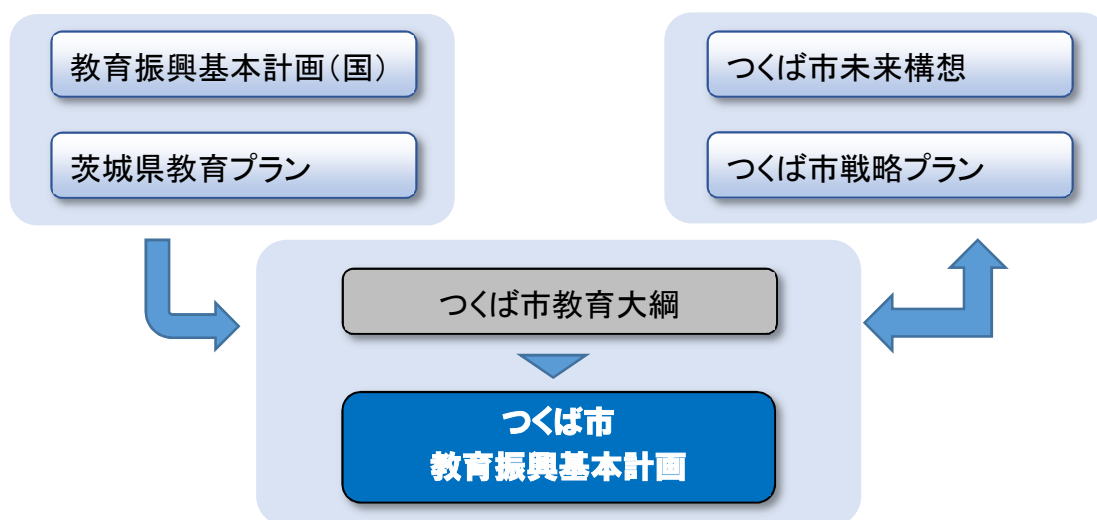
本市においては、平成 30 年(2018 年)に内閣府の「S D G s 未来都市」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭においた施策を展開しており、「誰一人取り残さない」という包摂の精神に基づき、諸課題の解決に取り組んでいます。

また、令和 2 年(2020 年)3 月には、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とした「つくば市教育大綱」が策定されました。

このような中、「第 2 期プラン」が策定から 5 年を経過することにより、令和 3 年度(2021 年度)を初年度とする「第 3 期つくば市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定し、令和 3 年度(2021 年度)からの 5 年間に取り組むべき施策を示し、本市教育の一層の推進を図るものです。

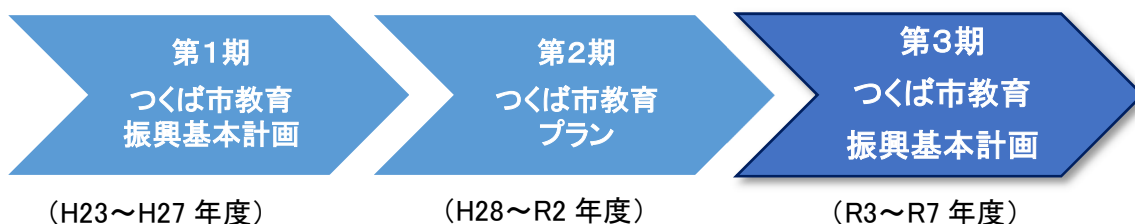
2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）を参酌しつつ、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき令和2年（2020年）3月に策定された、「つくば市教育大綱」を踏まえつつ、策定するものです。



3. 計画期間

「第2期プラン」が令和2年度（2020年度）をもって計画期間を終了することから、本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を対象期間とする5か年計画とします。



4. 計画の対象

本計画は、幼児・児童生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

Ⅱ つくばが目指す教育の方向性

1. 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標として、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を定めています。

この目標の達成に向けた本計画の基本理念を「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とします。

子どもたちが自分の好きなこと・夢に向かって努力を重ねることで、「持続可能な地域と世界の未来を構築するための変革を起こす人材として成長していく」ことを後押しする「学び」の実現を目指します。

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標 1

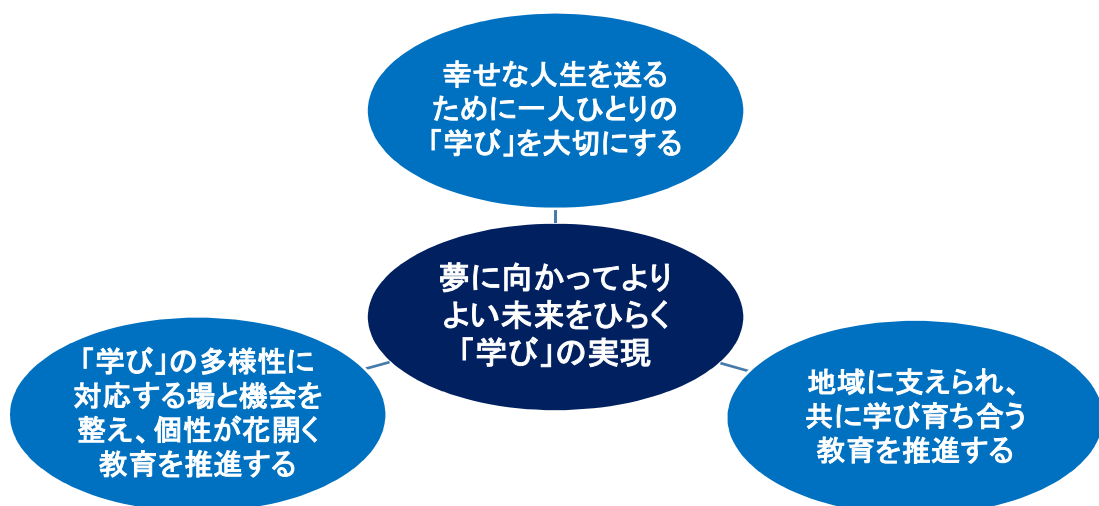
幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標 2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標 3

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する



学びのイノ ～「教え」から

つくば市教育大綱の実現に向けて

本市では、市長が主宰し、教育長、教育委員を構成員とする総合教育会議での議論などを経て、令和2年（2020年）3月1日に「つくば市教育大綱」を策定しました。この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの本市の教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針を定めたものです。

本大綱は、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現でき社会力が育つことを目指すという観点から、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とし、これまでの教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」への転換など、教育における考え方の転換を目指すものです。

これらの転換の実現のために、本大綱では下図のような、特徴ある学びを目指します。

つくばで目指す「学び」の特徴



— 誰一人取り残さない —

ベーション

「学び」へ～

つくばの
学びの
ポイント

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

学ぶことに興味や関心を持ち、自発的に粘り強く取り組む力を育みます。
そして、自分のやりたいことをはっきりと思い描き、そこに向かって意欲を
もって挑戦する子どもたちの育成を目指します。

／ 問いから始める
学び ／



／ ICT機器の
活用 ／



／ 異年齢交流 ／



／ 協働的な
学び ／



／ 主体性を引き出す
コーチング ／



2.計画の体系

基本理念 夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 未来をひらく力 を育む

- 施策1 個別・双方向の学びの推進**
●問いから始める学びの充実 ●全ての子どもの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
●つくば次世代型スキルの育成 ●小中一貫教育の推進
- 施策2 幼児教育の充実**
●多様な経験を育む豊かな遊びの推進 ●学びに向かう力を育む幼児教育 ●幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
●幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
- 施策3 学校外の学びの充実**
●非認知能力を高める学びの充実 ●実体験を大切にする学びの充実

基本方針2 豊かな心と健 やかな体を育 む

- 施策1 豊かな心の育成**
●道徳教育の推進 ●人権教育の推進 ●情操教育の推進 ●芸術文化活動の推進 ●読書活動の推進
●いじめを防止する取組の充実
- 施策2 健やかな体の育成**
●保健体育と食育の充実 ●安全教育の充実と防災教育の推進 ●学校保健の充実 ●部活動への支援と適正な実施
- 施策3 学びの場の感染症対策の徹底**
●感染症対策の指導、実施 ●集団感染のリスクへの対応 ●重症化のリスクの高い児童生徒等への対応 ●教職員の感染症対策
●感染が広がった場合における対応

基本方針3 互いを認め合い、 だれもが輝く教 育を推進する

- 施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進**
●一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ●児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実
●帰国・外国人児童生徒への支援 ●市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
- 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援**
●保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ●いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実
- 施策3 だれもが学べる社会教育**
●生涯学習の推進 ●生涯学習社会の推進 ●生涯学習のための集いの場の提供 ●社会教育の振興 ●家庭教育の支援
●青少年の健全育成事業の充実

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針4 学び続ける教職 員を支援する

- 施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援**
●教職員研修の充実 ●教職員の人材育成と学校組織の活性化 ●教職員のメンタルヘルスケアの充実
- 施策2 教職員の「働き方改革」の推進**
●外部人材の活用 ●サポートスタッフの充実 ●校務の効率化の推進

基本方針5 「学び」を保障 する学校環境 を整備する

- 施策1 学校施設・教育用備品等の充実**
●学校施設の計画的な整備および施設の管理 ●教材および管理備品の計画的な整備
- 施策2 学校の安全体制の確立**
●防犯、防災体制の充実 ●通学の安全確保
- 施策3 学校等の適正配置**
●学校等の適正配置の推進
- 施策4 学校給食の充実**
●学校給食センターの整備 ●安全 ●安心な学校給食の提供

基本方針6 ICTを活用した 教育を推進する

- 施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**
●GIGAスクール構想の推進 ●学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ●個別最適化学習の推進
- 施策2 ICT教育環境の充実**
●ICT機器の計画的な整備 ●ICT機器を活用した情報教育の推進

基本方針7 「学び」を支える 施設を整備する

- 施策1 図書館サービスの充実**
●安全で利便性の高い図書館の提供 ●資料の質的充実による市民サービスの向上 ●中央図書館と4交流センター図書室との連携強化
- 施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備**
●文化財の保存活用推進 ●伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさを いかした学びを 推進する

- 施策1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進**
●大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実

基本方針9 「学び」を支える 協働体制を充実 する

- 施策1 学校・家庭・地域との連携・協働**
●公民連携で推進するフリースクール ●家庭や地域の教育力の向上 ●地域とともにある学びの場づくり
- 施策2 家庭への支援の充実**
●放課後等の学習支援の充実 ●スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ●福祉との連携による支援の充実

幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針

1

未来をひらく力を育む

施策1 個別・双方向の学びの推進

【施策の方向性】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

学年の枠にとらわれない異年齢での取組など魅力ある事業の展開に努めるとともに、教科学習・つくばスタイル科等を中心に組み組んでいる新しい時代に対応した教育についても継続します。

また、本市では小中一貫教育の完全実施を図り、学びの連続性を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性の整理と連続性を確保し、質の高い教育を実践します。

【施策体系】

1-1 個別・双方向の学びの推進

（主な取組）

● 問いから始める学びの充実

● 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

● つくば次世代型スキルの育成

● 小中一貫教育の推進

◆問いから始める学びの充実

新しい時代を子どもたちがよりよく生きるには、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切にし、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、つくば市の学校では、次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題へのこだわり（子どもに問いかけ、引き出す）

これまでの学習課題を教師が一方的に示す授業から、問題や資料から教員と子どもが話し合い、解決すべき学習課題を決定してく授業へと構成を変化させていきます。子どもたちは、学習課題を自分自身で解決すべき課題としてとらえることができ、主体的な学びにつながります。

② 対話へのしかけ（教員がつなぐ）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつながります。

授業の中で、自分の考えがしっかり持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場でつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知をうながす）（※）

自分の学びを自覚することで、子どもはより一層、学ぶ意欲が高まります。1時間や1単元の学びの後、振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身を適正に評価し、身についた力をメタ認知させます。また、学び方を振り返ることで、学習改善につなげます。これらの授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

※メタ認知：自分の思考や行動を客観的な視点から把握し、認識・評価する力。

◆全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

つくば市では、教科担任制や、ティーム・ティーチングや習熟度別学習などを適宜取り入れ、子ども一人ひとりに最適化された学習となるよう支援するとともに、協働的な場面を設定し、話し合うことで、子どもが納得した答えにたどりつくような授業を展開していきます。

さらには、つくば市 GIGA スクール構想を実現し、一人一台端末を活用した個別最適化された学びと協働的な学びを実現していきます。

① 高学年における教科担任制、小規模校における市費ティーム・ティーチング教師の配置

つくば市では高学年において、積極的に教科担任制を実施していきます。また、複数教員での対応が困難な小規模校には市費ティーム・ティーチングティーチャーを配置し、個に応じた対応を行います。

② 「つくばチャレンジングスタディ」の学習履歴活用による個別支援 eラーニングシステム「つくばチャレンジングスタディ」の個別学習履歴を取得することで、児童の達成度に関する理解を深め、その後の授業内における課題解決の個別の支援に役立てます。

③ 「スタディノート 10」による問題解決学習

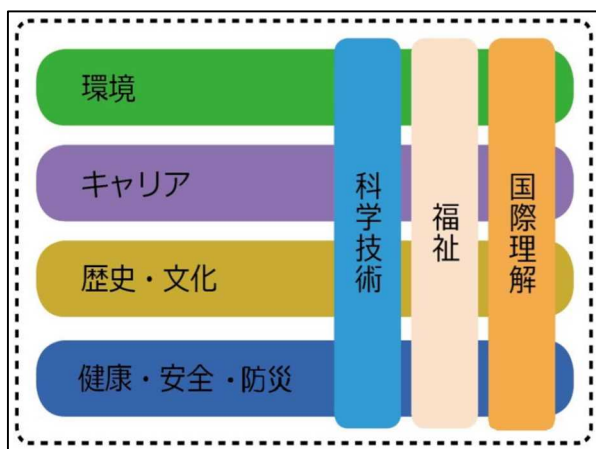
クラウド型教育グループウェア「スタディノート 10」を活用することで、子ども同士が、お互いの意見を視覚化・共有化し、交流することで、考えを深化させていきます。

◆つくば次世代型スキルの育成

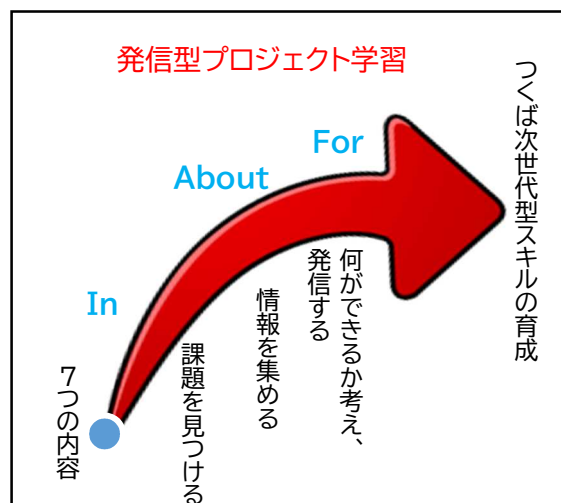
(つくばスタイル科におけるプロジェクト学習)

次世代を担う子どもたちが、これからの社会において求められる能力「21 世紀型スキル」を基盤とし、つくばの子どもたちに身に付けさせたい力「つくば次世代型スキル」として、4 分類 6 種 15 の力として整理・再構築しました。

つくば市の学校では、発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科」を通して、市の教育資源を活用しながら、7 つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）に係る学習を展開します。



つくば次世代型スキル		
分類	種	力
思考に関するスキル	問題発見力	客観的思考力
		問題発見力
	自己マネジメント	自己認識力
		自立的修正力
行動に関するスキル	創造革新	創造力
		革新性
手段・道具を活用するスキル	相互作用	言語活用力
		協働性
		情報活用実践力
		プログラミング実践力
世界市民としての力	つくば市民	情報の科学的理解力
		プログラミングの科学的理解力
		情報化社会に参画する態度
		地域や国際社会への市民性
		キャリア設計力



*発信型プロジェクト学習

つくばスタイル科7つの内容を通して得た気づきから課題を発見し(In)、情報を集め>About)、考えたことを発信する(For)ことによって、次世代型スキルを身に付ける学習方法

*つくばスタイル科

平成 24 年度、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、つくば市ならではの 9 年間を貫く次世代型カリキュラム「つくばスタイル科」を創設。7つの内容(環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全、科学技術、福祉、国際理解、)をもとに3つのステップ(In-About-For)で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

また、つくば市では40年以上も前からコンピューターの教育利用(昭和 52 年日本で初めての CAI の教育利用、昭和 63 年中学校での全教科利用)を行っており、従来の ICT 教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、幅広い教育活動での ICT 活用を推進するために、「C」に7つの意味を持たせ、学校 ICT 教育(7C 学習)として「つくば次世代型スキル」を育成します。

つくば次世代型スキルの育成と社会力を高める 7C 学習	
Cooperation 協働力	Communication 言語活用能力
●タブレット PC を活用した協働学習 ●スタディノートの電子掲示板機能やテレビ会議の活用による距離を超えた協働学習	●スタディノートの様々な機能を活用し、自分の考えをまとめる学習 ●電子黒板・スタディノートを活用し、自分の考えを相手に発信する学習
Critical thinking 思考・判断力	Computational thinking プログラミング的思考
●タブレット PC・スタディノート・スタディネット・電子黒板を活用し、一人ひとりの考えを広げ、深める学習 ●ICT 活用によって思考を可視化した授業	●プログラミング教材を活用し、問題・事象・活動等を「分解」して考える授業 ●教科とプログラミング的思考を関連させ論理的かつ創造的に課題解決する授業
Comprehension 知識・理解力	Creativity 創造力
●完全習得学習を目指したつくばチャレンジングスタディ(e-learnig システム)の活用 ●電子黒板・指導者用デジタル教科書を活用した分かりやすい授業	●経験や知識を組合わせて新しい考えを作り出す授業 ●スタディノートを活用し課題を解決するために話し合い、解決するために話し合い、解決のための仮説を作り出す授業
Citizenship 市民性（社会力）	
●よりよい社会の実現のために、まわりの人と積極的に関わろうとする意欲や行動力（社会力）を身に付ける授業 ●電子黒板でのプレゼンテーションやインターネットによる発信をとおして積極的に社会に貢献する態度を養う授業	



◆小中一貫教育の推進

つくば市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。義務教育 9 年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。

また、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性を生かした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

さらに、就学前教育や義務教育卒業後までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中・義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの作成及び実施や連携強化に努めます。

施策2 幼児教育の充実

【施策の方向性】

子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を目指すとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから幼稚園・認定こども園・保育所・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

各関係者がそれぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【施策体系】

1-2 幼児教育の充実

(主な取組)

多様な経験を育む豊かな遊びの推進

学びに向かう力を育む幼児教育

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上



◆多様な経験を育む豊かな遊びの推進

幼児自らやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりしながら遊び込む経験を育みます。

また、様々な経験や遊び込む経験を通して、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、**困難を乗り越える力、最後までやり抜く力**、などを養います。

◆学びに向かう力を育む幼児教育

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力等の運動スキルや、文字・数・思考等の認知スキル、好奇心・協調性・忍耐力・自己抑制・自己主張等の「学びに向かう力」を育成し、学びの芽を育てる土壌を作り、将来の社会を生き抜く力を育みます。

また、**新型コロナウイルスの感染防止対策下**におけるソーシャルディスタンスの維持が、幼児の健全な心理発達の妨げとならないよう、十分に配慮した教育を行います。

◆幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園で大切にしてきた遊び込む経験と小学校で育てたい子ども像を共通理解し、幼稚園のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムとの接続性を高めます。

また、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科省告示第62号)で示されている「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿(※)」を踏まえ、小学校教育で必要となる能力の育成のための段階的指導を行うことで、「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進」します。

※幼児期の終わりまでに育てたい10の姿:

①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

◆幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を地域ぐるみで行い、地域社会全体でつくば市の未来を支える子どもを育てます。

また、「幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上」を目指して、各種研修会等を開催します。

施策 3 学校外の学びの充実

【施策の方向性】

つくば市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図っており、知識偏重の教育ではない全人教育（人間が持つ諸資質を全面的かつ調和的に育成しようとする教育）を目指します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を図ります。

【施策体系】

1-3 学校外の学びの充実

（主な取組）

● 非認知能力を高める学びの充実

● 実体験を大切にする学びの充実



◆非認知能力を高める学びの充実

子どもたちの社会性を育むためには、従来の数値を主眼とした認知能力より、数値化や標準化が難しいと言われる非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎を基に、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的に課題に挑戦したり、他人を思う規範意識を持った行動をしたりすることができると考えています。

非認知能力を高めるには、学校教育だけではなく、学校外の学びも大切であり、家庭教育学級等を活用し、保護者に重要性の周知を図っていきます。

◆実体験を大切にする学びの充実

小中学生向けの青少年体験学習事業、中学生や高校生が自ら企画した地域交流・多世代間交流事業、中学生を対象とした職場体験学習など子どもの体験機会を拡充します。

また、つくば市内の青少年健全育成諸団体が子どもたちを対象に行う体験活動を内容とする事業・活動に対して助成を行います。

自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓体験など）、科学・工作体験活動などを通じた学びの充実を図ります。**学校教育においても体験を重視した活動を推進します。**

施策1 豊かな心の育成**【施策の方向性】**

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進と人権教育の推進を図る教育活動を展開します。

また、ボランティア活動などを通して「心の耕し」を行い、情操教育を推進するほか、学園単位で芸術鑑賞会等を開催するなど小中連携による芸術文化活動の推進、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動の推進も行います。

さらに、地域行事への参加、文化財等の観覧を体験することで地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、学校と、家庭・地域が連携した防止策を展開します。

【施策体系】**2-1 豊かな心の育成**

(主な取組)

● 道徳教育の推進

● 人権教育の推進

● 情操教育の推進

● 芸術文化活動の推進

● 読書活動の推進

● いじめを防止する取組の充実



◆道徳教育の推進

児童生徒の発達段階を踏まえ、日常生活における様々な問題の解決方法の探求や目標設定のあり方など、自己の生き方や協働の仕方を考え、問題解決のために自ら考え、多様な価値観を認めながら他者と協働してよりよい方向を目指す資質・能力の育成を目指し、道徳的課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉えて向き合い、考え、議論する道徳の授業を推進します。

◆人権教育の推進

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動等において、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校および地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆情操教育の推進

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動など通じて児童生徒の「心の耕し」を図り、情操豊かな児童生徒の育成を目指します。

◆芸術文化活動の推進

外部の団体や、地域の人材をいかしながら、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。魅力ある文化芸術に親しむことで感性や情緒を豊かにします。

◆読書活動の推進

様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存することで、児童生徒および教員の利用に役立て、学校図書館を思考・交流・発信の場として活用できる学習ステーションとして、学習の深化を図ります。また、中央図書館と学校図書館が連携して、学校図書館研修や学校訪問ブックトークを実施し、児童生徒の読書活動の充実に努めるとともに、学校への団体貸出しサービスを行い、学校図書館の資料を補完し、資料の充実に図ります。

◆いじめを防止する取組の充実

弁護士によるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実に図り、いじめへの問題意識向上を目指します。また、教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りを強化します。また、児童生徒が主体となり、いじめ防止のフォーラムの実施や道徳等の授業において、いじめについて本音で語り合う活動を推進します。

施策2 健やかな体の育成

【施策の方向性】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などを通じて、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練等を実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を展開します。

また、学校体育・スポーツの健全な普及発達に努めるとともに部活動の適正な実施に努めます。

【施策体系】

2-2 健やかな体の育成

(主な取組)

● 保健体育と食育の充実

● 安全教育の充実と防災教育の推進

● 学校保健の充実

● 部活動への支援と適正な実施



◆保健体育と食育の充実

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。また、毎日の給食を通じて児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため食育を推進します。

◆安全教育の充実と防災教育の推進

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。

また、家庭や地域と連携した避難訓練、学校防災連絡会議の開催、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆学校保健の充実

学校医等を配置し、児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、就学予定者に健康診断を実施し、心身の健康を確認することにより、円滑な就学を図ります。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒および教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆部活動への支援と適正な実施

令和元年(2019年)8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、学校教育の一環として部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を図ります。

また、中学校における部活動において、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率等を行う部活動指導員の配置や、講習会等を通じた部活動指導者の資質の向上を図ります。

さらに、全国および関東各種大会へ出場した生徒を対象として、出場に係る経費の一部への補助を行うことで、生徒のスポーツ活動および文化的活動の練習意欲の向上を図ります。

施策 3 学びの場の感染症対策の徹底

【施策の方向性】

新型コロナウイルスの感染防止と園児児童生徒の安全確保を図るために、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校について感染状況により、臨時休校など柔軟な対応を行います。

また、保護者に対して子どもの毎日の健康観察や不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止に向けた対応をお願いするだけでなく、特別活動等の授業で発達段階に応じた感染症予防のための知識の習得や、新しい生活様式での生活スタイルの見直しに取組みます。

今後も、「つくば市学校再開ガイドライン」、「つくば市幼稚園再開ガイドライン」等に基づき、感染症対策を継続した上で、子どもたちの安全確保に努めます。

【施策体系】

2-3 学びの場の感染症対策の徹底

(主な取組)

● 感染症対策の指導、実施

● 集団感染のリスクへの対応

● 重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

● 教職員の感染症対策

● 感染が広がった場合における対応



◆感染症対策の指導、実施

基本的な感染症対策として、感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高める、ことに取り組みます。

具体的には、体調が悪い園児児童生徒・教職員は自宅で休養することの徹底、登校時の検温結果確認、手洗い・清掃・消毒の徹底などに努めます。

◆集団感染のリスクへの対応

3密（密閉、密集、密接）を避けるために、教室・体育館等における換気、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底します。また、感染リスクを高めることが明らかになっている大声を出すことにも注意を図ります。

◆重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

呼吸の障害を有する重症化のリスクの高い園児児童生徒に対しては、主治医の見解を保護者に確認した上で登校の判断を行います。また、医療的ケアが必要な園児児童生徒の登園登校については、学校医などに相談の上、受入れ体制を十分に配慮します。

◆教職員の感染症対策

園児児童生徒と同様に感染症対策に取り組むほか、体調が悪い場合には自宅での休養を優先します。また、教職員が出勤できなくなった場合の対応として、ICTを活用したテレワークの環境を整えておくとともに、平時において教職員間での業務の内容や学級の状況等について情報共有を図ります。

◆感染が広がった場合における対応

感染症が流行した場合には、県の衛生主管部局と連携を図り地域の感染状況の把握に努めます。園児児童生徒や教職員等が感染した場合には、園内、校舎内の消毒を行うとともに、感染者および家族等への差別・偏見・誹謗中傷が生じないように十分な注意を払います。

また、状況に応じて園、学校の臨時休校等を実施します。

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進**【施策の方向性】**

共生社会とは、障害のある人が積極的に社会参加・貢献でき、社会を構成する誰もお互いの人格や個性を尊重し支えあい、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。こうした共生社会を形成するためには、障害のある子が地域の一員として生活するベースを作る必要があり、そのためにはインクルーシブ教育の推進が必要です。

インクルーシブ教育を推進する中で、障害のある子どもたちに配慮した支援や工夫をし、「だれもがわかる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや一人ひとりに応じて支援や配慮を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行い、共生社会に関する市民の意識醸成のために、市民に対する人権尊重の啓発・教育活動についても更に充実させていきます。

【施策体系】**3-1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進**

(主な取組)

● 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

● 児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

● 帰国・外国人児童生徒への支援

● 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施



◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

特別支援教育を推進することは「認め合い・学び合い・育ち合う」教育の推進であると捉え、全教職員で取り組むことを基本としています。そのために、校内支援体制を整え、障害の状態や特性等に応じた指導内容や方法の理解を深めるための校内研修を充実させます。また、通常の学級において適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育の視点を生かした学級経営を行い、学習環境や指導方法、授業をユニバーサルデザイン化するとともに、特別支援学級や通級指導教室における指導を充実させるため、通常の学級担任や特別支援教育支援員との連携に努めます。

◆児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

障害のある子どもたちと障害のない子どもたちがふれあい、共に活動することにより経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育成するために、交流および共同学習はとても重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるような「心のバリアフリー」を目指します。

交流および共同学習の形態は、「通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習」「居住地校における交流および共同学習（特別支援学校に通う子どもたちとの交流学习）」「学校間における交流および共同学習」がありますが、いずれも学習の意義や目的を明確にして相互理解し、十分な連携のもとに実施することで、互いの個性の理解を深めます。

◆帰国・外国人児童生徒への支援

日本語指導担当教員や日本語指導ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員が学級担任や保護者と連携し、適切な支援を行います。

◆市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座等の実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

【施策の方向性】

令和元年度「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によるとつくば市における長期欠席(年間 30 日以上欠席)した児童生徒は約 450 名、そのうち不登校児童生徒は約 328 名と増加傾向にあります。

不登校に関すること等、現代は様々な教育的ニーズを抱える児童生徒・保護者がおり、これら教育上の諸課題に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教育相談体制の充実を図ることで、不登校児童生徒の居場所づくりや不安解消に一定の効果を果たしていきます。

また、平成 28 年(2016 年)に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、民間と連携し、相互に協力・補完しながら、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細やかな支援の推進を目指していきます。

【施策体系】

3-2 教育相談体制の充実

(主な取組)

● 保護者の抱える教育上の悩みへの対応

● いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実



◆保護者の抱える教育上の悩みへの対応

教育上の悩みを抱える保護者に対し、教育相談センターでは、専門の教育相談員を配置し、電話や面接による相談事業を実施していきます。

また、学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止および早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っています。

◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

教育相談センターでは、相談事業だけでなく、教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の集団への適応および自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細やかな支援を行うため、その知見を有する民間と連携し、相互に協力・補完しながら子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策 3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

【施策の方向性】

市民が自己を高めるため、誰もが生涯にわたり社会のあらゆる領域で自発的、自主的に学習活動が行うことのできる、生涯学習環境の充実を図ります。

そして、生涯学習の成果を生かして地域や社会の課題に挑戦し、地域、そしてつくば市をさらによりよいものにするこことのできる人材を育成します。

また、全ての市民が長く健康に社会で活躍できる環境をより充実させるなど社会教育の振興を図るとともに、子どもの健全な育成に向けた各種家庭教育の支援を充実させます。

さらには、学校や青少年育成団体等と連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる、青少年の健全育成事業を展開します。

【施策体系】

3-3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

(主な取組)

● 生涯学習社会の推進

● 生涯学習のための集いの場の提供

● 社会教育の振興

● 家庭教育の支援

● 青少年の健全育成事業の充実



◆生涯学習社会の推進

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。また、生涯学習の成果を生かし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、第3次つくば市生涯学習推進基本計画をもとに各事業を実施します。

◆生涯学習のための集いの場の提供

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育施設の管理運営を通して教育の振興および文化の向上を目指すほか、オンラインによる生涯学習講座の実施や企業向けの生涯学習講座の実施など、新たな生涯学習の集いの場を設けます。

◆社会教育の振興

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事の配置を通じて市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、各個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

◆家庭教育の支援

保護者向けに家庭教育学級の開催、オンライン講座の実施や動画配信等を行うことで、家庭教育に必要な課題への理解を深めてもらうとともに、保護者同士の繋がりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

◆青少年の健全育成事業の充実

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し「社会力」の育成と自己有用感の高揚を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本方針

4

学び続ける教職員を支援する

施策 1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

【施策の方向性】

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしており、そのためのカリキュラム・マネジメントや教育改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を図ります。

教職員の研修の充実を図ることで、資質および指導力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。

学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言と各種研修講座等により、各学校の教育目標の達成や学校教職員の資質向上など教職員の人材育成と学校組織の活性化を目指します。

一方、教職員が安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を図るとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルスキアの充実を図ります。

【施策体系】

4-1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

(主な取組)

● 教職員研修の充実

● 教職員の人材育成と学校組織の活性化

● 教職員のメンタルヘルスキアの充実



◆教職員研修の充実

Society5.0に向けた人材育成を目指し、新学習指導要領の理念を実現するためのつくば市独自の研修を実施します。特に新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）等のベストミックスによる効果的な研修体制の構築に取り組みます。

◆教職員の人材育成と学校組織の活性化

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状に問題意識を持つ「問い続けることのできる教職員」の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職対象の研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆教職員のメンタルヘルスケアの充実

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが出来る環境を整備します。

また、教職員のメンタルヘルスケアに対応するため、産業医の配置やストレスチェックを行います。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

【施策の方向性】

平成30年度の小学校教員対象アンケート調査によると45%の教員の勤務時間が週60時間以上という実態が明らかになりました。

つくば市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合うことを可能とし、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

学校が教員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、更に働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、改革を進めていきます。

【施策体系】

4-2 教職員の「働き方改革」の推進

(主な取組)

● 外部人材の活用

● サポートスタッフの充実

● 校務の効率化の推進



◆外部人材の活用

教職員が本来担うべき業務に専念するため必要な体制を整備するために、保護者や民生委員・児童委員やNPO、部活動指導員等の外部人材の適切な配置や連携の強化を行い、教育の質の向上を目指します。

◆サポートスタッフの充実

教職員の負担を軽減するため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、外国語指導助手（ALT）や非常勤講師等の授業の実施・補助を行うことができる人材の適正な配置や、スクールカウンセラーや学校生活サポーター等の児童生徒の悩みに専門的に対応できる人材の活用を図ります。

◆校務の効率化の推進

校務支援システムの導入や校務のデジタル化を推進することで、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へと繋がります。

また、事務処理のスムーズな流れを作り出すため、学校事務を共同で実施することで、学校事務の効率化を図ります。

施策 1 学校施設・教育用備品等の充実**【施策の方向性】**

小中義務学校の教育環境の向上を図るため、学校施設・教育用備品等の充実を図ります。

つくばエクスプレス沿線開発地区の児童生徒数増加に伴う既存小・中・義務教育学校の過大規模校解消のため、(仮称)香取台地区小学校、(仮称)研究学園小・中学校の令和5年(2023年)開校および(仮称)みどりの南小・中学校の令和6年(2024年)開校に向けた取組を進めているほか、生徒数増に伴う教室不足に対応するため増築校舎の建設を行うなど学校施設の計画的な整備および施設の管理を行います。

また、老朽化している校舎等について、長寿命化に向けた計画的な改修を進めることに加えて、教材および管理備品の計画的な整備を進めます。

【施策体系】**5-1 学校施設・教育用備品等の充実**

(主な取組)

● 学校施設の計画的な整備および施設の管理

● 教材および管理備品の計画的な整備



◆学校施設の計画的な整備および施設の管理

児童生徒の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課等と連携を図ることでの的確に把握し、学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

具体的には、小・中学校の新設や既存学校の増築を計画的に実施します。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備等の大規模改修、特別教室へのエアコン設置等を計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、令和2年度中に「つくば市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に改修工事等を実施することにより、従来以上に学校施設を長く使い続けることで、財政負担の軽減及び平準化を図ります

◆教材および管理備品の計画的な整備

各学校の要望や児童生徒数の増加に対応すべく、教育上必要な教材・管理備品の計画的な整備を進めます。

施策 2 学校の安全体制の確立

【施策の方向性】

保護者、学校、地域、行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

また、自転車通学児童生徒に自転車用ヘルメットを配布するほか、遠距離通学の児童生徒にはスクールバスによる送迎を行うなど通学の安全確保に取り組みます。

【施策体系】

5-2 学校の安全体制の確立

(主な取組)

● 防犯、防災体制の充実

● 通学の安全確保



◆防犯、防災体制の充実

関係機関や地域の防災ボランティアとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校での避難訓練・引き渡し訓練をはじめ、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立および学校防災力の強化を図ります。

◆通学の安全確保

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者等が合同で危険個所の点検を行うなど、通学路整備等のハード面、交通安全教育等のソフト面、両面において通学の安全確保に努めます。

また、学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります。

施策3 学校等の適正配置

【施策の方向性】

市内の公立学校等は、幼稚園 16 園、小学校 29 校、中学校 12 校、義務教育学校 4 校ですが、合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く、必ずしも現在のつくば市の実態にあった配置ではありません。

地域の実情に応じた「学校等の適正配置」を図るとともに、規模の適正化を進めます。

【施策体系】

5-3 学校等の適正配置

(主な取組)

● 学校等の適正配置の推進

◆ 学校等の適正配置の推進

「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や通学距離の拡大および通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校等の適正配置を推進します。

施策4 学校給食の充実

【施策の方向性】

つくばエクスプレス沿線開発地区の人口増加に伴い、必要給食数の急激な増加や給食センターの老朽化に対応するため「つくば市学校給食センター整備基本計画」の見直しを行い、安全で安心した給食を提供できるよう計画的に整備していきます。

また、地産地消推進ガイドラインにより、地場産野菜の積極的導入を推進し、安全で安心した栄養バランスのとれた学校給食を提供していきます。

【施策体系】

5-4 学校給食の充実

(主な取組)

● 学校給食センターの整備

● 安全・安心な学校給食の提供

◆学校給食センターの整備

「つくば市学校給食センター整備基本計画」に基づき、学校給食センターの整備を推進し、給食施設の老朽化・児童生徒数の増加に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。

◆安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理および食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル等に基づいた取組を進めます。

施策 1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**【施策の方向性】**

通常登校時、緊急時、休校時、いずれにおいても双方向による問題解決型学習を展開できるようなインフラ整備が喫緊の課題としてあげられており、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の早期実現を図るなど遠隔システムを活用したシームレス教育の充実を進めます。

また、「スタディノート 10」を利用することで、学校と家庭で切れ目がないシームレスな学びの実現を目指すとともに、対話的で深い学び、個別最適化学びの実現を目指します。

【施策体系】**6-1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**

(主な取組)

● GIGAスクール構想の推進

● 学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

● 個別最適化学習の推進



◆GIGA スクール構想の実現

文部科学省「GIGAスクール構想」の一人一台端末整備の早期実現に向けて、自宅にパソコンなどの端末がない児童生徒に学習用端末の貸し出しを行います。

また、各学校での ICT 環境の整備や、環境整備後のクラウド環境、ICT 機器の運用が円滑かつ効率的に行われるように、技術的なサポートを行う「GIGAスクールサポーター」を配備します。

◆学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

学校に登校できなくても、通常登校時と同様の学習環境の確保を目指す「つくばシームレス教育」をスタートします。

「GIGAスクール構想」の下、高速大容量環境・クラウド環境を整備し、学校と家庭がシームレスにつながる学習環境を整備します。

◆個別最適化学習の推進

つくば市では、一人一台の学習者用端末を配備し、クラウド型教育支援システム「スタディノート 10」を活用することで個別最適化学習を推進します。

具体的には、問題解決的学習において、一人一台の学習用端末を用いて個々の興味関心に応じた問題発見や情報収集を行い、個人のアカウントで管理された「スタディノート 10」に適宜保存します。それらをもとに、対話的に課題解決を行い、個人の課題解決方法を見出すなど、個別最適化された学習を目指します。

施策2 ICT 教育環境の充実

【施策の方向性】

昭和 52 年（1977 年）から進めている ICT 教育について、スタディノート、e-ラーニングシステム「つくばチャレンジングスタディ」、電子掲示板およびテレビ会議システム等、子どもたちの協働的な学びを促す ICT 環境の整備を進めます。

また、電子黒板やデジタル教科書を配備し、効率的に授業が展開できる環境を整備するなど ICT 機器を活用した情報教育を推進します。

一方、ICT 教育を推進するにあたり指導員の人員不足も課題となっており、研修体制等の充実を図ります。

【施策体系】

6-2 ICT 教育環境の充実

（主な取組）

ICT 機器の計画的な整備

ICT 機器を活用した情報教育の推進



◆ICT 機器の計画的な整備

「スタディノート 10」、電子掲示板、テレビ会議システムなど、子どもたちの協働的な学びを促す ICT 環境整備を計画的に進めます。

具体的には、市内全小学校電子黒板普通教室への全配備および、学習者用端末全児童生徒分完全配備、学習者用デジタル教科書の導入、高速大容量インターネット環境整備、校務系ネットワークの増強を進め、児童生徒および教員による ICT 機器の活用促進を図ります。

◆ICT 機器を活用した情報教育の推進

発達段階に応じて、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることを目的とし、ICT 機器を活用した情報教育の推進を行います。

具体的には、つくばスタイル科サテライトカリキュラムにおける情報活用単元の系統的な情報活用能力育成や、1 人 1 台の学習者用端末を常時活用することによる、データ収集およびデータ分析力、データ活用力の向上、プログラミング教育の推進を行います。

また、ICT 指導員を配置するなど、学校への支援・研修体制を強化します。

基本方針

7

「学び」を支える施設を整備する

施策1 図書館サービスの充実

【施策の方向性】

中央図書館をはじめ、4か所の交流センター図書室の整備を進めるなど図書館サービスの充実を目指します。

老若男女問わず誰もが簡単に本を借り、調べ物ができるようユニバーサルデザイン化を図ることで安全で利便性の高い図書館の提供に努めます。

また、積極的に広報活動を行い認知度を高めるとともに資料の質的充実による市民サービスの充実を図るなど図書館の利便性向上に努めます。

図書館が市民にとって最も身近な学習の場として利用出来るよう、中央図書館と4交流センター図書室との連携強化を進めます。

【施策体系】

7-1 図書館サービスの充実

(主な取組)

安全で利便性の高い図書館の提供

資料の質的充実による市民サービスの向上

中央図書館と4交流センター図書室との連携強化



◆安全で利便性の高い図書館の提供

生涯学習の中心拠点となる図書館における利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

中心地区と周辺地区における地域間格差の極小化を図るため、図書館・視聴覚センター（アルスホール）の維持管理や、自動車図書館の運営などを展開します。

また、人や本が触れ合う交流拠点として、気軽に自由な図書館利用を促進するため、自動車図書館車両を活用した「ライブラリーピクニック」を行い、会話や飲食可能な、図書館外での読書環境と集いの場を提供します。

◆資料の質的充実による市民サービスの向上

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の蔵書に加えて、公共図書館として調査研究に応えることのできる資料の収集・保存を行い、資料の質的充実および、図書館職員の調査研究支援能力の充実により、市民サービスの向上を図ります。

◆中央図書館と4交流センター図書室との連携強化

つくば市の読書活動の中心拠点となる中央図書館と、4か所の交流センター（谷田部・筑波・小野川・荃崎）との連携を強化することで、利用者の利便性向上を図ります。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

【施策の方向性】

つくば市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、世界に誇れる地域とはどのようなものかを考え、つくばを再発見し、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、国際社会で活躍する人材育成を目指して、伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進を図り、郷土の歴史や文化への理解を深めることで自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【施策体系】

7-2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

(主な取組)

● 文化財の保存活用の推進

● 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実



◆文化財の保存活用の推進

つくば市内の貴重な文化財を市民が誇り、市民とともに次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業等、つくば市の個性を活かした施策を充実させます。

◆伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習や「つくばスタイル科」等において、伝統文化に関する指導をするとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財等の体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館等の文化財展示施設および市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供等を通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

基本方針

8

つくばらしさをいかした学びを推進する

施策1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

【施策の方向性】

つくばには、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっていることから「科学のまち」の特性をいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化して子どもたちが科学に触れる場を増やしていくことで、未来を切り開いていく力を養成します。

【施策体系】

8-1 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

(主な取組)

大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実

◆大学や企業等の外部組織と連携した教育の充実

最先端の研究・教育機関が集積するつくば市の特性を活かし、市内の大学・研究機関と連携することで、**子どもたちの探究力を育むための科学教育を推進します。**子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れるよう、**つくばちびっこ博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグ等の機会**を提供します。

施策1 学校・家庭・地域との連携・協働**【施策の方向性】**

放課後の教育活動や体験活動、避難訓練など学校、家庭、地域との連携・協働によるコミュニティスクール・スクール型の学校運営を推進します。

地域の人材を活用することで、家庭や地域の教育力を高めながら、地域とともにある学校づくりを目指し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、緩やかな連携・協働関係を継続します。

【施策体系】**9-1 学校・家庭・地域との連携・協働**

(主な取組)

● 公民連携で推進するフリースクール

● 家庭や地域の教育力の向上

● 地域とともにある学びの場づくり



◆公民連携で推進するフリースクール

不登校の児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、公民連携のフリースクールを運営し、個に応じた様々な学習機会を提供していきます。

運営に当たっては、地域の人材や学生ボランティアなどを活用するとともに、定期的に教育相談センターと連絡会議を開催し、事例を共有するなど、民間事業者と連携を図りながら、将来の進路の選択肢を広げる支援を行います。

◆家庭や地域の教育力の向上

幼稚園、小・中学校、義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、企業の協力を得ながら、**オンライン講座や動画配信等の情報**や学びの場を提供していきます。

◆地域とともにある学びの場づくり

地域とともにある学校を目指し、保護者・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれが緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童・生徒たちの豊かな成長を支えていきます。
また、ホームページを利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、地域の声を聴く機会の創出を目指します。

施策2 家庭への支援の充実

【施策の方向性】

つくばが目指す学びを実現するために家庭における学習環境の充実を目指します。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「つくばチャレンジスタディ」や地域の人材を活用した「つくば未来塾」により、家庭における学習支援を充実させます。

また、ソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携など家庭に対するサポート・支援を強化します。

【施策体系】

9-2 家庭への支援の充実

(主な取組)

● 放課後等の学習支援の充実

● スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

● 福祉との連携による支援の充実



◆放課後等の学習支援の充実

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「つくばチャレンジングスタディ」などにより、放課後等の学習支援の充実を図ります。

また、「つくば未来塾」では、夏季休業日や放課後等の時間を利用して、地域人材を活かし、生徒の基礎学力の向上や学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指します。

◆スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、課題を抱える児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問等の相談活動を実施し、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。

また、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、家庭・学校・地域との橋渡しを行いながら、家庭が抱えるそれぞれの課題の解決に向けて取り組みます。

◆福祉との連携による支援の充実

市では、経済的に困難を抱える世帯の子どもを対象に、学習支援や安心できる居場所の提供を目的に、つくばこどもの青い羽根学習会を実施するなど、貧困の連鎖を防ぐ取り組みを進めており、対象者は積極的に福祉につないでいきます。

福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう教育と福祉が連携を図りながら、教育の機会均等に向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

IV 計画の推進



1. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、各所管課だけではなく、国・県の関係機関をはじめ、本計画に関係する学校や家庭、地域社会との連携が不可欠です。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』を達成するため、各主体には本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

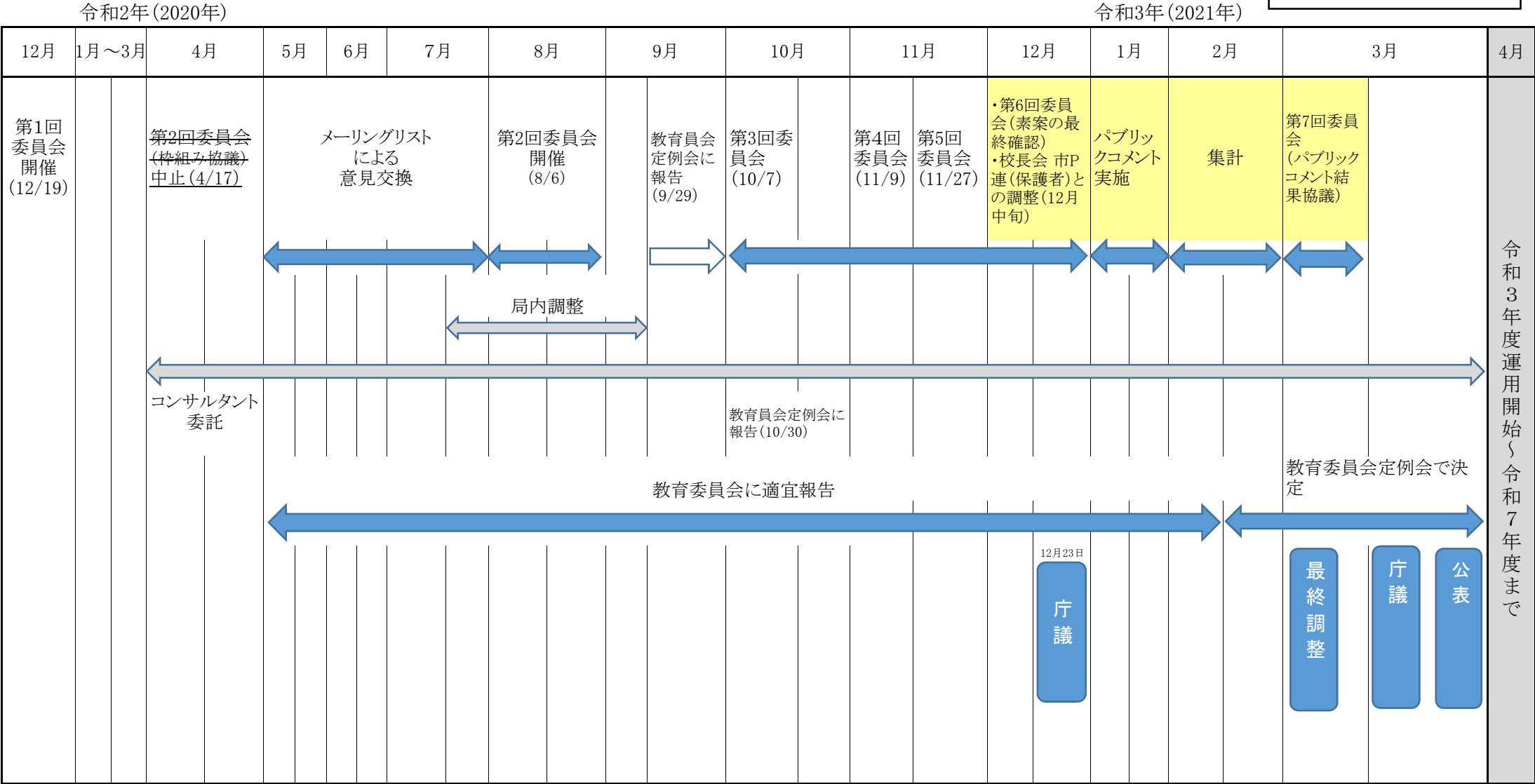
2. 計画の進行管理

本計画により推進する事業の実施状況については、定期的に検証を行い、外部の有識者による点検・評価を行いながら、PDCAサイクルマネジメントによる効率的な教育行政を推進します。

また、点検・評価の結果については報告書にとりまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に提出・公表することで市民への説明責任も併せて果たすこととします。

第3期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)

教育局 教育総務課
令和2年11月27日



会 議 録

会 議 の 名 称		第 6 回第 3 期つくば市教育振興基本計画策定委員会					
開 催 日 時		令和 2 年 12 月 17 日 開会 15 時 30 分 閉会 17 時 40 分					
開 催 場 所		つくば市役所 会議室 202					
事務局（担当課）		教育局教育総務課					
出 席 者	委 員	宮寺 晃夫		委員	根津 朋実		委員
		上田 孝典		委員	長橋 進也		委員
		小野村 哲		委員	和田 雅彦		委員
		鈴木 孝至		委員	宮本 由美子		委員
	そ の 他						
	事 務 局	教育局長 吉沼 正美 総合教育研究所長 板谷 亜由美 教育局次長 中山 隆 生涯学習推進課長 伊藤 直哉 教育総務課長 笹本 昌伸 文化財課長 石橋 充 学務課長 間中 和美 中央図書館長 柴原 徹 教育施設課長 飯泉 法男 教育総務課長補佐 山岡 めぐみ 健康教育課長補佐 川又 文江 教育総務課係長 青木 孝之 学び推進課長 江尻 佳之 教育総務課主任 谷沢 潤一郎 特別支援教育推進室長 土田 圭子 教育総務課主事 田崎 智也 教育相談センター所長 横田 康浩					
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開			傍聴者数		0 人
非公開の場合は その理由		—					
議 題		1 第 3 期つくば市教育振興基本計画策定の素案について 2 今後のスケジュールについて 3 その他					
会議録署名人				確定年月日		年 月 日	
会 議 次 第	1 開会 2 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり） 3 閉会						

< 議事録 >	
和田委員	皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。5分ほど過ぎましたが、宮寺委員長が急用のため少々遅れるということなので、私のほうで進めさせて頂きたいと思います。 それでは、第6回の策定委員会になりますでしょうか、こちらを始めさせていただきます。まずは事務局のほうからお願いしたいと思います。
笹本課長	教育総務課笹本です。どうぞよろしくお願いします。まず進め方についてお話しさせていただければと思います。前回の委員会のほうで、お手元の資料の32ページまではひととおり御審議、御意見頂いているかたちになりますので、33ページ以降、こちらについて皆さんに御意見等いただければと思います。あわせて、長橋委員、小野村委員から個別に疑義のある内容について事前にメール等でいただいておりますので、33ページ以降については進行に合わせて疑義について各委員のほうから御指摘等いただければと思います。前段の32ページまでの部分については、33ページ以降すべての確認が終わった後に改めてそちらについても御意見等いただければと思いますので、そのような流れで進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
和田委員	ありがとうございました。それでは32ページまでのところなのですけれども、最初に私のほうから確認ということで申し上げたいことがあります。 別紙でA4が1枚裏表になっているものですが、学校長会からの御意見ということでまとめさせていただきました。教育総務課の青木係長から資料をいただきまして、校長会の企画会、45人全員ではありませんが御意見を頂くということで読んでいただきました。 ①として振興基本計画案の12ページなのですがすけれども、「学年の枠にとらわれない異年齢での取組など、魅力ある授業を展開」ということが書いてあります。非常にそういう風にできれば素晴らしいわけなのですがすけれども、現段階は合同体育もできない、クラスの枠を超えて大人数で特別活動もできない状況の中で、このコロナ禍の中では難しいかなというような意見がありました。ただ校長会全体としてはこういう意見があったものの、この文言は、学年の枠にと

	られない異年齢での取組、これはつくば市として目指す方向であるので、ここに記載されるのはそれでよろしいのではないかという話になっております。 ②つくば市は特別支援教育に力を入れているにもかかわらずその文言が少ないというような御意見もありました。ある校長先生はもっとう特別支援教育という言葉を使ったほうがいいのではないかということなのですが、26ページ、27ページを見ていただくとわかりますように、インクルーシブ教育であるとか、特別支援教育という言葉は使っていないくとも、充分それに関することが記載されているので、こちらはこの策定案のとおり、基本計画案のとおりでいいのではないかというふうに落ち着いております。 ③ここにあるとおりです。文言を変えるとかいうことではありません。 ④8ページに関しては、「遊びや人の関わり～」となっているところを「遊びや人との関わりを大切に～」ということで、修正案として赤で事務局のほうに入れてもらっているところです。8ページの真ん中下のところですね。 続きまして⑤「自発的」「主体性」という言葉がありますけれど、使い分けを明らかにしていきたいという御意見がありました。 以上5点プラス1ということで、私のほうから皆さんと共通理解をしていきたいと思っていますところです。 次に裏面のPTA連絡協議会からの御意見のほう、長橋委員ご説明いただけますでしょうか。
長橋委員	市P連の長橋です。まず最初に4ページですが、前回の委員会では言葉で説明がありまして、図の説明につきまして「つくば市未来構想」と「つくば市戦略プラン」の言葉で説明があったんですけども、それをやっぱり言葉のところに入れていかないと、改めて見たときに何故ここにこの2つのものが入っているのかなということ疑問に思ってしまうので、入れたらどうかという指摘でした 次に、これは33ページ以降ですがよろしいですか。48ページの図書館サービスの……
笹本課長	すみません。もし可能であれば33ページ以降については改めて御意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

長橋委員	後で。はい。分かりました。よろしくお願いします。あとですね、市P連の理事会のほうに文章を投げて意見を求めているところなのですが、皆さん忙しいのと、私が送るのが遅くなってしまったこともあってまだ意見の集約が出来ていません。 後で意見が挙がってくるかもしれないのですが、メーリングリストに流しても構わないでしょうか。今日が確定ということでしょうか。
和田委員	事務局、いかがですか。
笹本課長	今後の主な流れについてですが、本日、基本的にはすべて御審議いただいた上で、来週23日の市の庁議において1月からパブリックコメントを実施するに当たっての審議という流れになっています。基本的には本日、御意見を集約いただくということで御理解いただければと存じます。もし市P連さんの方で御意見があればパブコメのほうで御意見いただければ助かります。よろしくお願いいたします。
和田委員	いま長橋委員からありました4ページ、つくば市未来構想とつくば市戦略プランですけれど、これは検討ということですが、どのように……。
笹本課長	4ページを御覧いただければと思うのですが、御指摘いただいたものを踏まえまして、文章の中で位置づけを明記させていただいております。
和田委員	それではこちらで、赤で直っているものでよろしいでしょうか。
長橋委員	はい、大丈夫だと思います。
和田委員	それでは48ページ、53ページは後ほどということで、次に小野村委員よろしいでしょうか。
笹本課長	小野村委員からいただいた御意見についても、まずは33ページ以

	降について御審議等いただいて、前回と合わせて引き続き皆様に御審議いただいた上で、その前段、32ページまでの部分を残った時間で協議いただきたいな、というふうに思っております。
和田委員	それでは 33 ページ以降ということで、御審議のほうお願いいたします。基本方針 4 の「学び続ける教職員を支援する」というところですが、御意見はございますか。長橋委員お願いします。
長橋委員	市 P 連の長橋です。施策のほうでは「ティーチング」、「コーチング」という言葉を使っているのですが、そのあとの説明では「教え」、「学び」と書いてあります。ここは、統一する必要ないでしょうか。
和田委員	いかがでしょう。御意見がございましたが。
青木係長	じゃあすみません。よろしいですか。教育総務課なのですけれども、委員の御指摘の「教え」、「学び」、「ティーチング」、「コーチング」というのは、それぞれ大綱の中に出てくる文言でして、それぞれに意味を持っていると考えております。大綱にそれぞれの言葉で出ているものですから、できれば統一することじゃなくて、それぞれ違う言葉として使用させてもらえればなと考えております。
長橋委員	大綱に従うということで理解しました。ありがとうございます。
和田委員	ありがとうございます。それでは基本方針の 4 のところ、33 ページ、34 ページについてはこちらでよろしいでしょうか。根津委員お願いします。
根津委員	34 ページ「教職員研修の充実」と赤字で修正が入っているところなんですけれども、『「教え」から「学び」へ』で始まる文章の最後のほうなんです、「各教科の指導法研修を構築し」とあるんですが、教科だけではないので、学校が教えているのは。ここは「各教科等」と「等」の字を漢字で 1 文字入れていただきたいと思います。

和田委員	す。以上です。 ありがとうございました。そのとおりだと思います。こちらで修正をよろしく願いいたします。34ページについてほかに御意見ありませんでしたら施策の2のほうに、すみません、小野村委員お願いします。
小野村委員	基本方針4の「教職員研修の充実」というところですが、ここで書かれている内容を見ますと、どうしても教師が「研修を受ける」といったニュアンスが非常に強いかと思います。児童生徒同様、今まさにティーチングからコーチングへというお話にも関係しますが、ここでは教職員の自主的な研鑽を促し、支援していく体制の充実等の表現で、教職員が「自分から学ぼうとする意欲」を大事にするというようなことを入れていただけないのではないかと思います。子どもたちが主体的にということを見ると、そこを入れないとちょっとバランスが崩れるのではないのでしょうか。 それから、その後の「教職員の人材育成と学校組織の活性化」というところですが、ここはとても大事な表現が入っているので訂正ではなく確認なのですが、この中に「現状に問題意識を持つ、『問い続けることのできる教職員』の育成」という表現があります。これはとても大事だと思っております。 私自身、若いころにある研究授業を見まして、研究授業の問題点を指摘したことがありました。教員時代ですね。その時に「これは誰先生が指導してこういう授業をやっていると思っているんだ。若手が何を言っているんだ」というようなことでお叱りを受けたことがあります。少なからずその雰囲気というのはまだ教育現場にあると思います。そういう時に、ここで問題意識を持つ教師を育てるということは、教育界の改善のために絶対に必要なことであって、こういったところで述べているのはまさに批判的思考ということだと思いますので、前回も出ましたがクリティカルシンキングというところをこういったところにしっかりと強調していただけない、必要であればこの中にも批判的思考ということを盛り込んでいただければと思います。以上です。
和田委員	ありがとうございます。2点、まず「教職員研修の充実」のここ

	ろなのですが、自主的な研鑽を促すという文言、そのとおりだと思いますので、子どもに自主的に、主体性を持ってというふうに伝えている先生方が自ら学ぶというようなことで、研修を受けるだけではなく自分たちでやっていくのだというニュアンスはとても大切だと思います。ぜひ事務局のほうでこの「自主的な研鑽を促し」という文言を入れていただければと思います。
笹本課長	副委員長、すみません。いまお話のあった「教職員の自主的な研鑽を促し」という部分なのですが、本文中にどういったかたちでとどのように入れたらよろしいか御意見いただければと思います。よろしくお願いします。
和田委員	小野村委員お願いします。
小野村委員	すみません。私もお送りしたデータが間に合いませんで、全部提案を出すということが出来なかったのですが、この後「また対面・集合研修・オンライン研修等、ベストミックスな研修体制の構築に取り組めます」の後にさらに、「ICT等を活用し教職員の自主的な研鑽を促し、支援していく体制の充実」と加えていただいても良いのではないかと。実際コロナの期間中に若い先生方がウェブを使って自分たちでいろんなところでミーティングを開いて研修しているところに私も参加させていただいたのですが、今までのように教育委員会が、例えばつくば市ならつくば市教育委員会が主催するっただけではなくて、茨城県内の先生方が自主的に集まってネットで授業研究をしているというのを見ましたので、そういった意味でこの後にですね、オンライン研修などとも絡めて加えていただいたほうがいいのかと思います。
板谷所長	総合教育研究所です。御意見いただきありがとうございました。確かに教職員の自主的な研鑽ということはとても大切なことで、総研でも先生方の要望に応じて訪問研修等を行っております。小野村委員の御意見を讀ませていただいたときに、訪問研修を入れればいいのかというようなことを考えていたのですが、対面研修、集合型研修、オンライン研修のところに訪問研修も、先生方の要望に応じた訪問研修等のベストミックスによるというふうにしてもよいかと

	考えていたのですが、いかがでしょうか。
小野村委員	私の頭にも皆さんの取組があったので、訪問研修をどんどん進めていくというニュアンスを感じていました。それでも結構だと思います。
板谷所長	それでは検討させていただきますので。ありがとうございました。
和田委員	ありがとうございました。それでは今の部分はよろしいでしょうか。もう一つございます。教職員の人材育成と学校組織の活性化のところで、文章はこれでいいのだけれども、とても大切なところだということ、批判的思考という言葉を入れられれば入れていただきたいというようなことでございます。
小野村委員	このままでも結構です。
和田委員	問題意識を持つことができる教職員を一人でも多く育てていくということで、事務局のほうでいかがでしょうか。批判的、クリティカルシンキングを文言の中に入れることが出来ればというところですが。
笹本課長	もしこのままのかたちでよろしければこのままの文面でいかがでしょうか。
和田委員	小野村委員いかがでしょうか。それでは現行のままといいたいと思います。心の中ではこういったものも共通理解というようなことで。 それでは先に進めさせていただきます。35ページ、36ページに関しては何かございますでしょうか。小野村委員お願いします。
小野村委員	35ページ、「働き方改革の施策の方向性」が背景の説明という書き方から始まっているので統一性という意味ではどうかなと。そこで段落をとるのではなくて、「という実態を踏まえ」程度にまとめておいたほうが、統一性が取れるのではないかなと思います。

	変更案をお送りした中で、「…という実態を踏まえ」としましたが、つい先日つくば市のほうで働き方改革の分析結果を新聞記事で見たところだったんですが、そこで先生方の声が上がっていましたので、最新のデータに基づいて、実態を踏まえと入れていただければいいかなと思いました。 それと「教員の働き方改革」ではなく「教職員の働き方改革」としたほうがよろしいのではと思いました。学校は教員もそうですが、教える先生以外にも皆さんで支えているものですので、そういった先生方の働き方を考えて一緒に働くということでは教職員と、または教職員には「教える職員」という捉え方がありますので、「学校教育に携わる職員」とするとより分かりやすいのではないかと考えました。そこでお手元の資料にもあるのですが、先のような変更案を出させていただきました。
和田委員	御説明ありがとうございました。いかがでしょうか。
笹本課長	施策の方向性のところの「教員」ですが、これは平成30年度に教育委員会で実行計画を策定する前段でアンケートをしたのですが、そちらは教員しかアンケートをしていなかったのですね。実行計画の中でも教員という記載で計画の策定をしているもので、そこに合わせた形で教員としています。
和田委員	大元がそうであれば致し方ないと……。
笹本課長	実際は「教職員」のほうがいいのではないかなとは思いますが。
小野村委員	「教職員」のほうがより良いのではないかと思います。
根津委員	確認ですけど、施策の方向性の最初の段落は、このアンケートは市内のことですか。こういう数字を出すときには何人が回答したかを書いていただかないと、この結果を見たいというときにどこにアクセスすればいいか分からないので。これはつくば市内の小学校教員対象のアンケートですね。ではそう書いていただいたほうがいいというのがひとつ。 それと、この文章についてはこれなのですが、先ほどの、次の段

	落からは「教職員」と統一したほうがいいと思います。第二段落、第三段落からはやはり「教職員」と。ただ最後の令和元年度、2019年度に策定したものが「教員の働き方改革」なのですね。そうであればこれは先に決まっているものなので、変えることはできませんからこのままで致し方ないのではないかなと思います。以上です。
和田委員	ありがとうございました。根津委員の御意見はよろしいですか。つくば市内ということをきちんと明確にするということ、「教職員」で統一するという、よろしくお願いいたします。35ページは以上でよろしいでしょうか。事務局で今の御意見について何かありましたら。小野村委員お願いします。
小野村委員	全体について言えることなのですが、36ページですね。「外部人材の活用」という言葉がありますが、下の文章では「活用」ではなく「連携の強化」と書いてあるのですけれども、「活用」という言葉が私はどうも上から目線だというような印象を受けてしまいます。「保護者を活用する」というと、どうなのだろうかという印象を受けますので、下の表現を使って「外部人材との連携」とかそういった表現で、全体として「活用」という言葉は使わないほうがいいのではないかと、まあ字の印象の問題ですが。
和田委員	小野村委員から、「外部人材の活用」よりは「外部人材との連携」のほうがいいのではないかと御意見が出されました。これに関していかがですか。賛成あるいは反対ということで進めていきたいと思います。上田委員お願いします。
上田委員	今の小野村委員の御提案に賛成です。「外部人材との連携」としたほうが、表現がいいのではないかと思います。その次の「サポートスタッフの充実」というところですが、教職員の負担を軽減するためとあるのですが、本音ではそうかもしれませんが、建前としては教員の質を高めて子どもたちにより良い教育を行うためというのが本来の目的だと思いますので、この部分は削除するかあるいは教職員の働き方改革を進めるためというようなかたちで、負担を軽減することを目的にはしないほうがいいと思います。

和田委員	ありがとうございます。36ページのサポートスタッフのところですけれど、いかがでしょう。これまでの話し合いでずっと教職員の負担を軽減するということで進めてきましたけれど、このように冊子になったときに確かに子どもたちにより良い教育を行うためにサポートスタッフを充実させるということが正しいと思いますので、今の上田委員の御意見に関して、もし事務局のほうでそのように変更できるということでしたらそうしていただければと思います。他の委員の皆さんからこのままでいいという意見はありますでしょうか。それとも、教職員の負担を軽減するというのは直接的な働き方改革の項目としてあるので、このページにおいてはこの文言で通すというのもひとつかと思いますけれど。根津委員お願いします。
根津委員	いまのところはやはり変えたほうがいいかなと私は思います。35ページの施策の方向性のなかに、下から3行目に「児童生徒の豊かな学びの実現を目指し」と書いてあるわけですので、これをここに持ってきて「児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、様々な分野において専門性を持つ」というところであれば整合性が取れるだろうというふうに思いますがいかがでしょう。
和田委員	そのような御意見が出されました。委員の皆さん、こちらの御意見はいかがでしょう。事務局、こちらでいかがですか。
笹本課長	そのようなかたちで修正したいと思います。
和田委員	ありがとうございます。それでは「サポートスタッフの充実」のところはそのようにしていきたいと思います。36ページに関しては他にございますか。 それでは37ページ基本方針5のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。37ページ、こちらで気になるところ等ありましたらお願いいたします。根津委員、お願いします。
根津委員	3点あるのですけれども、ひとつは37ページの施策の方向性の1行目、小・中・義務学校とあるのですがこれは義務教育学校でしょうか。これがひとつ。

	次が38ページのところなのですが、最後の「教材及び管理備品の計画的な整備」、ここが2行で終わっていてちょっと寂しいなという気もしますので、増やせというわけではありませんが、例えばICT機器の整備等についてはどのようになるかなと、ここではないところで書かれるかもしれないと繰り返してしまっているのかもしれませんが、今後の見通しについてやはりここは一言追加で段落を増やしていただいても良いのかなと。 3点目ですけれども、これは中身についてではなく体裁なのですが、施策1で37ページ、38ページはひっくり返さないと見られないわけですので、これが例えば35ページ、37ページであれば見開きで左側に基本方針が来て右側に内容というふうになるんですけど、なぜこのようなレイアウトになったのかちょっと良く分からないんですが、工夫をしていただければ。あえてこのように奇数ページから始めるというルールがあればまた別ですけれども、前回欠席したのでその経緯は良く分からないので必要に応じて御説明いただきたいと思います。以上です。
和田委員	ありがとうございました。まず37ページの小・中・義務学校、こちらは「教育」が入ったほうが分かりやすいですね。他の委員の皆様も同じ意見だと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。 2つめですけれども、38ページの下の部分、ICTのことを入れるのか、根津委員から提案がありましたけれども、教材及び管理備品の計画的な整備についての見通しがひとつふたつあったほうがいいのか、ということでした。最後にレイアウトについてです。先ほど私も説明を聞きながら、レイアウトについては見づらいのかなというのを感じておりました。その件についてもお願いいたします。
笹本課長	レイアウトはこれで完成形ではないので、おっしゃったかたちで最終的に推敲していければと思います。
和田委員	それでは、最初の義務教育学校のこと、それからレイアウトについてOKということで、任せたいと思います。2番目に意見のあった教材及び管理備品の計画的な整備については……。
根津委員	よろしいですか。

和田委員	はい、根津委員お願いします。
根津委員	すみません、たまたまいま眺めていたら、その一つ上の文章に「。」がないと。「財政負担の軽減及び平準化を図ります」のところに「。」がないですね。
笹本課長	すみません、教育総務課です。ここは教材管理備品なので、ICTとはまた別の学校用の備品関係になります。こちらの中身についてはもう少し書けるものがあるかどうか担当課と協議した上で進めさせていただきたいと思います。
和田委員	ありがとうございます。そちらでお願いします。それでは39ページに進みたいと思います。施策2「学校の安全体制の確立」。こちらは大局的にどうかという部分がありましたら御意見をお願いします。よろしいでしょうか。40ページも併せてお願いいたします。防犯、防災体制の充実、通学の安全確保。この部分に関してはこれでよろしいですかね。 次に施策3「学校等の適正配置」。こちらについて御意見をお願いします。41ページです。上田委員お願いします。
上田委員	対案を全く考えていないので無責任な発言になるかもしれませんが、この学校の適正配置のところですけども、例えば春日ですとか研究学園地区、みどりので今開校している義務教育学校はかなりマンモス化していて、開校した時から通学区、学区割の問題が地域の子たちの最大の関心事になってきていたことを聞いています。また、みどりのや研究学園に新しく学校ができるに当たって、学区割がどうなるのかというのは保護者にとってはかなり大きな関心だと思いますので、適切に地域の声をいかしながら学区を設定していくというのをここに盛り込む必要があるのではないかと考えております。
和田委員	ありがとうございます。確かに学区に関しては保護者の関心が高いところでありまして、これを見たときに「地域の声をいかしながら」という一言が入っていると、ずいぶんと市民に寄り添った、保

	護者の気持ちを考慮したものになると感じます。いかがですか。もし同じような意見でありましたら、「地域の声をいかしながら」というような言葉を入れてもらうということで訂正をお願いしたいのですが。
宮寺委員長	上田委員から御指摘がありましたように地域の保護者の方からすれば最大の関心事といってもいいくらいのことなので、もっと地域の実情に応じた学校等の適正配置を図るとともに規模の適正化を進めますという、これを見る限りは一般論なので、現在ここまで進んでいるんだ、こういう課題が残されているんだというもっと具体的なことをここに盛り込むことはできませんか。適正配置委員会でしたか、審議会でしたか、進んで議論されてきて、こういうことは難しいことかもしれませんが、いま進んでいる範囲でここまでやっている、まだこういう課題が残されていると。ベースの記述に具体性がないので、もう少し具体性を盛り込んではどうでしょうか。どれくらいできるものなのか。
和田委員	それでは、間中課長お願いします。
間中課長	学務課です。よろしくお願いします。御指摘のとおりかと思うのですが、学区審議会につきましては、通常の学区を決める場合には適正配置計画があって学区審議会という組織がありまして、それぞれ新設校になるエリアで行うものですから、全体で同じ進捗具合でもないものですから、もともと今現在の具体的なことを明記するというのはなかなか難しいのかなと感じております。ただ、そうは言っても今お話しいただいたように学区審議会でも学区を決めるのにこういう手続きを踏んでいるというようなことはもう少し丁寧に書かせていただければと思います。よろしくお願いします。
和田委員	ありがとうございました。そちらでよろしいでしょうか。
宮寺委員長	わかりました。
和田委員	あとは、先ほどございました地域の声をいかしながら、ということも御検討ください。

	それでは42ページに進めさせていただきます。施策4「学校給食の充実」についてです。この部分で気になるところ、本当に最終ですので何かありましたらよろしくお願いします。根津委員お願いします。
根津委員	42ページの下から5行目ですね、「旬の食材を沢山取り入れた」と、「沢山」ってどれぐらいだ、となりますので、「沢山」は取ったほうが無難かなと思います。
和田委員	ありがとうございました。いかがですか。健康教育課。
川又補佐	健康教育課です。つくば市の学校給食における地産地消ガイドラインというものがあまして、そちらで地産地消の食品を取り入れた食材についての指標というものがあまして、このガイドラインなんですけれども、2019年度から2023年度の5年間の計画なんですけれども、指標というのが中間年度で確定するというところで決められておりませんので、どれくらいというところは言えないところなんですけれども、なるべく地産地消を使って給食の献立を提供するとガイドラインに謳ってあるので、これを入れたんですけれども。
根津委員	でしたら「沢山」よりも「なるべく」のほうがいいと思います。以上です。
和田委員	いかがですか。「沢山」という言葉は2023年までのガイドラインには……。すみません、お願いします。
吉沼局長	教育局長吉沼です。今の議論をお聞きしまして、「なるべく」などの提案ありがとうございます。提案を出していただいたのですが、「沢山」というのは取ってもいいのかなと。先ほど健康教育課の説明がありましたが、途中だということと、はっきり計画で位置付けているわけでもないの、多くという意味で使っていきたいという担当課の願いはありましたが、最初に委員からおっしゃっていただきましたように「沢山」を取るということでいかがでしょうか。
和田委員	根津委員、いかがですか。それではなるべくではなく、旬の食材

	を取り入れた献立を提供しますということで進めていければと思います。ありがとうございます。 宮寺委員長がいらっしゃいましたが、このまま少し私のほうで進めさせていただきます。基本方針6についてです。ICTを活用した教育を推進するということで、御意見をお願いします。小野村委員お願いします。
小野村委員	「遠隔システムを活用したシームレス教育」ということなのですが、「遠隔システム」といった場合と「シームレス教育」といった場合、これは同じ意味で使われているのかなと思います。全体として非常に難しいな、というイメージがありますので、言葉は絞れるものは絞っていったほうが分かりやすいと思います。シームレスというのはなかなか馴染みのない言葉だと思いますので、「遠隔システムを活用した教育の充実」ということで、シームレスを省いても、この後も含めてですね、省いてもよろしいのではないかと思います。
和田委員	ただ今の小野村委員の御意見なのですが、これについて他の委員からなにかありますか。板谷先生お願いします。
板谷所長	総合教育研究所です。このシームレスに関しましては、学校と家庭を切れ目なくつなぐ、段差なく、壁がなくつなぐという意味で使わせていただいております。小野村委員のおっしゃった、「遠隔システム」と「シームレス教育」が同じような感じとは、つくば市としては、担当としてはとらえていないところがありまして、先生方の説明についても学校と家庭を切れ目なくつないでいくのが「GIGAスクール構想」だということで、いろいろな場面で説明しておりますし、つくば市はICT教育を先進的に進めているということで新聞、雑誌に取り上げていただくことが多く、このシームレス教育ということは使っているのです、入れさせていただければと思うのですが。
和田委員	小野村委員お願いします。
小野村委員	おっしゃることは分かるのですが、言葉が躍ってしまっているところ

和田委員	いう印象が私にはあって…。実際にシームレスという言葉、シームレス教育と言いながらも、教育の現場でどれだけの方がシームレスというカタカナ語を理解しているのかなと疑問に感じています。シームは御存知のように「縫い目」ということですから、「縫い目のない教育」ですが、そういう意味では遠隔システムを活用した教育が学校と自宅をつなぐということなので、リモート教育と言っても遠隔教育と言ってもシームレス教育と言っても同じ意味かと思います。 さらに、この下ですね。施策の方向性の下の段落で、「学校と家庭で切れ目のないシームレスな学び」というのは重複しているわけですね。ここでもシームレスはいらなくて、「学校と家庭で切れ目のない学びの実現を目指すとともに」としたほうが私は自然であると思います。その下も「学校と家庭をつなぐ学びの推進」、つなぐということはシームレスということですから、同じ言葉がだぶってしまっています。シームレスという言葉が急に流行語のようになっていますが、ここはシームレスという言葉は使わずに、「切れ目のない教育」としたほうがよりわかるのではないかと思います。 さらに申し上げるとその次に「個別最適化学習」という言葉も何度となく出てきているのですが、これもやはり難しいなと思います。より多くの方に分かりやすくということで考えると、「個に応じた学びの推進」としたほうが、肩がこらずに済むのではないかと思います。印象を私は持ちました。以上です。 ありがとうございます。今の小野村委員の御意見いかがですか。 私は学校現場におりますので、総研などの研修会でもシームレス教育ということでだいぶ一般化してきたかなという。保護者の方には難しいかもしれないですが、学校現場では総研で指導している遠隔システムを活用したシームレス教育の充実ということで、先生方は取り組んでいるかなという印象を持ちます。そこで提案ですけれど、施策の方向性の下のところ※で、「シームレス＝学校と家庭を切れ目なくつなぐ」というちょっとした説明を入れるということで、つくば市がやろうとしているシームレス教育、この言葉を打ち出しているのがつくば市らしいのかなと思っているんですけど、取ったほうがいいという意見、それから但し書きを付けたうえで残

小野村委員	したほうがいいという考えといろいろあると思うのですが、はい、お願いします。 そもそも基本計画を誰向けに書いているのかということを確認する必要があると思います。教職員は分かっているとしてもそれ以外の一般市民が、つくば市の教育がどういう方向に向かっているのだろうかということは、非常に重要なテーマです。そう意味では、教育大綱を作る際にも、どうしても難しい言葉が出てきてしまうのですが、なるべく一般の方々、教育が専門ではないという方々にも分かりやすいようにということで策定しました。もちろんシームレスという言葉を使ってはいけないということを申し上げているつもりではなくて、そういう意味では最初の施策1を「遠隔システムを活用した教育の充実」としておいて、その中で「切れ目がない学びの実現を目指します」ということで、逆にその下に「つくば市ではシームレス教育の充実に努めています」というようなことで注釈をつけるとか。いずれにしても、最初のところだけでもシームレス教育という言葉を使わなくても全く違和感なく、却って分かりやすいのではないかと私は思います。
和田委員	ありがとうございました。確かにこの教育大綱を読んでも、本当に分かりやすいということが1番で作られているなと感じます。それに準ずるのならば、小野村委員の意見も尤もだなと感じます。事務局、いかがでしょうか。
森田教育長	小野村委員がおっしゃったこと、大変よく分かりました。といっても、和田副委員長がおっしゃってくださったように、いまは教員もシームレスという言葉を含言葉のように段々使ってきていて、それを目指そうという柱の言葉にしているところがありますので、どこかでは使いたいというのが正直なところです。確かに施策の方向性のなかにある「切れ目のないシームレス」というのは重複しているところがあるので、ここはいらないのかなと思います。それで、できるだけ使っていいところに使わせていただいて、分かりづらいということであれば、先ほど和田副委員長がおっしゃったように、※で注釈を加えるという形で使わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

和田委員	小野村委員、よろしいですか。
小野村委員	はい。
和田委員	それでは、43ページの方はそのような形で進めさせていただきま す。44ページの「個別最適化学習の推進」というところについて、 こちら小野村委員から御意見がありました。「個に応じた学びの 推進」としてはどうかということで、教育大綱においても分かりや すい言葉を用いるということがあったので、そういう御意見があり ましたけれども、こちらはいかがですか。
森田教育長	これも「G I G Aスクール構想」の狙いの中に、「個別最適化」 という言葉が、ICTの活用も含めて大分言われるようになっていま すから、ここはこの言葉でいかせていただいた方が良いかと思いま す。
小野村委員	結構です。
和田委員	分かりました。それでは施策2「I C T教育環境の充実」に移ら せていただいて、45ページに御意見がある方、よろしく願いま す。45ページ、46ページと見ていただきまして、御意見があればお 願いします。よろしいですか。これまで何度も話し合いを重ねて辿 り着いたものですので、こちらで45ページ、46ページを進めさせて いただきたいと思います。 47ページに移ります。基本方針7「学びを支える施設を整備す る」。こちらはいかがでしょう。48ページと併せて御意見を願 いします。
長橋委員	事前の意見としても出させていただいたのですが、4交流センタ ーの連携だけでなく、つくば市の他の交流センターにも図書室が、 小さいものですが、いっぱいあって、家から近いとか遅くまで空い ていてとかですごく便利に使わせていただいています。そちらの方 の図書室との連携というのをどこかでやってほしいと思うのです けれども、数がかなり多くてなかなか難しいと思いますが、それを

	やっていくような姿勢を見せるような文章を入れることはできないでしょうか。
和田委員	はい、お願いします。
柴原館長	中央図書館長の柴原でございます。御意見いただきましてありがとうございます。先日の社会教育委員会議のなかでも少し触れさせていただいたのですが、筑波大学の先生や一般公募の委員も入り、今後の図書館サービスを考えるつくば市図書館懇話会を2年間ほどやっていまして、今年の3月に懇話会からの提言書をいただきました。その提言のまとめとしては、3つのステップに分けて今後ステップしていったらどうかというところがありました。今後1～5年後を1段階、6～10年後を2段階、11～15年後を3段階として、それぞれの目標などを提案していただいております。今回長橋委員から御提案いただいた御意見でございますが、これは6～10年後の第2段階の中に含まれております。提言書はつくば市の計画というわけではありませんが、頂いた御提言なのでそれに沿った形でいろいろと検討していかなければならないと思います。また、提言書の第1から第3段階については、何年度から何年度という風に取り決めをしているわけではございませんが、御提言をいただいたのが今年の3月ですので、第1段階は概ね令和3年度からの5年間になるものと考えています。従いまして、先ほど申し上げました長橋委員からの御提案につきましては第2段階の中に入れていきますので、いま御協議いただいているこの振興基本計画の計画期間が終了したその後の、令和8年度以降の振興基本計画の中に盛り込んでいければいいかなというふうには考えております。ただ、図書館としましても、4交流センター以外の図書館・図書室、そちらの方は、現在の図書館、これは30年前にできたわけなのですけれども、その時点でも考え方としては、いつでも・どこでも・誰でも図書室に入れる、図書に触れることができるということを挙げておりますので、当然必要なこととして考えております。今の段階では「努力」という文言を入れることについては、拒む理由はありませんので、入れていただいてもかまわないかと思います。ただその次の振興基本計画においては、その部分については積極的に入れていきたいと思っております。

和田委員	ありがとうございました。長橋委員、意見があればお願いします。
長橋委員	御説明いただきありがとうございます。ぜひ次の段階に向けてやっていくという、恐らく第２段階に向けての検討が始まるということだと思いますけども、そういったことも含めて「努力する」といったことを書いていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。
和田委員	ありがとうございました。その他に御意見はありますでしょうか。
小野村委員	22ページでしょうか。基本方針２の中で触れられている「読書活動の推進」での内容と、今のこちらのページの「図書館サービスの充実」の内容が、重複しているといいますか、少し整理が必要ではないかと思っております。「読書活動の推進」の中に、「様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な市長を収集・整理・保存することで」という記載がありますが、これは読書活動というよりは、基本方針７の施策１で取り上げた方が相応しいのかなと思います。あと、「中央図書館と学校図書館が連携して…」という辺りも、少し内容の整理が必要ではないかという感じがします。読んでいて書き分けが良く分からなかったのです。ちょっと検討いただければと思います。
和田委員	ありがとうございました。22ページの「読書活動の推進」と47ページですね。こちらに関してはいかがでしょう。中央図書館の方でお考えいただけますか。
青木係長	整理するようにします。
和田委員	分かりました。それではここは整理してください。ほかに基本方針７の47ページ、48ページについて、何かありましたらお願いします。よろしいですか、時間も過ぎておりますので。 49ページ、50ページの施策２「つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備」について御審議いただきたいと思います。こちらに

	ついて、何かございましたらお願いします。
小野村委員	基本方針7の施策2の方でよろしいでしょうか。こちらは施設整備をしていると思うのですが、施策の方向性というのは、基本目標1に沿ったものになっているのではないかと思います。整備ということでは、ちょっとずれているのかなという印象を受けました。それから、「国際社会で活躍する人材育成を目指して、伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進」という、ここで突然「国際社会」ということが出てくるのですが、つくばの歴史・伝統に立脚したということかもしれません、少し唐突な印象を受けました。以上です。
和田委員	ありがとうございました。このことに対して、他の委員から御意見はありますか。
石橋課長	文化財課の石橋です。この方向性の部分は、恐らく前の計画からほとんど変わらずに引き継がれているものだと思うのですが、書いてあること自体は間違っていないと思っています。基本的には歴史や文化を知ることというのは自分と他人のアイデンティティを認めるという部分に関わっていると思います。それが、つくばの場合は国際社会ということで、つくばスタイル科とかで何か書かれているのかは分からないのですが、日本と外国であっても、つくば市と土浦市であっても、北条と谷田部であっても同じことが言えるので、基本的には国際社会という言葉にこだわって残さなくても良いと思っています。あと、場の整備のところに文化財もまとめていただいているのですが、前回の計画では色々なところに細切れにちょっとずつ記載があったものを、そうではなくまとまっていた方がよいのではないかとということで、事務局でまとめてくれたのですけれども、何か良い配置方法があれば、お知恵を頂ければなと思っています。以上です。
和田委員	ありがとうございました。
小野村委員	おっしゃることはとても良く分かります。ここにこういうふうに書きたいというのはすごくよく分かるのですが、まさにおつ

	しゃるとおりだなと思っておりまして、どこに書くのかは非常に難しいなと思います。ただ、書き方としてもうちよっと他との統一性ということを考えてはどうかなと思います。ただ、書かれていることに対しては、先ほどの国際社会のところを除いて異論はありませんので、このままでも良いのかなと思いながら、一応2点言わせていただきました。 併せて50ページの方ですが、「文化を誇る」という表現が出てまいります。いまグローバル化という中で考えた時には、この「誇る」という表現はどうなのかと感じました。「誇る」という言葉の意味合いの中には、自分が優勢であって他を見下すというようなニュアンスもとれるので、基本的には文化は他と比べてどちらが良いとかいうものではないので、変更案を出させていただきましたが、「つくば市内の文化財を市民が大切に思い」というような形ではどうかなと思いました。それから先ほど根津委員から出た「沢山」という表現と同じだと思うのですが、「貴重な」という言葉をわざわざ入れなくても、基本的には文化財は貴重なものですので、「つくば市内の文化財を市民が大切に思い」というような表現ではいかがかなと思いました。変更案を出させていただいておりますが、参考にいただければ幸いです。
和田委員	いまの御意見に関して、いかがでしょうか。はい、根津委員お願いします。
根津委員	49ページに戻るのですが、施策の方向性の4行目にある「世界に誇れる」というところに「誇る」という言葉が出てきますので、そこ併せて変える必要があるだろうなというのが1つです。 それから、先ほどの国際社会云々のところですけど、今申し上げたところに「世界」という言葉が出てきているのであれば、「世界で活躍する」と言い換えてしまっても違和感はないかなというふうに感じました。以上です。
和田委員	ありがとうございます。
石橋課長	「誇る」という言葉についてなのですが、平成30年に「つくば市文化財保存活用計画」という計画を作りまして、その中の一

	番大きい基本理念のところに「つくば市民が誇り、市民とともに伝える文化財」ということをキャッチフレーズ的に入れていています。もちろん「誇る」ということが、相手を見下すというニュアンスではなく、自分が思っている良いところをもっと発信してお互い認めあっていこうよという能動的なニュアンスで使っている言葉ではあるので、文化財の計画との整合性を勘案すれば残したい言葉ではあると思います。「貴重な」という言葉については、文化財を貴重だと思っていただければありがたいと思っていますので、取っても差し支えないかなと思います。以上です。
和田委員	小野村委員、いかがですか。
小野村委員	この「誇る」については、私もそこまでこだわるものではありませんが、つくば市の、まだ残っていると思いますが、「世界が溶け合うまち」みたいなキャッチフレーズありましたよね、「融合しあう」でしたか。どこかにそういうキャッチフレーズが使われていたと思うのですが、最近あまり見ていないかな。そこでも、ついこの間までは「ニューヨークは人種のるつぼ」のような表現が使われていたものが、今は「るつぼ」という表現は使いませんよね。ブレンドという考え方はもう違うということで。そうやって時代が変わってくると意味合いがどんどん変わってくるので、そういう意味では、私もついこの間まで「誇り」という言葉を大事に使っていましたが、今後の国際社会のことを考えると、やはり「文化を誇る」という表現は段々と改めていくべきことではないかなと思います。今回でなくても、今後の課題として検討いただければと思います。
和田委員	ありがとうございます。もう1点、「国際社会」を「世界」に書き換えるという御意見もありましたけれども、いかがですか。
小野村委員	そうですね、教育大綱の中でも何度も出てきたことなのですが、「世界で活躍する人材」とか「世界に変革をもたらす人材」というのは、どうしてもエリート主義というか、優秀な子どもたちを育てましようということで、SDGsの「誰一人取り残さない」という趣旨とは違うのかなと感じます。もちろん世界で活躍する人材も出てほしいですけども、例えば、世界で活躍しなくても、私の祖父

	はお豆腐屋さんだったのですが、学がなくて貧しくて豆腐屋をやっていたのですけれども、私は祖父をととても尊敬していて、美味しいお豆腐を近所の人に作り続けた彼を尊敬しています。そういう人生も素晴らしいものだと思っていて、そういう人生を否定しないという意味でも、つくばの歴史・伝統・文化という時には、国際社会でということをやをわざわざ入れなくても良いのかなと私は思います。
和田委員	ありがとうございます。委員の中から御意見ありますでしょうか。このことも踏まえて文化財課の方で考えていただければと思います。先に進めさせていただきます。51ページ、基本方針8について、何か御意見ありましたらお願いいたします。小野村委員、よろしいですか。
小野村委員	これは確認ですが、基本方針8の項目が加わっていて、最初の方のページの体系図は直っているのでしょうか。10ページですね、直っていますか。
青木係長	直っています。
小野村委員	大丈夫ですか。
和田委員	上田委員、お願いします。
上田委員	2ページ目の目次のところに基本方針がズラッと並んでいるのですが、基本方針7と9に挟まれている8の学びにカギ括弧がついていないのが気になって、これは付けてはいけないのかなと思って取組を見てみたのですが、カギ括弧をつけても特に問題はなさそうなので、ここは基本方針のタイトルの学びにカギ括弧を付けた方が他との繋がりの中なかで自然に見えるのかなと思いました。以上です。
和田委員	ありがとうございます。そうですね、カギ括弧で学びという言葉で囲うという話でしたので、ここもそのようにお願いします。51ページ、52ページに関してはよろしいですか。沢山赤で直していただきましてけれども、事務局、ここはよろしいですか。この通りで

	すね。 それでは基本方針9の方に移らせていただきます。53ページ、54ページ、こちらを御覧ください。『「学び」を支える協働体制を充実する』のところで、何か御意見ありましたらお願いします。長橋委員、お願いします。
長橋委員	市P連の長橋です。事前にも書かせていただいたのですが、施策の方向性に「スポーツクラブなど」という表現があって、54ページの方にも「スポーツ団体等」とあるのですが、文化とか芸術とかの団体もあると思うので、そういうものも「など」や「等」に入っているとは思いますが、明記していただけるとありがたいなと思いました。
和田委員	ありがとうございました。事務局、いかがですか。
笹本課長	現在の取組としてはスポーツ団体に限られている形です。今後の考えとして芸術・文化の分野でも学校との間を繋ぐような形で取組ができれば、ということもあるのですが、そこまで明文化することはまだ難しいかなというような状況です。
長橋委員	ありがとうございます。「など」や「等」に文化や芸術が入っているという認識であれば問題ないと思います。よろしく願いいたします。
小野村委員	ありがとうございました。小野村委員、お願いします。
小野村委員	ここは変更案を出させていただいておりますが、「各種地域文化・スポーツクラブなど」としてはどうでしょうか。今後の対応としてはそんなに難しいことではないのだろうと思うので。 いま学校の中でもクラブや部活動を地域化するという取組が始まっていますし、その中で今現在、荃崎でしたっけ、吹奏楽の支援に地域の方が入ってくださったりしていますよね。そういうことを考えれば、ここで「地域文化・スポーツ」と入れても大丈夫なのではないかなと私は思います。変更案の紙面がありますのでここでは読みませんが、参考にいただければと思います。

和田委員	それから、53ページでは主な取組として「公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用」ということがありますが、これは私個人としてはフリースクールを入れていただくことは嬉しいのですが、整合性で考えると、「公民連携で推進する地域資源の活用」であっても良くて、ここにフリースクール等という具体例は入れなくても良いのではないかなと、ここだけポツッと浮いているなというような印象を受けました。 それから、54ページの「学校・家庭・地域・行政の連携・協働」という部分ですが、協働体制ということを挙げる以上、やはり教育委員会が自ら胸襟を開かずにて家庭や地域の教育力の向上というような表現を使うことに対して、やはり上から目線という印象を受けます。そこで、変更案としては「地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ各々に緩やかにつながり、児童・生徒たちの豊かな成長を支えていきます」というような表現に変えてはいかがでしょうか。 これは1つの案で、紙面にはもう1つありますが、「ホームページなどを介して、学校教育や教育行政に関する情報を発信するとともに、地域で催される子育てや芸術文化活動等の情報を収集、発信することでその活性化に努めます。また、出張教育委員会など地域の声を聴く機会をもつなどして開かれた教育委員会を目指します」ということで、教育委員会を開いていくということをこの辺りでしっかり打ち出しておかないと上から目線というような印象を受けてしまうのではないかと思います。以上です。 ありがとうございました。今の御意見につきましては、小野村委員の別の紙面に載っているものですね。こちらについても検討していただければと思います。それと、「各種地域スポーツクラブなど」というところ、「各種地域文化・スポーツクラブなど」というふうには、「文化」は入れた方が良いのではないかという御意見もありました。こちらも検討していただけますでしょうか。またさらに、53ページでは、「フリースクール等」というところは取ることが良いのではないか、「公民連携で推進する地域資源の活用」で十分なのではないかというようなことでした。もう第6回の委員会ですので、ここで決めていきたいというふうに思うのですが。生涯学習推進課、お願いします。

伊藤課長	生涯学習推進課長の伊藤です。小野村委員、ありがとうございます。前半の部分は確かにそうかなと思うので修正をさせていただきたいと思います。後半の部分ですが、様々なところで情報の収集ということ具体的に上げるところとして、いろいろな情報が「等」、あえて列挙をしないことで他のものを繋ぐことも可能と思っておりますので、固定的にならない考え方を「緩やかな」繋がりとして、修正をさせていただきたいと思います。
和田委員	小野村委員、お願いします。
小野村委員	おっしゃること、よく分かりました。教育委員として、社会福祉協議会のボランティア推進協議会の会議にも出させていただいております、社会福祉協議会さんも一生懸命地域のために貢献しようとしています。先日の会議でもやはり福祉体験などをもっと子どもたちに親しんでもらうためにどうすれば良いかというような話し合いが持たれました。両方の会議に出席していて、社会福祉協議会とか教育委員会とかもっと上手く連携できないかなと思うケースが多々あります。 もう1つ、社会福祉協議会でも申し上げたのですが、実は茨城県は、ちょっとデータが古いですが、私の記憶の中にあるデータだと、住民当たりのNPOの数が全国でワースト2位なのです。多分その順位自体は変わってはいないと思います。つくば市はそこまで少ないわけではないのですが、県としては全国でワースト2位です。何故そのような市民団体が伸びてこないのかというと、大きな原因の1つとして私自身がNPOで活動していると思うのは、情報ツールが無いのですね。色々な良いイベントをやっても発信できない。まずテレビ局が無いことはないですが、弱い。地元の新聞がやはり弱いということで、つくばにいてもつくばのことが分からないというのが多分にあるので、今後の課題として、学びを支える協働体制と言ったときに、教育委員会辺りでもっとリーダーシップをとっていただいて、ホームページなどを作っている、そういったところで情報発信をしていただくと良いのかなと。今回の計画でどうこうという訳ではないのですが、それも含めて今後も検討させていただきたいなと思います。

和田委員	ありがとうございました。では、そのようなことで事務局の方にお願ひしたいと思ひます。根津委員、お願ひします。
根津委員	ちょっと細かいところなのですが、54ページのホームページのところなのですが、「また、ホームページを利用し」というのは、これはどこのホームページを指しているのでしょうか。市ですかね。あるいは、教育委員会のホームページということでしょうか。どこなのかということをおイメージしていただきたいというのが先ほどの小野村委員からのところと関連してです。 もう1つは、出張教育委員会という言葉が突然出てきていて、私は前回いなかったのだから分らないのですが、これはどういう意味ですか。出前か何かでやるということですか。
笹本課長	前回、小野村委員からタウンミーティングに関する御提案があったのですが、不特定多数で集まる場を作るというよりも教育委員会等を庁舎以外の地域で行えるようなことを想定してこのように書いています。
根津委員	分かりました。1つの案ですけれども、一般の言葉ではないわけですので、カギ括弧を付けていただいて。教育委員会がどこかに出張するのか、と。まあそういう意味かもしれませんが、カギ括弧を付けていただいたほうが良いかなというのが2つ目。 最後ですけれども、その次の「家庭や地域の教育力の向上」の下の最後の段落ですね。「家庭教育学級への参加が難しい働く保護者」というふうに大分限定をかけているのですが、趣旨としては働いていない保護者でも参加が難しいケースがあるわけですので、この、「が難しい働く保護者」をとってしまって、「家庭教育学級への参加に向けて」、あるいは「参加促進に向けて」というふうにして、この条件をつける文言はとってしまった方が良いのではないかなというのが3つ目です。以上です。
和田委員	ありがとうございました。まず1つ目、ホームページは、市のホームページということで、「市の」と訂正していただければよろしいですか。

貝塚次長	従来の教育委員会が持っているサイトを使って行うことを想定しているので、市だけではありません。
和田委員	なるほど。分かりました。
貝塚次長	表現は分かるように検討いたします。
和田委員	分かりました。出張教育委員会のところにカギ括弧を付けるというのは異論ないところですかね。 3つ目、家庭教育学級への参加に向けてということで、「難しい働く保護者」というところをとるといえるのはいかがですか。
伊藤課長	これまで家庭教育学級に参加する保護者がどんどん減ってきているということで、いろいろな条件があるのですが、やはり働くお母さんたち・お父さんたちがいっぱいいますので、そういったところをターゲットにして、企業へ出向いて行ったり、保育所で家庭教育をやったりと、今までやったことのないようなことをこの5年間でやりたいので、できれば「参加が難しく働く保護者などに向けて」のように、「など」でその他を含めさせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
和田委員	生涯学習推進課の意見に対しまして、根津委員お願いします。
根津委員	「働く」だけ取るというのは駄目ですかね。これが、働いていない保護者はどうするのだというふうにも読めてしまうというところをどう考えるかですので、働いていなくても参加が難しいケースというものもあるのではないかとということが質問の趣旨だったので、いかがでしょうか。この「働く」というところがちょっと引っ掛かるのですが。
和田委員	私も実は同意見で、学校現場として仕事を持っている方が多数参加してくれます。専業主婦の方でも、働いていないから家庭教育学級に沢山来るかという、なかなかそうではないと実感として思っている、生涯学習推進課の方で働く職場に家庭教育学級を仕掛

	けていきたいというイメージがあるがためにこの文言を入れたいという、その気持ちも分かります。ただ学校現場では、働いていても働いていなくても、そのプログラムが魅力的であれば人は集まりますし、そうでないときはなかなか難しいというのが実感ですね。「働く」を入れるか、取るかということ。
伊藤課長	そうしますと、「働く」を取るのであれば、「企業の協力を得ながら」というところは、ちょっと意味合いが違ってくるので、「オンライン講座や」みたいにさせていただきたいと思います。
根津委員	すいません、この「企業の協力を得ながら」というのが分からなかったのですが、今の説明でやっと分かったのですが、これは働く保護者の職場ということなんですね。
伊藤課長	そうですね。職場ということ。
根津委員	なるほど。民間企業がどこか出資してくれてこういうことをやってくれるということで、いやあ良い企業があるものだなあと思っていたのですが、そういうことではないわけですね。分かりました。そうであれば、その「働く」と「企業」のところの兼ね合いというところで調整をお願いできればと思います。以上です。
和田委員	よろしいですか。ではそれで調整してください。このページはこれでよろしいですかね。上田委員、お願いします。
上田委員	53ページの施策の方向性のところなのですが、「コミュニティ・スクール型の学校づくり」というで、「コミュニティ・スクール型」というのが、文科省が進めているようなコミュニティ・スクールなのか、それとは違う「型」なのか。この辺りについて、御説明をお願いいたします。
和田委員	生涯学習推進課、お願いします。
伊藤課長	いわゆる文科省が言っているコミュニティ・スクールという「型」はございます。こういう形でやってくださいね、それに対しては補

	助金を流しますよ、というものになっているのですが、じゃあ様々な地域でその通りにできるのかと、無理やり押し込んでいいのかということもあるので、そこはやはり、この5年間をかけて色々な試行錯誤させていただいてモデル校も作りまして実施をしていきながら、つくば型のコミュニティ・スクールを模索していこうというところがございます。例えば、都市型と農村型で違う部分もあるのかなと思いますし、そういったところのやり方をここで今決めてしまうのではなくて、少しずつ考えていきましょう、というところで「型」という言い方をさせていただいたので、逆にコミュニティ・スクールという言葉を使わない方が良いのかなということも考えたのですが、そんな形の考え方です。いかがでしょうか。
小野村委員	今の説明を聞きまして、私もこのコミュニティ・スクール型って何なのだろうと思っていたのですけれども、おっしゃることはよく分かりました。私も今のコミュニティ・スクール制度には疑問を思っています、文科省はやたらとコミュニティ・スクール、コミュニティ・スクールと言うのですけれども、じゃあ中身は何なのかということで、本来素晴らしいものが、段々違ってきているぞという感じがしています。ここは、もし残されるのであれば、今おっしゃったことをもう少しどこかで、次のページなどで書かないと分からないのかなと思います。もし書かないのであれば、やはりここは消した方が却って分かりやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。
上田委員	ありがとうございます。私も、コミュニティ・スクールというのは文科省が学校運営協議会を置いてという形で法令化しているものですから、この言葉を使わずに削除した方が誤解を生まずに良いかなと。学校・家庭・地域・行政がつながって協働していくということが書いてありますので、その意味は十分に汲み取れるのかなと思います。 あと、2段落目の1行目ですけれども、「インターネットを用いるなどの新しい形の」とあるのですが、インターネットを用いるのが新しいのか、これまでインターネットを使っていなかったから新しいのかということで、「新しい形の」と言っているのでインターネットではなくて、例えば次のページに出てくるオンライン講座な

	どを用いた方が、今更インターネットが新しいというイメージはないので、少し変えた方が良くないかなと思います。それから、家庭教育学級という形で限定するのではなくて、「オンライン講座など新しい形の家庭教育を展開する」、あるいは「家庭教育事業を展開する」、という形で、家庭教育学級というよりは、むしろ家庭教育学級を軸に据えながらもより幅広く家庭教育を推進していくという形で修正をした方が良くないかなというふうに思います。 それからその2行下ですけれども、非営利活動組織という言葉が急に出てくるのですけれども、先ほど企業の話もありましたが、これまではずっと「公民連携」ということで「民間」という言い方を使っていたので、浮くようすけれども、「民間」にしたほうが整合性はとれるのかなと思います。もし敢えてこの意味を入れるのであれば、NPOとした方が良くないかなと思いますけれども、そうしてしまうとかなり限定されてしまう気がするので、「民間」で良いのかなというふうに感じました。以上です。
和田委員	生涯学習推進課、お願いします。
伊藤課長	上田委員のおっしゃるとおり、コミュニティ・スクールという言葉は削らせていただきます。「インターネットの」というところも「オンライン講座などの家庭教育事業」なり、「家庭教育を展開する」という形に変えさせていただきます。
笹本課長	今お話しにあったとおり、「民間」という形で統一できればと思います。よろしくお願いします。
和田委員	小野村委員、お願いします。
小野村委員	他の点に異議はないのですが、「民間」というところには私は違和感があります。前にもちょっと出たと思うのですが、前にちょっと出たと思うのですが、スウェーデンでは民間企業が教育に参入していて色々な問題が発生しているという話も聞きます。今日本の学校教育においても、決して「企業＝悪」ではないのですが、非常に慎重に行く必要があると思っています。具体的に申し上げますと、部活動の地域化ということに私は非常に興味を持っています、ある

	会議に出た時に、私が教育委員であるということが分かった途端に、某企業の方がやってきて名刺を渡してということで、その時にハッキリと「ビジネスチャンスです」ということもおっしゃっていて、学校教育現場に企業が入ってこようというのは多分にあると思うのです。そういうことを考えると、ここは「民間」と言ってしまうとどうなのかという思いもありまして、多分その辺りを汲んでいただいたのかなと思います。ただ、「民間」でも、「企業＝悪」だとは思っていませんので、「民間」でも良いとは思いますが、一応意見として挙げさせていただきます。
和田委員	貴重な御意見ありがとうございます。そのようなことで、調整していただけますでしょうか。では、53ページ、54ページは進めさせていただきまして、55ページに移りたいと思います。施策2「家庭への支援の充実」。55ページと56ページと、併せてお願いします。小野村委員、お願いします。
小野村委員	55ページの施策の方向性についてですが、最初の文章は目指すということが重複しているのではないかと思います。あと、チャレンジングスタディですが、これも活用だけではなくて、どんどん進歩させていくべきであって、チャレンジングスタディの改善などとしてはいかがかと思いました。それで、変更案ですが、宮寺先生からも感染症への対策が重要であるとのことがありましたが、インターネットを活用した学習支援ということは確かにとても大事なことであるので、私は敢えてここに「感染症などによる休校等も念頭において、インターネットを活用した学習支援をより充実させるほか」ということで、チャレンジングスタディということが何度も何度も出ていますのでここでは用いなかったのですが、充実させるというような表現にしていかがかなと思いました。以上です。
和田委員	ありがとうございます。変更案について、何かございますか。根津委員、お願いします。
根津委員	変更案で、もしこの「感染症などによる」という文言を追加するのであれば、災害等、ですかね。起こるかどうかわからないという意味では、先ほど地震が来てびっくりしましたがけれども、そこ辺り

	の風水害等もあるわけですので、そこも追加していただいた方が良いのかなと思いました。以上です。
和田委員	災害が先ですか。
根津委員	「災害・感染症」ですかね。
和田委員	なるほど。そうですね、これを入れるのであれば災害もあった方が良いでしょう。小野村委員から変更案が冊子で出されていますけれども、事務局いかがですか。
板谷所長	総合教育研究所です。チャレンジングスタディにつきましては、1人1台端末になるのにあたって、子どもたちに1人1アカウント与えることになっておりまして、ログがとれるようになりますので、改善ということで大丈夫です。
小野村委員	改善し続けているということをアピールした方が良いでしょう。 続けてよろしいですか。スクールソーシャルワーカーの配置というところなのですが、スクールソーシャルワーカーは非常に重要な役割の1つでして、いわゆるアドボカシーが非常に大事で、アドボケーターとしての役割が非常に大事であると感じております。特に、今のつくば市教育委員会の机の配置をみますと、前に豊里の庁舎にあったころの方が入りやすいなという感覚が外部の人間としてはあって、どうも今の庁舎は行くと前バーンとカウンターがあって、話かけようと思っても皆さん奥の方にいらしてなかなか話しくいなというところもあります。保護者の方からも同じように、ちょっと話しくくなったというような声を聴きます。そこで、スクールソーシャルワーカーさんには、ともすれば肩に力が入ってガッと言ってしまう言葉を代弁していただくという役割が非常に重要で、そこに私は大いに期待しております。そういう意味で変更案として、「届きにくい声を代弁するなど、家庭・学校・地域との橋渡しを行いながら」ということで、いろいろな思いを抱えている方々の声を届けるという役割をこの中に加えていただけると良いかなと思います。以上です。

和田委員	ありがとうございました。スクールソーシャルワーカーに関して、いかがですか。
横田所長	教育相談センターの横田でございます。今アドバイスいただいた内容を入れて修正したいと思います。ありがとうございます。
和田委員	ありがとうございました。それではこのところは、最初の「目指す」が重複しているのも修正してください。それから、チャレンジスタディの改善については、実際改善してより良くなっているわけですから、それが分かるような言葉の修正をお願いします。それから、感染症だけでなく、災害・感染症というようなことも入れてはどうかという小野村委員の別紙の資料もありますので、こちらも併せて検討していただければと思います。それでは55ページ、56ページは、以上でよろしいですね。 計画の推進の方に移りたいと思います。最後になりますが、推進体制と進行管理について、何かございますか。よろしいですかね。小野村委員、お願いします。
小野村委員	2番目にPDCAサイクルマネジメントということがあるのですが、PDCAという言葉を中心に用いる以上は、数値目標をしっかりと設定していかないといけないのではないかなと思っています。私も教育活動の評価ということでこの計画と並行してこの1か月間凄い枚数の書類を見ていたのですが、教育活動というものはとても難しいものであって、他市の教育委員会の評価などを見ますと数値目標をしっかりと設定しているところもあるのですが、実際にはかなり難しいなということを感じています。ここにPDCAという言葉を入れる必要があるのかどうか、入れるのであれば評価の仕方を見直さないと、ここで掲げている意味に少し矛盾が生じないかなというように思います。そう意味では「評価を行いながら、効率的な教育行政を推進します」としても良いのではないかと思います。もちろん実際には数値目標をしっかりと設定して評価できるようにしていただきたいと思うのですが、現状それはかなり難しいことでもあるのかなというふうにも思いますので。以上です。

和田委員	ありがとうございました。同感ですね。他の委員から何かありますか。こちら事務局の方で検討していただければと思います。冊子が一通り終わりましたので、ここから宮寺委員長の方にお戻ししたいと思います。
宮寺委員長	和田先生、どうもありがとうございました。大幅に遅れての参加になりました。失礼いたしました。策定委員の方々からかなり詳細な御指摘があって改めて気づかされた部分が多々ありました。それを踏まえて事務局を担当しております教育総務課の方でもう1回全体の見直しをお願いしたいところであります。また今日担当部局からかなり詳細な説明をいただきましてありがとうございました。担当部局の方の話と策定委員の質問とがよく噛み合っていて、能率よく、また和田先生の進行が巧みであったために、そこまで時間を超過しないで終わることができたと思います。この後は、今日御指摘のあった点をできるだけ反映させるような改訂版の作成に教育総務課の方で取り組んでいただきたいと思います。また私もこの文面を作る上での、「て・に・お・は」などの訂正や、市民サイドに立って読みやすいものにする場に参加させていただきたいと思います。その全体が仕上がりましたら改めましてメーリングリストで全委員の方にお見せしたいと思います。その御意見をフィードバックしていただき、更に良いものにしていくという手続きを踏んでまいりたいと思います。最後になりますが、更に全体を通してこのところをもう少し検討してもらえないかということで、全体の基本方針でも結構ですので、この計画を練り上げる上でこういう点に注意してもらえないか、こんな点は特に重要だぞという点があれば御指摘お願いいたします。根津委員、お願いします。
根津委員	概要版を含めての話になるのですが、このイラストが引っ掛かるのですね。色の指定の仕方、これがどうもジェンダーバイアスがかかっているのではないかと思います。例えば、概要版2ページのタイヤに乗って遊んでいる子の服の色ですとか、これは小野村委員の資料の中にもあったと思うのですが、GOALがあるというところは競争を想起させるのでいかななものか。あるいは3ページのイラストのところ、男性は眼鏡を掛けているように見えるのですが、女性が眼鏡を掛けているイラストがない。あるいは身長について男性

	が常に大きく描かれているのではないかという辺りですね。ジェンダーセンシティブィティの問題だと思うのですが、ちょっとその辺りは昨今の状況からすると男子はこう、女子はこうというのはいかがなものかなというふうに思いました。特に文言も大事なのですけれども、イラストや色から受ける印象というのは非常に大きいですから、ユニバーサルデザイン等のことも考えながらイラストについてはもう一度考えていただきたいと思います。これは概要版もそうですし、こちらの冊子版も、ということです。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。今御指摘のイラストの点については、昨日に教育総務課と私の方で予習をしたときにも話題になった点であります。特にジェンダーフリーということについてどれだけ配慮があったのかということ。色の使い方については、私は気が付きませんでした。男子と女子がこれだけくっきりと分かれていることについては問題を感じたところでもあります。ただ、いろいろなどころのイラストを取り込んだようでもありますので、こちらの方で手を加える余裕がなかったということのようですので、少し時間をいただいて作り直せるものは作り直していただきたいと思います。 それから、概要版については、中身について、概要用に新たに文章を作ったものではなくて、本編の方の文章を抜き書きしてポンと貼ったものですので、中身の検討はこの場ではいらないと思います。今日訂正されたものについては、概要版の方でも変更していくということになると思います。 あとどうでしょうか。小野村委員の方から変更案として、前回確認した点についてのもう1回の変更案が出ておりますが、特に小野村委員の提出された文書の1ページ目の趣旨のところで、長く変更案が提示されております。時間があればこれもこの場で検討したいところではありますが、時間もございませんので、小野村委員から趣旨を簡単に述べていただき、あとで教育総務課と私の方で本文を練り上げるときに盛り込めるものは盛り込みたいと思いますので、簡単に趣旨を御説明いただけませんか。
小野村委員	長いという印象がありましたので、先ほど申し上げたように少し分かりやすくしたいと思ったところでもあります。例えば一番最初に「本市では」で始まると思うのですが、その後「本市教育の振興に

	取り組んできました」とありますが、こういったところを「本市では」と前にある以上は後ろでは「本市」はいらなくて、「教育の振興に取り組んできました」とするだけでも大分文章は短くできるかなと思います。２段目も『しかしながら、「第２期プラン」を策定して以来』という辺りも、「しかし、それ以降も」くらいで済むのではないかと思います。なるべく短く、ということが１つです。 それからもう１つは、『しかしながら、「第２期プラン」を策定して以来、我が国を取り巻く社会状況は』ということで、ちょっと我が国を取り巻くとか、そこまで肩に力が入らなくても、ここは、「しかし、それ以降も社会状況は大きく変化し続けています」くらいでも十分なのではないかと思います。それからその次の段、「また、我が国では」というところの段落ですが、その一番最後の方に「また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、生涯を通じて、一人ひとりのニーズに合わせつつ育成する施策」という言葉がありますが、子どもたちの幸せがあってこそそのものであるということを考えると、「社会の持続的な成長・発展を展望した力」というのはちょっとどうなのかなというところがあって、その辺りは大綱の中から抜き出して『一人ひとりが幸せな人生を送るため、また、持続可能なより良い社会を作るための「社会力」』といった表現に改めさせていただいたところです。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。ただいまの意見について他の委員の方々にさらに御意見を伺いたいところではありますが、それはここでは割愛させていただき、今の意見をこれからの成案を作る上での参考にさせていただきたいと思います。それでは最後の最後になりますが、事務局の方から今後の策定のスケジュールについて確認をお願いします。
青木係長	教育総務課です。今後のスケジュールなんですけれども、カラー版の資料を御覧ください。今日12月17日に第６回策定委員会を開催しまして、今回の協議を受けましての最終案を、パブリックコメントを１月に実施したいと考えています。こちらのパブリックコメントですが、１月６日から２月８日までというのが期間になっています。結果については２月中に集計し、集計した意見を反映して３月初旬に第７回策定委員会を開き、報告することが出来ればと考えて

	います。そのスケジュールは当初から一緒でして、3月中に教育委員会の定例会で決裁し、新年度からの運用としたいと考えているところです。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。逆算しますと、来年の4月には出来上がっていかなくてはならないということで、遡って第7回の策定委員会を3月のいつごろになりますかね。もう一回開催し、そこまでは皆様に委員としてお勤めいただくと。 さらにまた遡って、さっそくできました案をパブリックコメントを求めると、そして集計する時期が間に挟まります。そしてパブリックコメントに出すための原案を、これから教育総務課、担当部局とのやり取りを通じて原案作りに努めたいと思います。私もできるだけそこに参加して、できるだけ市民サイドに立って読みやすい文面にするように努力したいと思っています。 それではよろしいでしょうか。教育局から何かあればお願いいたします。
森田教育長	本当にこれまで貴重な御意見を皆様からいただきまして、パブリックコメントを求めるところまで進んでまいりました。市長、副市長に今の状況を見ていただいて、いい議論をしていただいていますね、という御礼の言葉がございましたのでお伝えしたいと思います。これまで本当にありがとうございます。もう少しですので、またよろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それでは事務局お願いいたします。
笹本課長	委員の皆様本日は大変貴重なご意見いただきましてありがとうございました。以上を持ちまして、第6回教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

第6回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和2年(2020年)12月17日(木)

午後3時～午後5時

場 所 庁舎2階 会議室202

1 開会

2 協議事項

- (1) 第3期つくば市教育振興基本計画の素案について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

3 閉会

【学校長会からの御意見】

① P 1 2 の「学年の枠にとらわれない異年齢での取組など魅力ある授業の展開…」のところ，学校現場の状況と隔たりがあるのでは？と感じます。具体的な取組内容がその後に記されていないのも気になります。

② つくば市は「特別支援教育」に力を入れているにもかかわらず、あまり標記されていないと感じました。p 2 6、2 7あたりが該当ページと思われますが、「特別支援教育」というワードは全編を通じてもしかしたら 1箇所のみのように見受けられます。

③ 「Society5.0」というワードは「科学技術基本計画第5期」（2016～2020）の中で語られていましたが、2021～2025のこの計画の中で、存在感を維持できるかな？という印象を受けました。

④ 8 ページの学びのイノベーションの図『つくばで目指す「学び」の特徴』

- ・ 遊びや人の関わりを大切にする学び

↓

- ・ 遊びや人との関わりを大切にする学び
がよいのではないか。

⑤ 9 ページだけではないかもしれませんが

- ・ 「自発的」，「主体性」という言葉があります。
- ・ 自発的と主体的，自発性と主体性などは似ている言葉なので，使い分けを明らかにしていきたい。

◇ 「一人ひとり」で表記されているが，県の指導方針等は「一人一人」となっている。
合わせなくてもよいか。

【PTA 連絡協議会からの御意見】

P.4 2. 計画の位置づけ

①前回の委員会で「つくば市未来構想」と「つくば市戦略プラン」についてご説明がありました。説明を聞いた時には良く理解できたのですが、やはり図だけではわかり難いと感じました。

説明していただいたものが文章になっている方が親切だと思うので、是非、ご検討下さい。

P.48 図書館サービスの全域化

②社会教育委員会でも質問したのですが、各交流センター等の図書室と蔵書のデータだけでも連携していただければ、もっと利用しやすくなると感じています。社会教育委員会では4交流センターの連携だけでいっぱいなので難しいとの回答をいただいたのですが、「努力する」程度の文章を入れることはできないでしょうか？

P.53 【施策の方向性】

「スポーツクラブなど」

P.54 ◆公民連携で推進するフリースクール等 地域資源の活用

③「スポーツ団体等」の「など」「等」には文化・芸術系の団体も含まれていると理解してよろしいでしょうか？「部活動」は単に「部活動」と書いていただいたので、良いと思います

【小野村委員からの御意見】

P3 1. 計画策定の趣旨

* 第2期に比べ、長くなっています。もう少しわかりやすくシンプルにできないでしょうか？

【変更案】

本市では、平成23年度(2011年度)に「第1期つくば市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。)を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童生徒の育成」を基本理念に掲げ、本市教育の振興に取り組んできました。平成28年度(2016年度)に策定した「第2期つくば市教育プラン」(以下「第2期プラン」という。)においても同様の理念を基本として掲げ、子どもたちが主体的に学べる環境づくりとしてのICT教育の推進などに取り組んできました。

しかしながら、「第2期プラン」を策定して以来、社会状況は大きく変化し続けています。IoTやAI等をはじめとする技術革新が進展し、グローバル化は加速度を増しています。一方で少子高齢化やコミュニティの弱体化、貧富の差の拡大が進むなどする中、教育をめぐっては、自己肯定感の低下、いじめ問題、学校教育に携わる職員の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じています。

今後の予測がますます難しくなる中で、教育には、一人ひとりが幸せな人生を送るために、また、持続可能なより良い社会をつくるための「社会力」を育ているための施策が求められています。

本市においては、平成30年(2018年)に内閣府の「SDGs未来都市」の認定を受け、「誰一人取り残さない」という精神に基づき、課題の解決に取り組んでいます。令和2年(2020年)3月には、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」も策定されました。そこで「第3期つくば市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定し、本市教育の一層の推進を図るものです。

P5 II つくばが目指す教育の方向性

* 「方向性」は必要でしょうか？「方向性と定める」と取ると、Diversityという教育大綱の理念と矛盾するように思います。

【変更案】 II つくばが目指す教育

P7 (1) 基本理念

* 「一人ひとりが幸せな人生を送ること」という文脈からは、「世界の未来を構築するための変革を起こす人材」というあたりに違和感を覚えます。

【変更案】

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標として、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を定めています。

そこで、本計画の基本理念を「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とします。各人の違いが受容され、かつ人と人とがつながり、(子どもたちを含めた)すべての人が自分の好きなこと・夢に向かって学ぶ、持続可能な社会の実現を目指します。

P8 イラスト

* 「だれ一人取り残さない」あるところに、競争(遅れるものがあること)を示唆する GOAL は不要かと思います。

【変更案】 GOAL のイラストのみカット

P12 基本方針1 施策1

- * つくばスタイルについて、根本委員からのご意見があったと記憶しますが「継続」でよろしいでしょうか？
- * 「完全実施」の完全は必要でしょうか？

【変更案】

学年の枠にとらわれない異年齢での取組など魅力ある授業の展開に努めるとともに、~~教科学習~~つくばスタイル科等を中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についても改善、発展させます。また、本市では小中一貫教育を実施し、9年間の教育内容の系統性と連続性を確保することで、質の高い教育を実践します。

P13 問いから始める学びの充実

- * 「よりよく生きるには、」に対する述語が見当たりません。
- * 「完全実施」の完全は必要でしょうか？

【変更案】

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むために、教えられた知識を蓄えるだけでなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切にし、子ども主体の創造的な授業を展開します。

- ① 学習課題へのこだわり(子どもに問いかけ、引き出す)

示された学習課題にそって学ぶ授業から、子ども自身が考え、解決すべき学習課題を決定

していく授業へと構成を変化させていきます。子どもたちが、課題を自分自身の課題としてとらえることができるようにすることで、主体的な学びにつなげます

P13 振り返り

- * 「子どもが自分自身を適正に評価」することは可能でしょうか？
- * 「メタ認知」は必要でしょうか？

【変更案】

③ 振り返り

子どもは、自分の学びを自覚することで、より一層学ぶ意欲が高まります。1時間や1単元の学びの後、振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、身についた力を認知させます。また、学び方を振り返ることで、学習改善につなげます。これらの授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

一人ひとりの子どもが自身の学びを振り返り、その過程や成果を確認する時間を確保することで、自己肯定感を高め、学ぶ意欲を高めます。教員はこれまでの他と比べての評価から、一人ひとりの伸びを見つめる評価へとそのあり方を改善に努めます。

P14 ～15 つくばスタイル科

- * 内容が重複しています。

P21 基本方針2 施策1

- * 「学園単位で」と限定する必要はあるでしょうか？

【変更案】

児童生徒の発達段階に応じた道德教育と人権教育を推進します。

ボランティア活動を通して「心の耕し」を行うなど情操教育を充実させるほか、~~学園単位~~
~~や文化人やアーティストを学校に招へいし鑑賞会を開催するなど小中連携による~~芸術文化活動を推進、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動の推進にも力を注ぎます。

さらに、地域行事への参加、史跡や文化財等を実見、体感することで地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、学校と、家庭・地域が連携した防止策を展開します。

P22 芸術文化の推進

- * 「文化芸術」を「芸術文化」に

P22 読書活動の推進

＊ 「学習ステーションとして、学習の深化を図ります」は、読書活動からはずれているように思われます。

＊ ここでは、学校教育に限定しているのでしょうか？ 基本方針 7 に記すべき内容と、整理が必要かと思います。

【変更案】

中央図書館と学校図書館が連携して、学校図書館研修（？）や学校訪問ブックトークを実施し、児童生徒の読書活動の充実に努めます。また、学校への団体貸出しサービスを行い、学校図書館の資料を補完し、資料の充実を図るなどして、子ども達がより多くの図書にふれられるようにします。

また、様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存することで、児童生徒および教員の利用に役立て、学校図書館を思考・交流・発信の場として活用できる学習ステーションとして、学習の深化を図ります。 主体的な学び？ ならば基本方針 1？ 市民全体が対象と考えれば、基本方針 7 でしょうか？

P28 ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

＊ 「一人ひとりの教育的ニーズ」としながら、「障害の状態や特性等に応じた 指導内容や方法の理解」といったように、内容が「障害」に片寄っています。

P28◆児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

＊ 上に同じ

P28◆帰国・外国人児童生徒への支援

＊ 外国人児童生徒への日本語支援が主であり、帰国児童生徒が訴える学習内容のギャップ、生活習慣への配慮等にも言及すべきではないでしょうか？

P30◆保護者の抱える教育上の悩みへの対応

＊ 保護者の抱える悩み を代弁するには、少なくとも中立な立場にあることが一様であり、「学び推進課にも学校教育指導員を配置」では、アドボケートとは言い難いと思います。

P34◆教職員研修の充実

＊ 児童生徒同様、教職員にも受動研修から能動研修へ。「教職員の自主的な研鑽を促し、支援していく体制の充実」にふれないのは片手落ちでは。

P35 施策 2

＊ 背景の説明から始まるのは、統一性に書けるように思います。

＊ 「教員の働き方改革」ではなく「教職員」または「(学校) 教育に携わる職員」とすべきではでしょうか？

【変更案】

…という実態を踏まえ、つくば市では(学校) 教育に携わる職員の働き方改革に取り組みます。校務支援システムの導入などにより、教職員が心にゆとりをもって児童生徒一人ひとりと向き合うことを可能にするとともに、地域との協働も推し進め、子ども達にとっても教職員にとっても楽しく、働きがいがある学校とします。

P36 外部人材の活用

＊ 保護者等を活用すると読むと、反感を招かないでしょうか？

P43 基本方針 6 施策 1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実

＊ 「シームレス」は必要でしょうか？

【変更案】

遠隔システムを活用した教育の充実

P49 基本方針 7 施策 2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

＊ 「施設整備」とする基本方針 7 ですが、施策の方向性は基本目標 1 にそったものになっています。

＊ 「格差社会で活躍する人材の育成」はやや唐突です。

【変更案】

市内の歴史文化に関する学びの場を整備し、つくばスタイル科などにおける地域の歴史・文化教育に関する授業を充実させます。

また、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業、市民講座を展開し、つくばを再発見し、郷土愛を育む取組を進めます。

P50 ◆文化財の保存活用の推進

＊ 文化は他と比べたりして「誇る」ものではないと思います。

【変更案】

つくば市内の貴重文化財を市民が大切に思い、市民とともに次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、事業間の連携を強化し好循環を生み出すために、文化財サポーター事業など市民の参加、協力を得るなど、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

P50 ◆伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

【変更案】

小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館等の文化財展示施設および市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供等を通じて、伝統文化や郷土の歴史に触れる機会を充実させます。

また、郷土を愛する心を育むため、「つくばスタイル科」等において伝統文化を学ぶとともに、地域の伝統行事への参加、遺跡や文化財等の体験的活動の機会を充実させます。

P53 施策1 社会全体で支える子どもたちの学び

【変更案】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働し、地域社会全体で子どもたちの学びを支えます。

インターネットを用いるなど新しい形の家庭教育学級を展開することで、より多くの家庭・地域にアウトリーチし、学校・行政と家庭・地域の結びつきの強化を図ります。さらに、非営利活動組織の運営するフリースクールや、各種地域文化・スポーツクラブなど、様々な教育的資源を活用し、公民が連携する体制をつくります。

P53 主な取り組み 公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用

＊ 「フリースクール」だけ具体例を挙げているのは整合性という点でどうでしょうか？

【変更案】 地域とともにある学びと体験の場づくり

P54 ◆学校・家庭・地域・行政の連携・協働

＊ 「協働体制」をあげる以上、教育委員会が自ら胸襟を開かずして、「家庭や地域の教育力の向上」とつなげることは不自然です。

【変更案】

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ各々に~~コミュニケーションを図りながら~~緩やかにつながり、~~一緒に協働する体制づくりを進め~~、児童・生徒たちの豊かな成長を支えています。（ここまでは「施策の方向性」とほぼ重複します。すべてカットでも良いのでは？）

（また、）

ホームページなどを介して、学校教育や教育行政に関する情報を発信するとともに、地域で催される子育てや芸術文化活動等の情報を収集、発信することでその活性化に努めます。

また、出張教育委員会など地域の声を聴く機会をもつなどして開かれた教育委員会を目指します。

P55 施策2 家庭への支援の充実

＊ 最初の分は「目指す」が重複しています。基本方針3・施策3との整合性も検討すべきかと思います。

＊ チャレンジングスタディーも現状維持ではなく、「改善する」とすべきだと思います。

【変更案】

感染症などによる休校も念頭において、インターネットを活用した学習支援をより充実させるほか、放課後等の時間を利用した学びの場を地域に設けるなどして、自宅や地域での効果的な学習を可能にします。

また、ソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を進めるなどして、課題を抱えた家庭に対するサポート・支援を強化します。

P56 ◆放課後等の学習支援の充実

【変更案】

インターネットを活用した学習支援システム「つくばチャレンジングスタディー」を充実させるなどして、放課後等の学習支援の充実を図ります。 また夏季休業等には、地域の人々の協力を得るなどして一人ひとりに異なる学びを支え、基礎学力の向上と学習意欲の向上を図ります。

P56 ◆スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

【変更案】

スクール ソーシャル ワーカーを配置し、家庭訪問等による相談活動を実施するなどして、児童生徒や保護者のケアを行います。必要に応じて届きにくい声を代弁するなど、家庭・学校・地域との橋渡しを行いながら、民生委員・児童委員や関係機関等とも連携してそれぞれの家庭が抱える課題の解決を支援します。

P56 ◆福祉との連携による支援の充実

【変更案】

経済的に困難を抱える世帯の子どもを対象に、つくばこどもの青い羽根学習会を実施するなどして、学習支援や安心できる居場所を提供します。福祉的ニーズを抱える子どもについては教育と福祉が連携して切れ目なく支援し、すべての子どもの教育機会を確保します。

「第3期つくば市教育振興基本計画」の担当課一覧

基本理念	夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現							
基本目標	基本方針	施策の方向性	【担当課】	主な取組例	【担当課】			
基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	基本方針1 未来をひらく力を育む	施策1 個別・双方向の学びの推進	学び推進課	・問いから始める学びの充実	学び推進課			
				・全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現	学び推進課			
				・つくば次世代型スキルの育成	学び推進課			
		施策2 幼児教育の充実	学び推進課	・小中一貫教育の推進	学び推進課			
				・多様な経験を育む豊かな遊びの推進	学び推進課			
				・学びに向かう力を育む幼児教育	学び推進課			
		施策3 学校外の学びの充実	学び推進課	・幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進	学び推進課			
				・幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上	学び推進課			
				・非認知能力を高める学びの充実	学び推進課			
	基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成	学び推進課 教育総務課	・実体験を大切にする学びの充実	学び推進課			
				・道徳教育の推進	学び推進課			
				・人権教育の推進	学び推進課 教育総務課			
				・情操教育の推進	学び推進課			
				・芸術文化活動の推進	教育総務課			
		施策2 健やかな体の育成	健康教育課 学び推進課 教育総務課	・読書活動の推進	学び推進課			
				・いじめを防止する取組の充実	学び推進課			
				・保健体育と食育の充実	健康教育課			
				・安全教育の充実と防災教育の推進	学び推進課 教育総務課			
				・学校保健の充実	健康教育課			
		施策3 学びの場の感染症対策の徹底	学び推進課	・部活動への支援と適正な実施	学び推進課 教育総務課			
				・感染症対策の指導、実施	学び推進課			
				・集団感染のリスクへの対応	学び推進課			
				・重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応	学び推進課			
				・教職員の感染症対策	学び推進課			
	基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進	学び推進課 特別支援教育推進室 生涯学習推進課	・感染が広がった場合における対応	学び推進課			
				・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実	学び推進課 特別支援教育推進室			
				・児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実	学び推進課 特別支援教育推進室			
				・帰国・外国人児童生徒への支援	学び推進課			
		施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援	教育相談センター	・市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施	生涯学習推進課			
				・保護者の抱える教育上の悩みへの対応	教育相談センター			
		施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進	生涯学習推進課	・いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実	教育相談センター			
				・生涯学習社会の推進	生涯学習推進課			
				・生涯学習のための集いの場の提供	生涯学習推進課			
				・社会教育の振興	生涯学習推進課			
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	基本方針4 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援	総合教育研究所 学び推進課 健康教育課	・家庭教育の支援	生涯学習推進課		
					・青少年の健全育成事業の充実	生涯学習推進課		
			施策2 教職員の「働き方改革」の推進	学び推進課 総合教育研究所 教育総務課	・教職員研修の充実	総合教育研究所		
					・教職員の人材育成と学校組織の活性化	学び推進課		
					・教職員のメンタルヘルスケアの充実	健康教育課		
					・外部人材の活用	学び推進課		
		基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実	教育施設課	・サポートスタッフの充実	学び推進課		
					・校務の効率化の推進	総合教育研究所 教育総務課		
					施策2 学校の安全体制の確立	学び推進課 教育総務課 学務課	・学校施設の計画的な整備及び施設の管理	教育施設課
							・教材及び管理備品の計画的な整備	教育施設課
	施策3 学校等の適正配置				学務課	・防犯、防災体制の充実	学び推進課 教育総務課	
			・通学の安全確保	学務課				
			施策4 学校給食の充実	健康教育課		・学校等の適正配置の推進	学務課	
	・学校給食センターの整備				健康教育課			
	基本方針6 ICTを活用した教育を推進する		施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実	総合教育研究所	・安全・安心な学校給食の提供	健康教育課		
					・GIGAスクール構想の推進	総合教育研究所		
		・学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進			総合教育研究所			
		・個別最適化学習の推進			総合教育研究所			
施策2 ICT教育環境の充実		総合教育研究所	・ICT機器の計画的な整備	総合教育研究所				
			・ICT機器を活用した情報教育の推進	総合教育研究所				
			基本方針7 「学び」を支える施設を整備する	施策1 図書館サービスの充実	中央図書館	・ICT機器を活用した学習支援の充実	学び推進課	
						・資料の質的充実による市民サービスの向上	中央図書館	
				施策2 つくばの歴史・伝統文化を体感できる場の整備	文化財課	・図書館サービスの全域化	中央図書館	
						・文化財の保存活用	文化財課	
基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する	施策1 つくばの特性をいかした学びの推進	生涯学習推進課	・伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実	文化財課			
				・「科学のまち」の特性をいかした学びの推進	学び推進課 生涯学習推進課			
	基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する	施策1 社会全体で支える子どもたちの学び	学び推進課 生涯学習推進課	・豊かな自然・文化をいかした学びの推進	学び推進課 生涯学習推進課			
				・学校・家庭・地域・行政の連携・協働	生涯学習推進 教育総務課			
				・家庭や地域の教育力の向上	生涯学習推進課			
		施策2 家庭への支援の充実	学び推進課 生涯学習推進課	・公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用	学び推進課			
				・放課後等の学習支援の充実	学び推進課 生涯学習推進課			
				・スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化	教育相談センター			
				・福祉との連携による支援の充実	学び推進課			



第3期 つくば市 教育振興基本計画（案）

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

令和3年(2021年)3月

つくば市教育委員会

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和7年度(2025年度)まで

目次

I	つくば市教育振興基本計画について	1
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画期間	4
4.	計画の対象	4
II	つくばが目指す教育の方向性	5
1.	計画の基本理念・目標	7
III	施策の展開	11
	基本方針 1 未来をひらく力を育む	12
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体を育む	21
	基本方針 3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	27
	基本方針 4 学び続ける教職員を支援する	33
	基本方針 5 「学び」を保障する学校環境を整備する	37
	基本方針 6 ICT を活用した教育を推進する	43
	基本方針 7 「学び」を支える施設を整備する	47
	基本方針 8 つくばらしさをいかした学びを推進する	51
	基本方針 9 「学び」を支える協働体制を充実する	53
IV	計画の推進	57
1.	計画の推進体制	59
2.	計画の進行管理	59

I つくば市教育振興基本計画について



1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度(2011 年度)に「第 1 期つくば市教育振興基本計画」(以下「第 1 期計画」という。)を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童生徒の育成」を基本理念に掲げ、平成 24 年度には全小・中学校で小中一貫教育の完全実施を行うなど、本市教育の振興に取り組んできました。平成 28 年度(2016 年度)に策定した「第 2 期つくば市教育プラン」(以下「第 2 期プラン」という。)においても、同様の理念を基本として掲げ、特に「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指し、子どもたちが主体的に学べる環境づくりとしての ICT 教育の更なる推進など、継続して本市教育の振興に取り組んできました。

しかしながら、「第 2 期プラン」を策定して以来、我が国を取り巻く社会状況は大きく変化を続けています。IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が進展し、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増すと同時に、グローバル化の更なる進展による、ボーダレス化が進行し、社会の大規模な変革を正確に予測することはますます難しくなっています。

また、我が国では、人口減少・少子高齢化の進展、子どもの貧困、地域間格差などの多種多様な社会的な問題が生じてきています。さらに、教育をめぐっては、子どもの読解力や自己肯定感の低下、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教員の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じており、教育には、社会の大きな変化を受け止め、また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、生涯を通じて、一人ひとりのニーズに合わせつつ育成する施策が求められています。

本市においては、平成 30 年(2018 年)に内閣府の「SDGs 未来都市」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭においた施策を展開しており、「誰一人取り残さない」という包摂の精神に基づき、諸課題の解決に取り組んでいます。

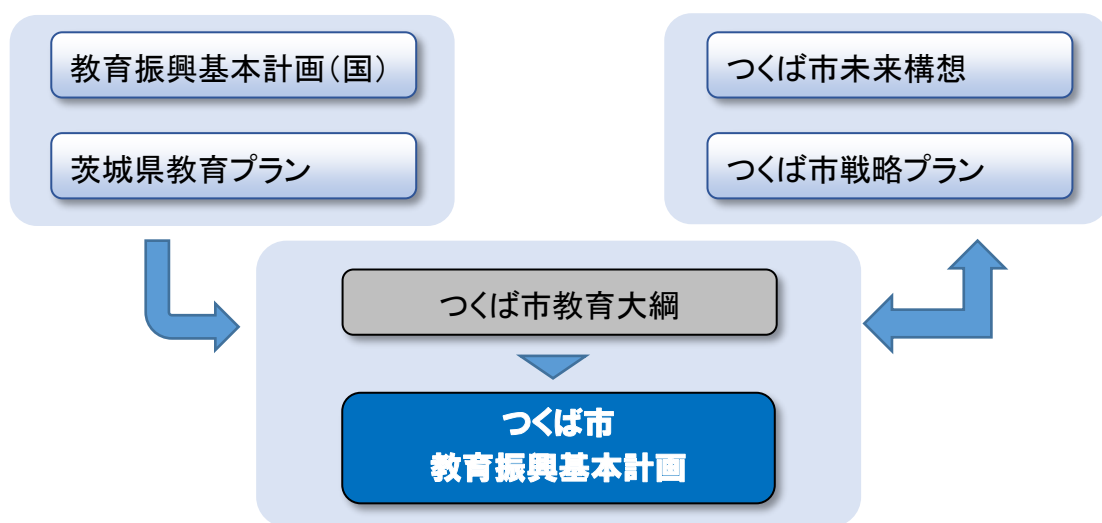
また、令和 2 年(2020 年)3 月には、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とした「つくば市教育大綱」が策定されました。

このような中、「第 2 期プラン」が策定から 5 年を経過することにより、令和 3 年度(2021 年度)を初年度とする「第 3 期つくば市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定し、令和 3 年度(2021 年度)からの 5 年間に取り組むべき施策を示し、本市教育の一層の推進を図るものです。

2. 計画の位置づけ

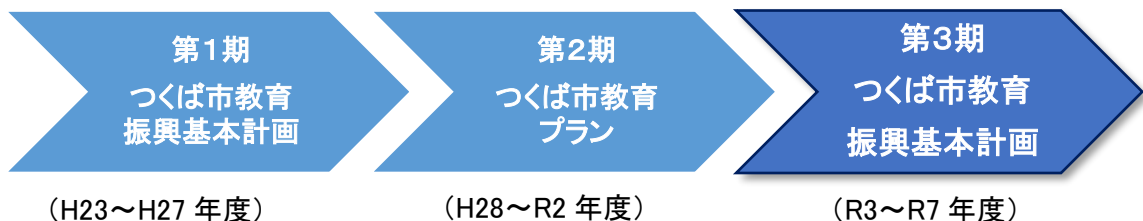
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画はつくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第2期つくば市戦略プラン」および令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



3. 計画期間

「第2期プラン」が令和2年度（2020年度）をもって計画期間を終了することから、本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を対象期間とする5か年計画とします。



4. 計画の対象

本計画は、幼児・児童生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

Ⅱ つくばが目指す教育の方向性

1. 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標として、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を定めています。

この目標の達成に向けた本計画の基本理念を「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とします。

子どもたちが自分の好きなこと・夢に向かって努力を重ねることで、「持続可能な地域と世界の未来を構築するための変革を起こす人材として成長していく」ことを後押しする「学び」の実現を目指します。

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標 1

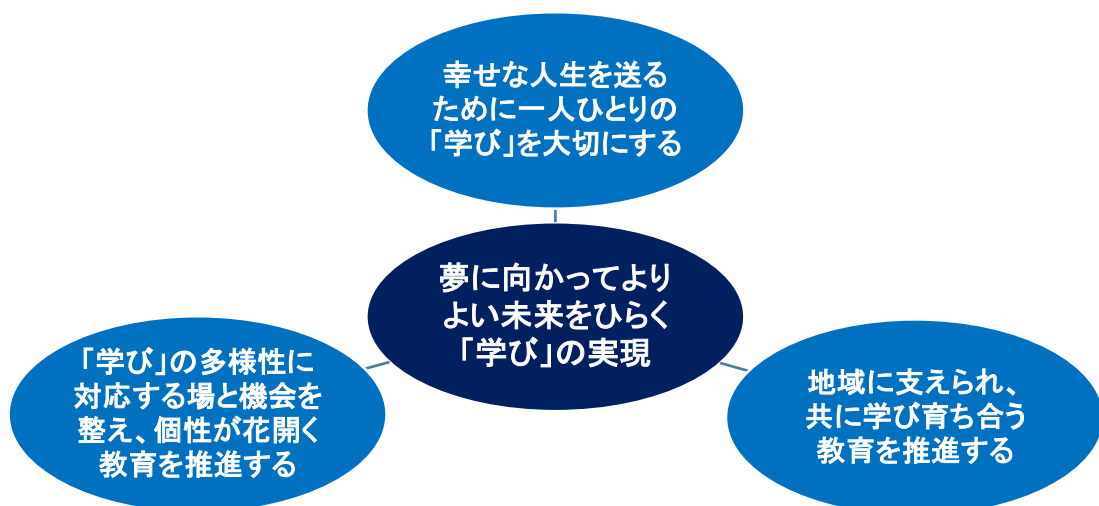
幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標 2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標 3

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する



学びのイノ ～「教え」から

つくば市教育大綱の実現に向けて

本大綱は、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現でき社会力が育つことを目指しています。このような観点から「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としています。これまでの教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」への転換など、教育における考え方の転換を目指すものです。

これらの転換の実現のために、本大綱では下図のような、特徴ある学びを目指します。

つくばで目指す「学び」の特徴



誰一人取り残さない

ベーション

「学び」へ～

つくばの
学びの
ポイント

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

学ぶことに興味や関心を持ち、主体的に粘り強く取り組む力を育みます。
そして、自分のやりたいことを思い描き、そこに向かって意欲をもって挑戦する子どもたちの育成を目指します。

／ 問いから始める
学び ／



／ ICT機器の
活用 ／



／ 異年齢交流 ／



／ 協働的な
学び ／



／ 主体性を引き出す
コーチング ／



2.計画の体系

基本理念 夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 未来をひらく力 を育む

- 施策1 個別・双方向の学びの推進
- 問いから始める学びの充実 ●全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
 - つくば次世代型スキルの育成 ●小中一貫教育の推進
- 施策2 幼児教育の充実
- 多様な経験を育む豊かな遊びの推進 ●学びに向かう力を育む幼児教育 ●幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
 - 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上
- 施策3 学校外の学びの充実
- 非認知能力を高める学びの充実 ●実体験を大切にする学びの充実

基本方針2 豊かな心と健やかな 体を育む

- 施策1 豊かな心の育成
- 道徳教育の推進 ●人権教育の推進 ●情操教育の推進 ●芸術文化活動の推進 ●読書活動の推進
 - いじめを防止する取組の充実
- 施策2 健やかな体の育成
- 保健体育と食育の充実 ●安全教育の充実と防災教育の推進 ●学校保健の充実 ●部活動への支援と適正な実施
- 施策3 学びの場の感染症対策の徹底
- 感染症対策の指導、実施 ●集団感染のリスクへの対応 ●重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応 ●教職員の感染症対策
 - 感染が広がった場合における対応

基本方針3 互いを認め合 い、だれもが輝く 教育を推進する

- 施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ●児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実
 - 帰国・外国人児童生徒への支援 ●市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
- 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
- 保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ●いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実
- 施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進
- 生涯学習社会の推進 ●生涯学習のための集いの場の提供 ●社会教育の振興 ●家庭教育の支援 ●青少年の健全育成事業の充実

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針4 学び続ける教職 員を支援する

- 施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援
- 教職員研修の充実 ●教職員の人材育成と学校組織の活性化 ●教職員のメンタルヘルスケアの充実
- 施策2 教職員の「働き方改革」の推進
- 外部人材の活用 ●サポートスタッフの充実 ●校務の効率化の推進

基本方針5 「学び」を保障す る学校環境を整 備する

- 施策1 学校施設・教育用備品等の充実
- 学校施設の計画的な整備および施設の管理 ●教材および管理備品の計画的な整備
- 施策2 学校の安全体制の確立
- 防犯、防災体制の充実 ●通学の安全確保
- 施策3 学校等の適正配置
- 学校等の適正配置の推進
- 施策4 学校給食の充実
- 学校給食センターの整備 ●安全・安心な学校給食の提供

基本方針6 ICTを活用した教 育を推進する

- 施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実
- GIGAスクール構想の推進 ●学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ●個別最適化学習の推進
- 施策2 ICT教育環境の充実
- ICT機器の計画的な整備 ●ICT機器を活用した情報教育の推進

基本方針7 「学び」を支える 施設を整備する

- 施策1 図書館サービスの充実
- 安全で利便性の高い図書館サービスの提供 ●資料の質的充実による市民サービスの向上 ●図書館サービスの全域化
- 施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備
- 文化財の保存活用推進 ●伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをい かした学びを推 進する

- 施策1 つくばの特性をいかした学びの推進
- 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進 ●豊かな自然・文化をいかした学びの推進

基本方針9 「学び」を支える 協働体制を充実 する

- 施策1 社会全体で支える子どもたちの学び
- 学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ●家庭や地域の教育力の向上 ●公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用
- 施策2 家庭への支援の充実
- 放課後等の学習支援の充実 ●スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ●福祉との連携による支援の充実

Ⅲ 施策の展開

幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針

1

未来をひらく力を育む

施策1 個別・双方向の学びの推進

【施策の方向性】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

学年の枠にとらわれない異年齢での取組など魅力ある授業の展開に努めるとともに、教科学習・つくばスタイル科等を中心に組み組んでいる新しい時代に対応した教育についても継続します。

また、本市では小中一貫教育の完全実施を図り、学びの連続性を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性の整理と連続性を確保し、質の高い教育を実践します。

【施策体系】

1-1 個別・双方向の学びの推進

（主な取組）

● 問いから始める学びの充実

● 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

● つくば次世代型スキルの育成

● 小中一貫教育の推進

◆問いから始める学びの充実

子どもたちが新しい時代をよりよく生きるには、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切にし、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、**つくば市では**次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題へのこだわり（子どもに問いかけ、引き出す）

これまでの学習課題を教師が一方的に示す授業から、問題や資料から**子ども自身が考え、教員と話し合い、解決すべき学習課題を決定していく授業**へと構成を変化させていきます。子どもたちは、学習課題を自分自身で解決すべき課題としてとらえることができ、主体的な学びにつながります。

② 対話へのしかけ（教員がつなぐ）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつながります。

授業の中で、自分の考えをしっかりと持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場へつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知※をうながす）

子どもは、自分の学びを自覚することで、より一層学ぶ意欲が高まります。1時間や1単元の学びの後、振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身を適正に評価し、身についた力をメタ認知させます。また、学び方を振り返ることで、学習改善につながります。これらの授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

※メタ認知：自分の思考や行動を客観的な視点から把握し、認識・評価する力。

◆全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度等に応じた専門的な指導及び学習活動の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を適宜取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制、小規模校におけるティーム・ティーチングなどの教員配置、「つくばチャレンジングスタディ」による個別学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身が納得した答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの推進には、ICT の活用も効果的であり、つくば市ではこの考えを、これまでの 40 年間大切にしてきました。この学習支援の蓄積をもとに、よりよい学びを実現していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で 5 学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※ティーム・ティーチング：授業場面において、2 人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態のこと。

※つくばチャレンジングスタディ：家庭からインターネットを使って学習することができる e-ラーニングシステムのこと。

◆つくば次世代型スキルの育成

(つくばスタイル科におけるプロジェクト学習)

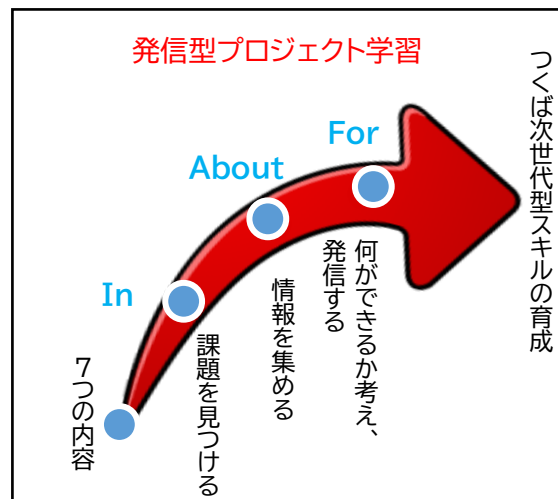
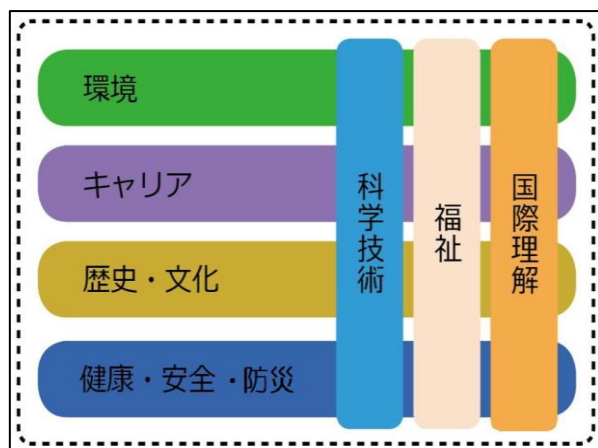
次世代を担う子どもたちに身に付けさせたい力として、これからの社会において求められる能力「21 世紀型スキル」を基盤とし、4 分類 6 種 15 の力として整理・再構築した「つくば次世代型スキル」の育成を目指します。

つくば市では、発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科」を通して、市の教育資源を活用しながら、7 つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）についての学習を展開します。

※発信型プロジェクト学習：つくばスタイル科 7 つの内容を通して得た気づきから課題を発見し(In)、情報を集め(About)、考えたことを発信する(For)ことによっ

て、次世代型スキルを身に付ける学習方法

※つくばスタイル科：平成 24 年度、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、つくば市ならではの 9 年間を貫く次世代型カリキュラム「つくばスタイル科」を創設。7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全、科学技術、福祉、国際理解、）をもとに3つのステップ（In-About-For）で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する



また、つくば市では 40 年以上も前からコンピューターの教育利用（昭和 52 年日本で初めての CAI の教育利用、昭和 63 年中学校での全教科利用）を行っており、「つくば次世代型スキルの育成」においては、子どもたちの学びの場面で効果的に活用してきました。

その中で、ICT を活用して 7つの資質能力を育成する、一連の課題解決学習モデルとして「つくば 7C 学習」を示しました。これは従来の ICT 教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に 7つの意味を持たせたものです。7C 学習の 7C とは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。これらを通して、「つくば次世代型スキル」を育みます。

つくば次世代型スキル		
分類	種	力
思考に関するスキル	問題発見力	客観的思考力
		問題発見力
	自己マネジメント	自己認識力
		自立的修正力
行動に関するスキル	創造革新	創造力
		革新性
手段・道具を活用するスキル	相互作用	言語活用能力
		協働能力
	情報 ICT	情報活用実践力
		プログラミング実践力
		情報の科学的理解力
		プログラミングの科学的理解力
世界市民としての力	つくば市民	情報化社会に参画する態度
		地域や国際社会への市民性
		キャリア設計力



◆小中一貫教育の推進

つくば市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。

また、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの作成に努めます。

施策2 幼児教育の充実

【施策の方向性】

子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を目指すとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから幼稚園・認定こども園・保育所・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

各関係者がそれぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【施策体系】

1-2 幼児教育の充実

(主な取組)

多様な経験を育む豊かな遊びの推進

学びに向かう力を育む幼児教育

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

◆多様な経験を育む豊かな遊びの推進

幼児自らやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりしながら遊び込む経験を育みます。

また、様々な経験や遊び込む経験を通して、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力、などを養います。

◆学びに向かう力を育む幼児教育

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力等の運動スキルや、文字・数・思考等の認知スキル、好奇心・協調性・忍耐力・自己抑制・自己主張等の「学びに向かう力」を育成し、学びの芽を育てる土壌を作り、将来の社会を生き抜く力を育みます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策下における **ソーシャルディスタンスの維持等**が、幼児の健全な心理発達の妨げとならないよう、十分に配慮した教育を行います。

◆幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園で大切にしてきた遊び込む経験と小学校で育てたい子ども像を共通理解し、幼稚園のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムとの接続性を高めます。

また、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科省告示第62号)で示されている「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿※」を踏まえ、小学校教育で必要となる能力の育成のための段階的指導を行うことで、「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進」します。

※幼児期の終わりまでに育てたい10の姿:

①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

◆幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を地域ぐるみで行い、地域社会全体でつくば市の未来を支える子どもを育てます。

また、「幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上」を目指して、各種研修会等を開催します。

施策 3 学校外の学びの充実

【施策の方向性】

つくば市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図っており、知識偏重の教育ではない全人教育（人間が持つ諸資質を全面的かつ調和的に育成しようとする教育）を目指します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を図ります。

【施策体系】

1-3 学校外の学びの充実

（主な取組）

● 非認知能力を高める学びの充実

● 実体験を大切にする学びの充実



◆非認知能力を高める学びの充実

子どもたちの社会性を育むためには、従来の数値を主眼とした認知能力より、数値化や標準化が難しいと言われる非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎を基に、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的に課題に挑戦したり、他人を思う規範意識を持った行動をしたりすることができると考えています。

非認知能力を高めるには、学校教育だけではなく、学校外の学びも大切であり、家庭教育学級等を活用し、保護者に重要性の周知を図っていきます。

◆実体験を大切にする学びの充実

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通した学びが大切です。学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図ります。

また、つくば市では、子どもたちの実体験の場として、小中学生向けの青少年体験学習事業や中学生や高校生が自ら企画した地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

施策1 豊かな心の育成**【施策の方向性】**

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進と人権教育の推進を図る教育活動を展開します。

また、ボランティア活動などを通して「心の耕し」を行い、情操教育を推進するほか、学園単位で芸術鑑賞会等を開催するなど小中連携による芸術文化活動の推進、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動の推進も行います。

さらに、地域行事への参加、文化財等の観覧を体験することで地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、学校と、家庭・地域が連携した防止策を展開します。

【施策体系】**2-1 豊かな心の育成**

(主な取組)

● 道徳教育の推進

● 人権教育の推進

● 情操教育の推進

● 芸術文化活動の推進

● 読書活動の推進

● いじめを防止する取組の充実

◆道徳教育の推進

児童生徒の発達段階を踏まえ、日常生活における様々な問題の解決方法の探求や目標設定のあり方など、自己の生き方を考える資質・能力が求められています。また、多様な価値観を認めながら他者と協働していく資質・能力も求められています。これらの育成を目指して、道徳的課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉えて向き合い、考え、議論する道徳の授業を推進します。

◆人権教育の推進

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動等において、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校および地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆情操教育の推進

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて児童生徒の「心の耕し」を図り、情操豊かな児童生徒の育成を目指します。

◆芸術文化活動の推進

外部の団体や、地域の人材をいかしながら、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。魅力ある文化芸術に親しむことで感性や情緒を豊かにします。

◆読書活動の推進

様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存することで、児童生徒および教員の利用に役立て、学校図書館を思考・交流・発信の場として活用できる学習ステーションとして、学習の深化を図ります。また、中央図書館と学校図書館が連携して、学校図書館研修や学校訪問ブックトークを実施し、児童生徒の読書活動の充実に努めるとともに、学校への団体貸出しサービスを行い、学校図書館の資料を補完し、資料の充実に図ります。

◆いじめを防止する取組の充実

弁護士などによるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実に図り、いじめへの問題意識向上を目指します。また、教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りを強化します。また、児童生徒が主体となり、いじめ防止のフォーラムの実施や道徳等の授業において、いじめについて本音で語り合う活動を推進します。

施策2 健やかな体の育成

【施策の方向性】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などを通じて、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練等を実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を展開します。

また、学校体育・スポーツの健全な普及発達に努めるとともに部活動の適正な実施に努めます。

【施策体系】

2-2 健やかな体の育成

(主な取組)

● 保健体育と食育の充実

● 安全教育の充実と防災教育の推進

● 学校保健の充実

● 部活動への支援と適正な実施



◆保健体育と食育の充実

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。また、毎日の給食を通じて児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

◆安全教育の充実と防災教育の推進

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、家庭や地域と連携した避難訓練、学校防災連絡会議等の開催、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆学校保健の充実

学校医等を配置し、児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、就学予定者に健康診断を実施し、心身の健康を確認することにより、円滑な就学を図ります。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒および教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆部活動への支援と適正な実施

令和元年(2019年)8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、学校教育の一環として部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率等を行う部活動指導員を配置し、指導体制の充実を図るとともに、教員の指導に要する負担軽減を図ります。部活動指導員に対しては、適切な指導方法の共有と資質向上を目的とした講習会を実施します。

さらに、全国および関東各種大会へ出場した生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、生徒のスポーツ活動および文化的活動の練習意欲の向上を図ります。

施策 3 学びの場の感染症対策の徹底

【施策の方向性】

新型コロナウイルス等の感染防止と園児児童生徒の安全確保を図るために、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校について感染状況により、臨時休業など柔軟な対応を行います。

また、保護者に対して子どもの毎日の健康観察や不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止に向けた対応をお願いするだけでなく、特別活動等の授業で発達段階に応じた感染症予防のための知識の習得や、新しい生活様式での生活スタイルの見直しに取り組みます。

今後も、「つくば市学校再開ガイドライン」、「つくば市幼稚園再開ガイドライン」等に基づき、感染症対策を継続した上で、子どもたちの安全確保に努めます。

【施策体系】

2-3 学びの場の感染症対策の徹底

(主な取組)

● 感染症対策の指導、実施

● 集団感染のリスクへの対応

● 重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

● 教職員の感染症対策

● 感染が広がった場合における対応

◆感染症対策の指導、実施

基本的な感染症対策として、感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高める、ことに取り組めます。

具体的には、体調が悪い園児児童生徒・教職員は自宅で休養することの徹底、登校時の検温結果確認、手洗い・清掃・消毒の徹底などに努めます。

◆集団感染のリスクへの対応

3密（密閉、密集、密接）を避けるために、教室・体育館等における換気、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底します。また、大声を出すなど感染リスクを高めることが明らかになっている行動にも注意を図ります。

◆重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

呼吸の障害を有する重症化のリスクの高い園児児童生徒に対しては、主治医の見解を保護者に確認した上で登校の判断を行います。また、医療的ケアが必要な園児児童生徒の登園登校については、学校医などに相談の上、受入れ体制を十分に配慮します。

◆教職員の感染症対策

園児児童生徒と同様に感染症対策に取り組むほか、体調が悪い場合には自宅での休養を優先します。また、教職員が出勤できなくなった場合の対応として、ICTを活用したテレワークの環境を整えておくとともに、平時において教職員間での業務の内容や学級の状況等について情報共有を図ります。

◆感染が広がった場合における対応

感染症が流行した場合には、県の衛生主管部局と連携を図り地域の感染状況の把握に努めます。園児児童生徒や教職員等が感染した場合には、園内、校舎内の消毒を行うとともに、状況に応じて幼稚園、学校の臨時休業等を実施します。

また、感染者および家族等への差別・偏見・誹謗中傷が生じないように十分な注意を払います。

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進

【施策の方向性】

共生社会とは、社会を構成する誰もお互いの人格や個性を尊重し支えあい、それぞれの多様性を認めあえる社会のことです。

とくに障害のある子どもたちが積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるためにインクルーシブ教育を推進していきます。合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「だれでもわかる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに共生社会について市民の理解を深めるために、人権尊重の啓発・教育活動についてもさらに充実させていきます。

【施策体系】

3-1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進

(主な取組)

● 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

● 児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

● 帰国・外国人児童生徒への支援

● 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

特別支援教育を推進することは「認め合い・学び合い・育ち合う」教育の推進であると捉え、全教職員で取り組むことを基本としています。そのために、校内支援体制を整え、障害の状態や特性等に応じた指導内容や方法の理解を深めるための校内研修を充実させます。また、通常の学級において適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育の視点をいかした学級経営を行い、学習環境や指導方法、授業をユニバーサルデザイン化するとともに、特別支援学級や通級指導教室における指導を充実させるため、通常の学級担任や特別支援教育支援員との連携に努めます。

◆児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

障害のある子どもたちと障害のない子どもたちがふれあい、共に活動することにより経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育成するために、交流および共同学習はとても重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるような「心のバリアフリー」を目指します。

交流および共同学習の形態は、「通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習」「居住地校における交流および共同学習（特別支援学校に通う子どもたちとの交流学习）」「学校間における交流および共同学習」がありますが、いずれも学習の意義や目的を明確にして相互理解し、十分な連携のもとに実施することで、互いの個性の理解を深めます。

◆帰国・外国人児童生徒への支援

日本語指導担当教員や日本語指導ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員が学級担任や保護者と連携し、適切な支援を行います。

◆市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座等の実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

【施策の方向性】

令和元年度「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によるとつくば市における長期欠席(年間 30 日以上欠席)した児童生徒は約 450 名(全児童生徒のうち約 2.2%)、そのうち不登校児童生徒は約 328 名(全児童生徒のうち約 1.6%)で、増加傾向にあります。

不登校に関する事等、現代は様々な教育的ニーズを抱える児童生徒・保護者がおり、これら教育上の諸課題に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教育相談体制の充実を図ることで、不登校児童生徒の居場所づくりや不安解消に一定の効果を果たしていきます。

また、平成 28 年(2016 年)に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、民間と連携し、相互に協力・補完しながら、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細やかな支援の推進を目指していきます。

【施策体系】

3-2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

(主な取組)

● 保護者の抱える教育上の悩みへの対応

● いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実



◆保護者の抱える教育上の悩みへの対応

教育相談センターでは、教育上の悩みや不安、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や面接による相談事業を実施しています。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、その悩みを学校に伝え、ケースによっては保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止および早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っています。

◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

教育相談センターでは、相談事業だけでなく、教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の集団への適応および自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細やかな支援を行うため、その知見を有する民間と連携し、相互に協力・補完しながら**フリースクールを運営し**、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策 3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

【施策の方向性】

市民のだれもが輝く、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会をめざします。

そして、つくばの長寿社会を創造していくための教育環境の整備や社会教育の振興を図るとともに、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。

また、学校や青少年育成団体等と連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

学校教育に加えて、社会教育や家庭教育を基盤とするつくば市の生涯学習社会は、地域や社会の課題に挑戦し、地域、そしてつくば市をさらによりよいものにしていこうとする市民を応援していきます。

【施策体系】

3-3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

(主な取組)

● 生涯学習社会の推進

● 生涯学習のための集いの場の提供

● 社会教育の振興

● 家庭教育の支援

● 青少年の健全育成事業の充実



◆生涯学習社会の推進

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、第3次つくば市生涯学習推進基本計画をもとに各事業を実施します。

◆生涯学習のための集いの場の提供

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育施設の管理運営を通して教育の振興および文化の向上を目指すほか、オンラインによる生涯学習講座の実施や企業向けの生涯学習講座の実施など、新たな生涯学習の集いの場を設けます。

◆社会教育の振興

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、**社会教育主事を配置し社会教育指導員を通じて市の社会教育の振興・充実を図ります。**また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、各個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

◆家庭教育の支援

保護者向けに家庭教育学級の開催、オンライン講座の実施や動画配信等を行うことで、家庭教育に必要な課題への理解を深めてもらうとともに、保護者同士の繋がりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

◆青少年の健全育成事業の充実

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し「社会力」の育成と自己有用感の高揚を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本方針

4

学び続ける教職員を支援する

施策 1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

【施策の方向性】

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしており、そのためのカリキュラム・マネジメントや教育改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を図ります。

教職員の研修の充実を図ることで、資質および指導力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。

学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言と各種研修講座等により、各学校の教育目標の達成や学校教職員の資質向上など教職員の人材育成と学校組織の活性化を目指します。

一方、教職員が安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を図るとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルスケアの充実を図ります。

【施策体系】

4-1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

(主な取組)

● 教職員研修の充実

● 教職員の人材育成と学校組織の活性化

● 教職員のメンタルヘルスケアの充実



◆教職員研修の充実

Society5.0 に向けた人材育成を目指し、新学習指導要領の理念を実現するためのつくば市独自の研修を実施します。「教え」から「学び」への転換を図るため、最適解を指し示すのではなく、自分なりの答えを導き出せるよう、子どもたちと教員が一緒に考えていく授業を目指した各教科の指導法研修を構築し、特に新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）等のベストミックスによる効果的な研修体制の構築に取り組みます。

◆教職員の人材育成と学校組織の活性化

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状に問題意識を持つ「問い続けることのできる教職員」の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職対象の研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆教職員のメンタルヘルスケアの充実

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが出来る環境を整備します。

また、教職員のメンタルヘルスケアに対応するため、産業医の配置やストレスチェックを行います。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

【施策の方向性】

平成30年度（2018年度）の小学校教員対象アンケート調査によると45%の教員の勤務時間が週60時間以上という実態が明らかになりました。

つくば市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合うことを可能とし、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

学校が、教員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、改革を進めていきます。

【施策体系】

4-2 教職員の「働き方改革」の推進

（主な取組）

● 外部人材の活用

● サポートスタッフの充実

● 校務の効率化の推進



◆外部人材の活用

教職員が本来担うべき業務に専念するため必要な体制を整備するために、保護者や民生委員・児童委員やNPO、部活動指導員等の外部人材の適切な配置や連携の強化を行い、教育の質の向上を目指します。

◆サポートスタッフの充実

教職員の負担を軽減するため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、外国語指導助手（ALT）や非常勤講師等の授業の実施・補助を行うことができる人材の適正な配置や、スクールカウンセラーや学校生活サポーター等の児童生徒の悩みに専門的に対応できる人材の活用を図ります。

◆校務の効率化の推進

校務支援システムの導入や校務のデジタル化を推進することで、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へと繋がります。

また、事務処理のスムーズな流れを作り出すため、学校事務を共同で実施することで、学校事務の効率化が図れます。

さらに、学校全体の情報基盤が一元管理及び共有できることで、教育活動の効率化だけでなく、よりよい学校運営の推進を図ります。

施策 1 学校施設・教育用備品等の充実**【施策の方向性】**

小中義務学校の教育環境の向上を図るため、学校施設・教育用備品等の充実を図ります。

つくばエクスプレス沿線開発地区の児童生徒数増加に伴う既存小・中・義務教育学校の過大規模校解消のため、(仮称)香取台地区小学校、(仮称)研究学園小・中学校の令和5年(2023年)開校および(仮称)みどりの南小・中学校の令和6年(2024年)開校に向けた取組を進めているほか、生徒数増に伴う教室不足に対応するため増築校舎の建設を行うなど学校施設の計画的な整備および施設の管理を行います。

また、老朽化している校舎等について、長寿命化に向けた計画的な改修を進めることに加えて、教材および管理備品の計画的な整備を進めます。

【施策体系】**5-1 学校施設・教育用備品等の充実**

(主な取組)

● 学校施設の計画的な整備および施設の管理

● 教材および管理備品の計画的な整備



◆学校施設の計画的な整備および施設の管理

児童生徒の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課等と連携を図ることでの的確に把握し、学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

具体的には、小・中学校の新設や既存学校の増築を計画的に実施します。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備等の大規模改修、特別教室へのエアコン設置等を計画的に実施するとともに、法令による点検および維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、令和2年度中に「つくば市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に改修工事等を実施することにより、従来以上に学校施設を長く使い続けることで、財政負担の軽減および平準化を図ります

◆教材および管理備品の計画的な整備

各学校の要望や児童生徒数の増加に対応すべく、教育上必要な教材・管理備品の計画的な整備を進めます。

施策 2 学校の安全体制の確立

【施策の方向性】

保護者、学校、地域、行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

また、自転車通学児童生徒に自転車用ヘルメットを配布するほか、遠距離通学の児童生徒にはスクールバスによる送迎を行うなど通学の安全確保に取り組みます。

【施策体系】

5-2 学校の安全体制の確立

(主な取組)

● 防犯、防災体制の充実

● 通学の安全確保



◆防犯、防災体制の充実

関係機関や地域の防災ボランティアとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災連絡会議等を開催し、学校での避難訓練・引き渡し訓練をはじめ、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立および学校防災力の強化を図ります。

◆通学の安全確保

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者等が合同で危険個所の点検を行うなど、通学路整備等のハード面、交通安全教育等のソフト面、両面において通学の安全確保に努めます。

また、学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります。

施策3 学校等の適正配置

【施策の方向性】

市内の公立学校等は、幼稚園 16 園、小学校 29 校、中学校 12 校、義務教育学校 4 校ですが、合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く、必ずしも現在のつくば市の実態にあった配置ではありません。

地域の実情に応じた「学校等の適正配置」を図るとともに、規模の適正化を進めます。

【施策体系】

5-3 学校等の適正配置

(主な取組)

● 学校等の適正配置の推進

◆ 学校等の適正配置の推進

「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や通学距離の拡大および通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校等の適正配置を推進します。

施策4 学校給食の充実

【施策の方向性】

つくばエクスプレス沿線開発地区の人口増加に伴い、必要給食数の急激な増加や給食センターの老朽化に対応するため「つくば市学校給食センター整備基本計画」の見直しを行い、安全で安心した給食を提供できるよう計画的に整備していきます。

また、地産地消推進ガイドラインにより、地場産野菜の積極的導入を推進し、安全で安心した栄養バランスのとれた学校給食を提供していきます。

【施策体系】

5-4 学校給食の充実

(主な取組)

● 学校給食センターの整備

● 安全・安心な学校給食の提供

◆学校給食センターの整備

「つくば市学校給食センター整備基本計画」に基づき、学校給食センターの整備を推進し、給食施設の老朽化・児童生徒数の増加に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。

◆安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理および食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。地産地消を推進するために、JA つくば市学校給食部会をはじめとする地元農家からつくば市産野菜等を積極的に納入し、旬の食材を沢山取り入れた献立を提供します。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル等に基づいた取組を進めます。

施策 1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**【施策の方向性】**

通常登校時、緊急時、休校時、いずれにおいても双方向による問題解決型学習を展開できるようなインフラ整備が喫緊の課題としてあげられており、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の早期実現を図るなど遠隔システムを活用したシームレス教育の充実を進めます。

また、クラウド型教育グループウェアを利用することで、学校と家庭で切れ目がないシームレスな学びの実現を目指すとともに、対話的で深い学び、個別最適な学びの実現を目指します。

【施策体系】**6-1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**

(主な取組)

● GIGAスクール構想の推進

● 学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

● 個別最適化学習の推進



◆GIGA スクール構想の推進

文部科学省「GIGAスクール構想」の1人1台端末整備の早期実現に向けて、自宅にパソコンなどの端末がない児童生徒に学習用端末の貸し出しを行います。

また、各学校でのICT環境の整備や、環境整備後のクラウド環境、ICT機器の運用が円滑かつ効率的に行われるように、技術的なサポートを行う「GIGAスクールサポーター」を配備します。

◆学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

学校に登校できなくても、通常登校時と同様の学習環境の確保を目指す「つくばシームレス教育」をスタートします。

「GIGAスクール構想」の下、高速大容量環境・クラウド環境を整備し、学校と家庭がシームレスにつながる学習環境を整備します。

◆個別最適化学習の推進

つくば市では、1人1台の学習者用端末を配備し、クラウド型教育グループウェアを活用することで個別最適化学習を推進します。

具体的には、問題解決的学習において、1人1台の学習用端末を用いて個々で解決方法を見出したり、協働的に解決したりしながら、よりよい解決を行います。そして、解決方法を全体で共有し、自分の考えを再考したりしながら個別最適化された学習を目指します。

そのためには、情報リテラシーおよび情報モラル教育を十分に行い、他者意識をもって、安心して活発な意見交換ができるような資質能力の育成を行います。

施策 2 ICT 教育環境の充実

【施策の方向性】

昭和 52 年（1977 年）から進めている ICT 教育について、クラウド型教育グループウェア、e-ラーニングシステム「つくばチャレンジングスタディ」、電子掲示板およびテレビ会議システム等、子どもたちの協働的な学びを促す ICT 環境の整備を進めます。

また、電子黒板やデジタル教科書を配備し、効率的に授業が展開できる環境を整備するなど ICT 機器を活用した情報教育を推進します。

一方、ICT 教育を推進するにあたり指導員の人員不足も課題となっており、研修体制等の充実を図ります。

【施策体系】

6-2 ICT 教育環境の充実

（主な取組）

ICT 機器の計画的な整備

ICT 機器を活用した情報教育の推進



◆ICT 機器の計画的な整備

クラウド型教育グループウェア、電子掲示板、テレビ会議システムなど、子どもたちの協働的な学びを促す ICT 環境整備を計画的に進めます。

具体的には、市内全小学校電子黒板普通教室への全配備および、学習者用端末全児童生徒分完全配備、学習者用デジタル教科書の導入、高速大容量インターネット環境整備、校務系ネットワークの増強を進め、児童生徒および教員による ICT 機器の活用促進を図ります。

◆ICT 機器を活用した情報教育の推進

発達段階に応じて、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることを目的とし、ICT 機器を活用した情報教育の推進を行います。

具体的には、つくばスタイル科サテライトカリキュラムにおける情報活用単元の系統的な情報活用能力育成や 1 人 1 台の学習者用端末を常時活用することによる、データ収集およびデータ分析力、データ活用力の向上、プログラミング教育の推進を行います。

また、ICT 指導員を配置するなど、学校への支援・研修体制を強化します。

「学び」を支える施設を整備する

施策1 図書館サービスの充実

【施策の方向性】

中央図書館をはじめ、4か所の交流センター図書室の整備を進めるなど図書館サービスの充実を目指します。

老若男女問わず誰もが簡単に本を借り、調べ物ができるようユニバーサルデザイン化を図ることで安全で利便性の高い図書館の提供に努めます。

また、積極的に広報活動を行い認知度を高めるとともに資料の質的充実による市民サービスの充実を図るなど図書館の利便性向上に努めます。

図書館が市民にとって最も身近な学習の場として利用出来るよう、中央図書館と4交流センター図書室との連携強化を進めます。

【施策体系】

7-1 図書館サービスの充実

(主な取組)

安全で利便性の高い図書館サービスの提供

資料の質的充実による市民サービスの向上

図書館サービスの全域化

◆安全で利便性の高い図書館サービスの提供

生涯学習の中心拠点となる図書館における利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

中心地区と周辺地区における地域間格差の極小化を図るため、中央図書館・自動車図書館の運営や視聴覚センター（アルスホール）の維持管理などを展開します。

また、気軽で自由な図書館利用を促進するため、自動車図書館車両を活用した「ライブラリーピクニック」を行い、会話や飲食可能な、図書館外での読書環境と集いの場を提供します。

さらに、大学図書館などと連携を図り、つくばならではの図書館サービスを提供していきます。

◆資料の質的充実による市民サービスの向上

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の蔵書に加えて、公共図書館として調査研究に応えることのできる資料の収集・保存を行い、資料の質的充実および、図書館職員の調査研究支援能力の充実により、市民サービスの向上を図ります。

◆図書館サービスの全域化

市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

つくば市の読書活動の中心拠点となる中央図書館と4か所の交流センター図書室（谷田部・筑波・小野川・荃崎）との連携を強化することや、自動車図書館及びそのステーションを増やしたりするなどして図書館空白地帯をなくし利用者の利便性向上を図ります。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

【施策の方向性】

つくば市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、世界に誇れる地域とはどのようなものかを考え、つくばを再発見し、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、国際社会で活躍する人材育成を目指して、伝統・文化・郷土の歴史等に触れる教育の推進を図り、郷土の歴史や文化への理解を深めることで自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【施策体系】

7-2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

(主な取組)

● 文化財の保存活用の推進

● 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実



◆文化財の保存活用の推進

つくば市内の貴重な文化財を市民が誇り、市民とともに次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業等、つくば市の個性をいかした施策を充実させます。

◆伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習や「つくばスタイル科」等において、伝統文化に関する指導をするとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財等の体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館等の文化財展示施設および市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供等を通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針

8

つくばらしさをいかした学びを推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

【施策の方向性】

つくばには、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっていることから「科学のまち」の特性をいかした、学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化して子どもたちが科学に触れる場面を増やしていくことで、未来を切りひらいていく力を養成します。

また、つくばには、関東の名峰筑波山をはじめとして、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年(2016年)には、筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。ICT教育を推進する一方で、つくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで、子どもたちの社会力を育み、SDGsの視点を身につけます。

【施策体系】

8-1 つくばの特性をいかした学びの推進

(主な取組)

「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

豊かな自然・文化をいかした学びの推進



◆「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

最先端の研究・教育機関が集積するつくば市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための科学教育を推進します。子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れるよう、つくばちびっこ博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグ等の機会を提供します。このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会や世界の創り手としての力を育成する STEAM 教育を推進します。

※STEAM: STEAM とは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (芸術)、Mathematics (数学) の頭文字をとったもの。

◆豊かな自然・文化をいかした学びの推進

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能な社会の実現に向け環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を行います。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

「学び」を支える協働体制を充実する

施策1 社会全体で支える子どもたちの学び

【施策の方向性】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営するコミュニティ・スクール型の学校づくりを目指します。今まで以上に学校・行政と家庭・地域とのコミュニケーションを活性化し、社会全体で子どもたちの学びを支えます。

また、これまでの家庭教育学級に加え、インターネットを用いるなど新しい形の家庭教育学級を展開することで、より多くの地域・家庭にアウトリーチし、学校・行政と家庭・地域の結びつきの強化を図ります。

さらに、非営利活動組織の運営するフリースクールや、各種地域スポーツクラブなど、様々な教育的資源を活用し、公民が連携する体制をつくれます。

【施策体系】

9-1 社会全体で支える子どもたちの学び

(主な取組)

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

家庭や地域の教育力の向上

公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用



◆学校・家庭・地域・行政の連携・協働

地域とともにある学校を目指し、**学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童・生徒たちの豊かな成長を支えていきます。**

また、ホームページを利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、**出張教育委員会等**、地域の声を聴く機会の創出を目指します。

◆家庭や地域の教育力の向上

幼稚園、小・中学校、義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、企業の協力を得ながら、オンライン講座や動画配信等の情報や学びの場を提供していきます。

◆公民連携で推進するフリースクール等**地域資源の活用**

不登校の児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、公民連携のフリースクールを運営します。**運営に当たっては、地域の人材や学生ボランティアなどを活用し、個に応じた様々な学習機会を提供していきます。**

また、地域のスポーツ団体等を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、地域社会と連携して児童の健やかな体等の育成を図ります。部活動についても、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用だけではなく、地域が支える部活動を目指します。

施策2 家庭への支援の充実

【施策の方向性】

つくばが目指す学びを実現するために家庭における学習環境の充実を目指します。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「つくばチャレンジングスタディ」や地域の人材を活用した「つくば未来塾」により、家庭における学習支援を充実させます。

また、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携など家庭に対するサポート・支援を強化します。

【施策体系】

9-2 家庭への支援の充実

(主な取組)

● 放課後等の学習支援の充実

● スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

● 福祉との連携による支援の充実



◆放課後等の学習支援の充実

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「つくばチャレンジングスタディ」などにより、放課後等の学習支援の充実を図ります。

また、「つくば未来塾」では、夏季休業日や放課後等の時間を利用して、地域人材をいかし、生徒の基礎学力の向上や学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指します。

◆スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、課題を抱える児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問等の相談活動を実施し、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。

また、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、家庭・学校・地域との橋渡しを行いながら、家庭が抱えるそれぞれの課題の解決に向けて取り組みます。

◆福祉との連携による支援の充実

市では、経済的に困難を抱える世帯の子どもを対象に、学習支援や安心できる居場所の提供を目的に、つくばこどもの青い羽根学習会を実施するなど、貧困の連鎖を防ぐ取り組みを進めており、対象者は積極的に福祉につないでいきます。

福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう教育と福祉が連携を図りながら、教育の機会均等に向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

IV 計画の推進



1. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、各所管課だけではなく、国・県の関係機関をはじめ、本計画に関係する学校や家庭、地域社会との連携が不可欠です。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』を達成するため、各主体には本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画により推進する事業の実施状況については、定期的に検証を行い、外部の有識者による点検・評価を行いながら、PDCAサイクルマネジメントによる効率的な教育行政を推進します。

また、点検・評価の結果については報告書にとりまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に提出・公表することで市民への説明責任も併せて果たすこととします。

世界の
あしたが
見えるまち。
TSUKUBA

つくば市
教育振興
基本計画

夢に向かって

よりよい未来をひらく

「学び」の実現



令和3年3月
つくば市教育委員会

計画策定の趣旨

本市では、平成30年（2018年）に内閣府の「SDGs未来都市」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭においた施策を展開しており、「誰一人取り残さない」という包摂の精神に基づき、諸課題の解決に取り組んでいます。

また、令和2年（2020年）3月には、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とした「つくば市教育大綱」が策定されました。

このような中、平成28年度（2016年度）に策定した「第2期つくば市教育プラン」が計画期間の5年を経過することから、社会の変化等を踏まえ、本市教育の一層の推進を図ることを目的に「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定するものです。

つくばで目指す「学び」の特徴



どんな計画？

計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）を参酌し、本市の実情にじた教育を振興するための基本的な計画です。
また、本計画はつくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第2期つくば市戦略プラン」および令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。

計画期間

この計画は令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年度とする5か年計画とします。

計画の対象

幼児・児童生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

つくばの学びのポイント



第3期つくば市教育振興基本計画の目指すもの

計画の基本理念

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

子どもたちが自分の好きなこと・夢に向かって努力を重ねることで、「持続可能な地域と世界の未来を構築するための変革を起こす人材として成長していく」ことを後押しする「学び」の実現を目指します

計画の基本目標

基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

計画の体系

基本理念

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

基本目標

基本目標1
幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2
「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標3
地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針

基本方針1 未来をひらく力を育む

基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む

基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する

基本方針4 学び続ける教職員を支援する

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

基本方針6 ICTを活用した教育を推進する

基本方針7 「学び」を支える施設を整備する

基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する

基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する

基本方針1

未来をひらく力を育む

施策

主な取組

1

個別・双方向の学びの推進

- 問いから始める学びの充実
- 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- つくば次世代型スキルの育成
- 小中一貫教育の推進

2

幼児教育の充実

- 多様な経験を育む豊かな遊びの推進
- 学びに向かう力を育む幼児教育
- 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- 幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

3

学校外の学びの充実

- 非認知能力を高める学びの充実
- 実体験を大切にする学びの充実

基本方針2

豊かな心と健やかな体を育む

施策

主な取組

1

豊かな心の育成

- 道徳教育の推進
- 情操教育の推進
- 読書活動の推進
- 人権教育の推進
- 芸術文化活動の推進
- いじめを防止する取組の充実

2

健やかな体の育成

- 保健体育と食育の充実
- 安全教育の充実と防災教育の推進
- 学校保健の充実
- 部活動への支援と適正な実施

3

学びの場の感染症対策の徹底

- 感染症対策の指導、実施
- 重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応
- 教職員の感染症対策
- 感染が広がった場合における対応
- 集団感染のリスクへの対応

基本
方針3

互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する

施策	主な取組
1 共生社会に向けた インクルーシブ 教育の推進	●一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ●児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実 ●帰国・外国人児童生徒への支援 ●市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施
2 教育相談体制の 充実と多様な教育 ニーズへの支援	●保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ●いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実
3 だれもが学べる 社会教育・ 生涯学習の推進	●生涯学習社会の推進 ●生涯学習のための集いの場の提供 ●社会教育の振興 ●家庭教育の支援 ●青少年の健全育成事業の充実

基本
方針4

学び続ける教職員を支援する

施策	主な取組
1 カリキュラム・ マネジメントや授業 改善に取り組む 教職員への支援	●教職員研修の充実 ●教職員の人材育成と学校組織の活性化 ●教職員のメンタルヘルスケアの充実
2 教職員の 「働き方改革」の 推進	●外部人材の活用 ●サポートスタッフの充実 ●校務の効率化の推進

基本
方針5

「学び」を保障する学校環境を整備する

施策	主な取組
1 学校施設・ 教育用備品等の 充実	●学校施設の計画的な整備および施設の管理 ●教材および管理備品の計画的な整備
2 学校の 安全体制の確立	●防犯、防災体制の充実 ●通学の安全確保
3 学校等の適正配置	●学校等の適正配置の推進
4 学校給食の充実	●学校給食センターの整備 ●安全・安心な学校給食の提供

基本
方針6

ICTを活用した教育を推進する

施策	主な取組
1 遠隔システムを 活用したシームレス 教育の充実	●GIGA スクール構想の推進 ●学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ●個別最適化学習の推進
2 ICT教育 環境の充実	●ICT 機器の計画的な整備 ●ICT 機器を活用した情報教育の推進

基本方針7 「学び」を支える施設を整備する

施策	主な取組
1 図書館サービスの充実	●安全で利便性の高い図書館サービスの提供 ●資料の質的充実による市民サービスの向上 ●図書館サービスの全域化
2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備	●文化財の保存活用推進 ●伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本方針8 つくばらしさをいかした学びを推進する

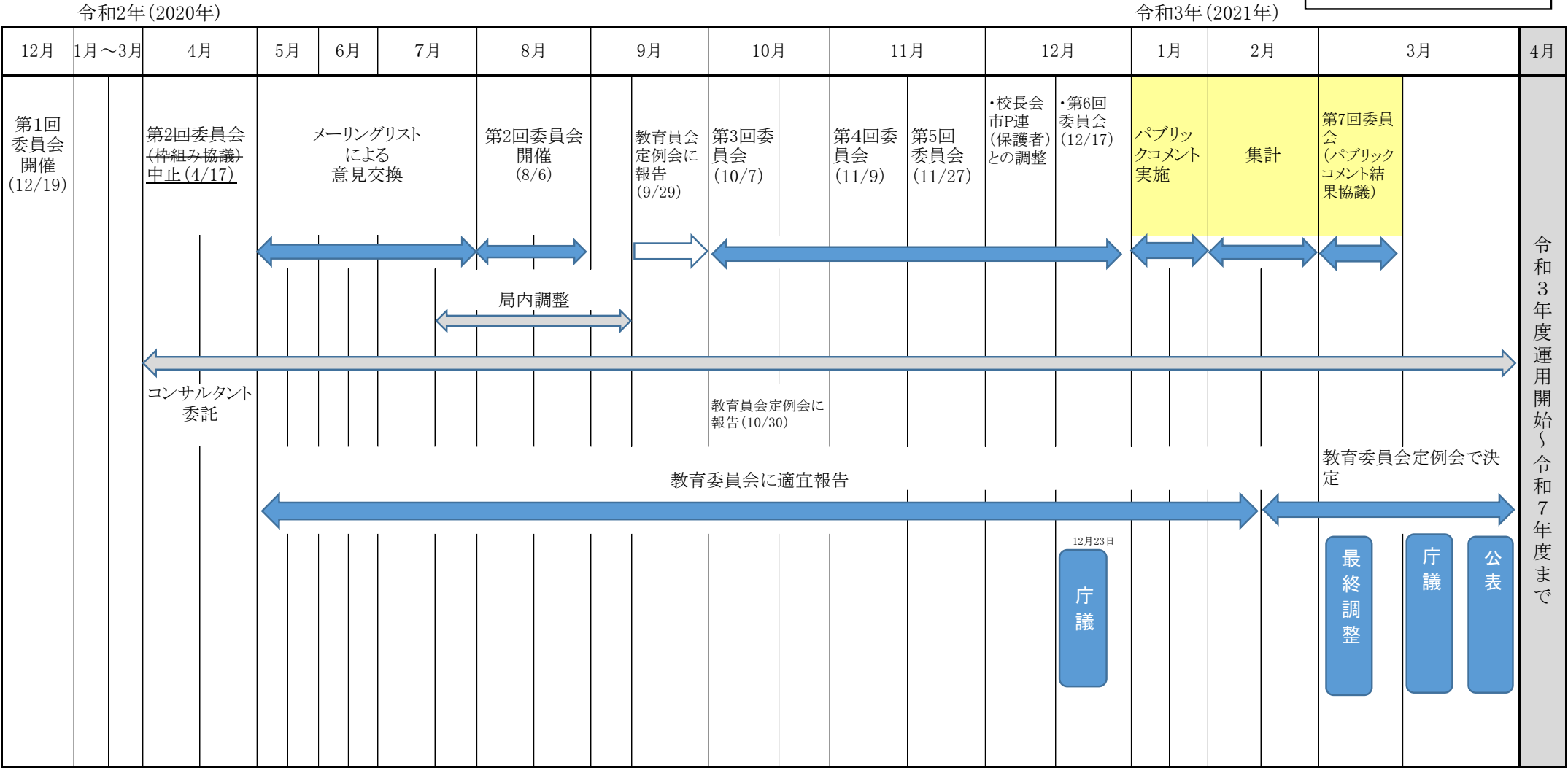
施策	主な取組
1 つくばの特性をいかした学びの推進	●「科学のまち」の特性をいかした学びの推進 ●豊かな自然・文化をいかした学びの推進

基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する

施策	主な取組
1 社会全体で支える子どもたちの学び	●学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ●家庭や地域の教育力の向上 ●公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用
2 家庭への支援の充実	●放課後等の学習支援の充実 ●スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ●福祉との連携による支援の充実

第3期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)

教育局 教育総務課
令和2年12月17日



会 議 録

会 議 の 名 称		第 7 回 第 3 期 つくば市教育振興基本計画策定委員会					
開 催 日 時		令和 3 年 3 月 8 日 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 10 分					
開 催 場 所		つくば市役所 防災会議室 2 ・ 3					
事務局（担当課）		教育局教育総務課					
出 席 者	委 員	宮寺 晃夫 委員		根津 朋実 委員			
		上田 孝典 委員		長橋 進也 委員			
		和田 雅彦 委員		額賀 敏行 委員			
		鈴木 孝至 委員		宮本 由美子 委員			
	そ の 他						
	事 務 局	教育長 森田 充 教育相談センター所長 横田 康浩 教育局長 吉沼 正美 総合教育研究所長 板谷 亜由美 教育局次長 中山 隆 生涯学習推進課長 伊藤 直哉 教育総務課長 笹本 昌伸 文化財課長 石橋 充 学務課長 間中 和美 中央図書館長 柴原 徹 教育施設課長 飯泉 法男 教育総務課長補佐 山岡 めぐみ 健康教育課長 柳町 優子 教育総務課係長 青木 孝之 学び推進課長 江尻 佳之 教育総務課主事 田崎 智也 特別支援教育推進室長 土田 圭子					
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数		0 人	
非公開の場合は その理由		—					
議 題		1 パブリックコメントの結果について 2 その他					
会議録署名人				確定年月日		年 月 日	
会 議 次 第	1 開会 2 協議事項（内容は上述の議題欄のとおり） 3 閉会						

<議事録>	
笹本課長	それでは、定刻になったので始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただく教育総務課の笹本と申します。よろしくお願いいたします。会議次第に従って進めさせていただきます。 それでは、第7回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。本日は、全9名中、現在7名の委員に御出席いただいております。過半数に達しておりますので、当委員会が成立することを御報告させていただきます。ここからの進行につきましては、宮寺委員長にお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
宮寺委員長	それでは、第7回目の第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会を始めさせていただきたいと思います。委員の方々につきましては、年度末のお忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。予定では、この第7回をもって最終回ということになっておりますが、何とかして今回で仕上げたいと思います。前もって机上に配布済みの資料を御確認いただきたいと思います。まず、会議次第についてはよろしいかと思いますが、その次に、第3期つくば市教育振興基本計画（案）の冊子が出ております。これを作るためにこの委員会で御審議いただき、教育総務課をはじめ市の内部部局の方々に御苦労いただいたところであります。原案がようやく出来上がってきたところであります。この会議の中でもお願いしましたとおり、前書きのところでは教育長に一文書いていただいて、よりこの案が引き締まったように思います。今日はこの中身についての検討はいたしません、と申しますのは、前々回と前回の2回にわたり、この案につきまして委員会の中で詳細に意見を出していただき、また、原案の原案を作成していただいた各部局の方々からも趣旨の説明をいただいたところであります。そのように一通り最後まで検討しておりますので、今回これについての直接的な検討は必要ないと思います。必要に応じて振り返ることは、あるかも分かりません。 本日のこの会議のメインテーマは、この原案についてのパブリックコメントに対する回答案を検討することです。私は事前に教育総務課に伺いどのようなパブリックコメントが寄せられたのかということについて予習してきております。実施結果報告書(案)

青木係長	の第1ページ目のところに書かれておりますように、57件もの意見の提出があったということであります。他の報告書の場合にどれぐらい意見・パブリックコメントが寄せられるのかということを伺ったところ、ほとんど出てこない、1、2件というところケースも多々あるというふうに聞きました。その中で57件、19人の方から意見が寄せられたということは、市民の間で教育行政についてかなり高い関心が抱かれているということの証だと思えます。これからその1つ1つの意見について、概要を報告していただき、それに対する市の考え方の案をこの策定委員会の中で検討してまいりたいと思います。私が一通り読ませていただきましたところでは、とても有益・有意義な意見が寄せられております。そのいくつかにつきましては、教育総務課をはじめ教育委員会でそれを取り入れて修正し、基本計画の中に反映するということがありますし、また、ちょっとこれは現段階では無理だなというものについては、率直に、これは現時点では少し難しいと思います、という意見が述べられております。また、今回は取り入れることができなくても、今後に活かしていきたいというふうにも意見が述べられております。これから検討してまいりますが、今回は取り入れることができなかったとしても、大変貴重な市民の意見ですので、これについては是非活かして、この意見をこれからも引き続き検討していただきたいと思っております。 それではここからは、教育総務課の方でパブリックコメント実施結果報告書（案）に沿って説明をいただきたいと思えます。ではお願いいたします。 それでは説明をさせていただきます。着座での説明、失礼いたします。先ほどもございましたように、今回パブリックコメントを実施したところ、19名から57件の御意見がありました。その御意見については同じ内容はまとめています。その意見に対して市の考え方を記載しているところです。 それではまず1ページ目ですけれども、計画の基本理念と全体に関わる部分についてということで、5件の御意見が出ています。その中の2ページ目の4番については、御意見を参考にして修正しておりますので、御説明をさせていただきたいと思えます。本資料の13ページを御覧ください。修正の内容ということで、上の段の「学

	びのイノベーション ～『教え』から『学び』へ～ について」ということで、計画本編の8ページの「つくば市教育大綱の実現に向けて」の説明文を修正しています。下線のところですが、修正前は「一人ひとりが自己実現できる能力」というふうに記載していましたが、修正後は「一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力」ということで、教育大綱に実際に書かれている言葉に変更しました。それでは1ページに戻っていただきまして、まずは「計画の基本理念・全体について」の部分で、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。
宮寺委員長	いま「計画の基本理念・全体について」の4番目の意見について説明がありました。1・2・3番目についても、読み上げませんが、一通り目を通していただいて、どうでしょうか。ちょっと時間をとりますので、お目通しいただきたいと思います。いずれこの各項目についての回答、市の考え方については、公表することになっております。こういう回答でよろしいかどうかも含めて目を通していただきたいと思いますが、どうでしょうか。
和田先生	桜南小学校、和田です。2番のイエナプランを取り入れてほしいというところがあるのですけれども、市の考え方として「『イエナプラン教育』の考え方も一部取り入れており」と書いてありますが、これはどの部分を指しますか。
青木係長	例えば、本編9ページにあるような異学年交流などについては、イエナプランを参考にしております。
和田委員	ありがとうございました。
宮寺委員長	本編の9ページですね、下のイラストのところに更に一番左下の異学年交流のところは、イエナプランから得たアイデアだということです。イエナプランにつきましては、教育大綱を作成する段階で実際に前教育長が視察に行って、良い点を何とか大綱の中に活かしたいということで持ち帰ったようであります。ただ今回のこの教育振興基本計画ではイエナプランという言葉は使われていませんし、また、使う必要もないと思いますが、その考え方は、ここにあるよ

青木係長	うに、異学年交流ということ、1つの方針として活かすことで、取り入れているように思います。名前は出ていませんが、その理念は取り入れているという趣旨であります。あとはよろしいでしょうか。 それから、御意見の1番で、夢という言葉が、基本理念には書かれていながらも、内部のところでは夢に関する文言が無いのではないかとありますが、これはここに市の考え方ということで説明がされています。私はこの説明でよろしいと思います。 それでは先に進めさせてもらいます。次の「基本目標1について」です。 続きまして、2ページ目の「基本目標1について」ということで、20件の御意見をいただきました。その中で修正した箇所がございます。4ページ目の8番目の御意見を御覧ください。いじめ防止に関する部分についてです。こちらについては、いじめに対する取組を追記しております。13・14ページをもう一度御覧ください。13ページの「基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む 施策1 豊かな心の育成 について」ということで、計画本編の20ページ「施策の方向性」の部分につきまして、「つくば市いじめ防止基本方針」についての追記をしたところです。それから、本編21ページについて、「教員の子どもたちへの見守りを強化します」と記載していた部分を、「教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を行うことで、いじめの早期発見と的確な対応に努めていきます」というより詳しい説明に修正をさせていただきました。 それから、本編の29ページの主な取組「いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実」の部分について、教育相談センターの役割について追記しました。それから、その文末にいじめ防止と根絶に取り組む旨を書き加えています。修正箇所はこの部分になります。 それではもう一度2ページに戻っていただきまして、基本目標1の部分で、御意見等がございましたらお願いいたします。
宮寺委員長	2・3・4・5・6ページまでですか。そこまで目を通していただくということで、ちょっと時間を取った方がよろしいかと思います。

青木係長	それでは、ちょっと数が多いので、まずは2ページの下の段についてということで、ちょっとずつ分けて御意見をいただけたらと思います。
宮寺委員長	その方が良いですね。それでは、1番から3番までで区切りたいと思います。
根津委員	早稲田大学の根津です。2ページから3ページにかけての3番の意見に対する市の考え方についてですけれども、最後のところに「今後も、御指摘の点にも配慮しながら、小中一貫教育の実施に努めていきます」とありますが、意見の方ではこの検証の結果についても言われているところですので、「実施と検証」というふうにしていただいた方が、意見に対してお答えしていることになるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
宮寺委員長	よろしかったら私から答えても良いのですが。つくば市全体での小中一貫教育の推進については、これから実施するのではなく既に実施されていて、その成果が出ているところであります。ただ、この2018年の検証委員会の時には、小中一貫教育は、カリキュラム上9年間を一貫して検討するということは推進すべきことであるが、発達の区切り目の持つ積極的な意味については活かすべきだということが報告されたというように記憶しています。つまり、従来の小学6年生と中学1年生、現行で言えば6学年と7学年であります。が、カリキュラム上は連続していて段差を少なくするということは大切であります。精神的な面での成長を考えると、何かしらその段階を区切るということの持つ積極的な意味については十分配慮すべきだと。特にこの配慮が必要なのは、同一施設内で小中が一貫している場合、どうしても下の段階から上の到達の段階が見えすぎてしまって、そのために却って発達へのバネが効かなくなってしまうということに注意を払う必要があるという報告がこの検証委員会でなされたと思います。今回この市の考え方として出されているのは、その点を踏まえながらも今後も小中一貫教育の実施に努めていきますということで、「実施」というよりも「推進」の方が良いかとも思います。もうすでに実施されているわけですから、

笹本課長	「推進に努めていきます」の方が現実には即しているかと思います。ちょっと先走ってしまいましたけれども、どうぞ教育総務課の方で追加がありましたらお願いします。 いま委員長からお話がありましたとおり、あくまでその当時に小中一貫教育を進める上で実際の効果や課題について調査するために検証委員会が開かれたものと認識をしております、一度そこで方向性がある程度決まったと事務局の方でも認識しておりますので、委員長からありましたとおり、「推進」という形が良いのではないかと思います。
根津委員	そうしますと、この場合の検証というものは、もう委員会を作っ て為されたものなので、市としてはそれに基づいて実施をして、さら に、いま御説明がありましたように推進をしていくということが 方向性としてあるという御説明になるわけですね。わかりました。 それであれば、先ほど委員長からお話がありましたように、こちら 「実施」というよりは「推進」というふうにさせていただいた方がよ ろしいかと思います。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは次の、4番から6番の御意見 が幼児教育に関わることですので、この3つをまとめてお読みいた だきたいと思います。指名をさせていただいて本当に申し訳ないの ですが、宮本委員どうでしょうか。
宮本委員	4番に関しましては、市の考え方に書かれているとおり、遊びの 大切さというところで、一番上に「多様な経験につながる豊かな遊 びの推進」というふうに記載されておりますし、「実体験を大切に する学びの充実」とか「非認知能力を高める学びの充実」というの は幼稚園でも入っていることなので、これで大丈夫かなと思ってお ります。 5番の方の市の考え方についても、小学校へのスムーズな移行と いうところも、私たちも同じような考え方で接しております。以上 です。
宮寺委員長	ありがとうございます。6番は幼保一元化に関わる意見でありま

	すが、これに対する回答で、こども部との間で認識を共有していきたいということではありますが、これはどのぐらい連携が現在の段階でできているのですか。幼保一元化に関して、教育委員会とこども部の間で意見の共有ではありますが、このことを「共有していきます」というふうに答えるわけではが、現段階ではこれぐらいに留まりますか。
間中課長	学務課です。いまお話があったとおり、まだそれほど協議が進んでいるわけではないものですから、「共有していきます」というような表現が正しいかと思います。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。はい、それではどうぞ。
根津委員	6番のところ、「こども部」は漢字ですか、ひらがなですか。
青木係長	ひらがなのままで正しいです。御確認ありがとうございます。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。次は7番だけ見てください。これについて、教育総務課の方で説明をお願いします。
青木係長	7番目については、本編の20・21ページの「豊かな心の育成」の部分になるのですが、21ページの主な取組「読書活動の推進」の部分に、「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです」というような文章が入っていますが、こちらの御意見は、子どもたちが人生をより深く生きる力を身に付けることができるのは読書活動だけではないのではないのですかというよう御質問でしたので、それについては市の考え方のおりに、各芸術文化活動というのも読書と同じく豊かな心を育む上で重要であると考えておりますので、21ページに掲げる各取組を通じて豊かな心の育成を図っていきますという回答としているところです。
宮寺委員長	どうでしょうか。確かに基本計画の20ページにある豊かな心の育成に関わる主な取組として6項目挙げられていますが、その4番目が芸術文化活動の推進で、5番目が読書活動の推進となっていて、2つとも挙げられております。これは、上下関係はないのでしょうか。

	けれども、2つ挙げられております。ですので、この書き方を見ると、必ずしも読書だけではない、というふうになっていると思います。 それでは次に参りたいのですが、8番と9番を一緒に御説明お願いします。
青木係長	8番と9番についてははじめに対する取組ということの御質問でしたので、8番については先ほど御説明した13・14ページのような修正をしています。9番につきましては、市の考え方に書かせていただいたとおりですので、何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。
宮寺委員長	御意見がありましたらお願いします。特に9番については、回答として「御意見は今後の参考にさせていただきます」と書いていますが、本当にとっても貴重な御意見ですので、今後もぜひ活かしていただきたいと思います。その意味でも、この意見の中にありました、「教科担任制の導入ではなく、小中学校ともに複数担任制の導入をしてほしい」という御意見でありましたが、これについてはどれぐらいこれから先取り組む予定があるのか。意見を寄せられた方からすると、その部分まで聞きたかったところかと思いますので、もし教育委員会として何か予定がありましたら、教育長もおられますので、伺いたいと思います。
森田教育長	教育長です。複数担任制というと教員の配置にも関わる問題にもなるので中々難しいところもありますけれども、担任を1人で持つのではなく学年を担当するというような形をとっていかうと思っております。そして配置が増えることによって、そこに学年副担任という形で小学校の方も進めていければと思います。単学級の学校については、ブロック担任という形で、低学年・中学年・高学年の担任という形で進められれば良いなということは頭の中にはありますけれども、まだ具体的に校長たちに示している訳ではありません。
宮寺委員長	和田先生どうですか、こういった複数担任制の導入について現場サイドからは是非やってもらいたいという気持ちはありますか。

和田委員	桜南小の和田です。やはり学校はいま働き方改革に取り組んでいるところではありますけれども、その忙しさと言いますか、担任の先生が抱えている問題は非常に沢山様々なものがありますので、こういった複数担任制ということで人員が配置されれば、それはとてもありがたいことですけれども、現段階で複数担任制ということがなかなか難しいということであれば、先ほど教育長からありましたように学年の中で、あるいはブロックの中で考えていくということが現実的ではないかなと思っております。
宮寺委員長	ありがとうございました。これはこの回答にありますように、「御意見は今後の参考とさせていただきます」と。これは是非参考にさせていただきたいと思います。 では次に進ませていただきます。10番と11番について、説明をお願いします。
青木係長	すみません委員長。8番について、追加修正をした部分でございますけれども、こちらについては他の委員の皆様から意見がないかどうかだけ確認していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。
宮寺委員長	分かりました。13・14ページの下線の部分ですね。もう一度説明をお願いします。
青木係長	13ページの下段のいじめに関する部分について、繰り返しの説明にはなりますが、「つくば市いじめ防止基本指針」について記載したところです。それから、説明文のところにより詳しい説明を加えております。また、本編29ページは教育相談センターの役割について追記し、さらにいじめ問題について「いじめ防止と根絶に取り組んでいくというふうに書き加えております。
宮寺委員長	ありがとうございます。これは本編本文の修正でありますので、お目通しいただきたいと思います。
和田委員	現場の方から見ても、これを読ませていただいて、とても丁寧な

	説明になっていますし、「『つくば市いじめ防止基本方針』に基づいて」という一文が入ることとても大切なことだと思っております。また、14ページの教育相談センターについても、「相談事業だけでなく」だけの文章だったのが、「相談事業に加えて、学校生活サポーターによる学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行ってい」るということで、本当に丁寧な説明になっていて、是非こういうふうに修正してほしいと思っています。これで現場としてはありがたい、結構かなと思っています。
宮寺委員長	ありがとうございました。
根津委員	たびたび細かいところで恐縮ですが、修正後のところ、14ページの下の方ですが、「いじめ問題については」となっていて、これが本編29ページのところでも同様になっておりますので、助詞を補っていただいて「いじめ問題については」と修正をお願いします。
青木係長	ありがとうございます。
宮寺委員長	修正が加わったために教育相談センターの機能というものがより明確になったと思います。ありがとうございました。
額賀委員	手代木中学校の額賀と申します。1つだけ確認をお願いします。13ページの修正後のところの真ん中の段で、「いじめ問題にかかわる教職員の理解を深めるため、研修内容の充実を図ります」とありますが、これは、私はこれで良いと思うのですが、研修「内容」の充実で問題ないのでしょうか。私はこれに賛成なのですが。「研修の充実」というのか、「研修内容の充実」というのか、よく聞かれるものですから。私はこれで良いのかなと思うのですが。
宮寺委員長	「研修の充実」か「研修内容の充実」か、ということですが、お答えをお願いします。
青木係長	研修については、既に行われているものもありますので、更にその内容を良くしていきたいということで、「研修内容の充実」でお

	願いできればと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。より厳密になったように思います。 では次に進めさせていただきます。4ページに戻りまして、10番と11番の説明をお願いします。
青木係長	10番と11番につきましては、感染症についての御質問になります。10番は計画本編の24・25ページ、基本方針2の施策3に記載がありますので、そのような形の回答をしています。 また、11番の御意見に対しましては、本計画は主体的に学ぶということが柱になっているので、そういった教育を進めていということをも市の考え方として示しているところです。
宮寺委員長	いかがでしょうか。お願いします。
額賀委員	こちらにも回答には賛成です。現場の方では、感染症の対策の徹底ということで、こちらに記載されている内容を日々確認しながら子どもたちに指導をし、感染症対策をしています。「差別・偏見・誹謗中傷を生じさせないための教育の徹底」と、行政指導の方が良いのではないかという意見ではありますが、現場としては本編案に記載されている内容で良いと思います。子どもたちの中にはこういったことを露骨に言う子は少ないと思います。現場はこのことでの混乱は、現在のところはしていません。道徳の授業や文部科学大臣メッセージ、そのほか文部科学省や市の示す資料等で、このことについて子どもたちに啓発をしています。子どもたちも心得ていることと思います。むしろこの内容につきましては大人側の問題もかなり大きいところもあるかと思いますので、回答としてはこのままで良いと思います。意見として述べさせていただきます。
宮寺委員長	ありがとうございます。感染症と学びの現場ということについては2つ課題があると思います。1つは学校側、教職員による感染症対策の徹底と。主にこれは現場、教職員の方の仕事になっているということが1つの問題、課題であると思います。10番の意見を寄せられた方は、「行政的な対応として弱いのではないか」という表現をしていますように、何か感染症対策について、行政側で現場に負

	担を掛けない形で実施できないかという課題が残っていると思います。これは人員の問題やお金の問題も関わることかと思いますが、教職員にどこまで除染対策の負担を掛けてよいものかどうかということは課題として残っていると思います。 それからもう1つは、子どもの道德教育の面からの指導であります。いま額賀先生からの御報告では、今のところ現場サイドで子どもの側から差別的な行動が起こっているという報告はないということなので、ちょっと安心したところであります。ただ、子どもたちは家に帰れば、親たちからいろいろな情報、間違った情報を含めて、入ってきてしまう可能性もあります。それを学校のなかでそういうことが子どもの側に起こらないように、いわば心の中にワクチンを打つような指導が現場サイドには必要になると思います。 10番と11番についてはよろしいでしょうか。それでは、次は12番から14番までまとめて御説明をお願いします。
青木係長	12番から14番までということですが、こちらは計画本編の26ページ基本方針3施策1のインクルーシブ教育について、それぞれ重なっている質問だと思います。それぞれ、市の現状を踏まえた上で市の考え方を記載していますので、この回答について御意見等ございましたら、頂きたいと思います。
宮寺委員長	御意見をお願いいたします。申し訳ありませんが、私はあまりフォントのことには詳しくないのですが、これはこの回答でよろしいのですね。ちょっと説明していただけるとありがたいのですが。
和田委員	このとおりだと思います。学校でも積極的にUDフォントを使おうとしているのですが、それが本当に読みやすいかということと色々な御意見がありますので。森田教育長にも以前UDフォントというものを進められて、つくば市全体で取り組んでいるところです。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。14番もインクルーシブ教育のことなのですが、ここには医療的ケア児のことが質問に出ております。これについては、「今後の取組の参考とさせていただきます」という答えなのですが、説明をお願いいたします。

土田室長	特別支援教育推進室です。インクルーシブ教育の推進というのは、様々な発達特性や個性を持つ子どもたちそれぞれの指導が適切に行われて、教育が保障されていくということを推進するということだと思います。この14番の御意見の内容は、条件整備とありますけれども、確かに条件整備の一部であると捉えています。「特別支援教育支援員の配置」というのは、いま既に進めているところです。 「医療的ケア児のための看護師配置」についてですけれども、医療的ケアの必要なお子さんと一口に申しまして、様々なお子さんの実態があって、具体的には、小学校の教育課程で学ぶことが必要、学ぶことが適切であるというような、例えば肢体不自由であったり著しい知的障害であったりということが無くても、医療的ケアの必要なお子さんというのはいるのですが、こういったお子さんに対しては、看護職員を配置して保護者が付き添って医療的ケアを行うのではなくて、保護者の負担も軽減するしお子さんの自立を考えても、看護職員が医療的ケアを実施することで、小中学校での学びを保障していくということは必要ではあると思うのですが、医療的ケアの必要なお子さんというのには重症心身障害児であることが多いのです。重度の身体的にも知的発達のにも障害のあるお子さんです。それで、このお子さんたちに、小中学校で看護職員を配置して医療的ケアだけを実施すれば良いのかと言いますと、医療的ケアというのは安全な日常生活を確保するものであって教育を保障するものではないのですね。小中学校で保護者に代わって医療的ケアが実施できたとしても、その重度の障害のあるお子さんの教育を、小中学校の教員と環境整備の中でどこまで保障できるのかというのは大変難しいところがあります。なので、一口に「医療的ケア児のために」ということをここに加えてしまうということは、正確な情報として発信できないといえますか、誤解されやすいところであって、インクルーシブ教育って誰でも彼でもどんな子でも小中学校に在籍して学ぶこと、とは違うと思っているのです。障害があることで排除されない、小学校中学校で学ぶことで更にその子の力が発揮できるお子さんは、適切な環境整備、色々な配慮が必要ですということなので、インクルーシブ教育を正しく理解していただくためにも、安易にと申し上げていいのかどうかは分かりませんが、医療的ケアを明記するということは避けた方が良いのかなと判断いた

	しました。
宮寺委員長	ありがとうございました。いまの御説明、大変よくわかりました。問題がどこにあるのかも見えてきました。ここでは「今後の取組の参考とさせていただきます」という回答ですが、是非この意見を参考にして、いま説明されましたような問題があると、まだまだ市民の間では意見が共有されていないように思いますので、これから市民への啓発も含めて、医療的ケア児をめぐるインクルーシブ教育の在り方について、市民ぐるみでの取組ができるようになっていけば良いと思います。今回の基本計画を通して知識が市民の間に広がっていけばよいと思います。ありがとうございました。 それでは今のことと関わる場所ですが、15番の御意見について、説明お願いいたします。
青木係長	15番ですが、こちらは通常学級担任と特別支援教育支援員の連携をしてほしいということと、特別支援教育支援員の研修講座を開催したらどうかという御意見ですが、これは実際に現場の中で限られた時間で工夫をしながら情報共有を図っているところなので、それを市の考え方として書かせていただいております。それからまた、研修講座については、こちらについても毎年実施しているということなので、このような回答としています。
宮寺委員長	ここの回答として、「現在、毎年実施していることから、改めての記述は難しいと考えます」とありますが、これは「改めての記述は必要ないと考えます」ではないのですか。そうではなくて、難しいの方が良いのでしょうか。
青木係長	そうしましたら、改めての記述は必要ないというような形で修正をさせていただきます。
宮寺委員長	そうですね、もう既に実施していますよ、部分的ではありますがやっていますよということですよ。
和田委員	それでは現場の方から、特別支援教育支援員が勤務時間内で担任とのやり取りを工夫していると回答していますが、このとおりで

	す。うちにも4人の支援員がおりますけれども、それぞれが担任とノートを共有して、ノートの中にメモするとともに気になる子には付箋を活用して情報を共有しているので、実際に話し合っただけで情報を共有することももちろんですけれども、ノートを活用することで、支援学級の子が今日こうだったよ、というのを担任と、それから交流学級も把握することができているので、この回答でよろしいかなと思います。それから、研修講座の開催についても現在毎年実施しております、回答の後の部分はいらないのかなと私も思いました。以上です。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは次、1項目だけになりますが、16番をお願いいたします。
青木係長	16番は夜間中学校の設置を検討してくださいというような御意見です。こちらについては市の考え方とおおり、近隣自治体の実施状況を参考にしていきたいと考えているところです。
上田委員	筑波大学の上田です。回答には夜間中学校の設置ということは盛り込む必要はないと思いますが、「近隣自治体の状況を見ながら」という回答は、個人的には、もちろん茨城県内には夜間中学校を設置している自治体があるのですが、むしろつくば市は近隣自治体からどうするかを見られる自治体だと思いますので、もう少し前向きな表現の方が良いのかなというが1点、感想です。 それからこの御意見ですけれども、この計画本編の28ページのところに、普通教育の機会確保法が明記されているのですよね。この法律はもちろん不登校の児童生徒、あるいは不登校のままみなし卒業をした卒業者も対象ですけれども、それ以外に外国籍あるいは帰国児童生徒、それから成人した義務教育を受けてこなかった・受ける機会のなかった方、夜間中学校に行くような方々が対象になっていて、ここを読む限りでは不登校児童生徒に限定されてしまっている、この施策2のところは不登校の児童生徒に限定するであれば最後のパラグラフは削除する、あるいはそうではなく表題にあるような「教育ニーズへの支援」ということを考えるのであれば、機会確保法を活かしながら不登校児童生徒に限定しない形で多様な教育ニーズを踏まえ、その機会の確保に努めます、みたいな形に、

	もし変更できるのであれば変更した方が、法律の趣旨も踏まえた内容になるのかなと思いました。これがこの16番に対する意見です。 それから、「教育ニーズ」という言葉が施策2のところにあるのですが、この前のページ、27ページの一番上のところに「教育的ニーズ」というのがあります。ここはページが連続しているので、少し気になったところです。
宮寺委員長	ありがとうございました。それでは細かいところから先に考えましょうか。「教育的ニーズ」か「教育ニーズ」か。同じものを指しているのであれば同じ表現にしてください。上田先生としてはどちらの方がよろしいですか。
上田委員	この文脈であれば「的」は無くても良いのかなと思います。
宮寺委員長	それでは本文の27ページの一番上の「教育的ニーズ」の「的」はとることにしましょうか。 それで、もう少し今の上田委員の意見について考えたいと思うのですが、まず近隣自治体云々というところついて、横にらみをして遅れないようにという配慮だと思うのですが、遅れないようにではなくてもう少し先に行くような表現の方が良いのではないかと。ここどうしましょうか。教育ニーズを見ながら、ということになりますかね。他所を見るのではなく自分たちの内側を見なければいけないと思いますので、ここの表現を上田委員がおっしゃったようにもう少し前向きな表現の方が良いと思いますので、ちょっと教育総務課の方で提案してくれませんか。
青木係長	すいません、上田委員にもう一度教えていただきたいのですが、市の方の考え方部分について、つくば市は参考にされる側の自治体なので、もっと前向きにした方が良いのではないかとということでもよろしいでしょうか。
上田委員	そうですね。非常に横並び的なところは分かるのですが、むしろつくば市はこの辺りの拠点の都市でもあるので、もちろん先行して設置している自治体があるのは承知しているのですが、むしろつくば市としてどうしていくのかということを記載した方がよろしい

	のではないかなと思います。
宮寺委員長	どうですか、ここは適当な表現に変えていただけますか。
青木係長	こちらなのですが、夜間中学校の設置についてはまだ計画などの検討の段階にも至っていない状況なので、ここでどこまで書くのかという問題がありまして、先生の御指摘のように前向きにというような…。
上田委員	夜間中学校というのをそのまま出す必要はないと思うのですが、例えば「多様な教育機会を確保していくよう努めるとともに、今後の参考とさせていただきます」ですとか、そういうような形で、この質問の趣旨は汲んでいますよというような形に変えていただければと思います。
宮寺委員長	よろしいですか。今の表現そのまま取り入れるということで。
青木係長	そのようにさせていただきたいと思います。
根津委員	これは本編の27ページの「帰国・外国人児童生徒への支援」というところで、日本語指導のことが中心に書かれているから出てくる要望なのだと思うのですね。これは以前の議論の中で出てきたことだと思うのですが、言葉の指導だけが支援だけではないだろうというところをどう書けるかということだと思いますので、そこは表現を工夫していただきたいと思います。
宮寺委員長	根津先生、確認ですが、27ページの本文の修正ですか。
根津委員	いえ、こういう16番のようなお尋ねが出てくる背景にあるのは、おそらく本文27ページのところからすると、限られた時間の中での言葉の指導だけではないかという懸念が背景にあるのではないかと。しかも2件出てきているわけです。それは、夜間中学校のように、その子の言葉に限らず、包括的に面倒を見てもらえるといいですか、ケアをしてもらえるということが前提にあるのだろうなという個人的な見解です。ですので、本文の方ではなくて、市の考え

	方のところの修正の議論が出ているわけですが、そこをどういうふうにお書きになるかというところまではちょっと私も案が無いのですが、先ほどの上田委員からありましたようなところが1つの書き方なのかなというふうに思います。
青木係長	そうしましたら、上田委員から先ほど出た案文を参考に修正したいと思います。
宮寺委員長	ありがとうございました。ただいま御指摘がありました本文の27ページの「帰国・外国人児童生徒への支援」の中にある「日本語指導担当教員が学級担任や保護者と連携し、適切な支援を行います」という部分について、日本語指導担当教員というのはこういう呼び名で呼ばれているのかもしれませんが、今の御指摘のとおり、日本語だけを教えているのではなくて、日本の文化の中で母国の文化とどういうふうに上手く擦り合わせていくかという、そういう文化適応についても指導に当たる教員ですので、一人ひとりの個に応じた学習機会を提供するということが夜間中学校の設置なのでしょうけれども、夜間中学校の設置ということだけで問題が解決できるわけではないし、また夜間中学校の設置については今のところつくば市の中ではまだ計画が無いようなので、こういう回答になったのだと思います。 ちなみにこれは参考意見にもならないのですが、私は九州の大分県のところで実施されている多言語教育指導というのに少し関わりを持っています。この取組は、日本語指導担当教員は、日本語を教えるというよりも母語を大切にされていて、母語と日本語の両方、多言語を使って子どもを育てていくという取組をしているので、ちょっと私は興味を持っているところであります。そういう母語の日本語への置き換えではなくて、両方の言語を使って生きていくことができるという良さに重きを置いている指導で、私は興味深くフォローしているところであります。ちょっと余分な話をいたしました。 それでは次、17～19番について説明をお願いいたします。
青木係長	17番～19番については、障害者の生涯学習の振興というところから意見が出ています。17番・18番については、現在、生涯学習推進

	課の方で「第3次つくば市生涯学習推進基本計画」を策定していますので。その中で展開していくものですということを市の考え方で示している形でございます。 それから1点修正です。17番の市の考え方ところで「第3次生涯学習推進基本計画（現在策定中）の39ページ」と記載していましたが、40ページに訂正いたします。 それから19番の「地域交流センター等のWi-Fi環境の整備をしてほしい」という御意見ですけれども、こちらは施設の大幅な改修ということになりますので、中長期的な課題として参考とさせていただきたいという市の考え方にしています。
宮寺委員長	どうでしょうか。 それでは先に進めさせていただきます。基本目標の2にまいります。意見の1番、説明お願いいたします。
青木係長	基本目標2の意見1につきましては、基本目標2のフレーズそのものに対する御意見です。こちらはつくば市教育大綱からとってきている言葉ですので、そのまま使いたいということで市の考え方を回答しております。
宮寺委員長	これはもうこれでよろしいかと思えます。それでは次、意見の2番です。
青木係長	「ハラスメント防止の研修を徹底してほしい」という御意見です。こちらについては、市の考え方とおおり、「ハラスメント防止研修については、各学校における校内研修で確実に実施するようにしています」ということで回答しています。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。では続けて、意見の3番お願いします。
青木係長	「特別支援学級担任向けの研修の充実を図ってほしい」という御意見でございますが、こちらについては、県主催の研修を現在すでに実施しているところです。それに加えて、必要な研修内容は教員によって異なりますので、そういったところは校内研修や授業研究等が非常に大切でありますので、そういったところもしっかりとや

	っていきたいという市の考え方でございます。
宮寺委員長	これは2件同じような意見が寄せられているようです。親切に答えてくれているように感じますが。ちょっと小刻みで申し訳ないのですが、4番についてお願いします。
青木係長	4番は、「『働き方改革』により教職員の残業時間を減らす取組を進めてほしい」という御意見です。こちらにつきましては、市の考え方のおり、令和元年度に「教員の働き方改革に関する実行計画」を策定しておりますので、この計画に沿って進めていきたいという回答にさせていただきます。
宮寺委員長	額賀先生どうでしょうか。こういうふうな回答ですが、これでもよろしいでしょうか。
額賀委員	教育局の方でいろいろと学校に対する取組、対応をしていただいておりますので、このまま継続して、課題をさらに明らかにして解決できるようになると良いと思いますので、この回答で結構です。
宮寺委員長	ありがとうございました。次は5番～7番の意見について、まとめて説明お願いいたします。
青木係長	5番～7番でございますが、それぞれ学校の施設について、それから管理備品について、それから防災体制についてということで御意見をいただいております。 まず5番について、学校のトイレの洋式化、それから小便器を新型に変えてほしいという御意見で、トイレの洋式化については既に計画的に整備を進めているところですので、その現状について記載しております。小便器の新型化については今後の検討ということにさせていただきます。 それから、学校が必要とする管理備品の購入についてでございますが、こちらについても、「学校で必要な管理備品の購入ができるよう、教育予算の十分な確保に努めていきます」という書き方にしています。 それから7番の学校の防災体制についてですけれども、教職員の

	負担を増やさずに地域が中心になってほしいということでしたので、市の考え方のおり、「市として、学校を含めた地域の防災力の向上に努めていき」たいというふうにしております。
宮寺委員長	どうでしょうか。和田先生、特に地域が中心となった学校の防災体制ということで、こういう回答でよろしいでしょうか。
和田委員	はい、まずは5番の学校のトイレについてお話ししたいと思います。「トイレの洋式化については」という市の考え方のところはそれとおりで、桜南小学校でも子どもたちのトイレだけではなくて、今年度は職員のトイレも洋式化してもらうことができました。本当にありがたく思っております。 そして、防災体制の確立についてということですが、地域が中心になるべきものだと私も思いますけれども、学校と地域が協力してやっていくということが何よりも大切かと思っております。ここにあるように、これからは学校も防災体制についてしっかり取り組むとともに、地域全体の防災力向上に取り組んでいきますというこの回答でよろしいと思っております。
宮寺委員長	ありがとうございました。私からすると、地域が中心となって学校の防災体制を作るとなると、ちょっとイメージが湧かないのですが、どういうことでしょうか。学校が火事だというときに地域の人たちがバケツを持って駆けつけるという、そういうイメージですか。
鈴木委員	谷田部南小学校の鈴木といいます。地域の防災体制ということでは、例えば、学校でやっていることといいますと、子どもたちの引き渡し訓練ということで、特に震災以降ですかね、ちょうど10年ということでニュースなんかでもやっていますけれども、実際に万が一のときに親御さんにスムーズに引き渡しができるようにということをやっています。それと同時に、例えば本校でしたら地域防災ということで、学校の方に防災の備蓄の倉庫がありまして、市の方で整備していただいているものだと思うのですが、地域の方にその日に地域防災訓練をやりますということで案内をして、本校であればここに防災の倉庫があって、中にこういうものがあるよと

	いうことを話したりするのですが、年によって参加の状況というのはまちまちなのですけれども、一応そういうことを学校でやっていたりします。 あとは、市の方からということで、地区の方を集めて中学校区で防災の会議を行って、実際に避難所を開設する場合にはどういう方法があるのかなどということをやったりしておりました。今年度はちょうど震災から10年ということで、コロナについても含めているような取組を、避難所をどういうふうに作っていったらいいのかなどということ、学校の方でも次年度の計画の中で話をしているところでは。
宮寺委員長	ありがとうございました。それではこの回答でよろしいでしょうか。はい、お願いいたします。
長橋委員	地域と学校の防災の連携のところで、学校の防災倉庫や体育館の鍵を、教頭先生など学校の先生が管理されていると聞くのですけれども、そういう鍵を地域の方に管理してもらうということはできないのでしょうか。というのは、地震などの災害が起きた時に、学校を避難所として使うとすると、学校の先生がそこに来ていただかないといけないということで、それでは避難所として不十分かなという気が常々していて。その辺りはどうなのでしょう、学校の実情とか地域の実情とかいろいろとあるだろうなとは思いますがけれども、その辺りは何か取組を教えていただけたらと思うのですけれども。
額賀委員	手代木地区なのですが、防災倉庫の鍵は学校で1つ、それから輪番制で地区長さんが1つ持っています。また危機管理課さんの方も常に点検できるように持っていますので、その3者で管理をして非常時に備えているような状況です。
長橋委員	ありがとうございました。安心しました。
和田委員	付け加えまして、体育館の鍵についても社会体育がありますので、近くの保護者の方に持ってもらっているということもあります。

宮寺委員長	防災体制ということですが、災害が起こらないための協力体制と、起こってしまった時の連携体制、それから、その後の学校を避難所として使うという体制というふうに段階的に分けると3つあると思うのですが、どの段階についても地域との連携が必要になってくるので、この回答にありますように、地域の防災力の向上に努めていきますということによろしいと思います。 それでは次の8番、スクールバスの導入に関しては、また説明お願いいたします。
青木係長	スクールバスの導入ということで、御意見としましては、要望がある場合には検討してほしいということなのではございますけれども、考え方としましてはそちらに記載したとおりではございます。御意見ございましたら頂きたいと思います。
宮寺委員長	これにつきましても、「御意見については、今後の参考にさせていただきます」という回答になっています。 では次に参ります。9番の御説明をお願いいたします。
青木係長	9番は、少人数学級について、学区について、それから食育についてということで御意見をいただいておりますが、こちらについては、市だけでは実施していくことが難しいものについてはそのように記載しております。それから食育の充実や地産地消の推進につきましては、本編の中で記載しておりますので、その旨を書かせていただきました。
宮寺委員長	どうでしょうか。答え方としていかがでしょうか。一学級当たりの児童生徒の数については、「記述は難しいと考えます」と率直に述べております。要するに、大元が変わらないと市だけで実施するのは少し難しいだろうということのようです。それから、食育のことが一緒に入っているのがどういうことか分かりませんが、食育についての回答も示されております。
根津委員	すいません、食育と給食については本編41ページの「学校給食の充実」の記述の絡みだと思います。それで、学区についてですけれ

	ども、本編の40ページの「学校等の適正配置の推進」のところで通学区の設定や一部変更について記載がありますので、これについては、記述は難しいというよりは、こちらにこういうふうに記載がありますという説明の方が良いかなと思います。
宮寺委員長	いかがですか。
青木係長	そうしますと、本編40ページの記載のとおりでございますので、根津委員のおっしゃったように変更するようにしたいと思います。ありがとうございます。
宮寺委員長	それでは続いて、10番～12番について3つまとめて説明をお願いいたします。
青木係長	10番～12番につきましては、G I G Aスクール構想に関連する御質問となっております。健康面での悪影響について、それからTeamsやZoomなどのアプリを授業で使ってほしい、それからI C Tを活用することが目的となってしまうように思うということで目的と手段を取り違わないようにしてほしいという御質問でした。 それぞれお答えさせていただいておりますけれども、健康被害については2件の御意見をいただいておりますが、そちらにも書いているように、「これまで国の機関等から問題ないとの発表や説明がされていることから、現時点では特段の対応は考えていませんが、今後も子どもの健康状態に留意していき」たいと考えております。それから12番ですけれども、I C Tを活用することについて、御指摘のように、目的と手段を入れ違わないように注意していきたいということを市の考え方としてお答えしております。
宮寺委員長	現場サイドとしてはどうでしょうか。Zoomを通した授業などが子どもの健康面に悪影響を及ぼすのではないだろうかというような、そういう実感はありますか。額賀委員、どうでしょうか。
額賀委員	この新型コロナウイルスの影響下で急速に遠隔授業が進んでましたので、それについての実態調査や検証は無いのですが、実際にやってみまして1時間目から6時間目までの授業を通して行う

	のは少し無理があるのかなという感じはしています。それは集中力の問題であったり、目が疲れたりとか、そういった調査はしていないのですが、そういった実態はあるのかなと思います。今のところはそこまでしか話すことができません、すいません。
宮寺委員長	そのとおりで、この回答にありますように、「今後も子どもの健康状態に留意していきます」という回答に現段階では留まると思います。それから、11・12番について、どうぞ。
根津委員	たびたび細かいところで恐縮ですが、12番の回答の下から2行目ですね。「主体的、対話的な学び『の』ため活用ができるようになっていきます」だと思いますので、「の」を追加していただきたいということと、その2、3行上のところですが、教育用に開発されたグループウェアだということなののですが、これはどこが開発しているのですか。この質問の趣旨からすると学校ではオリジナルのアプリを使っているということなのですから、誰が開発したのでしょうか。
板谷所長	総合教育研究所です。学校というか、企業の方でのアプリですね。
根津委員	そうすると、ライセンスを購入するような形で使われているということですか。
板谷所長	そうでございます。
根津委員	そうするとこの質問の事実認識とは若干違っているわけですね。「学校ではオリジナルのアプリを使っている」とはどういうことかなと思って読んでいたのですが。そうしますと、これは市が独自に開発したものではなくて、企業で開発されたものを、ライセンスを得て使用しているという形になりますかね。ちょっとその辺りについて一言加えていただいた方が良いかと思いました。
宮寺委員長	それではそのように対応してください。 13番の御意見は図書館についてです。

青木係長	13番です。「中央図書館の蔵書を2倍以上にして、質的、量的な向上をしてほしい」というような御意見です。こちらは市の考え方で記載したとおり、蔵書の質的な向上には努めているところなのですが、量的な向上の部分については収蔵スペースがもうほとんどないということなので、市の現状について書かせていただきました。
宮寺委員長	蔵書の収蔵スペースの問題はどこの図書館でも深刻な問題で、市立図書館についても例外ではないということだと思います。
額賀委員	すいません、1つ良いですか。12番の回答なのですが、「目的と手段が混在することがないように」ということで、この「混在」という表現なのですが、先ほど青木さんがおっしゃった表現の方が、意味が伝わっているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。
青木係長	目的と手段を入れ違わないようにするということですね。こちらなのですけれども、御意見でいただいた原文の表現では混在という言葉を使っていたものですから混在という言葉にしたのですけれども、混在というよりは直した方が良いですかね。それではこちらについては、先ほど私が申したような形で修正をしていきます。ありがとうございます。
宮寺委員長	それでは、基本目標3の1番と2番です。お願いいたします。
青木係長	基本目標3については、2件の御意見がございました。1番は基本目標3のフレーズについてです。「地域に支えられ、」というところについて御意見をいただいておりますが、地域に支えられるというのは教育大綱にもございますように、表現としてとても大切にしているところですので、現行のままいきたいという市の考え方にしております。 それから2番目については、「つくば市の自然をいかすためにも、子どもが自由に遊べるプレイパークの常設を希望する」ということで御意見をいただきました。こちらにつきましては、「流星台プレイパーク」というものがございますので、そちらの案内をしてところです。

宮寺委員長	よろしいでしょうか。それでは次、その他です。これについてはそれぞれ違う内容ですが、一括して説明をお願いします。
青木係長	その他ということで、14件の御意見をいただいております。本計画の目標達成はどのようにしていくのかという御意見や、親としてどのような役割が求められているのかということがこの計画ではわかりづらいですとか、それから市立・県立高等学校の設立の要望、それから教員の自由裁量などについて御質問をいただいております。回答としましては、それぞれ市の考え方ということで記載してございますので、そちらの方を御確認していただきたいと思えます。
宮寺委員長	多面的に渡っていますが、いかがでしょうか。1番については、今回公表される基本計画についての点検・評価を行ってほしいと。第三者の立場からこの5年間のことを検証してほしいという趣旨だろうと思えます。5年後にやるというよりも、その都度その都度適当な時に区切って評価していただくということがあっても良いかと思えます。ここにありますように、ホームページ等で公表していきますということですが、どういう組織に点検・評価をお願いするのかということについても検討していただきたいと思えます。 あと、市立の高等学校については、ここに書いてありますように現時点では難しいと答えざるを得ないと思えます。県立高校の設置に関しても県の方に要望し続けているようではありますが、県の方もいろいろな事業で要望通りに実現してくれていないようです。引き続き要望をしていってほしいと思えます。 それから5番のところでは、特別支援学級の担任の指導力のことが、3件ほど意見が寄せられていまして、回答も少し長めになっております。 それから6番では、教員の自由裁量を保障してほしいということではありますが、回答としては、「教育委員会としても各教職員の自由裁量を尊重しています。頂いた御意見につきまして、各学校長とも話し合いながら、参考にさせていただきます」と書いてあります。これでよろしいかと思えます。 最後のところ、今回の基本計画が読み手の方にどれほど読みやすいものになっているのかということは、自己評価というよりも読ん

青木係長	でいただく方の評価を受ける以外ないと思います。 以上で一応最後まで来ました。教育総務課、お願いします。 そうしましたら、最後に事務局が追加した部分について御説明をしたいのですが、その前に先ほど上田委員から本編の中で「教育的ニーズ」のところの御指摘がございました。教育的の「的」を抜いていきましょうということでお話があったのですけれども、ちょっとその後また調べまして、文部科学省が使用している文言の中で「教育的ニーズ」と使っていたところがございましたので、これは大変申し訳ございませんが、「教育的ニーズ」で統一させていただけたらと思います。
宮寺委員長	このことについて、上田委員よろしいですね。
上田委員	はい。
青木係長	ありがとうございます。それでは最後になります、パブリックコメント実施結果報告書（案）の14ページの下段を御覧ください。こちらは事務局による追加になります。委員会の設置要項、それから委員の皆様の名簿、それから策定経過について追加をいたしましたので、御報告いたします。
宮寺委員長	ありがとうございました。
根津委員	いま御説明いただいた16ページの委員名簿のところについてなのですが、これは是非副委員長を追加していただきたいというのが1つ。もう1つは、委員の並びはどういう順番なのでしょう。
青木係長	副委員長については確かに抜けてしまっていたので、追加したいと思います。それから委員名簿の順番については、第2期プランに準じて、大学の先生を上にししました。並び順については事務局の方で設定したものであるので、御意見がございましたらお願いします。
根津委員	それでは御提案ですけれども、先ほど文部科学省の話もありましたが、文部科学省の名簿は50音順かと思いますので、50音順でお願い

	いします。
青木係長	承知しました、50音順にする形で進めたいと思います。
宮寺委員長	あとは何か全般的に意見がありますか。
根津委員	たびたび申し訳ありませんが、どこで言おうか迷っていたのですが、今回お示しいただいたこのパブリックコメント結果実施報告書(案)の意見の概要と市の考えかというところですね。形式的なところなのですが、段落冒頭を一字下げないのは何か理由があるのですか。複数の文章がある場合でも、まあこれはExcelで作成されたのかもしれませんが、例えば8ページの9番のところは、段落の切れ目が分かりづらく非常に読みづらいと私なんかは思うのですが、何か積極的な理由はおありでしょうか。
青木係長	積極的な理由ではないのですが、他のパブリックコメント実施結果報告書の中にこのように作っていたものがあったものですからそれに合わせてしまいましたけれども、見づらいということであれば、整えさせていただきたいと思います。
宮寺委員長	よろしいでしょうか。まあ右に倣えというのが行政の習いですので。それでは、予定の時間内に収めることができました。
森田教育長	すみません、先ほどの「教育的ニーズ」と「教育ニーズ」の言葉の使い分けなのですけども、特別支援教育関係で一人ひとりに対するというときには「教育的ニーズ」を使っているのですね。一方で、多様な社会におけるニーズというときに「教育ニーズ」と使っているときもあるので、統一すべきなのか、それとも使い分けるべきなのか、もう一度精査させていただいて、ここはお任せいただいてもよろしいでしょうか。
宮寺委員長	お願いいたします。
森田教育長	ありがとうございます。

宮寺委員長	それでは、教育総務課の方でお願いいたします。
青木係長	そうしましたら、協議事項の2のその他ということで今後のスケジュールについてお話をさせていただきたいと思います。本日の御意見を参考に事務局で再度修正等をして、メーリングリストの方で送付したいと考えております。 そして来週の月曜日、15日になりますが、今回のパブリックコメントの結果、それから教育振興基本計画本編につきまして、教育委員会の方に提出し、決定する予定となっております。 そしてまたその次の月曜日、3月22日には、本計画の策定について庁議に報告を行う予定です。
宮寺委員長	それではこれで全日程というとおかしいのですが、これまで全7回にわたりました第3期つくば市教育振興基本計画の策定委員会の全日程を終了したことになりますので、最後の締めをお願いいたします。
笹本課長	宮寺委員長、また委員の皆様、度重なる委員会に御出席いただき誠にありがとうございました。策定委員会は、先ほどありましたように今回が最後の委員会となります。改めまして宮寺委員長の方から一言御挨拶をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
宮寺委員長	委員長から一言というよりも、これまで関わっていただいた各委員からそれぞれ一言ずつこの策定作業に関わっての思い、今後の期待についてお話いただけたらと思います。この計画の最後の61ページのところに名簿がありますので、根津先生申し訳ないのですが、50音順に並び替えることがちょっとできませんので、この順番でやらせていただきます。それでは根津先生からまずお願いします。
根津委員	皆さんどうもお疲れ様でした。いろいろと細かいところを申し上げましたけれども。本日印象に残ったところとしましては、パブリックコメントをいただいた中で、この案とはあまり直接関係が無いけれども非常に重要な視点というものがいろいろ多かったなということと、あとは市ではなかなか如何ともしがたい人員の配置です

	とか制度の改変ですとか、そういうところへの要望の多さですね、「ほしい」という言葉が非常に多いというのが印象的だったところです。今回の基本計画案がきっかけになったという見方もできるのかもしれませんが、潜在的にやはり教育については何か一言言いたいという方が結構いらっしゃるのではないかと思いますので、そういう意見をパブリックコメント以外にも吸い上げるようなことができればまたいろいろと、まあ対応可能なものとそうでないものといろいろあると思いますけれども、仮にこの第4期というものがまた作られるとするのであれば、またその時には普段からの蓄積というものが活きるのではないかなと思った次第です。どうもお疲れ様でした。
宮寺委員長	次に上田先生、お願いします。
上田委員	途中コロナの問題を挟みまして、長期間にわたって委員の先生方にはお世話になりました。ありがとうございました。また事務局の皆さん方も、我々の意見を大変丁寧に汲み取っていただいて非常に綺麗なまとまりとしてこの計画ができたのではないかなと思っております。感謝申し上げます。 この計画を公表したことで何か具体的に事が進むというよりは、大きな方針としてこれを掲げながら、これからはますますつくば市の教育がより発展していき、また充実し、市民の方々が「つくば市で教育を受けてよかったな」、「つくば市の教育はいいな」と思っただけのような取組に繋がっていけば良いなというふうに思っております。ありがとうございました。
宮寺委員長	それでは次に、長橋委員お願いします。
長橋委員	皆様本当にお疲れ様でした。この作業に関わらせていただいて本当につくば市の教育に関わる方々、そして委員の皆様の熱い思いを感じることができました。自己満足になってしまうかもしれませんが、凄く良いものができたと思います。この計画をもとに教育を受けられる子どもたちは本当に恵まれているな、幸せだなと思いました。どうもありがとうございました。

宮寺委員長	和田先生、お願いします。
和田委員	私もこの策定委員会に参加させていただいたことで自分の目が開いたといいますか、今まで気づかなかったことに気づくことができました。大変勉強になりました、ありがとうございました。
宮寺委員長	額賀先生、お願いします。
額賀委員	どうもお世話になりました。私は3つのことを感じました。1つは、様々な視点でいろいろと共有ができ、大変勉強になったということです。もう1つが、この策定後に子どもたちが激しい変化の時代にたくましく育ってほしいなと思ったことです。最後にもう1つは、学校でも毎年2回ずつほど学校評価というものをしますが、その中でたった500分の1でも、その1に回答をしておくことが良き協力者になってもらえる秘訣かなと思って毎年実践しているところです。本当に勉強になりました、ありがとうございました。
宮寺委員長	鈴木先生、お願いします。
鈴木委員	谷田部南小学校の鈴木です。大変貴重な御意見、御指導ありがとうございました。自分もここに来るたびに自分自身の勉強不足と、もう少し現場の実際の様子などを示せばよかったのかなということで大変反省しております。個人的にはやはりここに来ていつも最上位目標であったり、子どもの幸せな人生という言葉が入ったりするたびに、来る前に例えば自分が午前中に授業などをしてくるわけですが、果たしてそこに結びついているのかどうか、甚だ自分も疑問ですし、まだまだ勉強していかなければいけないなということを日々感じました。是非、子どもたちの未来にとって、あと保護者の要望などというものも沢山あって大変かとは思いますが、子どもたちが元気に生きていける社会を作れるように、これからも努力していきたいと思いますので、またこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
宮寺委員長	宮本先生、お願いいたします。

宮本委員	私もこの委員会に参加させていただいてありがとうございました。幼稚園教育にこれほど、3点ほど今回のパブリックコメントで意見を頂いたということですが、いま公立幼稚園の園児数がかなり激減している中、幼児教育にも皆さんが目を向けてくださったということにちょっと感動しております。私たち幼児教育、そして小学校、中学校というところに、この会議に参加させていただいて、幼児教育の大切さを改めて感じさせていただきました。本当にありがとうございました。
宮寺委員長	それでは最後に私からお話させていただきます。これまで教育行政・教育政策というと、どうしても私はいろいろと外側から見がちだったのですが、この度は内側にいて責任を負わされるということになると、なかなか思うようにいかないのだなという点が多々ありました。それからもう1つ、今回本当に学ばせていただいたのは、これまで私の頭にあった常識では、教育行政は一般行政から相対的に独立しているという観念が強かったのですが、この度関わらせていただいて、相対的に独立しているというよりも、市の役職全体を束ねて子どもや学校の問題に各部局がそれぞれ知恵を出し合って1つのものを作っていたいただいたという感じがいたします。ですので、教育行政は独立しているというよりも、子ども・学校をめぐって市のそれぞれ全体の部局を束ねるという総合的・統合的な役割を果たすのだなということを学ばせていただきました。これはとても大きな成果だと思っております。 それでもう1回、この基本計画の最後のところにあります策定過程を御覧いただきたいのですが、これだけ1回から7回まで開かせていただきました。1回から2回の間に半年以上の間があります。この間の事情を反映させているわけではありますが、この最初の頃には今日私たちが置かれているような状況はいずれ無くなるだろうという甘い予想も無きにしも非ずであったわけですが、結局最初に恐れていた状況がこれから先も続きそうだということになって、いよいよもってこれからの社会が不確定な時代だということが身に染みているところであります。ですので、これから4月からの5年間の計画が出来上がった訳ではありますが、この5年の間でどれだけこの不確定な時代に対する指針になるかどうか、私たちも見守って参りたいと思います。

	教育長をはじめとして職員の方々、とりわけ教育総務課の方々には、献身的に努力していただき、この策定委員会が形式的な会議で済んだということは、ひとえに教育総務課の方々が実質的に大きな仕事をやっていただいたおかげです。この場をお借りして感謝申し上げます。どうもありがとうございました。
笹本課長	皆様ありがとうございました。最後になりますが、事務局を代表いたしましても森田教育長から御挨拶申し上げます。
森田教育長	本当に宮寺委員長をはじめとして委員の皆様には大変御多忙の中、7回にもわたり出席をいただき、また、メーリングリストなども活用していただきながら、丁寧に細かいところまで議論をいただき本当にありがとうございました。おかげさまで大変良いものができたと皆様からも言っていたように、私たちもそう感じているところです。特に、宮寺委員長には細かいところを議論するがゆえに色々まとめ役として御苦勞されたと思いますけれども、また、何回もこの策定委員会以外にも事務局に足を運んでいただき、調整などもしていただきました。本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。教育大綱がスタートで、そこをどうやって実現するのかということを具体的に議論したわけですが、委員の皆様には大変熱心な議論をしていただいたと私も思っております。市長にもここまでお見せしたところ、議事録なども読んだ上で、大変丁寧に議論していただいて、計画そのものも大切に思ったところを書き込んでいただいたということで、委員の皆様には大変感謝申し上げます。ここでお伝えしたいと思います。 これが私たちにとっては新しい教育のスタートでございまして、これをどう実現するかが今度は私たちの大きな仕事になると思います。教員には機会があるごとに、これに立ち返って説明をしながら子どもたちのために一緒に活動をしたいと思っています。また、保護者と地域と一体になってということがこの中にもありますけれども、それが実現しないと良い教育というのは実現しないと思います。今回パブリックコメントをやって色々な御意見をいただきましたけれども、逆に今度は市民の皆様の御協力がないとこの教育は成立しないと思っています。その点についても、私たちが御理解いただけるように努力しなければならないなとも思って

笹本課長	おります。結びになりますが、今回の委員の皆様の御尽力に心から感謝申し上げますとともに、今後の益々の御活躍を御祈念申し上げます。誠にありがとうございました。 以上をもちまして、第7回教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。皆さん本当にお疲れ様でした。

第7回 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時 令和3年（2021年）3月8日（月）

午後2時～午後4時

場 所 庁舎2階 防災会議室

1 開会

2 協議事項

（1）パブリックコメントの結果について

（2）その他

3 閉会



第3期 つくば市 教育振興基本計画（案）

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

令和3年(2021年)3月

つくば市教育委員会

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から
令和7年度(2025年度)まで

はじめに

本市では、2期にわたり教育振興計画を策定し、市民の皆様の御協力をいただきながら、さまざまな教育施策を展開してまいりました。この間、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めるとともに、市民の皆様が、生涯学べる環境の整備に取り組んできました。

子どもたちが活躍するこれからの社会は、ますます国際化や情報化・技術革新の進展、さらには環境・貧困問題等、変化の激しい先行き不透明な社会であると言われています。しかし、子どもたちには、これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、思い描く幸せをそれぞれに実現してほしい。そして、明るい未来を共に創ってほしい。」と、願っています。

このような中、つくば市では、令和2年3月に市長が中心となり、つくば市の教育の根幹となる「つくば市教育大綱」を策定しました。教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、知識の教え込みではなく「問いから始める学び」を進めることを示しています。

第3期つくば市教育振興基本計画では、この教育大綱の趣旨を受け、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本テーマにして、教育大綱に示した「教え」から「学び」へ

「管理」から「自己決定」へ

「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ

を考え方の根幹としています。そして、知識や技能はもとより、課題発見・解決力、挑戦する力、粘り強さや忍耐力、コミュニケーション力、思いやり・やさしさ・助け合いの心を身に付けさせ、次世代型スキルを日々の授業を中心とした全ての教育活動を通して育んでいくこととしています。また、学校教育を中心に、幼児教育、生涯学習と「学び」がつながるよう連続させて各施策に取り組み、ふるさとつくば、SDGs未来都市つくばを支える人財を育成していきます。

本計画に示した教育を、今後5年間、着実に進めていくためには、学校、家庭、地域が、一体となることが重要であると考えています。子どもたちの未来のために、市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、この計画を策定するに当たり、多大なご尽力を賜りました宮寺晃夫委員長をはじめとする「第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会」委員の皆様、御意見をお寄せいただきました市民の方々に心から御礼申し上げます。

令和3年(2021年)3月

つくば市教育委員会教育長 森 田 充



目次

I	つくば市教育振興基本計画について.....	1
1.	計画策定の趣旨.....	3
2.	計画の位置づけ.....	4
3.	計画期間.....	4
4.	計画の対象.....	4
II	つくばが目指す教育	5
1.	計画の基本理念・目標.....	7
2.	計画の体系.....	10
III	施策の展開	11
	基本方針 1 未来をひらく力を育む.....	12
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体を育む	20
	基本方針 3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	26
	基本方針 4 学び続ける教職員を支援する	32
	基本方針 5 「学び」を保障する学校環境を整備する	36
	基本方針 6 ICT を活用した教育を推進する.....	42
	基本方針 7 「学び」を支える施設を整備する.....	46
	基本方針 8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する.....	50
	基本方針 9 「学び」を支える協働体制を充実する	52
IV	計画の推進	57
1.	計画の推進体制	58
2.	計画の進行管理	58
V	資料編	59
1.	委員会設置要綱	60
2.	委員名簿	61
3.	策定経過	62

I つくば市教育振興基本計画について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度（2011 年度）に「第 1 期つくば市教育振興基本計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定して以降、「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい、幼児・児童・生徒の育成」を基本理念に掲げ、全小・中学校で小中一貫教育を実施するなど、教育の振興に取り組んできました。平成 28 年度（2016 年度）に策定した「第 2 期つくば市教育プラン」（以下「第 2 期プラン」という。）においても、同様の理念を基本として掲げ、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指し、子どもたちが主体的に学べる環境づくりとしての ICT 教育の推進などに取り組んできました。

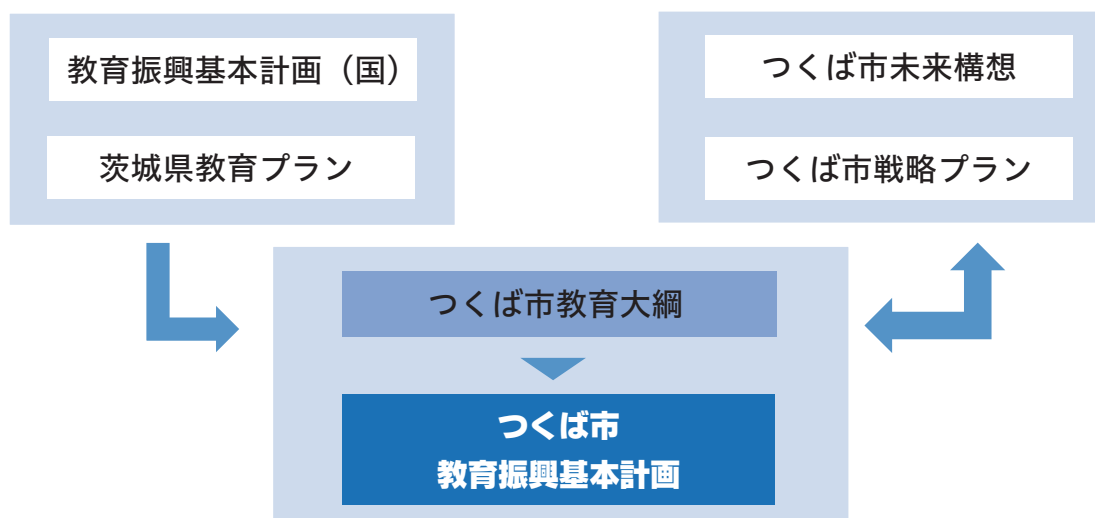
しかしながら、技術革新やグローバル化の進展により、「第 2 期プラン」策定以降も社会は大きく変化し続けています。少子高齢化や地域コミュニティの弱体化などが進む中、教育をめぐるのは、自己肯定感の低下やいじめ問題、教員の多忙化など、多様かつ複雑な課題が生じています。このような中、教育には、社会の変化や課題に対応しながら、生涯を通じて、一人ひとりの個性に寄り添い、学びを支援するための施策が求められています。

本市においては、平成 30 年（2018 年）に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、「誰一人取り残さない」という精神に基づき、諸課題の解決に取り組んでいます。また、令和 2 年（2020 年）3 月には、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」が策定されました。これを受け、「第 3 期つくば市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和 3 年度（2021 年度）からの 5 年間に取り組むべき施策を示し、本市教育の一層の推進を図るものです。

2. 計画の位置づけ

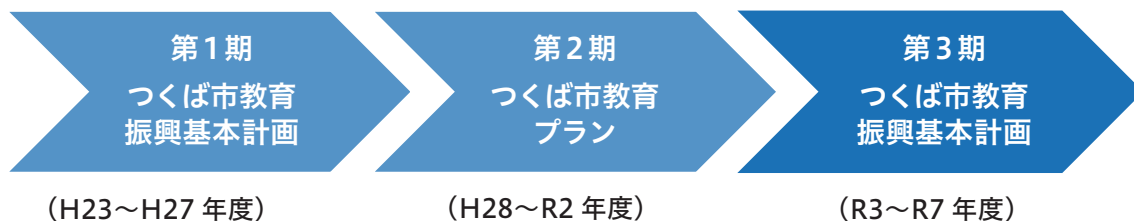
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画（平成30年（2018年）6月15日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画はつくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第2期つくば市戦略プラン」および令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



3. 計画期間

「第2期プラン」が令和2年度（2020年度）をもって計画期間を終了することから、本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までを対象期間とする5か年計画とします。



3. 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の観点に基づき、広く市民を対象とします。

Ⅱ つくばが目指す教育

1. 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けた本計画の基本理念を

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

とします。

各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標 1

幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標 2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本目標 3

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

学びのイノ ～「教え」から

つくば市教育大綱の実現に向けて

本大綱では、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とし、違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力や社会力※を育てることとしています。これまでの教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」への転換など、教育における考え方の転換を目指すことが示されています。

これらの転換の実現のため、本大綱では下図のような、特徴ある学びを目指します。

※社会力：他者を積極的に理解し良い関係性をつくり、より良い社会をつくらうとする力のこと。



誰一人取り残さない

ベーション 「学び」へ～

計画の
基本理念

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

学ぶことに興味や関心を持ち、自ら問いを立て、主体的・協働的に粘り強く取り組む力を育みます。自分のやりたいことを思い描き、そこに向かって意欲をもって挑戦する子どもたちの育成を目指します。

問いから始める
学び



ICT機器の
活用



異学年交流



協働的な
学び



主体性を引き出す
コーチング



2. 計画の体系

基本理念 夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 未来をひらく力を育む	施策1 個別・双方向の学びの推進 ●問いから始める学びの充実 ●全ての子どもの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現 ●つくばスタイル科によるプロジェクト学習 ●小中一貫教育の推進 施策2 幼児教育の充実 ●多様な経験につながる豊かな遊びの推進 ●学びに向かう力を育む幼児教育 ●幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ●幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上 施策3 学校外の学びの充実 ●実体験を大切にする学びの充実 ●非認知能力を高める学びの充実
基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む	施策1 豊かな心の育成 ●道徳教育の推進 ●人権教育の推進 ●情操教育の推進 ●芸術文化活動の推進 ●読書活動の推進 ●いじめを防止する取組の充実 施策2 健やかな体の育成 ●保健学習・食育の充実 ●安全教育の充実と防災教育の推進 ●学校保健の充実 ●部活動への支援と適正な実施 施策3 学びの場の感染症対策の徹底 ●感染症対策の指導・実施 ●集団感染のリスクへの対応 ●重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応 ●教職員の感染症対策 ●感染が広がった場合における対応
基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進 ●一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ●児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実 ●帰国・外国人児童生徒への支援 ●市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援 ●保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ●いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実 施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進 ●生涯学習社会の推進 ●生涯学習のための集いの場の提供 ●社会教育の振興 ●家庭教育の支援 ●青少年の健全育成事業の充実

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針4 学び続ける教職員を支援する	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援 ●教職員研修の充実 ●教職員の人材育成と学校組織の活性化 ●教職員のメンタルヘルスケアの充実 施策2 教職員の「働き方改革」の推進 ●外部人材との連携 ●サポートスタッフの充実 ●校務の効率化の推進
基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	施策1 学校施設・教育用備品等の充実 ●学校施設の計画的な整備および施設の管理 ●教材および管理備品の計画的な整備 施策2 学校の安全体制の確立 ●防犯、防災体制の充実 ●通学の安全確保 施策3 学校等の適正配置 ●学校等の適正配置の推進 施策4 学校給食の充実 ●学校給食センターの整備 ●安全・安心な学校給食の提供
基本方針6 ICTを活用した教育を推進する	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実 ●GIGAスクール構想の推進 ●個別最適な学びの推進 ●学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 施策2 ICT教育環境の充実 ●ICT環境の計画的な整備 ●ICT活用を支援する人的配置 ●ICT教育に関するコンテンツや研修の充実
基本方針7 「学び」を支える施設を整備する	施策1 図書館サービスの充実 ●安全で利便性の高い図書館サービスの提供 ●資料の質的充実による市民サービスの向上 ●図書館サービスの全域化 施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備 ●文化財の保存活用推進 ●伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	施策1 つくばの特性をいかした学びの推進 ●「科学のまち」の特性をいかした学びの推進 ●豊かな自然・文化をいかした学びの推進
基本方針9 「学び」を支える協働体制を充実する	施策1 社会全体で支える子どもたちの学び ●学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ●家庭や地域の教育力の向上 ●公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用 施策2 家庭への支援の充実 ●放課後等の学習支援の充実 ●スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ●福祉との連携による支援の充実

Ⅲ 施策の展開

基本方針

1

未来をひらく力を育む

施策1 個別・双方向の学びの推進

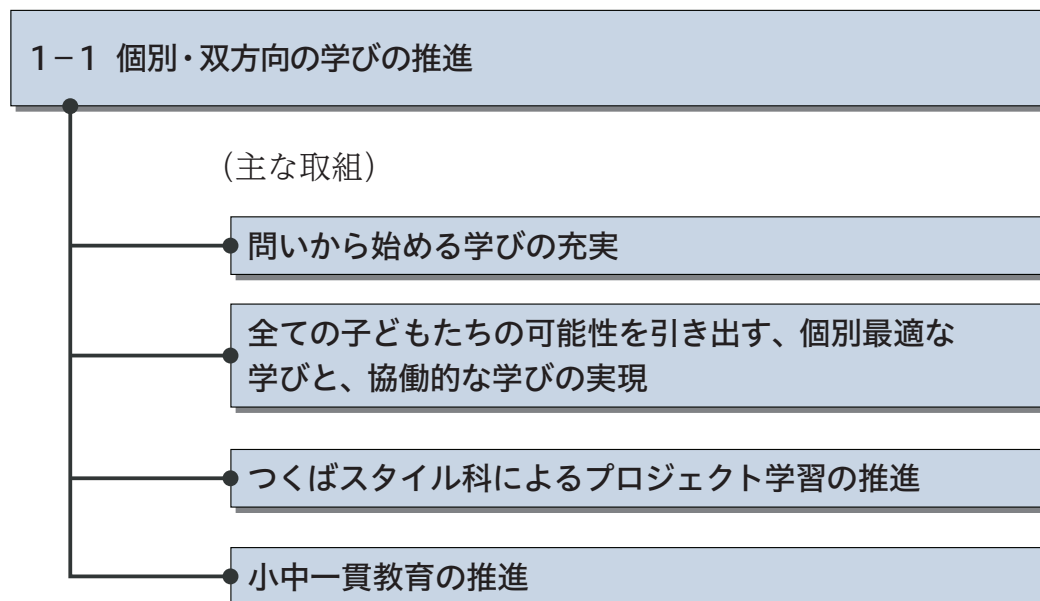
【施策の方向性】

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。

問いから始める授業など魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

また、本市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性および異学年交流の機会を確保し、質の高い教育を実践します。

【施策体系】



◆問いから始める学びの充実

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むために、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち自身の中からわき上がってきた疑問を大切にし、子ども主体の創造的な授業を展開します。そこで、つくば市では次のような授業の転換を目指します。

① 学習課題（子どもに問いかけ、引き出す）

示された学習課題にそって学ぶ授業から、問題や資料から子ども自身が考え、解決すべき学習課題を決定していく授業へと構成の変化を図ります。子どもたちが、学習課題を自分自身の課題としてとらえることができるようにすることで、主体的な学びにつなげます。

② 対話（考えを交流させる）

一人ひとりの考えを、お互いに交流させることで、深い学びにつなげます。

授業の中で、自分の考えをしっかりと持てるよう時間を確保すると同時に、場の設定を工夫することで、子どもたちが多様な考えを交流できるようにします。教員は、グループで話し合った意見を、全体の場合へつなぐことで、子どもたちを深い学びへ導きます。

③ 振り返り（メタ認知※を促す）

自分の学びを自覚することで、学ぶ意欲を向上させます。1時間や1単元の学びについての振り返りの時間を確保し、学習活動の過程や思考を振り返ることで、子どもが自分自身の学びや課題、進捗状況を確認・評価し、身についた力を認識する、いわゆるメタ認知を促します。また、振り返りを行うことで、学習改善につなげるとともに、自己肯定感を高め、学習意欲を向上させます。これらのための授業改善を、学校訪問や研修を通して、積極的に進めていきます。

※メタ認知：自分の思考や行動を客観的な視点から把握し、認識・評価する力。

メタは「高次」を意味する。



対話と問いを大切にする学び

◆全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導および学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるティーム・ティーチング※などの教員配置、「つくばチャレンジングスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。(昭和52年に日本で初めてのCAI※の教育利用、昭和63年に中学校での全教科利用を開始。)

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※ティーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※つくばチャレンジングスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるe-ラーニングシステム。

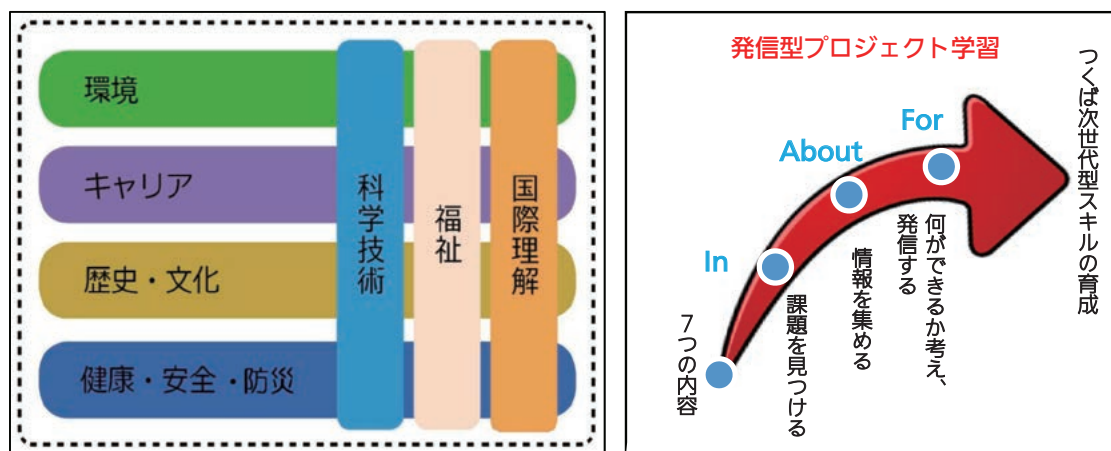
※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたものです。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。

※CAI：Computer Assisted Instruction の略。つくば市では、プログラムされた教材による個別学習支援システムを導入した。

◆つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

(つくば次世代型スキルの育成)

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、学びのステップ In（課題を見つける）・About（情報を集める）・For（何ができるか考え、発信する）による学習を展開し、「つくば次世代型スキル」の育成を図ります。



※つくばスタイル科：平成 24 年度（2012 年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの 9 年間を貫く次世代型カリキュラム。7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）をもとに 3つのステップ（In-About-For）で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

◆小中一貫教育の推進

つくば市では、「子供の成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。義務教育 9 年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とのかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの作成に努めます。

施策2 幼児教育の充実

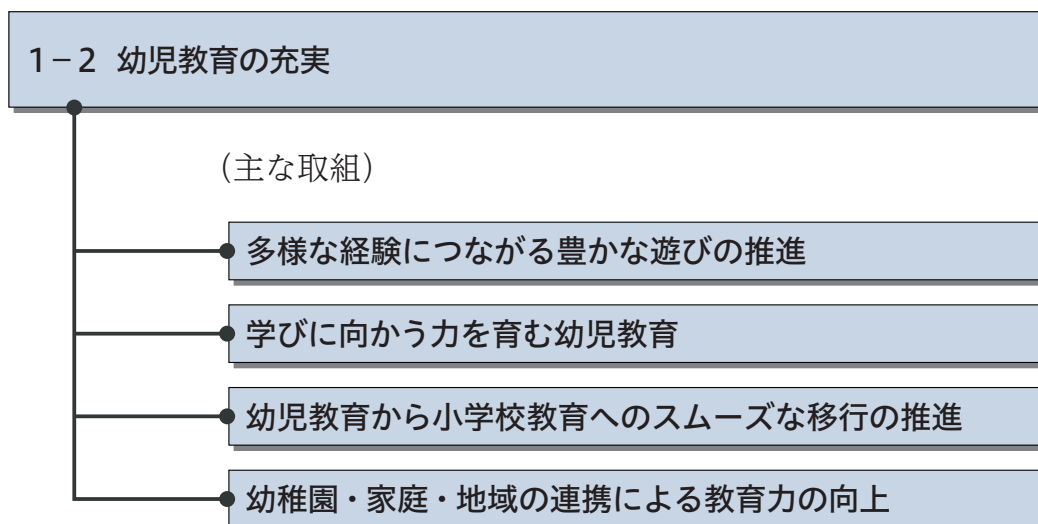
【施策の方向性】

子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから幼稚園・認定こども園・保育所・家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

各関係者がそれぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

【施策体系】



◆多様な経験につながる豊かな遊びの推進

幼児自らやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりしながら遊び込む経験を大切にします。

また、様々な経験や遊び込む経験を通して、好奇心や探求心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

◆学びに向かう力を育む幼児教育

小学校以降の生活習慣の基盤となる体力・運動能力や、文字・数・思考などの認知スキル、好奇心・協調性・忍耐力・自己抑制・自己主張などの「学びに向かう力」を育成し、将来の社会を生きる力を育みます。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策下におけるソーシャルディスタンスの維持などが、幼児の健全な心理発達の妨げとならないよう、十分に配慮した教育を行います。

◆幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

幼稚園のアプローチカリキュラム※と小学校のスタートカリキュラム※との接続性を高めます。

また、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科省告示第62号)で示されている「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」※を踏まえ、小学校教育で必要となる能力を段階的に育成することで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前(5歳児の10月～3月)のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育てたい10の姿：

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

◆幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子どもたちを見守り育てる大人たちの連携・協働を推し進めます。そのための研修会を開催するなどして、幼稚園や保育所、認定こども園そして家庭・地域の連携による教育力の向上を目指します。

施策3 学校外の学びの充実

【施策の方向性】

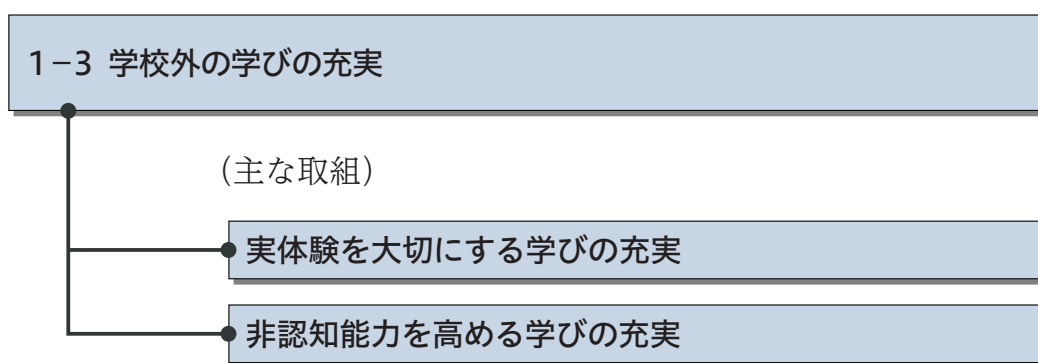
つくば市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」※へ
と考え方の転換を図るとともに、全人教育※を目指し、学校はもとより、
学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし実物や実体験を通して学ぶことにより、
子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間がもつ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

【施策体系】



◆実体験を大切にする学びの充実

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通した学びが大切です。つくば市では、子どもたちの実体験の場としての、小中学生向けの青少年体験学習事業や中学生や高校生が自ら企画する地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子ども



実体験を通じて学ぶ

たちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

◆非認知能力を高める学びの充実

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切であり、幼児期では遊びを通して、協調性やコミュニケーション力、主体性の基礎を養います。この基礎の上に、初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的に課題に挑戦したり、他人を思い、規範意識を持った行動をしたりすることができると考えています。

非認知能力を高めるために、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、学校外の学びも大切であり、家庭教育学級などを活用し保護者にその重要性について周知を図ります。



家庭教育学級の様子

施策1 豊かな心の育成

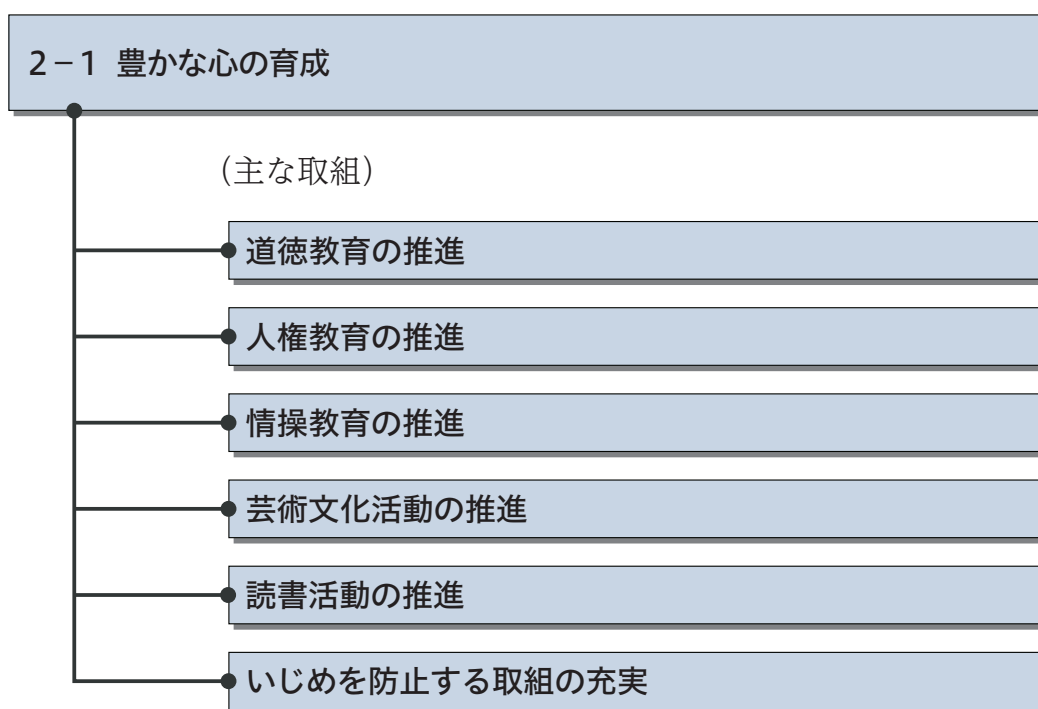
【施策の方向性】

児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と人権教育を推進します。

また、ボランティア活動などを通して「心の耕し」を図り、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進します。

いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、つくば市いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・行政・関係機関が密接に連携し防止策を展開していきます。さらに、いじめ問題にかかわる教職員の理解を深めるため、研修内容の充実を図ります。

【施策体系】



◆道徳教育の推進

道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成を目指し、教科化された道徳の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。発達段階に応じ、道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということを他者との対話を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深める道徳の授業を推進します。

◆人権教育の推進

各教科、道徳の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。学校および地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

◆情操教育の推進

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて児童生徒の「心の耕し」を図り、情操豊かな児童生徒の育成を目指します。

◆芸術文化活動の推進

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。魅力ある芸術文化に親しむことで感性や情緒を豊かにします。

◆読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存することで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

◆いじめを防止する取組の充実

教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を行うことで、いじめの早期発見と的確な対応に努めていきます。また、児童生徒が主体となり、いじめ防止のフォーラムの実施や道徳などの授業において、いじめについて本音で語り合う活動を推進します。さらに、弁護士などによるいじめ防止授業などいじめを考える授業の充実を図り、いじめへの問題意識向上を目指します。

施策2 健やかな体の育成

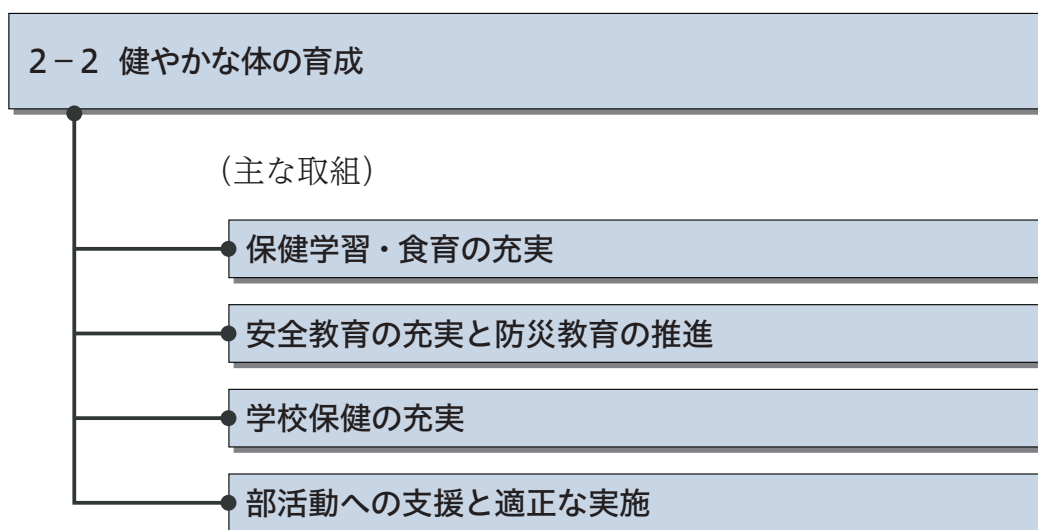
【施策の方向性】

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、学校体育・スポーツの健全な普及発達に努めるとともに部活動の適正な実施に努めます。

【施策体系】



◆保健学習・食育の充実

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

◆安全教育の充実と防災教育の推進

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、家庭や地域と連携した避難訓練、学校防災連絡会議などの開催、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

◆学校保健の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、就学予定者に健康診断を実施し、心身の健康を確認することにより、円滑な就学を図ります。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒および教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

◆部活動への支援と適正な実施

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を学校教育の一環として適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができる部活動指導員を配置し、指導体制の充実を図るとともに、教員の指導に要する負担の軽減を図ります。部活動指導員に対しては、適切な指導方法の共有と資質向上を目的とした講習会を実施します。

さらに、全国および関東各種大会へ出場した生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、生徒のスポーツ活動および文化的活動の練習意欲の向上を図ります。

施策 3 学びの場の感染症対策の徹底

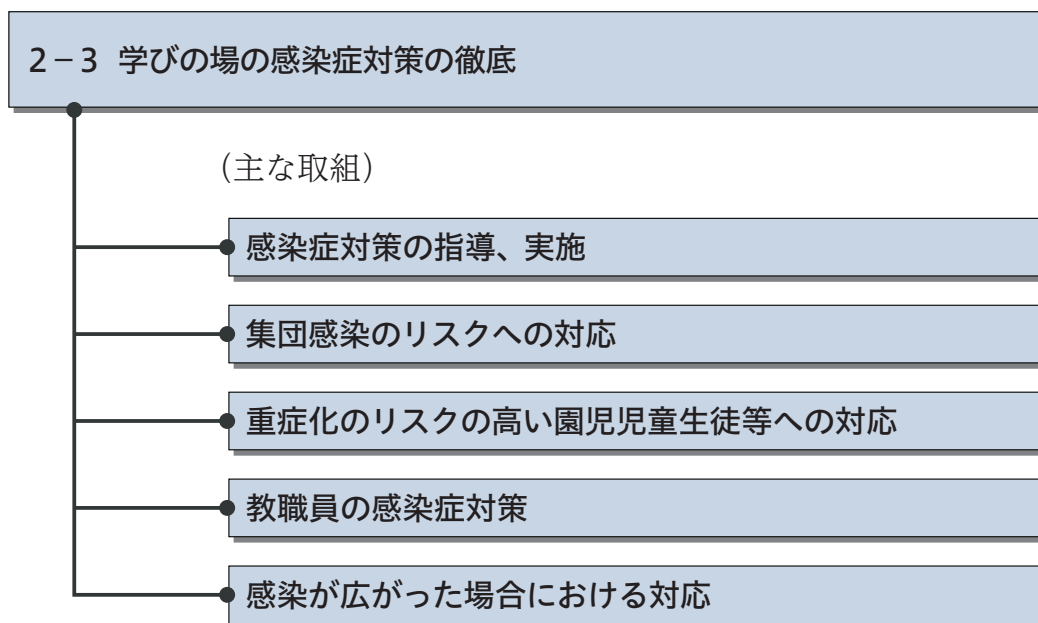
【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症などの感染防止と園児児童生徒の安全確保を図るために、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校について感染状況により、臨時休業など柔軟な対応を行います。

また、保護者に対して子どもの毎日の健康観察や不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止に向けた対応だけではなく、発達段階に応じた感染症予防のための特別活動などの授業や、新しい生活様式での生活スタイルの見直しに取り組みます。

今後も、「つくば市学校再開ガイドライン」、「つくば市幼稚園再開ガイドライン」などに基づき、感染症対策を講じ、子どもたちの安全確保に努めます。

【施策体系】



◆感染症対策の指導、実施

基本的な感染症対策として、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることに取り組みます。

具体的には、体調が悪い園児児童生徒・教職員は自宅で休養することの徹底、登校時の検温結果確認、手洗い・清掃・消毒の徹底などに努めます。また、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事などを心がけるよう、家庭と連携した指導を行います。

◆集団感染のリスクへの対応

3密（密閉、密集、密接）を避けるために、適切な、教室・体育館などにおける換気、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底します。また、感染リスクを高めることが明らかになっている行動にも注意を図ります。

◆重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応

呼吸の障害を有する重症化のリスクの高い園児児童生徒に対しては、主治医の見解を保護者に確認した上で登校の判断を行います。また、健康上配慮が必要な園児児童生徒の登園登校については、学校医などに相談の上、受入れ体制を十分に配慮します。

◆教職員の感染症対策

教職員についても、園児児童生徒と同様に感染症対策に取り組むほか、体調が悪い場合には自宅での休養を優先します。また、教職員が出勤できなくなった場合に備えて、ICTを活用したテレワークやオンラインでの情報共有などの環境を整えておくとともに、平時においても教職員間での業務の内容や学級の状況などについて共有を図ります。

◆感染が広がった場合における対応

感染症が流行した場合には、県の衛生主管部局と連携を図り地域の感染状況の把握に努めます。園児児童生徒や教職員などが感染した場合には、園内、校舎内の消毒を行うとともに、状況に応じて幼稚園、学校の臨時休業などを実施します。

また、感染者および家族などへの差別・偏見・誹謗中傷が生じないように十分な注意を払います。

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進

【施策の方向性】

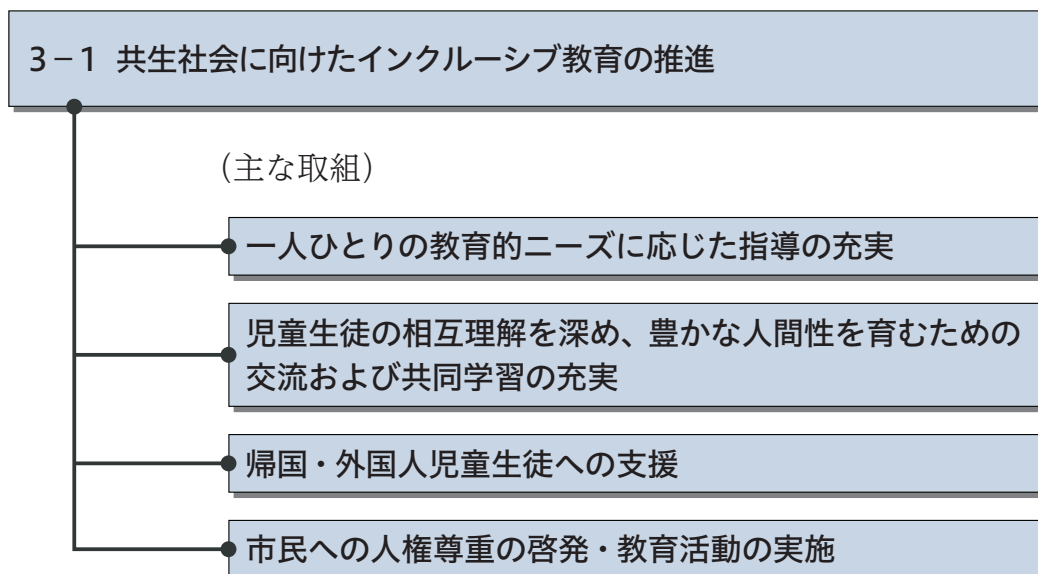
共生社会とは、社会を構成する誰もお互いの人格や個性を尊重し支えあい、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。

とくに障害のある子どもたちが積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるためにインクルーシブ教育を推進していきます。合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「だれもがわかる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに共生社会について市民の理解を深めるために、人権尊重の啓発・教育活動についてもさらに充実させていきます。

【施策体系】



◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

特別支援教育を推進する上では「認め合い・学び合い・育ち合う」教育の推進を重視し、全教職員で取り組むことを基本としています。そのために、施設のバリアフリー化を推進するとともに、校内支援体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や方法の理解を深めるための校内研修を充実させます。また、通常の学級において適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育の視点をいかした学級経営を行い、学習環境や指導方法、授業をユニバーサルデザイン化するとともに、特別支援学級や通級指導教室における指導を充実させるため、通常の学級担任や特別支援教育支援員との連携に努めます。

◆児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実

子どもたちがふれあい、共に活動することにより経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育成するために、インクルーシブ教育の推進や交流、共同学習は重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるような「心のバリアフリー」を目指します。

「通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習」、「居住地校における交流および共同学習（特別支援学校に通う子どもたちとの交流学习）」、「学校間における交流および共同学習」の意義や目的を明確にして相互理解し、十分な連携のもとに実施することで、互いの個性の理解を深めます。

◆帰国・外国人児童生徒への支援

日本語指導担当教員や日本語指導ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員が学級担任や保護者と連携し、適切な支援を行います。

◆市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

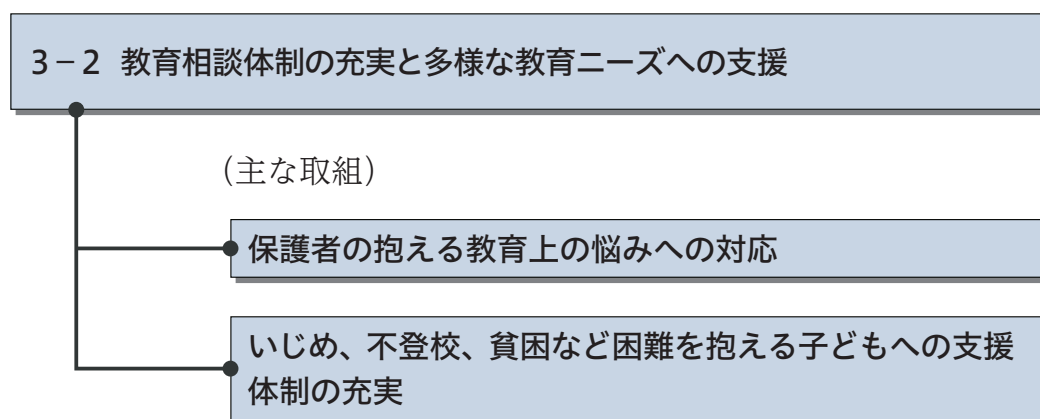
【施策の方向性】

令和元年度（2019年度）「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によるとつくば市における長期欠席（年間30日以上欠席）した児童生徒は約450名（全児童生徒のうち約2.2%）、そのうち不登校児童生徒は約328名（全児童生徒のうち約1.6%）で、増加傾向にあります。

不登校に関することなど、現代は様々な教育上の不安を抱える児童生徒・保護者がおり、これらの諸課題に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教育相談体制の充実や、不登校児童生徒の居場所づくりを行うことで、その解消を図っていきます。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援の推進を目指していきます。

【施策体系】



◆保護者の抱える教育上の悩みへの対応

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や面接による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止および早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活サポーターによる学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組めます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、その知見を有する民間団体と連携し、相互に協力・補完しながらフリースクールを運営し、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。



教育相談センター

施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進

【施策の方向性】

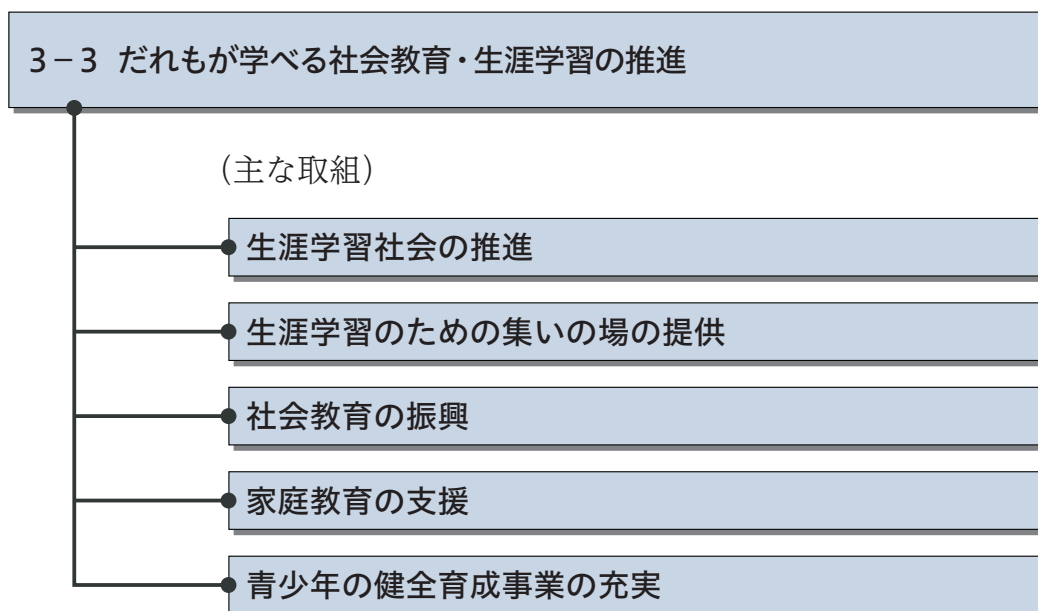
市民の誰もが輝く、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

そして、つくばの長寿社会を創造していくための教育環境の整備や社会教育の振興を図るとともに、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。

また、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

学校教育に加えて、社会教育や家庭教育を基盤とするつくば市の生涯学習環境により、地域や社会の課題に挑戦し、地域、そしてつくば市をさらによりよいものにしていこうとする市民を応援していきます。

【施策体系】



◆生涯学習社会の推進

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、多様な学習機会を提供します。また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第3次つくば市生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

◆生涯学習のための集いの場の提供

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育施設の管理運営を通して教育の振興および文化の向上を目指すほか、オンラインによる生涯学習講座の実施や企業向けの生涯学習講座の実施など、新たな生涯学習の集いの場を設けます。

◆社会教育の振興

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事およびこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、各個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

◆家庭教育の支援

保護者向けに家庭教育学級の開催、オンライン講座の実施や動画配信などを行うことで、家庭教育への理解を深めてもらうとともに、保護者同士のつながりを強化します。また、家庭の教育力向上を図ることで、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育みます。

◆青少年の健全育成事業の充実

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本方針

4

学び続ける教職員を支援する

施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援

【施策の方向性】

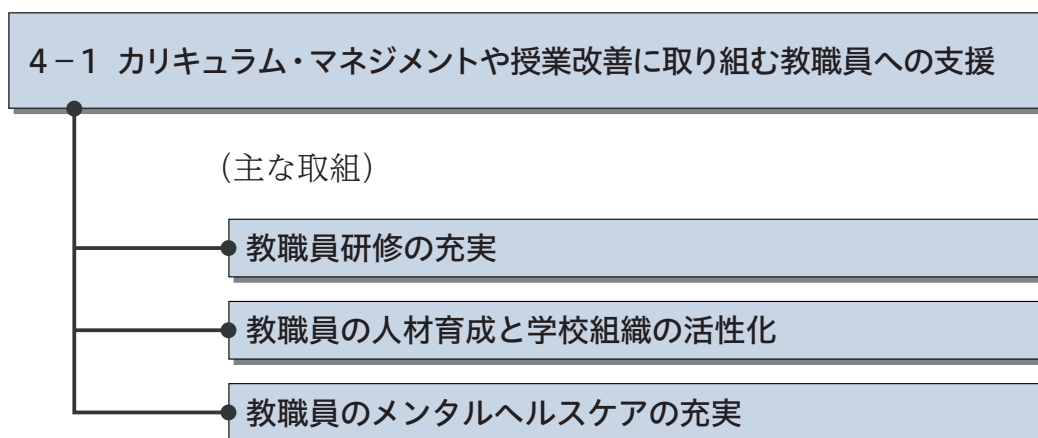
教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

教職員研修の充実を図ることで、資質および指導力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。

学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や各種研修講座などにおける指導により、各学校の教育目標の達成や学校教職員の資質向上など教職員の人材育成と学校組織の活性化を目指します。

一方、教職員が安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を図るとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルスケアの充実を図ります。

【施策体系】



◆教職員研修の充実

つくば市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員が一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特に新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組みます。

◆教職員の人材育成と学校組織の活性化

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

◆教職員のメンタルヘルスケアの充実

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用することで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。



教職員研修の様子

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

【施策の方向性】

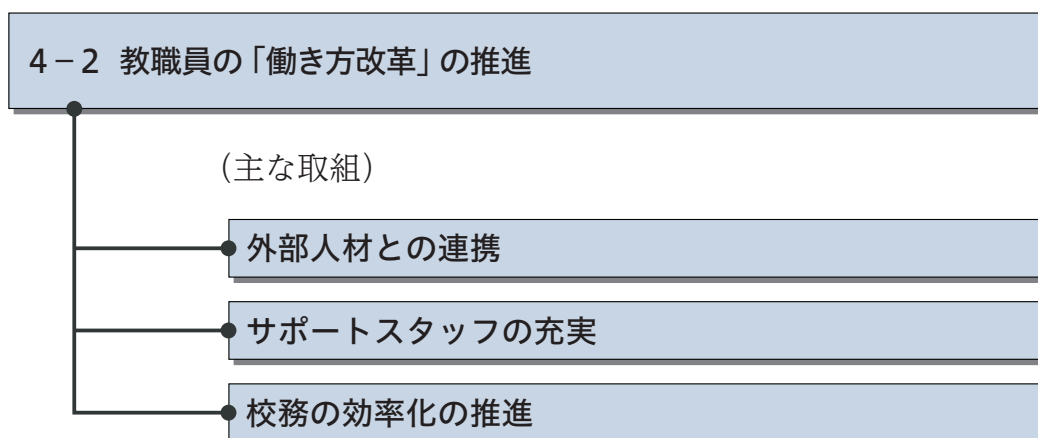
平成30年（2018年）11月に実施した小学校教員対象アンケート調査※によると45%の教員の勤務時間が週60時間以上という実態が明らかになりました。

つくば市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造性を高めることにもつながります。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、改革を進めていきます。

※平成30年（2018年）11月～平成30年（2018年）12月を調査期間として、スタディサプリ教育AI研究所、国立大学法人東京学芸大学、株式会社チェンジウェブ、NPO法人東京学芸大こども未来研究所が合同で調査を行い、つくば市公立小学校全教員（504名）を対象とするアンケートを実施。

【施策体系】



◆外部人材との連携

教職員が本来担うべき業務に専念できる体制を整備するために、保護者や民生委員・児童委員、NPO、部活動指導員などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

◆サポートスタッフの充実

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手(ALT)や非常勤講師などの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・学校生活サポーターなどの児童生徒の悩みに専門的に対応できる人材の活用を図ります。

◆校務の効率化の推進

校務支援システムの導入や校務のデジタル化により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理および共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、OJTの実施による事務職員の育成および資質の向上など、事務処理の更なる効率化および質の向上を図ります。



働きがいのある勤務環境の創出

「学び」を保障する学校環境を整備する

施策 1 学校施設・教育用備品等の充実

【施策の方向性】

小・中・義務教育学校の教育環境の向上を図るため、学校施設・教育用備品等の充実を図ります。

つくばエクスプレス沿線開発地区の児童生徒数増加に伴う既存小・中・義務教育学校の過大規模校解消のため、（仮称）香取台地区小学校、（仮称）研究学園小・中学校の令和5年（2023年）開校および（仮称）みどりの南小・中学校の令和6年（2024年）開校に向けた取組を進めるほか、生徒数増に伴う教室不足に対応するため増築校舎の建設を行うなど学校施設の計画的な整備および施設の管理を行います。

また、老朽化している校舎などについて、長寿命化に向けた計画的な改修を進めます。あわせて、教材および管理備品の計画的な整備を進めます。

【施策体系】

5-1 学校施設・教育用備品等の充実

（主な取組）

● 学校施設の計画的な整備および施設の管理

● 教材および管理備品の計画的な整備

◆学校施設の計画的な整備および施設の管理

児童生徒の増加に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

具体的には、小・中学校の新設や既存学校の増築を計画的に実施します。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備などの大規模改修、特別教室へのエアコン設置などを計画的に実施するとともに、法令による点検および維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、令和2年度（2020年度）に策定した「つくば市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修工事などを実施することにより、従来以上に学校施設を長く使い続けられるようにすることで、財政負担の軽減および平準化を図ります。

◆教材および管理備品の計画的な整備

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒の増加に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

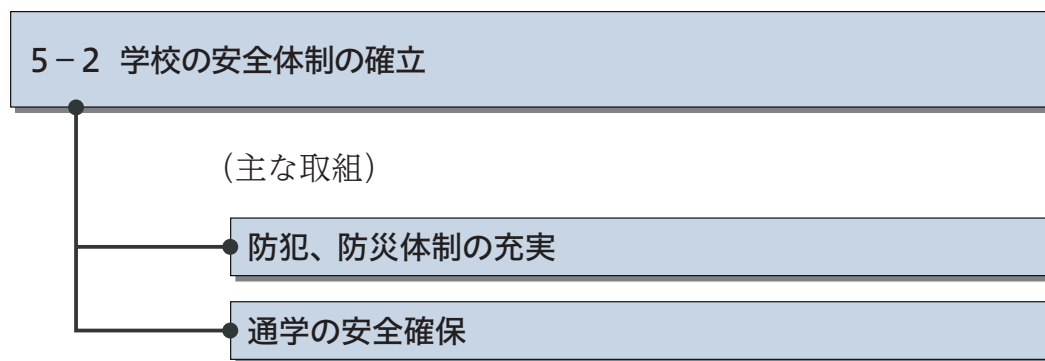
施策 2 学校の安全体制の確立

【施策の方向性】

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

また、自転車通学児童生徒に自転車用ヘルメットを配布するほか、遠距離通学の児童生徒にはスクールバスによる送迎を行うなど通学の安全確保に取り組みます。

【施策体系】



◆防犯、防災体制の充実

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化し、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災連絡会議などを開催し、学校での避難訓練・引き渡し訓練をはじめ、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立および学校防災力の強化を図ります。

◆通学の安全確保

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行うなど、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

また、学校統廃合により遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの導入を図ります。



通学の様子

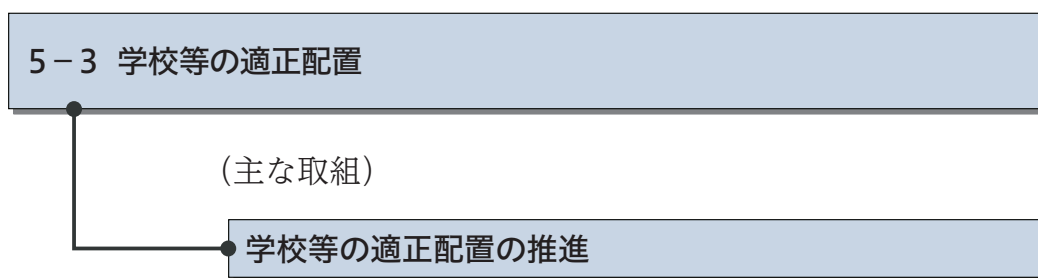
施策3 学校等の適正配置

【施策の方向性】

市内の公立学校等は、幼稚園 16 園、小学校 29 校、中学校 12 校、義務教育学校 4 校ですが、合併以前の旧町村時代に建設された学校が多く、必ずしも現在のつくば市の実態にあった配置ではありません。

地域の実情に応じた「学校等の適正配置」を図るとともに、規模の適正化を進めます。

【施策体系】



◆学校等の適正配置の推進

「つくば市学校等適正配置計画（指針）」に基づき、社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や、通学距離の拡大および通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うに当たっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催し、審議・答申を行います。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

【施策の方向性】

つくばエクスプレス沿線開発地区の人口増加に伴い、必要給食数の急激な増加や給食センターの老朽化に対応するため「つくば市学校給食センター整備基本計画」の見直しを行い、安全で安心した給食を提供できるよう計画的に整備していきます。

また、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」により、地場産野菜の積極的導入を推進し、安全で安心した栄養バランスのとれた学校給食を提供していきます。

【施策体系】

5-4 学校給食の充実

(主な取組)

● 学校給食センターの整備

● 安全・安心な学校給食の提供

◆学校給食センターの整備

「つくば市学校給食センター整備基本計画」に基づき、学校給食センターの整備を推進し、給食施設の老朽化・児童生徒数の増加に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。

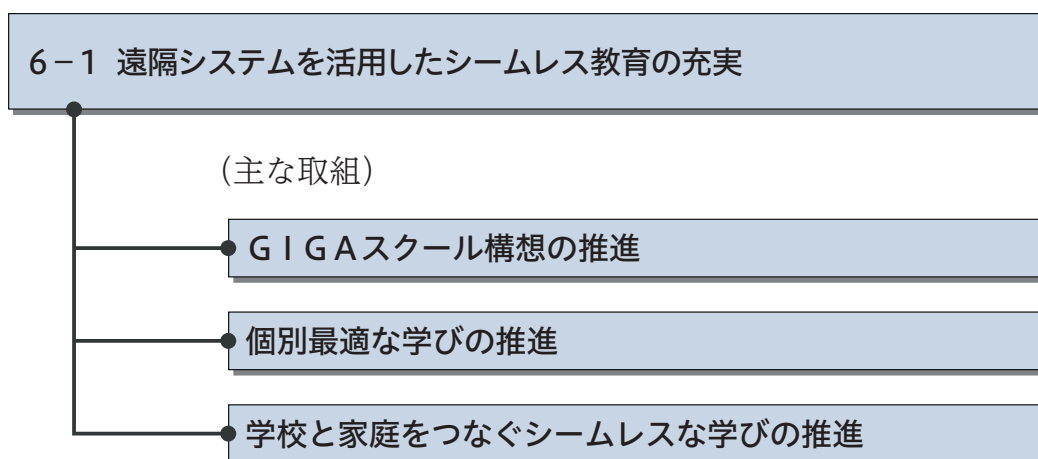
◆安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理および食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」により、地産地消を推進するために地元農家などからつくば市産野菜などを積極的に導入し、地場産物を取り入れた献立を提供します。また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を進めます。

施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実**【施策の方向性】**

通常登校時、緊急時、休校時、いずれにおいても双方向による問題解決型学習を展開できるようなインフラ整備が喫緊の課題としてあげられていることから、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の早期実現を図り、遠隔システムを利用した学校と家庭で切れ目のないシームレス教育の充実を進めます。

また、クラウド型教育グループウェアを利用することで、学校と家庭をシームレスにつなぐ、対話的で深い学び、個別最適な学びを実現します。

【施策体系】

◆GIGA スクール構想の推進

文部科学省が掲げる「GIGAスクール構想」の1人1台の学習端末整備、高速ネットワークの整備を実現し、いつでもどこでもICTを活用した学びや指導を可能にします。自宅にパソコンなどの学習端末がない児童生徒には、学校で使用している学習用端末の持ち帰りを可能にし、家庭でもICTを活用した学習ができるようにします。

これらの環境を活用することで、個別最適な学びや協働的な学びを推進します。

◆個別最適な学びの推進

問題解決学習において、1人1台の学習端末を活用し、自分の問いや興味・関心に応じて、自分の方法やペースで多くの情報を収集・吟味しながら探求し、他の児童生徒の多様な意見に触れながらより考えを深める学習を目指します。

併せて、これらのICT活用を適切に進めていくために、情報リテラシーおよび情報モラルに関する指導も計画的に行います。

また、教員は、ネットワークを活用し、学習履歴などのデジタルデータを分析し、自己の授業の振り返りを行い、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた指導を行います。

◆学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進

「GIGAスクール構想」により学校でも家庭でも学習用端末が利用できるようにし、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学べるようにすることで、それぞれの興味やねらいに即した学びを自分なりに進めることができるようになります。

また、クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

さらに、遠隔的な学びのシステムとして学校・家庭間の切れ目をなくすことで、感染症の拡大等により登校できない事態が生じた場合も、家庭においても学校と同じように学習ができるようになります。

これらの観点から、児童生徒の学びを深め、保障するために、学校と家庭をつなぐシームレスな学びを推進します。

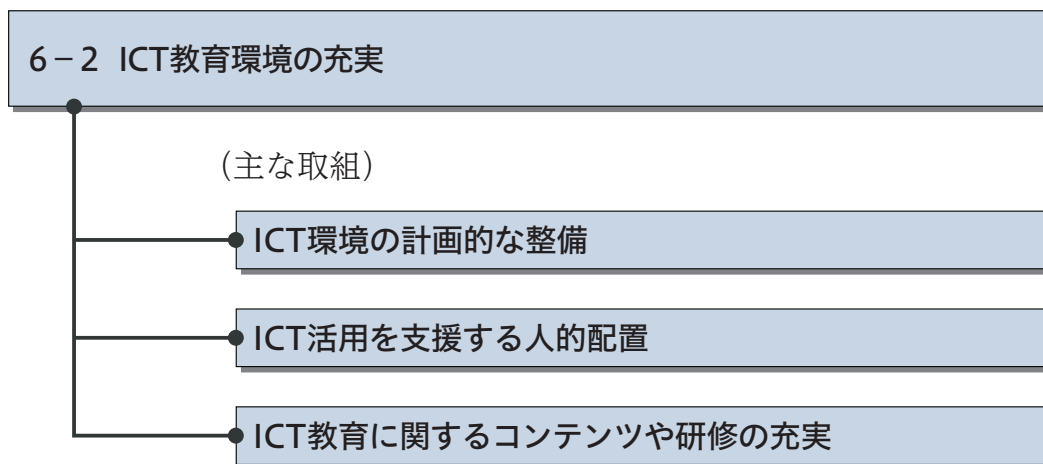
施策2 ICT教育環境の充実

【施策の方向性】

昭和52年（1977年）から進めているICT教育について、クラウド型教育グループウェア、e-ラーニングシステム「つくばチャレンジスタディ」、電子掲示板およびテレビ会議システムなど、子どもたちの個別最適な学び、協働的な学びを促すICT環境の整備を進めます。

また、電子黒板やデジタル教科書など、効率的に授業が展開できる環境を整備します。併せて、教員の指導を充実させるためのコンテンツの整備や研修の充実を図ります。さらに、ICT活用を支援する人員の配置を進めます。

【施策体系】



◆ICT 環境の計画的な整備

「G I G A スクール構想」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要な ICT 環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全配備、学習者用端末全児童生徒 1 人 1 台配備、高速大容量インターネット環境の増強を、ソフト面では、クラウド型教育グループウェア、テレビ会議システム、学習者用デジタル教科書の整備を進めます。



ICT を活用した授業の様子

◆ICT 活用を支援する人的配置

各学校の ICT 環境の整備、整備後のクラウド環境、ICT 機器が円滑かつ効率的に運用できるように、指導員や支援員の配置を進めます。

◆ICT 教育に関するコンテンツや研修の充実

教員が安心して ICT を活用した授業を行うことができるようにするために、指導の事例集や指導に必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、ニーズに応じてオンラインや学校訪問によって行えるような体制を整えます。

施策1 図書館サービスの充実

【施策の方向性】

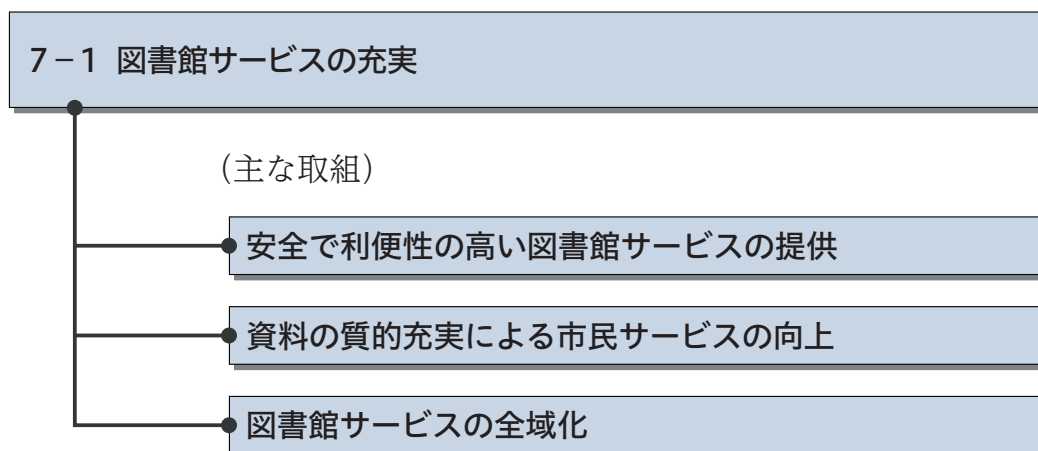
中央図書館をはじめ、4か所の交流センター図書室の整備を進めるなど図書館サービスの充実を目指します。

老若男女問わず誰もが簡単に本を借り、調べ物ができるようユニバーサルデザイン化を図ることで安全で利便性の高い図書館の提供に努めます。

また、積極的に広報活動を行い認知度を高めるとともに資料の質的充実による市民サービスの充実を図るなど図書館の利便性向上に努めます。

図書館が市民にとって最も身近な学習の場として利用できるよう、中央図書館と4交流センター図書室との連携強化を進めます。

【施策体系】



◆安全で利便性の高い図書館サービスの提供

生涯学習の中心拠点となる図書館における利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

中心地区と周辺地区における地域間格差の解消を図るため、中央図書館・自動車図書館の運営や視聴覚センター（アルスホール）の維持管理などを展開します。

また、気軽で自由な図書館利用を促進するため、自動車図書館車両を活用した「ライブラリーピクニック」を行い、会話や飲食可能な、図書館外での読書環境と集いの場を提供します。

さらに、大学図書館などと連携を図り、つくばならではの図書館サービスを提供していきます。

◆資料の質的充実による市民サービスの向上

公立図書館として、市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究に応えることのできる資料を収集・保存し、資料の質的充実を図るとともに、図書館職員の調査研究支援能力の充実を図り、市民サービスの向上を目指します。

◆図書館サービスの全域化

市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

つくば市の読書活動の中心拠点となる中央図書館と4か所の交流センター図書室（谷田部・筑波・小野川・荃崎）との一体的なサービスを充実させるとともに、自動車図書館およびそのステーションを増やし、さらに、そのほかの交流センター図書室と連携することにより図書館空白地帯をなくし利用者の利便性向上を図ります。



自動車図書館

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備

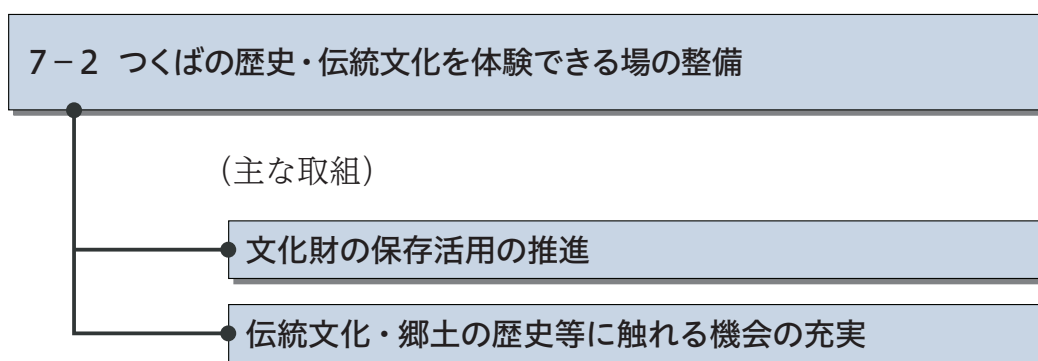
【施策の方向性】

つくば市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

【施策体系】



◆文化財の保存活用の推進

つくば市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

◆伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設および市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。



小田城跡歴史ひろば

基本方針

8

つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

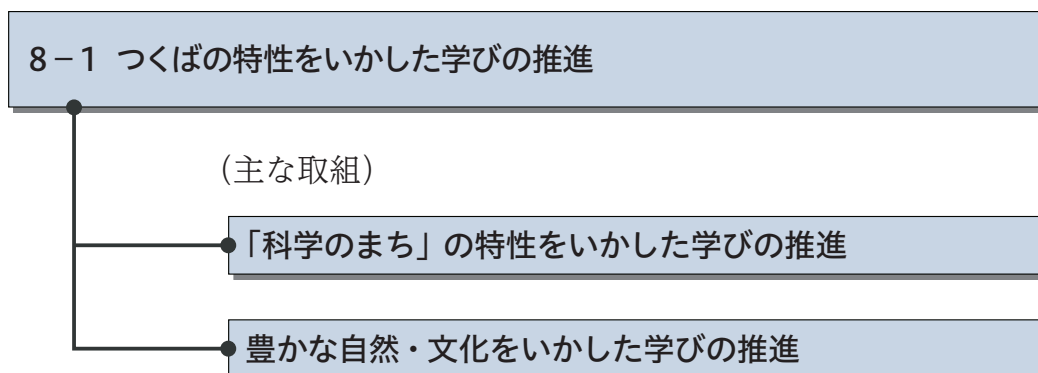
【施策の方向性】

つくばには、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化して子どもたちが科学に触れる場を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、つくばには、関東の名峰筑波山をはじめとして、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年(2016年)には、筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身につける施策を展開します。

【施策体系】



◆「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

最先端の研究・教育機関が集積するつくば市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっこ博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成する STEAM※教育を推進します。

※STEAM：STEAMとは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の頭文字をとったもの。



つくば科学フェスティバル

◆豊かな自然・文化をいかした学びの推進

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

「学び」を支える協働体制を充実する

施策1 社会全体で支える子どもたちの学び

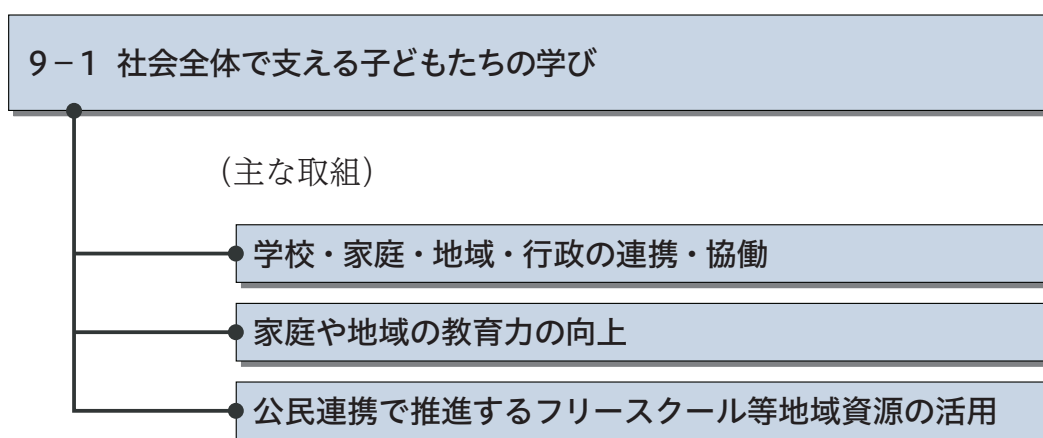
【施策の方向性】

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。今まで以上に学校・行政と家庭・地域とのコミュニケーションを活性化し、社会全体で子どもたちの学びを支えます。

また、これまでの家庭教育学級に加え、オンライン講座など新しい形の家庭教育を展開するとともに、より多くの地域・家庭にアウトリーチし、学校・行政と家庭・地域の結びつきの強化を図ります。

さらに、民間の運営するフリースクールや、各種地域スポーツクラブなど、様々な教育的資源を活用し、公民が連携する体制をつくりま

【施策体系】



◆学校・家庭・地域・行政の連携・協働

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、児童生徒たちの豊かな成長を支えていきます。

また、ホームページを利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、「出張教育委員会」など、地域の声を聴く機会の創出を目指します。

◆家庭や地域の教育力の向上

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

家庭教育学級への参加が難しい働く保護者にむけて、職場での家庭教育学級、オンライン講座や動画配信などの学びの場を提供していきます。

◆公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用

不登校の児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、公民連携のフリースクールを運営します。運営に当たっては、地域の人材や学生ボランティアなどを活用し、個に応じた様々な学習機会を提供していきます。

また、地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動についても、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用から、地域スポーツ団体などの活用を進め、地域が支える部活動を目指します。

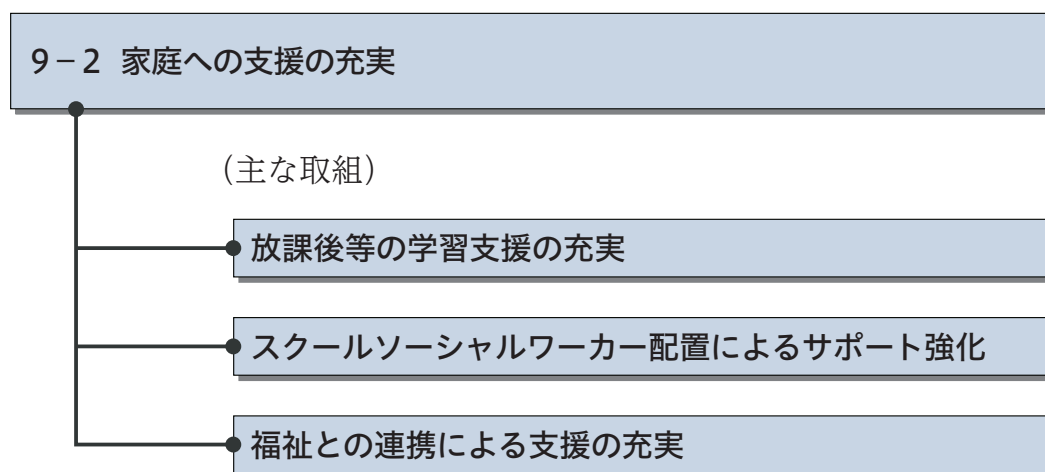
施策2 家庭への支援の充実

【施策の方向性】

つくばが目指す学びを実現するために家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする学校家庭学習支援システム「つくばチャレンジングスタディ」や地域の人材を活用した「つくば未来塾」により、家庭における学習支援を充実させます。

また、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携など家庭に対するサポート・支援を強化します。

【施策体系】



◆放課後等の学習支援の充実

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「つくばチャレンジングスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

◆スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。

また、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、家庭それぞれの課題の解決に向けて取り組みます。

◆福祉との連携による支援の充実

市では、経済的に困難を抱える世帯の子どもを対象に、学習支援や安心できる居場所の提供を目的に、「つくばこどもの青い羽根学習会」を実施するなど、貧困の連鎖を防ぐ取り組みを進めており、関連する福祉部局と連携しながら積極的に対象者を各種事業へとつないでいきます。

福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう教育と福祉が連携を図りながら、教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

Ⅳ 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、各所管課だけではなく、国・県の関係機関をはじめ、本計画に関係する学校や家庭、地域社会との連携が不可欠です。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』を達成するため、各主体には本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画により推進する事業の実施状況については、定期的に検証を行い、外部の有識者による点検・評価を行いながら、効率的な教育行政を推進します。

また、点検・評価の結果については報告書にとりまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に提出・公表することで市民への説明責任も併せて果たすこととします。

V 資料編

1. 委員会設置要項

(設置)

第1条 第3期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校長
- (4) 教職員
- (5) 幼稚園長
- (6) 教育委員
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）12月1日から施行する。

2. 委員名簿

(1) 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員 (令和元年度)

	氏名	所属
委員長	宮寺 晃夫	筑波大学名誉教授
委員	根津 朋実	筑波大学教授
委員	加藤 崇英	茨城大学教授
委員	上田 孝典	筑波大学准教授
委員	小野村 哲	つくば市教育委員
委員	根本 一城	つくば市 PTA 連絡協議会会長
副委員長	土田 十司作	つくば市学校長会会長
委員	野口 光広	つくば市教頭会会長
委員	田地 英樹	つくば市教務主任会会長
委員	藤ヶ崎 郁子	つくば市幼稚園長会会長

(2) 第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員 (令和2年度)

	氏名	所属
委員長	宮寺 晃夫	筑波大学名誉教授
委員	根津 朋実	早稲田大学教授
委員	加藤 崇英	茨城大学准教授
委員	上田 孝典	筑波大学准教授
委員	小野村 哲	つくば市教育委員 (令和2年12月24日まで)
委員	長橋 進也	つくば市 PTA 連絡協議会会長
副委員長	和田 雅彦	つくば市学校長会会長
委員	額賀 敏行	つくば市教頭会会長
委員	鈴木 孝至	つくば市教務主任会会長
委員	宮本 由美子	つくば市幼稚園長会会長

3. 策定経過

年月日	主な議題
令和元年12月19日	第1回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・つくば市教育大綱（案）の概要説明 他
令和2年8月6日	第2回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画策定の進捗と枠組み 他
令和2年10月7日	第3回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画策定の枠組み 他
令和2年11月9日	第4回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の枠組み及び素案 他
令和2年11月27日	第5回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の素案 他
令和2年12月17日	第6回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の素案 他
令和3年3月8日	第7回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について 他

つくば市教育委員会

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育局教育総務課

T E L 029-883-1111(代表)

F A X 029-868-7608

様式第 5 号（第 10 条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：第3期つくば市教育振興基本計画（案）】

令和3年（2021 年） 3月
つくば市教育局教育総務課

■ 意見集計結果

令和3(2021年)1月22日から令和3(2021年)2月21日までの間、第3期つくば市教育振興基本計画(案)について、意見募集を行った結果、19人(団体を含む。)から57件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	人
郵便	人
電子メール	人
ファクシミリ	人
電子申請	19人
合 計	19人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 計画の基本理念・全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本理念には「夢」という言葉が入っているが、基本目標に「夢」の文字や連想させる言葉が見当たらない。	1件	各基本目標を達成することにより、基本理念の実現に繋がるものと考えています。そのため、各基本目標に「夢」に関する文言がなくても、それらを達成することで、夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」が実現できるものと考えています。
2	つくば市教育大綱に基づいていないのではないかと。また、「イエナプラン」を取り入れてほしい。	2件	本計画は、学識経験者、保護者、教職員、教育委員で構成するつくば市教育振興基本計画策定委員会において、つくば市教育大綱の理念を踏まえて議論し、作成を進めてきました。 「イエナプラン教育」の考え方

			も一部取り入れており、今後も研究していきます。
3	以前の教育方針は個人個人に寄り添うのではなく、全体に合わせないと取りこぼされる感じであった。 多様性をむやみに否定しないような社会になってほしい。	1件	つくば市教育大綱では、本市教育が目指す最上位の目標を「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としており、各人の違いが受容され、人とひとがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育の実現を目指しています。 今後も、一人ひとりの多様性を大切にしていきたいと考えています。
4	「つくば市教育大綱の実現に向けて」の文章中、「一人ひとりが自己実現できる能力」という表現については、教育大綱上の「善き生の実現能力」の表現の方が、意味が深長であると感じる。	1件	御意見を参考に、修正します。 (後述の「修正の内容」を御参照ください。)

○ 基本目標1 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本目標1の「幸せな人生を送る」の主語と「大切にする」の主語が異なるので、「幸せな人生を送るために」は必要ないのではないか。	1件	本計画は、つくば市教育大綱の理念を具現化するものであるため、つくば市教育大綱の理念を反映する表現としています。
2	小中学校の頃から、数学トポロジーをはじめとした高度なテーマについて、興味を持ち学べる環境を維持してほしい。	1件	本計画は、子どもたちが自分の興味のあることを主体的に学ぶことができる教育の実現を目指すものです。頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	小中一貫教育の推進について、2018年の検証委員会では小中一貫教育について、「地	1件	小6問題については、6年生の自己肯定感の向上のために、各義務教育学校において、教育活

	域の格差解消の点でも、中一ギャップがなくなるという点でも、小6問題もあり」と指摘されています。小中一貫教育の積極的な推進には反対します。		動における6年生の活躍の場の設定に工夫するなど課題への取組を進めています。今後も、御指摘の点にも配慮しながら、小中一貫教育の実施に努めていきます。
4	幼児教育における遊びの大切さについて入れてほしい。	1件	基本方針1の「施策2 幼児教育の充実」及び「施策3 学校外の学びの充実」の中で言及しています。
5	「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を図る」とあるが、スムーズに移行できない子が残されることに繋がるのではないかと「誰一人取り残さない」ことや「各人の違いが受容される」ことが忘れられているのではないかと子どもの声を聴く重要性を感じる。	1件	本計画では、一人ひとりの学びを大切にして、個性が花開く教育を推進することを目標としています。この「スムーズ」とは、全体に合わせることを目的とするのではなく、個々人の個性に合わせて、段階的な成長を目指すものです。そのためには御指摘のように子どもの声に耳を傾けることが大切であると考えています。
6	幼稚園の話が主で、保育所は具体策がないように感じた。早く幼保一元化（一体化）を進めてほしい。	1件	公立保育所についての具体策等については、こども部で別定めるところです。保育所との連携については、御意見を子ども部と共有していきます。
7	「芸術文化活動の推進」と「読書活動の推進」を比べると、後者の方が詳細に書かれているが、いずれも「表現方法を学ぶ」という意味では同じ括りに入ると考えられるが、読書だけ「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と位置付けるのは、基本方針3と反するようにとれないか。	1件	各芸術文化活動も、読書と同じく豊かな心を育む上で重要であると考えます。 基本方針2の施策1「豊かな心の育成」に掲げる各取組を通じて豊かな心の育成を図ります。

8	主な取組「いじめを防止する取組の充実」について、実際に子どもがいじめられていると訴えた際の学校側の対応について、事なかれ主義に陥らず、子どもに寄り添った対応ができるよう、しっかりと目の前の子どもに向き合ってほしい。	1件	御意見を参考に、修正します。 (後述の「修正の内容」を御参照ください。)
9	「いじめを防止する取組の充実」について、複数の目でチェックすることが目的であれば、教科担任制の導入ではなく、小中学校ともに複数担任制の導入をしてほしい。	1件	本市では、いじめ問題に対しては、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応をすることとしており、教員は組織で子どもたちを見守るよう取り組んでいます。御意見は今後の参考とさせていただきます。
10	「感染が広がった場合における対応」の「感染者及び家族などへの差別・偏見・誹謗中傷が生じないように十分な注意」とあるが、行政的な対応として弱いのではないか。「差別・偏見・誹謗中傷を生じさせないための教育の徹底」にしてはいかがか。安心できるコミュニケーションの場をつくってほしい。	1件	基本方針2の施策3「学びの場の感染症対策の徹底」に示す取組をとおして「学びの場の感染症対策の徹底」を図っていきます。
11	感染症について、子どもが自ら調べ、学び、多様な意見を知り、正しい知識に基づいて自ら感染対策ができるような教育を目指してほしい。	1件	本計画は、基本目標として子ども一人ひとりの自らの「学び」を大切にすることを掲げています。基本方針2の施策3「学びの場の感染症対策の徹底」に示す取組をとおして、御指摘のように主体的に感染症対策ができるような教育を進めていきます。
12	基本方針3の体系上の項目	1件	基本方針3の施策1「共生社会

	として、障害のある子どもたちへの支援を明記し、支援を更に拡充してほしい。		に向けたインクルーシブ教育の推進」の施策の方向性に示すとおり、本市では、とくに障害のある子どもたちが積極的に社会に参画し、地域の一員として活躍できる環境を整えるインクルーシブ教育の推進を目指しており、その推進を体系上の項目として記載しています。 また、本計画に基づき、障害のある子どもたちへの支援の充実を図ります。
13	学校でUDフォントの使用を徹底してもらいたい。	1件	現在、学校で作成する資料等にUDフォントの採用を広げているところです。また、今年度、児童生徒に配布される一人一台端末にはUDフォントが標準装備される予定です。 最新の研究結果では「読み書きに困難がある場合に、必ずしもUDフォントのみが最適ではなく、それぞれに読みやすいフォントがある。」ということがわかってきたため、今後は、一人ひとりが認識しやすい（読みやすい）フォントへの対応も考えていきます。
14	「インクルーシブ教育の推進のための条件整備」について。特別支援教育支援員の配置、医療的ケア児のための看護師配置などインクルーシブ教育推進のための条件も明記してはどうか。	1件	インクルーシブ教育の推進は非常に大切であると考えているため、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」に、「通常学級担任と特別支援教育支援員」の連携のための	1件	御指摘の支援交流の時間の確保については、現在においても、特別支援教育支援員が希望する勤務時間内で、学級担任との時

	「支援交流の時間」（話し合う時間）の確保を加えてはどうか。また、特別支援教育支援員の研修講座の開催を加えてはどうか。		間の共有が難しい中で、工夫をしながら情報共有を図っています。同様に、研修講座の開催についても、現在、毎年実施していることから、改めての記述は難しいと考えます。
16	「帰国・外国人児童生徒の支援」の取組や、「個に応じた様々な学習機会」の提供として、夜間中学校の設置を検討してほしい。	2件	近隣自治体の実施状況を見ながら、今後の参考とさせていただきます。
17	「市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施」で、「障害者の生涯学習」について明記された点は高く評価できる。その具体化のために、地域交流センターの1つに、障害者の生涯学習講座を開設する機能を持たせてほしい。	1件	地域交流センターを活用した障害者向け講座の展開については、第3次つくば市生涯学習推進基本計画（現在策定中）の39ページ「障害者の生涯学習関連事業」で展開する予定です。
18	「だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進」に、障害者の生涯学習の振興を加えてほしい。	1件	基本方針3の「施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進」の「だれもが」には、障害者も含まれています。また、第3次つくば市生涯学習推進基本計画（現在策定中）でも、障害者の生涯学習に取り組んでいく予定であるため、頂いた御意見は同計画において参考にさせていただきます。
19	地域交流センター等のWi-Fi環境の整備をしてほしい。	1件	生涯学習に取り組むに当たって、施設の充実は御意見のとおり重要であると考えています。他方で、現在の施設は大幅な改修が必要な場合もあり、本計画年度内で実施することは大変困難です。中長期的な課題として、御意見を参考にさせていただきます。

○ 基本目標2 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本目標2について、学びの多様性と個性が花開くことは別次元のことなので、それぞれ独立した2つの目標に分割してはどうか。	1件	本計画は、つくば市教育大綱の理念を具現化するものであるため、つくば市教育大綱の理念を反映する表現としています。
2	ハラスメント防止の研修を徹底してほしい。	1件	教職員に対するハラスメント防止研修については、各学校における校内研修で確実に実施するようにしています。
3	特別支援学級担任向けの研修の充実を図ってほしい。	2件	特別支援学級担任向けの研修は県教育委員会が主催する悉皆研修や希望研修があるため、本市では県主催の研修日程や内容を確認し、重複しないよう配慮して実施しています。 しかし、必要な研修内容は教員ごとに違いがあるため、校内研修や授業研究も大切であることをこれまでも学校に伝えてきましたが、引き続き本市主催の研修の充実とともに、学校全体で特別支援教育の理解を踏まえた学級経営力や指導力の向上を目指します。
4	「働き方改革」により、教職員の残業時間を減らす取組を進めてほしい。	1件	本市では、教職員の働き方改革を推進するため、令和元年度に「教員の働き方改革に関する実行計画」を策定しました。本計画に基づき、引き続き学校の環境整備や教職員の業務適正化等に取り組んでいきます。
5	学校のトイレの洋式化及び小便器を新型に変えてほしい。	1件	トイレの洋式化については、計画的に整備を進めているところです。また、小便器の形状については、今後、検討していきま

			す。
6	学校が必要とする管理備品の購入に対応できる予算を確保してほしい。	1件	学校で必要な管理備品の購入ができるよう、教育予算の十分な確保に努めていきます。
7	学校の防災体制の確立については、教職員の負担を増やさずに、地域が中心となしてほしい。	1件	御指摘のように、防災体制は地域が中心になるものであると考えます。市として、学校を含めた地域の防災力の向上に努めていきます。
8	スクールバスの導入は、学校の統廃合を前提としているが、現在、遠距離通学をしている児童生徒からスクールバス導入の要望がある場合は検討してほしい。	1件	御指摘のとおり、本市では、スクールバスの運行は学校の統廃合に際し、廃校により相当な長距離通学となった地区を対象に、児童生徒の登下校の安全性や身体的な負担を軽減するために運行しています。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
9	少人数学級の実現と、それを目標にして、学区を柔軟に変えることができることを明記してほしい。食育の充実や、給食センターの見学や自校式給食、地産地消等についても明記してほしい。	2件	一学級当たりの児童生徒の定数の減少については、市だけで実施していくことは困難であり、国や県に対して要望等を行っていく必要があることから、記述は難しいと考えます。また、学区の設定については、地域住民の意向等を踏まえて設定する必要があるため、本計画上での記述は難しいと考えています。 食育の充実については、基本目標1基本方針2施策2の主な取組「保健学習・食育の充実」の中で明記しています。 施設の整備や見学については、諸条件があるため本計画において記述するのは難しいと考えますが、地産地消を進めることに関しては、基本目標2基本方針5施策4の「学校給食の充実」

			の中で明記しています。
10	G I G A スクール構想の推進に当たって、健康面での悪影響が心配される。	2件	G I G A スクール構想の推進に当たっての健康被害については、これまで国の機関等から問題ないとの発表や説明がされていることから、現時点では特段の対応は考えていませんが、今後も子どもの健康状態に留意していきます。
11	体調不良の際に無理して登校しなくてよいように、Teams や Zoom などの汎用アプリで授業をオンライン中継してほしい。	1件	基本方針6の施策1「遠隔システムを利用したシームレス教育の充実」として、すでに御指摘のアプリを使用しています。今後とも遠隔システムを利用した学校と家庭での切れ目のないシームレス教育の充実を進めます。
12	ICT を活用することが目的となってしまうように思う。ICT 活用は手段であって目的ではないのでは。学校ではオリジナルのアプリを使っていると聞いたが、実社会に役に立たないと思う。	1件	つくば市では、個別最適な学びと協働的な学びを推進するという目的のために、手段として ICT を活用しています。御指摘のように、目的と手段が混在することがないように注意していきます。また、活用しているソフトはプレゼンだけを目的としたものではなく、教育用に開発されたグループウェアです。このソフトを使うことにより、様々な主体的、対話的な学びため活用ができるようになっていきます。
13	中央図書館の蔵書を2倍以上にして、質的、量的な向上をしてほしい。	1件	蔵書の質的な向上に努めるとともに、量的な部分については、現行施設では収蔵スペースの不足などの課題もありますが、引き続き市域全体の図書館サービスの充実化に向け検討していきます。

○ 基本目標3 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本目標3について、地域に支えられることを推進するという表現は日本語として違和感がある。「地域に支えられ、」は削除した方が良いのではないか。	1件	本計画は、つくば市教育大綱の理念を具現化するものであるため、つくば市教育大綱の理念を反映する表現としています。 子どもたちの育ちの場は、学校だけではなく、地域や家庭と、それぞれの特性を活かすことで補完し支え合う関係性が重要になるものと考えするため、「地域に支えられ、」という表現を大切にしています。
2	つくば市の自然をいかすためにも、子どもが自由に遊べるプレイパークの常設を希望する。	1件	本市には、プレイパーク活動を自主的に開催して運営する団体が利用できる「流星台プレイパーク」（つくば市流星台59番地）があります。このプレイパークは、自然をいかし、子どもたちが自己責任のもと想像力で工夫して遊びを作り出すことができる遊び場です。 その他にも、本市には豊かな自然が数多くあるため、家庭や地域においても、ぜひ御活用ください。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	本計画の目標達成はどのように評価するのか。	3件	本計画は、つくば市教育大綱の理念を反映した教育施策の考え方を示した基本計画として位置付けています。 本計画により推進する事業の実施状況については、定期的に検証を行い、外部の有識者による点検・評価を行いながら、ホームページ等で公表していきます。
2	親としてどのような役割が求められているのかが分からない。	2件	御家庭で、学校の教育活動や地域の行事に対して、子どもに寄り添って趣旨を御理解いただきながら参画していただくことにより、学校・家庭・地域間での連携をより深めていくことができ、共に学び育ちあう教育へと繋がるものと考えています。
3	市立の高等学校を設置してほしい。	2件	市立高等学校の設立及び運営は、大規模な設備投資やランニングコストが伴います。 現在、児童生徒数の急増に対応するため、小中学校の建設が差し迫っていることによる、財政状況の観点から、また、市立高等学校の設置に際しては教職員の採用や育成も市が担うことになり、教育の質の確保の観点から、現時点では難しいと考えています。
4	県立の高等学校を設置してほしい。	1件	県立高等学校の設置については茨城県が行う事務として位置付けられています。そのため、その新設については、平成29年度から茨城県へ要望しており、ま

			た、今後も県に対して引き続き要望していきます。
5	特別支援学級担任の指導方法において、個人差が大きいケースがある。	3件	つくば市では、全ての教員が特別支援教育についての理解を深め、適切な指導ができることを目指す必要があると考え、市が主催する研修の対象を特別支援学級担任だけでなく、管理職や教務主任、生徒指導主事等にも広げています。併せて、通常の学級では発達障害の児童生徒も含め誰もがわかるユニバーサルデザイン授業の推進を図っているところです。 今後も引き続き研修内容及び方法等については、その成果を検証し改善しながら充実させていくように努めます。 個別にお困りのことについては、その旨を学校または特別支援教育推進室まで御相談ください。適切な対応につなげるようにします。
6	教員の自由裁量をもっと多く保証してほしい。	1件	学校運営や学級運営については、教育委員会としても各教職員の自由裁量を尊重しています。頂いた御意見につきまして、各学校長とも話し合いながら、参考にさせていただきます。
7	筑波大学の発達障害への取組を市政で実現してほしい。	1件	筑波大学の発達障害に対する取組などについて、今後の特別支援教育の参考にさせていただきます。
8	読む人の負担にならないような文章を心がけてほしい。	1件	今後の計画策定に当たっては、御意見を参考にさせていただきます。

■ 修正の内容

○ 学びのイノベーション ～「教え」から「学び」へ～ について

修正前	修正後
8 ページ つくば市教育大綱の実現に向けて 本大綱では、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とし、違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが <u>自己実現</u> <u>できる能力</u> <u>や社会力※</u>を育てることとしています。	8 ページ つくば市教育大綱の実現に向けて 本大綱では、一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とし、違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが <u>善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力</u>や社会力※を育てることとしています。

○ 基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む 施策1 豊かな心の育成 について

修正前	修正後
20 ページ 【施策の方向性】 いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、 <u>学校・家庭・地域</u> <u>が</u> <u>連携した</u> <u>防止策を展開</u> <u>し</u> ます。	20 ページ 【施策の方向性】 いじめ問題については、学校が抱える大きな課題の一つであり、「<u>つくば市いじめ防止基本方針</u>」に<u>基づ</u> <u>き、学校・家庭・地域・行政・関係</u> <u>機関が密接に連携し</u> <u>防止策を展開</u> <u>していきます。さらに、いじめ問題</u> <u>にかかわる教職員の理解を深めるた</u> <u>め、研修内容の充実を図ります。</u>
21 ページ ◆いじめを防止する取組の充実 教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守り <u>を強化し</u> ます。	21 ページ ◆いじめを防止する取組の充実 教科担任制や相互乗入授業により、教員の子どもたちへの見守りと <u>関わりを強化し、状況の把握を行う</u> <u>ことで、いじめの早期発見と的確な</u> <u>対応に努めていきます。</u>

○ 基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援について

修正前	修正後
29 ページ ◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実 教育相談センターでは、<u> </u> <u> </u>相談事業<u>だけでなく、</u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。 <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	29 ページ ◆いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実 教育相談センターでは、<u>いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活サポーターによる学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、</u>教育支援センター「つくしの広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。 <u>いじめ問題については、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。</u>

○ 委員会設置要項、委員名簿、策定経過の追加 について

修正前	修正後
	以下のとおり、委員会設置要項、委員名簿、策定経過を追加

委員会設置要項

第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項
(設置)

第1条 第3期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第3期つくば市教育振興基本計画

策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）第3期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）
の策定に関すること。

（2）その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者12人
以内をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者
- （3）学校長
- （4）教職員
- （5）幼稚園長
- （6）教育委員
- （7）その他教育長が必要と認める者

（委嘱期間）

第4条 委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）12月1日から施行する。

委員名簿

第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員（令和元年度）

	氏名	所属
委員長	宮寺 晃夫	筑波大学名誉教授
委員	根津 朋実	筑波大学教授
委員	加藤 崇英	茨城大学教授
委員	上田 孝典	筑波大学准教授
委員	小野村 哲	つくば市教育委員
委員	根本 一城	つくば市 PTA 連絡協議会会長
委員	土田 十司作	つくば市学校長会会長
委員	野口 光広	つくば市教頭会会長
委員	田地 英樹	つくば市教務主任会会長
委員	藤ヶ崎 郁子	つくば市幼稚園長会会長

第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員（令和2年度）

	氏名	所属
委員長	宮寺 晃夫	筑波大学名誉教授
委員	根津 朋実	早稲田大学教授
委員	加藤 崇英	茨城大学教授
委員	上田 孝典	筑波大学准教授
委員	小野村 哲	つくば市教育委員（令和2年12月24日まで）
委員	長橋 進也	つくば市 PTA 連絡協議会会長
委員	和田 雅彦	つくば市学校長会会長
委員	額賀 敏行	つくば市教頭会会長
委員	鈴木 孝至	つくば市教務主任会会長
委員	宮本 由美子	つくば市幼稚園長会会長

策定経過

年月日	主な課題
令和元年12月19日	第1回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・つくば市教育大綱（案）の概要説明 他
令和2年8月6日	第2回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画策定の進捗と枠組み 他
令和2年10月7日	第3回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画策定の枠組み 他
令和2年11月9日	第4回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の枠組み及び素案 他
令和2年11月27日	第5回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の素案 他
令和2年12月17日	第6回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期つくば市教育振興基本計画の素案 他
令和3年3月8日	第7回第3期つくば市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について 他